

島根県国民保護計画

【資料編】

令和6年3月

島 根 県

島根県国民保護計画 資料編

目 次

1	国民保護関係機関	1
(1)	国民保護措置の仕組み	1
(2)	関係機関の事務又は業務の大綱	2
(3)	関係機関連絡先	5
	・指定行政機関	5
	・指定地方行政機関	6
	・自衛隊	7
	・関係指定公共機関	8
	・指定地方公共機関	10
	・県(出先機関)	11
	・市町村(国民保護担当課、教育委員会)	12
	・消防本部	14
2	動員体制	15
(1)	県職員数	15
(2)	市町村職員数	19
(3)	市町村別消防職員数	20
(4)	市町村別消防団員数	21
3	市町村別推計人口・世帯数	22
4	通信	23
(1)	島根県防災行政無線局一覧表	23
(2)	地域衛星通信ネットワーク地球局一覧	33
5	輸送	35
(1)	緊急輸送道路一覧	35
(2)	道路管理者及び連絡先	43
(3)	旅客自動車一覧	44
(4)	県及び市町村が保有する車両(定員11名以上)一覧	45
(5)	鉄道施設(路線)一覧	47
(6)	鉄道車両一覧	48
(7)	港湾(係留施設)一覧	49
(8)	県管理漁港(係留施設)一覧	50
(9)	船舶一覧	51
(10)	飛行場一覧	52
(11)	災害用臨時ヘリポート一覧	53
(12)	航空機一覧	58

6 救援	59
(1) 避難施設等	59
① 避難施設一覧	59
② 収容施設として活用できる土地(仮設テント等の張場、応急 仮設住宅の建設適地)	76
(2) 備蓄物資	83
(3) 医療関係	84
① 病院	84
② 救護班(日赤島根県支部救護班、災害拠点病院救護班、島根 県医師会協力救護班)	85
③ 日本赤十字社島根県支部救護班常備資機材	86
④ 臨時の医療施設として想定される場所	87
⑤ 備蓄薬品の在庫場所、品名	88
⑥ 防疫薬剤等取扱業者	88
(6) 公営墓地	89
(7) 公営納骨堂	91
(8) 火葬場の能力	92

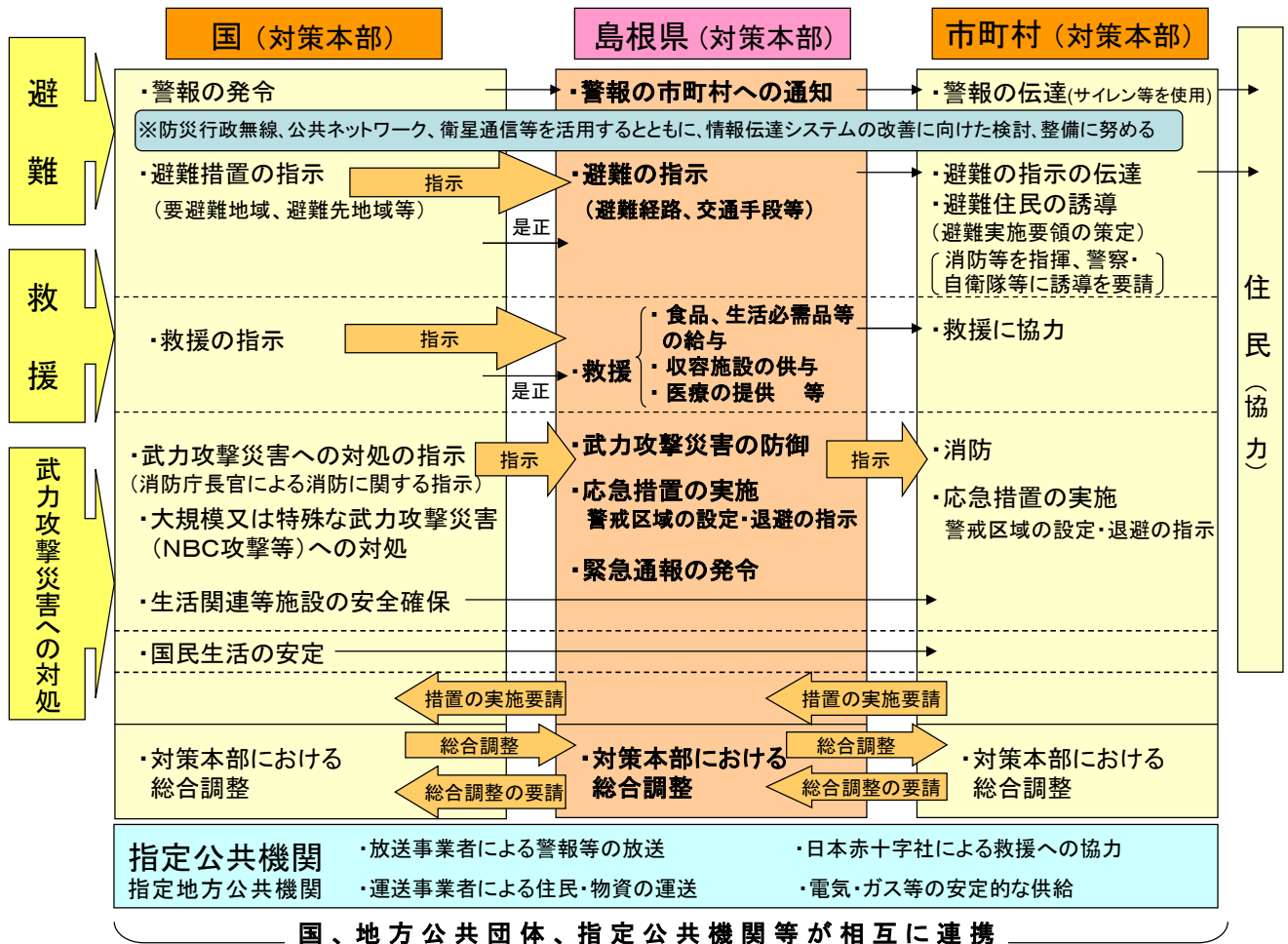
○資料

・ 島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	93
・ 島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部規程	95
・ 島根県危機管理対策本部設置要綱	129
・ 島根県危機管理連絡会議設置要綱	132
・ 住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての 基本的考え方(平成17年12月19日付け内閣官房副長官補付内閣 参事官及び国土交通省政策統括官付政策調整監通知)	135
・ 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な 考え方(平成17年環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省 生産局畜産部畜産企画課通知)	142
・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救 援の程度及び方法の基準(平成25年内閣府告示第229号)	144
・ 島根県の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	150
・ 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報 の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務 省令第44号)《安否情報報告様式》	160
・ 火災・災害等即報要領	169
・ 避難に関する事項報告様式	191
・ 被災情報報告様式	192
・ 避難実施要領の例	193

1 国民保護関係機関

(1) 国民保護措置の仕組み

国、県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは、下図のとおりである。



(2) 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
島根県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【市町村】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
中国財務局 (松江財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 2 金融機関等に対する特別措置の指示 3 国有財産の無償貸付等 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関 (浜田税関支署) (境税関支署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
中国四国厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療の指導及び監督 2 感染症の発生及びまん延の防止 3 保健衛生の確保
島根労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
中国四国農政局 (島根県拠点)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局 (島根森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
経済産業省中国四国産業 保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2 鉱山における災害時の応急対策
中国地方整備局 (浜田河川国道事務所) (出雲河川事務所) (松江国道事務所) (境港湾・空港整備事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
中国運輸局 (島根運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 (美保空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京・福岡航空交通管制部	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置

大阪管区気象台 (松江地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第八管区海上保安本部 (浜田海上保安部) (境海上保安部) (境海上保安部隠岐海上保安署)	1 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
中国四国地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
中国四国防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
【災害研究機関】	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
【放送事業者】	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
【運送事業者】	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
【電気通信事業者】	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
【電気事業者】	1 電気の安定的な供給
【ガス事業者】	1 ガスの安定的な供給
【水道事業者】 【水道用水供給事業者】 【工業用水道事業者】	1 水の安定的な供給
郵便業務を営む者	1 郵便の確保
【一般信書便事業者】	1 信書便の確保
【病院その他の医療機関】	1 医療の確保
【河川、道路、港湾、空港の管理者】	1 河川、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

(3) 関係機関の連絡先

【指定行政機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
内閣府	大臣官房 総務課	千代田区永田町 1-6-1	T:03-6257-1174 F:03-5510-0658	
	防災担当	千代田区永田町 1-6-1	T:03-3501-5408 F:03-3503-5690	
	原子力防災担当	千代田区永田町 1-6-1	T:03-3581-0373	
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞が関 2-1-2	T:03-3581-0141 (内線 5770) F:03-3597-8004	
警察庁	警備局警備運用部 警備第三課	千代田区霞が関 2-1-2	T:03-3581-0141 (内線 5770) F:03-3597-8004	
金融庁	総合政策局 総務課	千代田区霞が関 3-2-1	T:03-3506-6615 F:03-3506-6267	中防電話:4312
消費者庁	総務課	千代田区霞が関 3-1-1	T:03-3507-9135 F:03-3507-9275	中防電話:4361 中防 FAX:4369
こども家庭庁	総務課危機管理対策室	千代田区霞が関 3-2-5	T:03-6860-0147	
デジタル庁	戦略組織グループ BCP 担当	千代田区紀尾井町 1-3	T:03-4477-6675	中防電話:9684
総務省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関 2-1-2	T:03-5253-5090 F:03-5253-5093	中防電話:4821
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	千代田区霞が関 2-1-2	T:03-5253-7550 F:03-5253-7543	
法務省	大臣官房 秘書課広報室	千代田区霞が関 1-1-1	T:03-3592-5396 F:03-3592-7728	中防電話:5112 中防 FAX:5141
出入国在留管理庁	大臣官房 秘書課広報室	千代田区霞が関 1-1-2	T:03-3592-5396 F:03-3592-7728	中防電話:5112 中防 FAX:5141
公安調査庁	総務部総務課	千代田区霞が関 1-1-1	T:03-3592-2638 F:03-3592-6605	
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	千代田区霞が関 2-2-1	T:03-5501-8059 F:03-5501-8057	
	総合外交政策局 人権人道課	千代田区霞が関 2-2-1	T:03-5501-8240 F:03-5501-8239	
財務省	大臣官房総合政策課 政策推進室	千代田区霞が関 3-1-1	T:03-3581-7934 F:03-5251-2163	中防電話:5313 中防 FAX:5341
国税庁	長官官房 総務課	千代田区霞が関 3-1-1	T:03-3581-4161 F:03-3593-0401	
文部科学省	大臣官房 総務課法令審議室	千代田区霞ヶ関 3-2-2	T:03-6734-2156 F:03-6734-3590	中防電話:6477
スポーツ庁	政策課	千代田区霞が関 3-2-2	T:03-6734-2673 F:03-6734-3790	
文化庁	政策課	千代田区霞が関 3-2-2	T:03-6734-2806 F:03-6734-3811	
厚生労働省	大臣官房厚生科学課 災害等危機管理対策室	千代田区霞が関 1-2-2	T:03-3595-2172 F:03-3503-0183	
農林水産省	大臣官房 地方課災害総合対策室	千代田区霞が関 1-2-1	T:03-6744-2142 F:03-6744-7158	危機管理電:46301 危機管理 FAX:462
林野庁	連絡先は農林水産省 と同様	千代田区霞が関 1-2-1	T:03-6744-2142 F:03-6744-7158	
水産庁	連絡先は農林水産省 と同様	千代田区霞が関 1-2-1	T:03-6744-2142 F:03-6744-7158	

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
経済産業省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 1-3-1	T:03-3501-1327 F:03-3501-1704	危機管理電話:47102
資源エネルギー庁	長官官房総務課	千代田区霞が関 1-3-1	T:03-3501-2669 F:03-3501-2305	
中小企業庁	事業環境部 経営安定対策室	千代田区霞が関 1-3-1	T:03-3501-0459 F:03-3501-6805	危機管理電話:53101
国土交通省	大臣官房危機管理室	千代田区霞が関 2-1-3	T:03-5253-8974 F:03-5253-8891	
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷 1	T:029-864-6900 F:029-864-1807	
観光庁	総務課	千代田区霞が関 2-1-2	T:03-5253-8321 F:03-5253-1632	
気象庁	総務部 企画課	港区虎ノ門 3-6-9	T:03-3434-9074	中防電話:6011 中防 FAX:6041
海上保安庁	総務部 危機管理官	千代田区霞が関 2-1-3	T:03-3591-9822 F:03-3507-7435	
環境省	大臣官房総務課 危機管理・災害対策室	千代田区霞が関 1-2-2	T:03-5512-5010 F:03-3581-3360	中防電話:6111 中防 FAX:6141
原子力規制委員会 (原子力規制庁)	長官官房緊急事案対策 室	港区六本木 1-9-9	T:03-5114-2121 F:03-5114-2183	中央防災無線電話 :5421
防衛省	防衛政策局 運用政策課 統合幕僚監部参事官付	新宿区市谷本村町 5-1	T:03-3268-3111 F:03-5225-3022 F:03-5229-2136	
防衛装備庁	長官官房総務官付	新宿区市谷本村町 5-1	T:03-3268-3111 F:03-3268-3111	

【指定地方行政機関】（国の関係出先機関）

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
中国四国管区警察局	総務監察・広域調整部 広域調整第二課	広島市中区上八丁堀 6-30	T:082-228-6411 (内線 5521) F:082-228-3920	時間外 082-228-6412
中国総合通信局	防災対策推進室	広島市中区東白島町 19-36	T:082-222-3371 F:082-221-0075	
中国財務局	総務部総務課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	T:082-221-9221 F:082-502-3688	直通 082-228-6804
松江財務事務所	総務課	松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎内	T:0852-21-5231 F:0852-26-3134	
神戸税関	総務部総務課 総務第一係	神戸市中央区新港町 12-1	T:078-333-3010 F:078-333-3134	
浜田税関支署		浜田市長浜町 1785-16 浜田港湾合同庁舎内	T:0855-27-0366 F:0855-27-4180	
境税関支署	総務課	境港市昭和町 11 番地 18	T:0859-42-2228 F:0859-42-3893	
中国四国厚生局	総務課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館 2 階	T:082-223-8181 F:082-223-8155	
島根労働局	総務課	松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5F	T:0852-20-7004 F:0852-20-7023	
中国四国農政局	企画調整室	岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎	T:086-224-9400 F:086-235-8115	
島根県拠点	地方参事官室	松江市東朝日町 192	T:0852-24-7311 F:0852-27-8858	

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
近畿中国森林管理局	企画調整課	大阪市北区天満橋 1-8-75	T:06-6881-3402 F:06-6881-3415	
島根森林管理署		松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 6 階	T:0852-24-5452 F:0852-24-5454	
中国経済産業局	総務企画部 総務課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館	T:082-224-5615 F:082-224-5640	
中国四国産業保安監督部	管理課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 4 階	T:082-224-5753 F:082-224-5650	
中国地方整備局	統括防災官室防災室	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館	T:082-221-9231 F:082-227-2651	
中国運輸局	総務部 安全防災・危機管理課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	T:082-228-3439 F:082-227-9797	
島根運輸支局		松江市馬潟町 43-3	T:0852-38-8111 F:0852-37-2030	
大阪航空局	総務部 安全企画・保安対策課	大阪府中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第四号館	T:06-6949-6212 F:06-6945-8460	
美保空港事務所	管理課	境港市佐斐神町 2064	T:0859-45-6111 F:0859-45-6128	
東京航空交通管制部	総務課	所沢市並木 1-12	T:04-2992-1181 F:04-2992-1925	
福岡航空交通管制部	総務課	福岡市東区大字奈多字小瀬 抜 1302-17	T:092-607-7111 F:092-607-0474	
大阪管区气象台	総務部業務課	大阪府中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	T:06-6949-6327 F:06-6949-6079	
松江地方气象台	防災管理官室	松江市西津田 7-1-11	T:0852-22-3784 F:0852-22-3827	
第八管区海上保安本部	総務部総務課	舞鶴市字下福井 901	T:0773-76-4100(代) F:0773-76-4103	
浜田海上保安部	警備救難課	浜田市長浜町 1785-16	T:0855-27-0771 F:0852-27-0771	
境海上保安部	警備救難課	境港市昭和町 9-1	T:0859-42-2531 F:0859-42-2531	
中国四国地方環境事務所	総務課	岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎 11 階	T:086-223-1577 F:086-224-2081	
中国四国防衛局	企画部 地方調整課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	T:082-223-7142 F:082-223-0336	

【自衛隊】○武力攻撃事態等において、連絡調整を担当する部隊の長

部隊等の長	担当部署	所在地	電話	その他の連絡方法
陸上自衛隊 中部方面総監	総務部	伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	T:072-782-0001 (内線 2862) (当直 2259)	
海上自衛隊 舞鶴地方総監	防衛部	舞鶴市字余部下 1190	T:0773-62-2250 (内線 2222) (当直 2223)	
航空自衛隊 西部航空方面隊司令官	防衛部	春日市原町 3-1-1	T:092-581-4031 (内線 2348) (当直 2203)	

【関係指定公共機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
独立行政法人国立病院機構	本部 総務部総務課	目黒区東が丘 2-5-21	T:03-5712-5050 F:03-5712-5081	
	中国四国グループ	東広島市西条町寺家 513	T:082-493-6606 F:082-493-6616	
日本銀行	決済機構局 業務継続企画課	中央区日本橋本石町 2-1-1	T:03-3277-2148 F:03-3548-2317	
	松江支店 総務課	松江市母衣町 55-3	T:0852-32-1504 F:0852-32-2042	
日本赤十字社	救護・福祉部 救護課	港区芝大門 1-1-3	T:03-3437-7084 F:03-3435-8509	
	島根県支部 事業推進課	松江市内中原町 40	T:0852-21-4237 F:0852-31-2411	
日本放送協会	報道局 災害・気象センター	渋谷区神南 2-2-1	T:03-3465-1906 F:03-3465-1936	
	松江放送局 経営管理企画センター	松江市灘町 101-6	T:0852-32-0742 F:0852-32-0744	
西日本高速道路(株)	保全サービス事業本部 危機管理防災課	大阪市北区堂島 1-6-20 堂島アバンザ	T:06-6344-9298 F:06-6344-7186	
	中国支社 保全サービス統括課	広島市安佐南区緑井 2-26-1	T:082-831-4454 F:082-831-4576	
日本郵便(株)	総務室 危機管理担当	千代田区大手町 2-3-1 大手町プレイスエストラー	T:03-3477-0572	
	中国支社 松江中央郵便局	松江市東朝日町 138	T:0852-21-3600 F:0852-25-3429	
西日本電信電話(株)	設備本部サービスエンジニアリング部 災害対策室	大阪市都島区東野田町 4-15-82 NTT WEST i-CAMPUS B 棟 4 階	T:06-6490-7822	
	島根支店 設備部 災害対策室	松江市東朝日町 102	T:0852-20-7695 F:0852-20-7921	
中国電力(株)	地域共創本部(防災)	広島市中区小町 4-33	T:082-544-2764 F:082-544-2847	
	島根支社 総務・資材グループ	松江市母衣町 115	T:0852-27-1113 F:0852-32-0620	
中国電力ネットワーク(株)	保安防災部(防災)	広島市中区小町 4-33	T:082-544-2667 F:082-544-2684	
中国ジェイアールバス(株)	総務部総務課	広島市南区松原町 1-6	T:082-261-0512 F:082-264-2546	
	島根支店	出雲市駅南町 1-8	T:0853-21-0537 F:0853-21-8608	
西日本ジェイアールバス(株)	総務部総務課	大阪市此花区北港 1-3-23	T:06-6466-9977 F:06-6466-7310	
佐川急便(株)	C S R 推進部	京都市南区上鳥羽角田町 68 (東京本社)江東区新砂 2-2-8	T:03-3699-3340 F:03-3646-3977	
	中国支店 松江営業所	松江市平成町 182-41	T:0852-28-2662 F:0852-28-2676	
西濃運輸(株)	総務部	岐阜県大垣市田口町 1	T:0584-82-5000 F:0584-82-5040	
	日ノ丸西濃運輸(株) 松江支店	松江市東出雲町出雲郷 1637-1	T:0852-52-4111 F:0852-52-4112	
日本通運(株)	安全・品質・業務推進部	千代田区神田和泉町 2	T:03-5801-1190 F:03-5801-1983	
	松江支店	松江市平成町 182-9	T:0852-21-0202 F:0852-21-0204	

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
福山通運(株)	営業本部法務室	江東区越中島 3-6-15	T:03-3643-0292 F:03-3643-3730	
	松江支店	松江市東津田町 1247	T:0852-26-3511 F:0852-23-3894	
ヤマト運輸(株)	法務・リスクマネジメント部	港区西新橋 1-24-14	T:03-3248-5910	
	輸送オペレーションマネジメント部	西新橋 1丁目ビル	F:03-3501-9811	
	三次主管支店 安全推進課	三次市東酒屋町 306-66	T:0824-62-5633 F:0824-62-1710	
全日本空輸(株)	ANA 山陰支店	米子市東町 171 米子第一生命ビル 5F	T:0859-35-0525 F:0859-35-0901	
	ANA 石見空港所	益田市内田町イ 597	T:0856-24-0030 F:0856-24-0031	
日本航空(株)	経営企画本部 経営戦略部	品川区東品川 2-4-11	T:03-5460-3160 F:03-5460-3164	
西日本旅客鉄道(株)	ガバナンス推進本部	大阪市北区芝田 2-4-24	T:080-5346-6428 F:06-6375-8931	
	山陰支社	米子市弥生町 2	T:0859-32-0255 F:0859-32-8028	
KDDI(株)	エンジニアリング推進本部運用管理部	新宿区西新宿 2-3-2 KDDIビル	T:03-3347-5538 F:03-3347-5423	
	サービスコントロールセンター 中国総支社 管理部	広島市中区八丁堀 16-11 スタートラム広島 16階	T:082-577-8950 F:082-577-8955	
ソフトバンク(株)	総務本部総務企画統括部総務企画部	港区海岸 1-7-1 東京ポータルシティ竹芝オフィスタワー	T:03-6889-6601	
	九州・中四国総務課		T:082-224-2300 F:082-224-2332	
(株)NTTドコモ	サービス運営部災害対策室	千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー 35F	T:03-5156-1729 F:03-5511-0314	
	(株)ドコモビジネスソリューションズ 島根支店 1G1T	松江市東朝日町 88-1	T:0852-25-6181 F:0852-32-2033	

【指定地方公共機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
隠岐汽船(株)	総務課	隠岐郡隠岐の島町中町	T:08512-2-1122 F:08512-2-1126	
一畑電車(株)	運輸部	出雲市平田町 2226	T:0853-62-3021 F:0853-62-3395	
石見交通(株)	総務部	益田市幸町 2 番 63 号	T:0856-22-1100 F:0856-24-0077	
一畑バス(株)	総務部	松江市西川津町 1656-1	T:0852-20-5200 F:0852-20-5201	
隠岐一畑交通(株)	総務課	隠岐郡隠岐の島町中町 出雲結ノ上 2-1	T:08512-2-1281 F:08512-2-4358	
隠岐海士交通(株)		隠岐郡海士町大字海士 2494	T:08514-2-0020 F:08514-2-1200	
松江一畑交通(株)	総務部	松江市上東川津町 1238	T:0852-22-3681 F:0852-25-4334	
日ノ丸自動車(株)	業務部	鳥取市古海 620	T:0857-22-5154 F:0857-22-5169	
日本エアコンピューター(株)	総務部	鹿児島県霧島市溝辺町麓 787-4	T:0995-58-2151 F:0995-58-3904	
(公社)島根県トラック協会	総務企画部	松江市東朝日町 194-1	T:0852-21-4272 F:0852-22-4408	
(株)山陰放送		米子市西福原 1-1-71	T:0859-33-2111 F:0859-33-4130	
山陰中央テレビジョン放送(株)	報道部	松江市向島町 140-1	T:0852-20-8888 F:0852-22-3599	
日本海テレビジョン放送(株)	報道制作局報道制作部	鳥取市田園町 4-360	T:0857-27-2111	
(株)エフエム山陰	放送事業局	松江市学園南一丁目 2-1 くにびきメッセ 西棟 2 階	T:0852-61-0396 F:0852-27-5130	
山陰ケーブルビジョン(株)	地域創造本部	松江市学園一丁目 2 番 27 号	T:0852-23-2522 F:0852-24-9111	
出雲ケーブルビジョン(株)	制作部制作課	出雲市塩冶町 1291 番地 24	T:0853-21-9811 F:0853-21-9810	
石見ケーブルビジョン(株)		浜田市竹迫町 2886 番地	T:0855-23-4883 F:0855-23-4853	
ひらたCATV(株)	業務部	出雲市平田町 2110-1	T:0853-63-5539 F:0853-63-5538	
石見銀山テレビ放送(株)	総務部	大田市大田町大田口 1089-4	T:0854-82-7755 F:0854-82-7771	
出雲ガス(株)	導管部	出雲市上塩冶町 2388-1	T:0853-21-0267 F:0853-21-0320	
浜田ガス(株)	総務部	浜田市熱田町 2135-7	T:0855-26-1010 F:0855-26-1101	
(一社)島根県LPガス協会		松江市殿町 111 番地 松江センチュリービル 8 階	T:0852-21-9716 F:0852-27-8050	
(一社)島根県医師会	庶務課	松江市袖師町 1-31	T:0852-21-3454 F:0852-26-5509	
(公社)島根県看護協会		松江市袖師町 7-11	T:0852-25-0330 F:0852-25-3157	

【県（出先機関）】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の 連絡方法
隠岐支庁	県民局総務課	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24	T:08512-2-9603 F:08512-2-9626	
松江県土整備事務所	総務課	松江市東津田町 1741-1	T:0852-32-5720 F:0852-32-5763	
雲南県土整備事務所	総務課	雲南市木次町里方 531-1	T:0854-42-9586 F:0854-42-9653	
出雲県土整備事務所	総務課	出雲市大津町 1139	T:0853-30-5615 F:0853-24-3766	
県央県土整備事務所 大田事業所	業務課	大田市大田町大田イ 1-3	T:0854-84-9721 F:0854-84-9755	
県央県土整備事務所	総務課	邑智郡川本町大字川本 265-3	T:0855-72-9602 F:0855-72-9644	
浜田県土整備事務所	総務課	浜田市片庭町 254	T:0855-29-5653 F:0855-29-5691	
益田県土整備事務所	総務課	益田市昭和町 13-1	T:0856-31-9632 F:0856-31-9701	

【市町村】
《国民保護担当課》

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
松江市	防災危機管理課	松江市末次町 86	T:0852-55-5115 F:0852-55-5617	【夜間】 0852-55-5555
浜田市	防災安全課	浜田市殿町 1	T:0855-25-9122 F:0855-23-1866	【夜間】 0855-22-2612
出雲市	防災安全課	出雲市今市町 70	T:0853-21-6606 F:0853-21-6574	【夜間】 0853-21-2211
益田市	危機管理課	益田市常盤町 1-1	T:0856-31-0601 F:0856-23-5001	【夜間】 0856-31-0100
大田市	危機管理課	大田市大田町大田 1111	T:0854-83-8009 F:0854-82-2826	【夜間】 0854-82-1600
安来市	防災課	安来市安来町 878-2	T:0854-23-3172 F:0854-23-3152	【夜間】 0854-23-3000
江津市	総務課	江津市江津町 1016-4	T:0855-52-7927 F:0855-52-1380	【夜間】 0855-52-2501
雲南市	防災安全課	雲南市木次町里方 521-1	T:0854-40-1027 F:0854-40-1029	
奥出雲町	総務課	仁多郡奥出雲町三成 358-1	T:0854-54-2505 F:0854-54-1229	
飯南町	総務課	飯石郡飯南町下赤名 880	T:0854-76-2211 F:0854-76-2221	
川本町	総務財政課	邑智郡川本町大字川本 271-3	T:0855-72-0631 F:0855-72-0635	
美郷町	総務課	邑智郡美郷町粕淵 168	T:0855-75-1211 F:0855-75-1218	
邑南町	総務課	邑智郡邑南町矢上 6000	T:0855-95-1111 F:0855-95-2351	
津和野町	総務財政課	鹿足郡津和野町枕瀬 218-18	T:0856-74-0028 F:0856-74-0002	【夜間】 0856-74-0021
吉賀町	総務課	鹿足郡吉賀町六日市 750	T:0856-77-1111 F:0856-77-1891	
海士町	総務課	隠岐郡海士町海士 1490	T:08514-2-0113 F:08514-2-0357	【夜間】 08514-2-0111
西ノ島町	総務課	隠岐郡西ノ島町大字美田 600-4	T:08514-6-0101 F:08514-6-0683	
知夫村	総務課	隠岐郡知夫村 1065	T:08514-8-2211 F:08514-8-2093	
隠岐の島町	総務課危機管理室	隠岐郡隠岐の島町下西 78-2	T:08512-2-2111 F:08512-2-6005	

《教育委員会》

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の 連絡方法
松江市 教育委員会	教育総務課	松江市末次町 86	T:0852-55-5424 F:0852-55-5534	
浜田市 教育委員会	教育総務課	浜田市殿町 1	T:0855-25-9700 F:0855-22-5090	
出雲市 教育委員会	教育政策課	出雲市今市町 70	T:0853-21-6874 F:0853-21-6192	
益田市 教育委員会	教育総務課	益田市駅前町 17-1	T:0856-31-0441 F:0856-24-1380	
大田市 教育委員会	総務課	大田市大田町大田 [□] 1111	T:0854-82-1600(代) F:0854-82-5395	
安来市 教育委員会	教育総務課	安来市安来町 878-2	T:0854-23-3140 F:0854-23-3167	
江津市 教育委員会	学校教育課	江津市江津町 954-59	T:0855-52-7495 F:0855-52-4369	
雲南市 教育委員会	教育総務課	雲南市木次町里方 521-1	T:0854-40-1071 F:0854-40-1079	
奥出雲町 教育委員会	教育魅力課	仁多郡奥出雲町横田 1037	T:0854-52-2672 F:0854-52-3048	
飯南町 教育委員会		飯石郡飯南町下赤名 880	T:0854-76-3944 F:0854-76-3945	
川本町 教育委員会	教育課	邑智郡川本町川本 332-15	T:0855-72-0704 F:0855-72-1061	
美郷町 教育委員会	教育課	邑智郡美郷町粕淵 168	T:0855-75-1217 F:0855-75-1386	
邑南町 教育委員会	学びのまち総務課	邑智郡邑南町淀原 153-1	T:0855-83-1126 F:0855-83-2013	
津和野町 教育委員会		鹿足郡津和野町後田 64-6	T:0856-72-1854 F:0856-72-1650	
吉賀町 教育委員会		鹿足郡吉賀町六日市 648	T:0856-77-1285 F:0856-77-0040	
海士町 教育委員会	共育課	隠岐郡海士町海士 1490	T:08514-2-1222(代) F:08514-2-1633	
西ノ島町 教育委員会	教育課	隠岐郡西ノ島町美田 600 番地 4	T:08514-6-0171 F:08514-6-0683	
知夫村 教育委員会		隠岐郡知夫村 1053-1	T:08514-8-2301 F:08514-8-2302	
隠岐の島町 教育委員会	総務学校教育課	隠岐郡隠岐の島町今津 346 番地 2	T:08512-2-2206 F:08512-2-0619	

【消防本部】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の 連絡方法
松江市消防本部	通信指令課	松江市学園南1丁目17-3	T:0852-32-9141 F:0852-22-0150	
安来市消防本部	通信指令課	安来市飯島町711-1	T:0854-22-0119 F:0854-23-1987	
雲南消防本部	通信指令課	雲南市木次町里方1100-6	T:0854-40-0119 F:0854-42-2444	
出雲市消防本部	指令課	出雲市渡橋町253-1	T:0853-21-6924 F:0853-21-6925	
大田市消防本部	通信指令課	大田市大田町大田イ1-1	T:0854-82-0650 F:0854-82-6560	
江津邑智消防組合消防本部	通信指令課	江津市渡津町961-19	T:0855-52-0145 F:0855-52-1525	
浜田市消防本部	通信指令課	浜田市原井町908-11	T:0855-22-2620 F:0855-23-1228	
益田広域消防本部	通信指令課	益田市あけぼの東町8-6	T:0856-31-0119 F:0856-31-0255	
隠岐広域連合消防本部	通信指令室	隠岐郡隠岐の島町平440-1	T:08512-2-2299 F:08512-2-3991	

2 動員体制

(1) 県職員数

※参考資料として、「令和5年度島根県災害動員体制表（災害体制別）」を掲載。
第三動員が各班の職員総数を示します。

令和5年度 島根県災害動員体制表（災害体制別）

※複数の地区をかけた構成機関の動員数は、0で記載しています。

部/地区	班名	重複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備考 ※地区をかけた構成機関で所在地が他の地区にあるものについては（）内に所在地の地区を表示。
			地震災害第一動員	地震災害第二動員	地震災害第三動員	津波災害第一動員	津波災害第二動員	津波災害第三動員	風水害第一動員	風水害第二動員	風水害第三動員	雪害第一動員	雪害第二動員	雪害第三動員	
政策企画局	政策企画監班		2	4	19	2	4	19	2	4	19	1	1	2	
政策企画局	女性活躍推進班		1	2	9	1	2	9	1	2	9	0	0	0	
政策企画局	秘書班		0	2	9	0	2	9	0	2	9	0	0	2	
政策企画局	広聴広報班		2	3	15	2	3	15	2	3	15	2	3	4	
政策企画局	統計調査班		0	3	30	0	3	30	0	3	30	0	0	0	
総務部	総務班		3	4	27	3	4	27	3	4	27	3	4	27	
総務部	人事班		1	6	38	1	6	38	1	6	38	1	6	38	
総務部	財政班		0	2	22	0	2	22	0	2	22	0	2	22	
総務部	税務班		0	2	19	0	2	19	0	2	19	0	2	19	
総務部	管財班		2	4	26	2	4	26	2	4	26	2	4	26	
総務部	営繕班		0	8	15	0	8	15	0	8	15	0	8	15	
総務部	情報システム推進班		2	7	17	2	7	17	2	7	17	2	7	17	
総務部	総務事務センター班		0	10	37	0	10	37	0	10	37	0	10	37	
防災部	事務局		24	46	59	24	46	59	24	42	59	24	42	59	防災航空管理所を含む
地域振興部	地域政策班		3	5	10	3	5	10	3	5	10	2	3	10	
地域振興部	しまね暮らし推進班		1	5	9	1	5	9	1	5	9	1	2	9	
地域振興部	中山間地域・離島振興班		1	4	9	1	4	9	1	4	9	1	2	9	R3.4.1から雲南市に一部職員勤務（東部地域支援スタッフ）
地域振興部	市町村班		1	5	18	1	5	18	1	5	18	1	5	18	
地域振興部	交通対策班		1	5	12	1	5	12	1	3	12	1	3	12	H29.9.1より益田市に一部職員勤務（萩・石見空港利用促進対策室）
環境生活部	環境生活総務班		2	6	19	2	6	19	2	6	19	2	6	19	
環境生活部	人権同和対策班		0	2	11	0	2	11	0	2	11	0	2	11	西部人権啓発推進センター含む
環境生活部	文化国際班		0	2	12	0	2	12	0	2	12	0	2	12	
環境生活部	スポーツ振興班		0	2	19	0	2	19	0	2	19	0	2	19	
環境生活部	自然環境班		0	2	12	0	2	12	0	2	12	0	2	12	
環境生活部	環境政策班		0	2	22	0	2	22	0	2	22	0	2	22	
環境生活部	廃棄物対策班		0	2	12	0	2	12	0	2	12	0	2	12	
健康福祉部	健康福祉総務班		6	10	20	6	10	20	6	10	20	6	10	20	
健康福祉部	地域福祉班		1	5	17	1	5	17	1	5	17	1	5	17	
健康福祉部	医療政策班		1	9	27	1	9	27	1	9	27	1	9	27	
健康福祉部	健康推進班		1	9	32	1	9	32	1	9	32	1	9	32	
健康福祉部	高齢者福祉班		1	8	29	1	8	29	1	8	29	1	8	29	
健康福祉部	青少年家庭班		1	3	21	1	3	21	1	3	21	1	3	21	
健康福祉部	子ども・子育て支援班		1	2	19	1	2	19	1	2	19	1	2	19	
健康福祉部	障がい福祉班		1	6	22	1	6	22	1	6	22	1	6	22	
健康福祉部	薬事衛生班		1	8	16	1	8	16	1	8	16	1	8	16	
健康福祉部	感染症対策室		1	8	31	1	8	31	1	8	31	1	8	31	
健康福祉部	保健環境科学研究所		1	11	30	1	11	30	1	11	30	1	11	30	
農林水産部	農林水産総務班		4	4	26	4	4	26	4	4	26	4	4	26	
農林水産部	農山漁村振興班		0	2	17	0	2	17	0	2	17	0	2	17	
農林水産部	農業経営班		0	2	25	0	2	25	0	2	25	0	2	25	

部/地区	班 名	重 複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備 考 ※地区をかけた構成機関で所在地 が他の地区にあるものについては ()内に所在地の地区を表示。
			地震災害 第一動員	地震災害 第二動員	地震災害 第三動員	津波災害 第一動員	津波災害 第二動員	津波災害 第三動員	風水害 第一動員	風水害 第二動員	風水害 第三動員	雪害 第一動員	雪害 第二動員	雪害 第三動員	
農林水産部	産地支援班		0	3	24	0	3	24	0	3	24	0	3	24	
農林水産部	畜産班		0	2	17	0	2	17	0	2	17	0	2	17	
農林水産部	農村整備班		0	2	16	0	2	16	0	2	16	0	2	16	
農林水産部	農地整備班		3	5	19	3	5	19	3	5	19	0	3	19	
農林水産部	林業班		0	2	26	0	2	26	0	2	26	0	2	26	
農林水産部	森林整備班		3	10	24	3	10	24	3	10	24	3	10	24	
農林水産部	水産班		1	3	29	2	4	29	1	3	29	1	3	29	
農林水産部	沿岸漁業振興班		0	2	14	0	2	14	0	2	14	0	2	14	
商工労働部	商工政策班		2	3	13	2	3	13	2	3	13	2	3	13	
商工労働部	観光振興班		0	3	24	0	3	24	0	3	24	0	3	24	
商工労働部	しまねブランド推進班		0	3	20	0	3	20	0	3	20	0	3	20	
商工労働部	産業振興班		0	3	26	0	3	26	0	3	26	0	3	26	
商工労働部	企業立地班		0	3	10	0	3	10	0	3	10	0	3	10	
商工労働部	中小企業班		0	3	16	0	3	16	0	3	16	0	3	16	
商工労働部	雇用政策班		0	3	17	0	3	17	0	3	17	0	3	17	
土木部	土木総務班		3	5	23	3	5	23	3	4	23	3	4	23	
土木部	技術管理班		0	3	17	0	3	17	0	3	17	0	0	0	
土木部	用地対策班		0	3	13	0	3	13	0	3	13	0	0	0	
土木部	道路維持班				16			16			16			16	
土木部	道路建設班		2	7	16	2	7	16	2	7	16	2	7	16	道路3課「水防動員体制」に基づ く人数
土木部	高速道路推進班				7			7			7			7	
土木部	河川班		7	8	27	5	6	27	7	7	27	0	0	0	
土木部	斐伊川・神戸川対策班		0	2	8	0	2	8	0	2	8	0	0	0	
土木部	港湾空港班		3	5	17	3	5	17	2	6	17	0	0	0	
土木部	砂防班		2	4	17	2	4	17	2	4	17	2	4	17	
土木部	都市計画班		0	4	18	0	4	18	0	2	18	0	0	0	
土木部	下水道推進班		2	3	12	2	3	12	0	2	12	0	0	0	
土木部	建築住宅班		2	4	22	2	4	22	2	4	22	0	0	0	
出納部	会計班		2	4	10	2	4	10	2	3	10	2	3	10	
出納部	審査班		0	2	22	0	2	22	0	0	22	0	0	22	
企業部	総務班		1	2	11	1	2	11	1	2	11	1	2	11	
企業部	経営班		1	2	8	1	2	8	1	2	8	1	2	8	
企業部	施設班		1	2	15	1	2	15	1	2	15	1	2	15	
病院部	県立病院班		3	3	11	3	3	11	3	3	11	3	3	11	
教育部	総務班		3	3	25	3	3	25	3	3	25	3	3	25	
教育部	教育施設班		1	2	15	1	2	15	1	2	15	1	1	15	
教育部	学校企画班		1	3	39	1	3	39	1	3	39	1	3	39	
教育部	教育指導班		1	3	40	1	3	40	1	3	40	1	3	40	※時間外勤務手当が支給されない教 育職員(管理職除く)を含む。
教育部	特別支援教育班		1	1	12	1	1	12	1	1	12	1	1	12	
教育部	保健体育班		1	2	20	1	2	20	1	2	20	1	2	20	
教育部	社会教育班		1	3	11	1	3	11	1	3	11	1	3	11	
教育部	人権同和教育班		0	1	8	0	1	8	0	1	8	0	1	8	
教育部	文化財班		1	3	26	1	3	26	1	3	26	1	3	26	大田市駐在を含む
教育部	福利班		1	2	6	1	2	6	1	2	6	1	2	6	

部/地区	班名	重複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備考 ※地区をかつもつ構成機関で所在地が他の地区にあるものについては()内に所在地の地区を表示。	
			地震災害第一動員	地震災害第二動員	地震災害第三動員	津波災害第一動員	津波災害第二動員	津波災害第三動員	風水害第一動員	風水害第二動員	風水害第三動員	雪害第一動員	雪害第二動員	雪害第三動員		
本	部	計	115	368	1,626	114	367	1,626	112	355	1,626	95	306	1,418		
松	江	総務班 (松江県土)	4	5	11	4	5	11	4	5	11	4	5	11	松江県土整備事務所	
松	江	総務班 (東部県民)	8	12	58	8	12	58	8	12	58	8	12	58	東部県民センター	
松	江	保健班	7	23	70	7	23	70	7	23	70	7	23	70	松江保健所	
松	江	農林班 松江	10	31	60	10	31	60	10	31	60	10	31	60	東部農林水産振興センター	
松	江	農林班 安来支所	1	2	11	1	2	11	1	2	11	1	2	11	東部農林水産振興センター安来農業部	
松	江	農林班 家畜衛生 (松江)	1	2	4	1	2	4	1	2	4	1	2	4	東部農林水産振興センター松江家畜衛生部	
松	江	土木班 松江	98	117	118	23	64	118	23	64	118	19	68	118	松江県土整備事務所	
松	江	土木班 広瀬	9	18	28	9	18	28	9	20	28	2	6	8	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	
松	江	土木班 (流域下水道事務所)	1	5	6	1	5	6	1	5	6	1	5	6	宍道湖流域下水道事務所 東部浄化センター (出雲地区) は含まない	
松	江	企業局東部事務班	25	25	25	2	2	25	2	13	25	2	2	25	斐伊川水道課 (雲南地区) を含む	
松	江	教育班	1	3	14	1	3	14	1	3	14	1	3	14	松江教育事務所	
松	江	地区	計	165	243	405	67	167	405	67	180	405	56	159	385	
雲	南	総務班	3	6	20				3	6	20	3	3	6	雲南県土整備事務所、東部県民C雲南	
雲	南	保健班	3	12	31				3	12	31	3	8	12	雲南保健所	
雲	南	農林班 雲南	2	12	26				2	12	26	2	12	26	東部農林振興センター雲南事務所	
雲	南	農林班 家畜衛生 (出雲)	○	(1)	(2)	(6)				(1)	(2)	(6)	(1)	(2)	(6)	東部農林振興センター出雲家畜衛生部
雲	南	土木班 雲南	4	14	42				6	15	44	6	6	17	雲南県土整備事務所 東部県民C雲南事務所 (建築)	
雲	南	土木班 仁多	3	8	16				3	6	16	1	4	8	雲南県土整備事務所 仁多土木事業所	
雲	南	教育班	○	(1)	(3)	(15)				(1)	(3)	(15)	(1)	(3)	(15)	出雲教育事務所 (出雲)
雲	南	地区	計	15	52	135	0	0	0	17	51	137	15	33	69	雲南 計 (重複除く)
出	雲	総務班	7	13	26	7	13	26	7	13	26	7	13	26	出雲県土整備事務所 (業務部長・総務課・契約業務課) ※所長を除く 東部県民センター出雲事務所	
出	雲	保健班	4	12	56	4	12	56	4	12	56	4	12	56	出雲保健所	
出	雲	農林班 出雲	2	13	24	2	13	24	2	13	24	2	13	24	東部農林水産振興センター出雲事務所	
出	雲	農林班 家畜衛生 (出雲)	○	(1)	(2)	(7)				(1)	(2)	(7)	(1)	(2)	(7)	東部農林水産振興センター出雲家畜衛生部
出	雲	水産班	○	(3)	(8)	(16)	(3)	(8)	(16)	(3)	(8)	(16)	(3)	(8)	(8)	東部農林水産振興センター水産部・総務課長・管理担当 (松江地区)
出	雲	土木班	24	44	95	24	44	95	24	44	95	24	44	95	出雲県土整備事務所 ※所長含まない ※上記総務班の動員を除く 東部県民センター出雲事務所建築課	
出	雲	出雲空港管理事務班	3	17	17	3	8	17	3	8	17	5	5	17	出雲空港管理事務所	
出	雲	流域下水道管理事務所班	1	4	4	1	4	4	1	4	4	1	4	4	宍道湖流域下水道管理事務所 (松江) 東部浄化センター (松江地区) は含まない	
出	雲	教育班	○	(1)	(3)	(14)	(1)	(3)	(14)	(1)	(3)	(14)	(1)	(3)	(14)	出雲教育事務所 (雲南)
出	雲	地区	計	41	103	222	41	94	222	41	94	222	43	91	222	出雲 計 (重複除く)
大	田	総務班	4	8	15	4	8	15	4	8	15	4	8	15	県央県土整備事務所大田事業所 西部県民センター県央事務所	
大	田	保健班	3	9	32	3	8	32	3	8	32	3	8	32	県央保健所	
大	田	農林班	2	4	8	2	4	8	2	4	8	2	4	8	西部農林振興センター大田農業部	
大	田	農林班 家畜衛生 (川本)	○	(1)	(3)	(6)	(1)	(3)	(6)	(1)	(3)	(6)	(1)	(3)	(6)	西部農林振興センター川本家畜衛生部
大	田	水産班	○	(2)	(7)	(14)	(2)	(7)	(14)	(2)	(7)	(14)	(2)	(7)	(14)	西部農林水産振興センター水産部 (浜田)
大	田	土木班	15	33	33	15	33	33	10	18	33	6	12	30	県央県土整備事務所大田事業所	
大	田	教育班	○	(1)	(3)	(14)	(1)	(3)	(14)	(1)	(3)	(14)	(1)	(3)	(14)	浜田教育事務所 (浜田)
大	田	地区	計	24	54	88	24	53	88	19	38	88	15	32	85	大田 計 (重複除く)
川	本	総務班	5	8	8				3	5	8	2	3	8	県央県土整備事務所 ※体制継続時の応援 (浜田地区総務班又は本庁総務部から) を含まない	
川	本	保健班	○	(3)	(9)	(38)				(3)	(9)	(38)	(3)	(9)	(38)	県央保健所 (大田)
川	本	農林班	2	10	18				2	10	18	2	10	18	西部農林水産振興センター 県央事務所	
川	本	農林班 家畜衛生 (川本)	○	(1)	(3)	(5)				(1)	(3)	(5)	(1)	(3)	(5)	西部農林振興センター川本家畜衛生部
川	本	土木班	3	6	14				3	6	14	6	13	21	県央県土整備事務所	

部/地区	班名	重複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備考 ※地区をわけもつ構成機関で所在地が他の地区にあるものについては()内に所在地の地区を表示。
			地震災害第一動員	地震災害第二動員	地震災害第三動員	津波災害第一動員	津波災害第二動員	津波災害第三動員	風水害第一動員	風水害第二動員	風水害第三動員	雪害第一動員	雪害第二動員	雪害第三動員	
川本	教育班	○	(1)	(3)	(14)				(1)	(3)	(14)	(1)	(3)	(14)	浜田教育事務所(浜田)
川本地区		計	10	24	40	0	0	0	8	21	40	10	26	47	川本 計(重複除く)
浜田	総務班		7	22	45	7	22	45	7	22	45	7	22	45	浜田県土(総務課3) 西部県民C(42) (※施設管理課を除く 建築5名は土木班に計上)
浜田	保健班		2	24	49	2	24	49	2	24	49	2	24	49	浜田保健所
浜田	農林班 浜田		10	22	47	10	22	47	10	22	47	10	22	47	西部農林水産振興センター
浜田	農林班 家畜衛生(川本)	○	(1)	(3)	(5)	(1)	(3)	(5)	(1)	(3)	(5)	(1)	(3)	(5)	西部農林水産振興センター 川本家畜衛生部
浜田	土木班		8	16	89	8	16	89	8	16	89	8	16	89	浜田県土整備事務所
浜田	浜田河川総合開発事務班		3	3	16	3	3	16	3	3	16	3	3	16	浜田河川総合開発事務所
浜田	浜田港湾振興班		2	7	10	2	7	10	2	7	10	2	7	10	浜田港湾振興センター
浜田	教育班	○	(1)	(3)	(15)	(1)	(3)	(15)	(1)	(3)	(15)	(1)	(3)	(15)	浜田教育事務所
浜田	企業局西部事務班		20	20	20	1	9	20	1	9	20	1	1	20	企業局西部事務所
浜田地区		計	52	114	276	33	103	276	33	103	276	33	95	276	浜田 計(重複除く)
益田	総務班		4	8	17	4	8	17	4	8	17	4	7	21	益田県土整備事務所 西部県民センター益田事務所
益田	保健班		4	15	32	4	15	32	4	15	32	2	8	15	益田保健所
益田	農林班 益田		2	7	26	2	7	26	2	7	26	2	7	26	西部農林水産振興センター益田事務所
益田	農林班 家畜衛生(益田)		1	3	9	1	3	9	1	3	9	1	3	9	西部農林水産振興センター 益田家畜衛生部
益田	水産班	○	(2)	(7)	(14)	(2)	(7)	(14)	(2)	(7)	(14)	(2)	(7)	(14)	西部農林水産振興センター(水産部)
益田	土木班 益田		9	19	66	9	19	66	8	19	66	2	7	62	益田県土整備事務所 西部県民センター益田事務所(建築)
益田	土木班 津和野		12	12	21	0	0	0	7	12	21	2	7	21	益田県土整備事務所津和野土木事業所
益田	教育班		1	3	10	1	3	10	1	3	10	1	3	10	益田教育事務所
益田地区		計	33	67	181	21	55	160	27	67	181	14	42	164	益田 計(重複除く)
隠岐	総務班		8	12	14	8	12	14	8	12	14	8	12	14	隠岐支庁県民局
隠岐	保健班(隠岐の島)		5	12	19	5	12	19	5	12	19	5	12	19	隠岐保健所
隠岐	保健班(島前)		1	3	5	1	3	5	1	3	5	1	3	5	隠岐保健所 島前保健環境課
隠岐	農林水産班(隠岐の島)		3	12	37	3	12	37	3	12	37	3	12	37	隠岐支庁農林水産局
隠岐	農林水産班(島前)		1	2	7	1	2	7	1	2	7	1	2	7	隠岐支庁農林水産局隠岐地域振興第二課・林業振興・普及第二課(島前担当)島前漁港課
隠岐	土木班(隠岐の島)		44	44	44	8	25	44	14	29	44	10	26	44	隠岐県土整備局
隠岐	土木班(島前)		13	13	13	3	6	13	13	13	13	3	4	13	隠岐県土整備局島前事業部
隠岐	土木班 隠岐空港管理		5	5	5	0	0	5	0	0	5	0	0	5	隠岐県土整備局空港管理事務所
隠岐	教育班		2	4	10	2	4	10	2	4	10	2	4	10	教育事務所
隠岐地区		計	82	107	154	31	76	154	47	87	154	33	75	154	隠岐 計(重複除く)
県外	東京		0	0	15	0	0	0	0	0	15	0	0	0	
県外	大阪		0	0	7	0	0	0	0	0	8	0	0	0	
県外	(名古屋)		0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
県外	広島		0	0	5	0	0	5	0	0	5	0	0	0	
県外事務所		計	0	0	29	0	0	5	0	0	29	0	0	0	
本部・地区本部合計			537	1,132	3,156	331	915	2,936	371	996	3,158	314	859	2,820	合計(重複除く)

(2) 市町村職員数

資料：市町村課、教育庁総務課

一般職員：令和5年4月1日

教育職員：令和5年5月1日

市町村名	一般職員	教育職員	計
松江市	1,230	1,114	2,344
浜田市	385	394	779
出雲市	770	1,100	1,870
益田市	338	380	718
大田市	291	267	558
安来市	329	305	634
江津市	209	174	383
雲南市	388	306	694
市計	3,940	4,040	7,980
奥出雲町	117	138	255
飯南町	82	68	150
川本町	49	26	75
美郷町	77	52	129
邑南町	138	115	253
津和野町	96	72	168
吉賀町	80	81	161
海士町	56	35	91
西ノ島町	65	26	91
知夫村	24	15	39
隠岐の島町	200	139	339
町村計	984	767	1,751
市町村計	4,924	4,807	9,731

(注) 教育職員については、小学校・中学校の教員数

一般職員については、一般行政職

(3) 市町村別消防職員数

資料:消防総務課(令和4年4月1日)

消防本部	合計												その他職員
		小計	消防総監	消防司監	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	
松江市	257	256	0	0	1	3	7	37	64	85	6	53	1
浜田市	128	126	0	0	0	1	7	21	48	16	4	29	2
出雲市	222	221	0	0	1	0	10	54	57	44	28	27	1
大田市	84	84	0	0	0	0	1	15	19	22	14	13	0
安来市	90	90	0	0	0	1	5	5	36	17	13	13	0
雲南広域連合	113	113	0	0	0	1	7	20	31	27	9	18	0
益田地区広域市町村圏事務組合	124	124	0	0	0	1	5	12	19	30	13	44	0
江津邑智消防組合	126	126	0	0	0	1	6	13	31	31	18	26	0
隠岐広域連合	71	70	0	0	0	0	1	5	30	16	6	12	1
合計	1,215	1,210	0	0	2	8	49	182	335	288	111	235	5

出典元:R4消防防災・震災対策基本調査 第02表、第04表

(4) 市町村別消防団員数

資料:消防総務課(令和4年4月1日)

市町村	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
松江市	1	37	40	46	0	250	1,584	1,958
浜田市	1	14	31	37	63	124	540	810
出雲市	1	20	48	48	147	179	1,211	1,654
益田市	1	5	22	22	69	75	409	603
大田市	1	5	28	28	28	81	659	830
安来市	1	7	26	17	33	67	463	614
江津市	1	4	23	23	75	58	362	546
雲南市	1	21	39	44	72	180	764	1,121
奥出雲町	1	2	17	9	55	58	353	495
飯南町	1	3	9	16	0	31	191	251
川本町	1	2	3	6	8	18	115	153
美郷町	1	3	10	16	0	25	200	255
邑南町	1	3	12	12	18	40	387	473
津和野町	1	2	9	11	28	47	189	287
吉賀町	1	2	9	12	36	31	132	223
海士町	1	1	2	2	0	13	92	111
西ノ島町	1	2	4	4	0	14	103	128
知夫村	1	3	3	1	0	5	52	65
隠岐の島町	1	5	11	12	0	50	393	472
合 計	19	141	346	366	632	1,346	8,199	11,049

出典元:R4消防防災・震災対策基本調査 第03表

3 市町村別人口・世帯数

資料：令和2年国勢調査

市町村	人 口			65歳以上人口	昼間人口	夜間人口	世帯数
	総 数	男	女	総 数			
松江市	203,616	98,544	105,072	60,425	210,056	203,616	85,593
浜田市	54,592	27,298	27,294	19,519	55,961	54,592	24,370
出雲市	172,775	83,469	89,306	52,196	169,891	172,775	64,408
益田市	45,003	21,355	23,648	17,204	45,266	45,003	18,870
大田市	32,846	15,742	17,104	13,275	32,617	32,846	13,343
安来市	37,062	17,743	19,319	13,873	36,312	37,062	12,835
江津市	22,959	10,890	12,069	9,019	22,489	22,959	9,953
雲南市	36,007	17,316	18,691	14,427	33,882	36,007	12,432
仁多郡	11,849	5,705	6,144	5,283	11,482	11,849	4,356
奥出雲町	11,849	5,705	6,144	5,283	11,482	11,849	4,356
飯石郡	4,577	2,157	2,420	2,115	4,733	4,577	1,769
飯南町	4,577	2,157	2,420	2,115	4,733	4,577	1,769
邑智郡	17,766	8,510	9,256	8,108	17,671	17,766	7,245
川本町	3,248	1,556	1,692	1,441	3,710	3,248	1,407
美郷町	4,355	2,080	2,275	2,084	3,895	4,355	1,844
邑南町	10,163	4,874	5,289	4,583	10,066	10,163	3,994
鹿足郡	12,952	6,165	6,787	6,060	12,665	12,952	5,923
津和野町	6,875	3,221	3,654	3,337	6,491	6,875	3,090
吉賀町	6,077	2,944	3,133	2,723	6,174	6,077	2,833
隠岐郡	19,122	9,397	9,725	8,050	19,074	19,122	8,795
海士町	2,267	1,113	1,154	905	2,305	2,267	1,068
西ノ島町	2,788	1,430	1,358	1,289	2,738	2,788	1,415
知夫村	634	323	311	284	623	634	350
隠岐の島町	13,433	6,531	6,902	5,572	13,408	13,433	5,962
県 計	671,126	324,291	346,835	229,554	672,099	671,126	269,892

4 通信

(1) 島根県防災行政無線局一覧表

資料：消防総務課（令和5年4月1日）

無線局の区分	識別信号	機関名	所属名	施設場所	備考
統制局	ぼうさい しまねけんちょう	県	防災部消防総務課	松江市殿町1番地 島根県庁内	
		関係機関 (国)	自衛隊島根地方協力本部	松江市向島134-10	県庁局内線
合庁局	ぼうさい まつえごうちょう	県	松江合庁	松江市東津田町1741-1 島根県松江市合同庁舎内	
			松江保健所	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ内	松江合庁局 内線
多重局	ぼうさい しょうぼうがっこう	県	消防学校	松江市乃木福富町735-157	
			島根広域防災拠点	松江市乃木福富町735-186	消防学校内線
	ぼうさい 21Cプラザ	県	21Cプラザ	松江市北陵町1番地	
	ぼうさい ひろせどぼく		広瀬土木事業所	安来市広瀬町石原357-1	
	ぼうさい ふべだむ		広瀬土木事業所 布部ダム管理所	安来市広瀬町布部2845-20	
	ぼうさい やまさだむ		広瀬土木事業所 山佐ダム管理所	安来市広瀬町上山佐3036-11	
	ぼうさい まつえ	市町村	松江市	松江市末次町86番地	
	ぼうさい まつえしょうぼう	市町村 (消防)	松江市消防本部	松江市学園南1丁目17番3号	
	ぼうさい やすぎしょうぼう		安来市消防本部	安来市飯島町711番地1	
	ぼうさい ほけんかがく1	県	保健環境科学研究所	松江市西浜佐陀町582-1	
			東部農林水産振興センター 松江家畜衛生部	松江市東出雲町錦浜474-2	
			東部事務所	安来市上坂田町545-1	
			宍道湖流域下水道管理事務所 東部浄化センター	松江市竹矢町1444	
			緑化センター	松江市宍道町佐々布3575番地	
ぼうさい やすぎ1			市町村	安来市	安来市安来町878番地2
端末局	ぼうさい まつえきしょう1	関係機関 (国)	松江地方气象台	松江市西津田7丁目1番11号	
			第八管区海上保安本部 境海上保安部	鳥取県境港市昭和町9	
	ぼうさい はちかんみほ1	関係機関 (国)	第八管区海上保安本部 美保航空基地	鳥取県境港市佐斐神町2064番地 (米子空港内)	
	ぼうさい みほじえたい1		航空自衛隊美保基地	鳥取県境港市小篠津町2258	
	ぼうさい まつえせきじゅうじ1	関係機関 (病院)	松江赤十字病院	松江市母衣町200番地	
	ぼうさい まつえほうそう1	関係機関 (放送)	日本放送協会 松江放送局	松江市灘町1の21	
	ぼうさい さんいんほうそう1		株式会社山陰放送	鳥取県米子市西福原1丁目1番71号	
	ぼうさい さんいんちゅうおうてれび1		山陰中央テレビジョン 放送株式会社	松江市向島町140番地1	
	ぼうさい にほんかいてれび1		日本海テレビジョン 放送株式会社	松江市袖師町2-38	
	ぼうさい えふえむさんいん1	関係機関 (病院)	株式会社エフエム山陰	松江市学園南1丁目2番1号	
ぼうさい うんなんごうちょう	雲南合庁		雲南市末次町里方531-1 島根県雲南合同庁舎内		
集合局	ぼうさい にたしゅうごう	県	仁多集合	仁多郡奥出雲町三成555-4 島根県仁多集合庁舎内	
多重局	ぼうさい うんなんしょうぼう	消防関係 (消防)	雲南消防本部	雲南市末次町里方1100番地6	
			県	中山間地域 研究センター	飯石郡飯南町上来島1207
端末局	ぼうさい ちいき1	県	東三成事務所 成タム	仁多郡奥出雲町三成1393番地5	
			東三成事務所 浄水場	雲南市加茂町三代96-2	
	ぼうさい みじろじょうすい1	市町村	雲南市	雲南市末次町里方521番地1	
	奥出雲町		仁多郡奥出雲町三成358番地1		
	ぼうさい いいなん1	関係機関 (病院)	飯南町	飯石郡飯南町下赤名890番地	
	雲南市立病院		雲南市大東町飯田96-1		

無線局の区分	識別信号	機関名	所属名	施設場所	備考		
出雲	合庁局	ぼうさい いずもごうちょう	県	出雲合庁	出雲市大津町1139 島根県出雲合同庁舎内		
	多重局	ぼうさい こうくうたい	県	防災航空管理所	出雲市斐川町沖州2677番地		
		ぼうさい いずもしょうぼう	関係機関 (消防)	出雲市消防本部	出雲市渡橋町253番地1		
	端末局	ぼうさい いずもほけん1	県	出雲保健所	出雲市塩冶町223の1		
		ぼうさい かちくびょうせい1		農畜産振興課 家畜病性鑑定室	出雲市神西沖町918番地4		
		ぼうさい ちゅうおうびょういん1		中央病院	出雲市姫原4丁目1番地1		
		ぼうさい こころのいりょうせんたー1		こころの医療センター	出雲市下古志町1574番地4		
		ぼうさい のうぎょうぎじゅつ1		農業技術センター	出雲市芦渡町2440番地		
		ぼうさい ちくさんぎじゅつ1		畜産技術センター	出雲市古志町3775番地		
		ぼうさい せいぶじょうかせんたー1		宍道湖流域下水道事務所 西部浄化センター	出雲市大社町中荒木2391番地		
		ぼうさい いずもくこう1		出雲空港管理事務所	出雲市斐川町沖洲2633-1		
	ぼうさい いずも1	市町村	出雲市	出雲市今市町70番地			
	ぼうさい いずもじえいたい1	関係機関 (国)	陸上自衛隊 出雲駐屯地	出雲市松寄下町1142-1			
	川本	合庁局	ぼうさい かわもとごうちょう	県	川本合庁	邑智郡川本町川本265-3 島根県川本合同庁舎内	
集合局		ぼうさい おおだしゅうごう	県	大田集合	大田市大田町大田イ1番3 島根県大田集合庁舎内		
多重局		ぼうさい さんべだむ	県	大田土木事業所 三瓶ダム管理所	大田市三瓶町野城イ849-24		
		ぼうさい おおだしょうぼう	関係機関 (消防)	大田市消防本部	大田市大田町大田字南代イ1-1		
端末局		ぼうさい けんみんけんおう1	県	西部県民センター 県中央事務所	大田市大田町大田イ236-4		
		ぼうさい おおだ1	市町村	大田市	大田市大田町大田口1111番地		
		ぼうさい かわもと1		川本町	邑智郡川本町大字川本271-3		
		ぼうさい みさと1		美郷町	邑智郡美郷町粕淵168番地		
		ぼうさい おおなん1		邑南町	邑智郡邑南町矢上6000番地		
		ぼうさい おおちびょういん1	関係機関 (病院)	公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848-2		
		ぼうさい おおだしりつびょういん1	関係機関 (病院)	大田市立病院	大田市大田町吉永1428番地3		
浜田		合庁局	ぼうさい はまだごうちょう	県	浜田合庁	浜田市片庭町254 島根県浜田合同庁舎内	
		多重局	ぼうさい やとだむ	県	浜田県土整備事務所 八戸ダム管理所	江津市桜江町八戸1661-35	
			ぼうさい だいにはまだだむ		浜田県土整備事務所 浜田ダム管理所	浜田市河内町3222	
	ぼうさい おんべだむ		浜田県土整備事務所 御部ダム管理所		浜田市三隅町黒沢2368-6		
	ぼうさい おおながみだむ		浜田県土整備事務所 大長見ダム管理所		浜田市長見町934-14		
	ぼうさい ごうつしょうぼう		関係機関 (消防)		江津邑智消防組合消防本部	江津市渡津町961番地19	
	ぼうさい はまだししょうぼう		浜田市消防本部	浜田市原井町908番11			
	端末局		ぼうさい すいさんぎじゅつ1	県	水産技術センター	浜田市瀬戸ヶ島町25-1	
		ぼうさい けんぎよぎょうむせん1	水産技術センター 漁業無線指導所		浜田市港町138-2		
		ぼうさい はまだこうわんしん こうせんたー1	浜田港湾振興センター		浜田市熱田町2135-2		
		ぼうさい せいぶじむしょ1	西部事務所		江津市松川町上河戸703		
		ぼうさい きつかだむ1	西部事務所 木都賀ダム操作所	浜田市弥栄町木都賀イ1984-3			
		ぼうさい はまだ1	市町村	浜田 市	浜田市殿町1番地		
		ぼうさい ごうつ1	江津 市	江津市江津町1016番地4			
		ぼうさい はまだかいほ1	関係機関 (国)	第八管区海上保安本部 浜田海上保安部	浜田市長浜町1785-16		
		ぼうさい はまだいりょうせんたー1	関係機関 (病院)	浜田医療センター	浜田市浅井町777番地12		
		ぼうさい ごうつさいせいかい1		済生会江津総合病院	江津市江津町1016-37		

無線局の区分		識別信号	機関名	所属名	施設場所	備考
益 田	合庁局	ぼうさい ますだごうちょう	県	益 田 合 庁	益田市昭和町13-1 島根県益田合同庁舎内	
	多重局	ぼうさい つわのどぼく	県	津 和 野 土 木 事 業 所	鹿足郡津和野町田イ244-2	
		ぼうさい ますだしょうぼう	関係機関 (消防)	益田地区広域市町村圏 事務組合消防本部	益田市あけぼの東町8番地6	
	端末局	ぼうさい いわみくうこう1	県	益田県土整備事務所	益田市内田町イ695-2	
		ぼうさい ますだがわだむ1		石見空港管理所	益田市久々茂町イ1352-1	
		ぼうさい ますだ1	市町村	益 田 市	益田市常盤町1番1号	
		ぼうさい つわの1		津 和 野 町	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	
		ぼうさい よしか1		吉 賀 町	鹿足郡吉賀町六日市750番地	
		ぼうさい ますだせきじゅうじ1	関係機関 (病院)	益 田 赤 十 字 病 院	益田市乙吉町イ103番地1	
	隠 岐	合庁局	ぼうさい おきごうちょう	県	隠 岐 合 庁 局	隠岐郡隠岐の島町港町塩口241 島根県隠岐合同庁舎内
多重局		ぼうさい どうぜんしゅうごう	県	島 前 集 合	隠岐郡西ノ島町別府宇飯田56-17	
		ぼうさい ちょうしだむ		隠岐支庁県土整備局 銚子ダム管理所	隠岐郡隠岐の島町原田宇一ツ木985-8	
		ぼうさい みただむ		隠岐支庁県土整備局 美田ダム管理所	隠岐郡西ノ島町美田宇宮谷151	
ぼうさい おきしょうぼう		関係機関 (消防)	隠 岐 広 域 連 合 消 防 本 部	隠岐郡隠岐の島町平440番地1		
端末局		ぼうさい おきくうこう1	県	隠岐支庁県土整備局 隠岐空港管理所	隠岐郡隠岐の島町岬町岬1889-12	
		ぼうさい おきのしま1	市町村	隠 岐 の 島 町	隠岐郡隠岐の島町下西78番地2	
		ぼうさい あま1		海 士 町	隠岐郡海士町海士1490番地	
		ぼうさい にしおのしま1		西 ノ 島 町	隠岐郡西ノ島町大字美田600番地4	
		ぼうさい ちぶ1		知 夫 村	隠岐郡知夫村1065番地	
ぼうさい おきびょういん1	関係機関 (病院)	隠 岐 病 院	隠岐郡隠岐の島町城北町355			

無線局の区分		識別信号	機関名	所属名	施設場所	備考	
県庁局	携帯局 (車載型)	しまね 1	県	防災部消防総務課	松江市殿町1番地 島根県庁内	防災車	
		しまね 2			松江市乃木福富町735-186	衛星車載車 車載型半固定	
		しまね 3			水産技術センター 内水面浅海部	松江市鹿島町恵曇530-10 水産技術センター調査試験船やそしま 内	車載型半固定
		かしま 1		道路維持課			
		かしま 2		薬事衛生課	松江市殿町1番地1 島根県庁内		
		しまね 4		原子力安全対策課		原子力防災車	
		しまね 5		消防学校	松江市乃木福富町735-157		
		げんしりよく 2					
		しょうぼうがっこう 1					
松江	携帯局 (車載型)	まつえごうちょう 1	県	松江県土整備事務所	松江市東津田町1741-1 島根県松江合同庁舎内	端末型半固定	
		まつえ 1		東部県民センター			
		まつえ 2		東部農林水産振興センター			
		まつえ 3		松江県土整備事務所			
		まつえ 4					
		まつえ 5					
		まつえ 6					
		まつえ 7					
		まつえ 8					
		まつえほけん 2				松江保健所	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ内
		ひろせどぼく 1		広瀬土木事業所	安来市広瀬町石原357-1	端末型半固定	
		ひろせ 1					
		ひろせ 2					
		ひろせ 3					
		ふべだむ 1				安来市広瀬町石原357-1	
		ふべだむ 2					
		ふべだむ 3					
		やまさだむ 1		安来市広瀬町石原357-1			
		げんしりよく 1		原子力環境センター	松江市西浜佐陀町582-1	車載型半固定 原子力関係	
		げんしりよく 3				原子力関係	
げんしりよく 4	原子力関係						
雲南	携帯局 (車載型)	うなんごうちょう 1	県	雲南県土整備事務所	雲南市木次町里方531-1 島根県雲南合同庁舎内	端末型半固定	
		うなん 1		東部県民センター			
		うなん 2		雲南事務所			
		うなん 3		東部農林水産振興センター			
		うなん 4		雲南事務所			
		うなん 5		雲南県土整備事務所			
		うなん 6		雲南保健所			
		うなん 7		雲南県土整備事務所			
		うなん 8					
		うなん 9					
		うなん 10					
		うなん 11					
						災害時連絡用	
						災害時連絡用	
			災害時連絡用				

無線局の区分		識別信号	機関名	所属名	施設場所	備考	
雲南	携帯局 (車載型)	にたしゅうごう 1	県	仁多土木事業所	仁多郡奥出雲町三成555-4 島根県仁多集合庁舎内	端末型半固定	
		にた 1					
		にた 2					
		にた 3					
		きじま 1		中山間地域研究センター	飯石郡飯南町上来島1207	車載型半固定	
		きじま 2					
出雲	携帯局 (車載型)	いずもごうちょう 1	県	出雲県土整備事務所	出雲市大津町1139番地 島根県出雲合同庁舎内	端末型半固定	
		いずも 1		東部県民センター 出雲事務所			
		いずも 2		東部農林水産振興センター 出雲事務所			
		いずも 3		出雲県土整備事務所			
		いずも 4					
		いずも 5					
		いずも 6					
		いずも 7					
		いずもほけん 1				出雲保健所	出雲市塩冶町223-1
		いずもほけん 2					
		こうくうたい 1		防災航空管理所		出雲市斐川町沖洲2677番地	防災行政波 防災相互波 アナログ
		こうくうたい 2					
		こうくうたい 1					
		こうくうたい 2					
大田	携帯局 (車載型)	おおだしゅうごう 1	県	県央県土整備事務所 大田事業所	大田市大田町大田イ1番3 島根県大田集合庁舎内	端末型半固定	
		おおだ 1					
		おおだ 2					
		おおだ 3					
		おおだ 4					
		おおだ 5					
		さんべだむ 1			大田市大田町大田イ1番3		
		けんおうほけん 2		県央保健所	大田市長久町長久ハ7-1 島根県県央保健所内		
		けんみんけんおう 1		西部県民センター 県央事務所	大田市大田町大田イ236-4 西部県民センター県央事務所 (あすてらす)内	車載型半固定	
		けんみんけんおう 2					
川本	携帯局 (車載型)	かわもごうちょう 1	県	県央県土整備事務所	邑智郡川本町大字川本265-3 島根県川本合同庁舎内	端末型半固定	
		かわもと 1		西部農林水産振興センター 県央事務所			
		かわもと 2		県央県土整備事務所			
		かわもと 3					
		かわもと 4					
		かわもと 5					
		かわもと 6					
		かわもと 7					
		かわもと 8					
		かわもと 9					
			災害時連絡用				
浜田	携帯局 (車載型)	はまだごうちょう 1	県	浜田県土整備事務所	浜田市片庭町254 島根県浜田合同庁舎内	端末型半固定	
		はまだ 1		西部県民センター			
		はまだ 2		西部農林水産振興センター			
		はまだ 3		浜田県土整備事務所			
		はまだ 4					
		はまだ 5					
		はまだ 6		浜田保健所			

無線局の区分		識別信号	機関名	所属名	施設場所	備考	
浜田	携帯局 (車載型)	は ま だ 7	県	浜田県土整備事務所	浜田市片庭町254 島根県浜田合同庁舎内		
		は ま だ 8					
		は ま だ 9			災害時連絡用		
		は ま だ 10			災害時連絡用		
		だ い に は ま だ だ む 1		浜田県土整備事務所 第二浜田ダム管理所	浜田市河内町3194-1	端末型半固定	
		だ い に は ま だ だ む 2					
	携帯局 (携帯)	だ い に は ま だ だ む 3					
携帯局 (車載型)	お お な が み だ む 1	浜田県土整備事務所 大長見ダム管理所	浜田市片庭町254				
益田	携帯局 (車載型)	ま す だ ご う ち ょ う 1	県	益田県土整備事務所	益田市昭和町13-1 島根県益田合同庁舎内	端末型半固定	
		ま す だ 1		西部県民センター 益田事務所			
		ま す だ 2		西部農林水産振興センター 益田事務所			
		ま す だ 3		益田県土整備事務所			
		ま す だ 4		益田県土整備事務所			
		ま す だ 5		益田保健所			
		ま す だ 6					
		ま す だ 7				災害時連絡用	
		ま す だ 8				災害時連絡用	
		ま す だ 9		益田県土整備事務所			
		ま す だ 10					
		ま す だ 11				災害時連絡用	
		ま す だ が わ だ む 1				益田市久々茂町イ1352-1	車載型半固定
		ま す だ が わ だ む 2				益田市昭和町13-1	
		つ わ の ど ぼ く 1					端末型半固定
		つ わ の 1		津和野土木事業所		鹿足郡津和野町田イ244-2	
		つ わ の 2					
		隠岐		携帯局 (車載型)		お き ご う ち ょ う 1	県
お き 1							
お き 2	隠岐支庁農林水産局						
お き 3	隠岐支庁隠岐保健所						
お き 4							
お き 5	隠岐支庁県土整備局						
お き 6							
お き 7							
お き 8	隠岐支庁県民局				災害時連絡用		
お き 9							
お き 10							
ち ょ う し だ む 1	隠岐支庁県土整備局 銚子ダム管理所		隠岐郡隠岐の島町港町塩口24				
ど う ぜん し ゅ う ご う 1					端末型半固定		
ど う ぜん 1	隠岐支庁県土整備局 島前事業部		隠岐郡西ノ島町別府字飯田56-17				
ど う ぜん 2							

無線局の区分	識別信号	機関名	所属名	施設場所	備考	
県庁局	携帯局 (携帯)	県	防災部消防総務課	松江市殿町1番地 島根県庁内	260MHzTDMA デジタル	
						しまね 121
						しまね 122
						しまね 123
						しまね 124
						しまね 125
						しまね 126
						しまね 127
						しまね 128
						しまね 129
						しまね 130
						しまね 131
						しまね 132
						しまね 133
						しまね 134
						しまね 135
						しまね 136
しまね 137						
しまね 138						
出雲	携帯局 (ヘリテレ)	県	防災航空管理所	出雲市斐川町沖州2677番地	ヘリテレ設備	
			防災部消防総務課	松江市殿町1番地 島根県庁内		
			しまねヘリテレ 1			
	しまねヘリテレかはん 1					
	しまねヘリテレかはん 2					
	携帯局		しまね 301	防災航空管理所	出雲市斐川町沖州2677番地	防災行政波 防災相互波 アナログ
			しまね 302			
			しまね 303			
			しまね 304			
			しまね 305			
			しまね 306			
しまね 307						
携帯局 (ヘリ)	しまね 308	防災部消防総務課	松江市殿町1番地 島根県庁内			
					しまね 309	
					しまね 310	
携帯局 (ヘリ)	しまねヘリ 1	防災航空管理所	出雲市斐川町沖州2677番地			

無線局の区分	識別信号	機関名	所属名	施設場所	備考	
松江	携帯局 (携帯)	県	原子力環境センター	松江市西浜佐陀町582-1	原子力関係 260MHz TDMA	
						げんしりよく 101
						げんしりよく 102
						げんしりよく 103
						げんしりよく 104
						げんしりよく 105
						げんしりよく 106
						げんしりよく 107
						げんしりよく 108
						げんしりよく 109
						げんしりよく 110
						げんしりよく 111
						げんしりよく 112
						げんしりよく 113
						げんしりよく 114
						げんしりよく 115
						げんしりよく 116
						げんしりよく 117
						げんしりよく 118
						げんしりよく 119
						げんしりよく 120
						げんしりよく 121
						げんしりよく 122
						げんしりよく 123
						げんしりよく 124
						げんしりよく 125
						げんしりよく 126
						げんしりよく 127
						げんしりよく 128
						げんしりよく 129
						げんしりよく 130
						げんしりよく 131
						げんしりよく 132
						げんしりよく 133
						げんしりよく 134
						げんしりよく 135
						げんしりよく 136
						げんしりよく 137
げんしりよく 138						

無線局の区分	識別信号	機関名	所属名	施設場所	備考		
忌部	ぼうさいいんべ	県	防災部消防総務課	松江市西忌部町空山2377番地14			
三坂	ぼうさいみさか			松江市島根町野波字足谷5177番3			
仁多	ぼうさいにた			仁多郡奥出雲町三所1290番地13			
佐田	ぼうさいさだ			出雲市佐田町須佐布子谷1798			
高山	ぼうさいたかやま			大田市温泉津町湯里字見仙3549番地5			
三瓶	ぼうさいさんべ			大田市山口町山口字三瓶山国有地			
大田	ぼうさいおおだちゅうけい			大田市長久町ハ7-1			
江津	ぼうさいごうつ			江津市河平町平田口712-9			
邑南	ぼうさいおおなん			邑智郡邑南町中野3773-12			
大麻	ぼうさいたいま			浜田市三隅末室谷字大麻山1324番地6			
益田	ぼうさいますだ			益田市薄原町イ782番地			
六日市	ぼうさいむいかいち			鹿足郡吉賀町沢田字城下1062番地3			
隠岐	ぼうさいおき			隠岐郡隠岐の島町那久字大曲り1678番地4			
海士	ぼうさいあま			隠岐郡海士町唯山5514-1			
山佐	ぼうさいやまさ			広瀬土木事業所	安来市広瀬町上山佐3177番地		
弥敵	ぼうさいやうね			土木部河川課	浜田市弥栄町程原1171番4		
山賀	ぼうさいやまが				浜田市鍋石町609番地2		
多古鼻	ぼうさいたこばな			市町村	松江市	松江市島根町多古1994	
弘法山	ぼうさいこうぼうさん					松江市鹿島町片匂イノヤ奥880-2	
上の台	ぼうさいうえのだい		市町村 (消防)	管区消防本部	安来市伯太町横屋952-24		
高瀬	ぼうさいたかせ	管区消防本部		雲南市三刀屋町多久和2502番地35			
田野原	ぼうさいたのはら	管区消防本部		邑智郡美郷町上野1033-5			
滝原	ぼうさいたきばら	管区消防本部		邑智郡美郷町亀村158-5			
城山	ぼうさいじょうやま	管区消防本部		浜田市旭町和田1423-1			
杉山	ぼうさいすぎやま	管区消防本部		鹿足郡吉賀町大野原758-2			
高鉢	ぼうさいたかはち	管区消防本部		益田市匹見町紙祖ハ521			
比礼振	ぼうさいひれふり	管区消防本部		益田市乙子町1105			
十種ヶ峰	ぼうさいとくさがみね	管区消防本部		山口県山口市阿東嘉年下字十艸神峰11883-1番地			
深山	ぼうさいみやま	管区消防本部		隠岐郡隠岐の島町大久股谷1番			
大峯	ぼうさいおおみね	管区消防本部		隠岐郡隠岐の島町西村大峯902番地			
焼火	ぼうさいたくひ	管区消防本部		隠岐郡西ノ島町焼火山1298-4			
中継局							

(1-2)消防救急無線局一覧表

無線局の区分		識別信号	機関名	所属名	施設場所	備考
出雲	携帯局 (携帯)	しまね 101	県	防災航空管理所	出雲市斐川町沖州2677番地	消防救急用 260MHzSCPC デジタル
		しまね 102				
		しまね 103				
		しまね 104				
		しまね 105				
		しまね 106				
		しまね 107				
		しまね 108				
		しまね 109				
		しまね 110				
	携帯局 (車載型)	こうくうたい 1				
		こうくうたい 2				
	携帯局 (ヘリ)	しまねヘリ 1				

(2) 地域衛星通信ネットワーク地球局一覧

資料：消防総務課（令和5年4月1日）

区分	No.	局名	識別番号	局番・局種	
				局番	細別
県 機 関	1	島根県庁	LASCOMしまねけんまつえ スーパーバードちきゅう	300	
			LASCOMしまねけんまつえ スーパーバードちきゅう ※	301	※島根県庁併設局
	2	島根県車載	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V134(N)	307	
			LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V134(N) ※	308	※島根県車載併設局
	3	島根可搬1	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V008(N)	304	
	4	島根可搬2	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V009(N)	305	
	5	隠岐合同庁舎	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V095(N)	327	
	6	松江合同庁舎	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V094(N)	321	
	7	雲南合同庁舎	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V090(N)	322	
	8	出雲合同庁舎	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V093(N)	323	
	9	川本合同庁舎	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V092(N)	324	
	10	浜田合同庁舎	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V091(N)	325	
	11	益田合同庁舎	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V088(N)	326	
	12	仁多集合庁舎	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V036(N)	331	
	13	大田集合庁舎	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V144(N)	334	
	14	島前集合庁舎	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V085(N)	337	
	15	西部県民センター県央事務所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V086(N)	519	
	16	防災航空管理所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V084(N)	335	
	17	消防学校	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V133(N)	338	
	18	中山間地域研究センター	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V139(N)	477	
	19	出雲保健所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V062(N)	516	
	20	保健環境科学研究所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V060(N)	428	
	21	家畜病性鑑定室	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V141(N)	523	
	22	緑化センター	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V138(N)	476	
	23	農業技術センター	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V142(N)	520	
	24	畜産技術センター	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V143(N)	521	
	25	水産技術センター	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V147(N)	575	
	26	県漁業無線指導所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V019(N)	570	
	27	松江家畜保健衛生所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V137(N)	429	
	28	広瀬土木事業所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V031(N)	330	
	29	津和野土木事業所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V030(N)	333	
	30	布部ダム管理所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V038(N)	340	
	31	山佐ダム管理所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V103(N)	341	
	32	三瓶ダム管理所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V098(N)	342	
	33	八戸ダム管理所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V043(N)	343	
	34	第2浜田ダム管理所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V096(N)	345	
	35	御部ダム管理所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V104(N)	344	
	36	出雲空港管理事務所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V084(N) ※	524	※防災航空管理所併設局
	37	石見空港管理所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V133(N)	610	
	38	隠岐空港管理所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V065(N)	640	
	39	宍道湖東部浄化センター	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V014(N)	473	
	40	宍道湖西部浄化センター	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V146(N)	522	
	41	浜田港湾振興センター	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V018(N)	572	
	42	企業局東部事務所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V061(N)	431	
	43	企業局三成ダム操作所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V145(N)	474	
	44	企業局三代浄水場	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V140(N)	475	
	45	企業局西部事務所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V011(N)	573	
46	企業局木都賀ダム操作所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V148(N)	574		
47	県立中央病院	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V064(N)	517		
48	県立こころの医療センター	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V063(N)	518		

区分	No.	局名	識別信号	局番・局種	
				局番	細別
市町村	49	松江市役所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V135(N)	410	
	50	浜田市役所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V025(N)	560	
	51	出雲市役所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V115(N)	500	
	52	益田市役所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V100(N)	600	
	53	大田市役所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V120(N)	501	
	54	安来市役所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V078(N)	411	
	55	江津市役所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V040(N)	561	
	56	雲南市役所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V027(N)	464	
	57	奥出雲町役場	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V015(N)	460	
	58	飯南町役場	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V046(N)	469	
	59	川本町役場	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V092(N) ※	540	※川本合同庁舎併設局
	60	美郷町役場	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V128(N)	541	
	61	邑南町役場	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V124(N)	545	
	62	津和野町役場	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V026(N)	604	
	63	吉賀町役場	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V034(N)	606	
	64	海士町役場	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V112(N)	634	
	65	西ノ島町役場	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V114(N)	635	
	66	知夫村役場	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V113(N)	636	
	67	隠岐の島町役場	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V080(N)	630	
消防本部	68	松江市消防本部	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V136(N)	422	
	69	浜田市消防本部	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V041(N)	566	
	70	出雲市消防本部	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V105(N)	510	
	71	大田市消防本部	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V130(N)	513	
	72	安来市消防本部	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V073(N)	423	
	73	雲南広域連合雲南消防本部	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V035(N)	470	
	74	益田広域消防本部	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V099(N)	607	
	75	江津邑智消防組合消防本部	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V032(N)	567	
76	隠岐広域連合消防本部	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V074(N)	637		
関係機関	77	松江地方気象台	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V066(N)	435	
	78	八管海保 境海上保安部	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V087(N)	447	
	79	八管海保 美保航空基地	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V149(N)	446	
	80	八管海保 浜田海上保安部	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V022(N)	580	
	81	航空自衛隊美保基地	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V067(N)	445	
	82	陸上自衛隊出雲駐屯地	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V070(N)	526	
	83	日本赤十字社島根県支部	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V068(N)	436	
警察	84	島根県警察本部	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V049(N)	442	
	85	松江警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V050(N)	443	
	86	安来警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V051(N)	444	
	87	雲南警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V002(N)	481	
	88	出雲警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V052(N)	529	
	89	川本警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V056(N)	551	
	90	浜田警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V003(N)	582	
	91	江津警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V006(N)	583	
	92	益田警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V001(N)	619	
	93	津和野警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V005(N)	620	
	94	隠岐の島警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V057(N)	651	
	95	浦郷警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V058(N)	652	
	96	大田警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V089(N)	531	

5 輸送

(1) 緊急輸送道路一覧

資料：道路維持課（令和2年3月1日時点）
（未供用の路線は、延長欄を“-”で記載している）

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第1次	高速自動車国道	西日本高速道路（株）	山陰自動車道	33.9	松江玉造IC～出雲IC
第1次	高速自動車国道	西日本高速道路（株）	中国自動車道	22.3	吉和IC～鹿野IC間の島根県分
第1次	高速自動車国道	西日本高速道路（株）	浜田自動車道	36.4	浜田IC～島根広島県境
第1次	高速自動車国道	西日本高速道路（株）	松江自動車道	10.6	宍道JCT～三刀屋木次IC
第1次	高速自動車国道	国土交通省	松江自動車道	24.6	三刀屋木次IC～県境
第1次	一般有料道路	西日本高速道路（株）	山陰道（国道9号 江津道路）	14.5	江津IC～浜田JCT
第1次	一般有料道路	西日本高速道路（株）	山陰道（国道9号 安来道路）	18.6	鳥取島根県境～東出雲IC
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	山陰道（国道9号 松江道路）	11.0	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	山陰道（国道9号 多伎朝山道路）	9.0	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	山陰道（国道9号 朝山大田道路）	6.3	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	山陰道（国道9号 仁摩温泉津道路）	12.4	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	山陰道（国道9号 浜田道路）	6.3	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	山陰道（国道9号 浜田三隅道路）	14.9	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	山陰道（国道9号 益田道路）	3.3	高津IC～国道9号交点
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	山陰道（国道9号 益田道路）	1.7	久城IC～遠田IC
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	国道9号	228.6	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	国道9号 江津バイパス	2.9	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	国道54号	64.5	全線
第1次	一般国道（指定）	国土交通省	国道191号	15.4	山口県境～国道9号交点
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道184号	4.6	国道9号交点～（主）出雲大社線交点
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道186号	28.3	全線
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道187号	37.5	全線
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道191号	41.9	国道9号交点～広島県境
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道261号	53.9	全線
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道314号	48.5	全線
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道375号	42.1	全線
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道431号	33.3	（一）矢尾今市線交点～（一）本庄福富松江線交点
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道431号	21.8	（主）松江島根線交点～鳥取県境
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道432号	48.1	広島県境～（主）安来木次線交点
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道485号	4.1	（町）中町中条線交点～西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路交点
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道485号	2.7	七瀬港～国道431号交点
第1次	一般国道（指定外）	島根県	国道485号 松江だんだん道路	5.2	国道431号交点～国道9号松江道路交点
第1次	主要地方道	島根県	松江島根線	4.2	国道9号松江道路交点～国道9号經由～国道431号交点（くにびき大橋）
第1次	主要地方道	島根県	松江島根線	1.3	国道9号交点～国道431号交点（新大橋）
第1次	主要地方道	島根県	斐川一畑大社線	5.3	（一）出雲空港線交点～国道431号交点
第1次	主要地方道	島根県	斐川一畑大社線	1.1	（一）鰐淵寺線交点～河下港 臨港道路（垂水）交点
第1次	主要地方道	島根県	松江木次線	27.1	国道9号交点～国道54号交点
第1次	主要地方道	島根県	玉湯吾妻山線	17.3	（市）柿坂通り線交点～国道314号交点
第1次	主要地方道	島根県	出雲三刀屋線	15.8	国道54号交点～国道9号交点
第1次	主要地方道	島根県	出雲大社線	2.0	国道9号交点～国道184号交点
第1次	主要地方道	島根県	仁摩邑南線	0.8	国道9号交点～仁摩・石見銀山IC
第1次	主要地方道	島根県	仁摩邑南線	19.6	（主）大田桜江線交点～（主）川本波多線交点
第1次	主要地方道	島根県	浜田美都線	0.4	国道9号交点～（一）浜田港インター線交点
第1次	主要地方道	島根県	益田停車場線	0.4	（主）益田澗川線交点～国道9号交点
第1次	主要地方道	島根県	松江鹿島美保関線	1.0	国道9号交点～国道431号交点
第1次	主要地方道	島根県	松江鹿島美保関線	0.5	国道431号交点～（一）本庄福富松江線交点
第1次	主要地方道	島根県	掛合上阿井線	5.6	国道54号交点～（市）川上木ノ下線交点
第1次	主要地方道	島根県	川本波多線	3.8	国道261号交点～（主）仁摩邑南線交点
第1次	主要地方道	島根県	隠岐空港線	5.7	全線
第1次	主要地方道	島根県	安来木次線	11.6	国道9号交点～国道432号交点
第1次	主要地方道	島根県	大田桜江線	8.8	国道375号交点～（主）仁摩邑南線交点
第1次	主要地方道	島根県	西郷布施線	0.3	国道485号交点～（町）宮の前西町線交点
第1次	主要地方道	島根県	益田澗川線	0.7	（主）益田停車場線交点～（市）あけほの有明線交点
第1次	主要地方道	島根県	宍道インター線	3.5	全線
第1次	一般県道	島根県	三次江津線	0.4	国道9号江津バイパス交点～国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	出雲平田線	0.6	（一）十六島直江停車場線交点～（一）十六島直江停車場線
第1次	一般県道	島根県	大田井田江津線	0.2	（一）浅利渡津線交点～国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	斐川上島線	3.0	斐川IC～国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	平田荘原線	0.1	（一）出雲空港線交点～（一）出雲空港線交点
第1次	一般県道	島根県	木次直江停車場線	2.0	国道9号交点～（市）斐川610号交点
第1次	一般県道	島根県	松江しんじ湖温泉停車場線	0.6	（市）北松江停車場線恵曇線交点～（主）松江鹿島美保関線交点
第1次	一般県道	島根県	出雲空港線	4.1	全線
第1次	一般県道	島根県	八重垣神社竹矢線	0.5	国道9号松江道路交点～国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	鰐淵寺線	5.2	（主）斐川一畑大社線交点～（一）十六島直江停車場線交点
第1次	一般県道	島根県	はまだりゾート線	2.6	国道9号交点～浜田東IC
第1次	一般県道	島根県	鱒電湖線	0.1	（一）石見空港線交点～国道191号交点
第1次	一般県道	島根県	布部安来線	0.6	（一）安来インター線交点～国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	本庄福富松江線	3.0	（一）美保関八東松江線交点～（市）允ノ下百歩線交点
第1次	一般県道	島根県	本庄福富松江線	7.1	（市）八幡大井線交点～（主）松江鹿島美保関線交点
第1次	一般県道	島根県	浜乃木湯町線	0.2	広域防災拠点備蓄倉庫（消防学校隣接地）～国道9号松江道路側道交点
第1次	一般県道	島根県	十六島直江停車場線	1.3	（一）鰐淵寺線交点～（一）出雲平田線交点
第1次	一般県道	島根県	十六島直江停車場線	3.2	（一）出雲平田線交点～国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	遙堀今市線	0.6	国道9号交点～国道184号交点
第1次	一般県道	島根県	多伎江南出雲線	6.9	（一）出雲インター線交点～（市）今市川跡日下線交点
第1次	一般県道	島根県	矢尾今市線	2.7	全線
第1次	一般県道	島根県	池田久手停車場線	0.6	大田朝山IC～国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	下府江津線	1.4	江津西IC～国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	江津インター線	0.5	全線

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第1次	一般県道	島根県	浅利渡津線	5.7	(一) 大田井田江津線交点～国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	益田吉田線	0.6	国道9号交点～国道191号交点
第1次	一般県道	島根県	石見空港線	1.2	全線
第1次	一般県道	島根県	石見空港飯田線	2.2	全線
第1次	一般県道	島根県	三刀屋木次インター線	0.5	三刀屋木次IC～国道54号交点
第1次	一般県道	島根県	久城インター線	2.5	全線
第1次	一般県道	島根県	安来インター線	4.0	(主) 安来木次線交点～(一) 布部安来線交点
第1次	一般県道	島根県	出雲空港宍道線	1.0	全線
第1次	一般県道	島根県	吉田掛合インター線	1.6	全線
第1次	一般県道	島根県	出雲インター線	3.2	全線
第1次	一般県道	島根県	美保関八束松江線	8.0	境港臨港道路江島幹線交点～本庄福富松江線交点
第1次	一般県道	島根県	浜田港インター線	0.6	全線
第1次	一般県道	島根県	出雲多伎インター線	1.1	国道9号交点～出雲多伎IC
第1次	松江市政	松江市	北松江停車場恵曇線	0.4	国道431号交点～(一) 松江しんじ湖温泉停車場線交点
第1次	松江市政	松江市	允ノ下百歩線	0.4	(一) 本庄福富松江線交点～(市) 八幡大井線交点
第1次	松江市政	松江市	八幡大井線	0.3	(市) 允ノ下百歩線交点～(一) 本庄福富松江線交点
第1次	松江市政	松江市	東津田鼻曲線	1.1	国道9号交点～国道9号松江道路交点
第1次	松江市政	松江市	矢田山代線	0.7	国道9号交点～国道9号松江道路交点
第1次	松江市政	松江市	松江道路側道北線	0.4	(主) 松江木次線交点～(市) 浜乃木乃白線交点
第1次	松江市政	松江市	浜乃木乃白線	0.2	(市) 松江道路側道北線交点～(市) 市立病院1号線交点
第1次	松江市政	松江市	市立病院1号線	0.3	(市) 浜乃木乃白線交点～(市) 学校田和線交点
第1次	松江市政	松江市	学校田和線	0.3	(市) 市立病院1号線交点～(市) 市立病院2号線交点
第1次	松江市政	松江市	松江道路側道南線	1.2	国道9号松江道路交点～(市) 市立病院2号線交点
第1次	松江市政	松江市	市立病院2号線	0.1	(市) 松江道路側道南線交点～(市) 学校田和線交点
第1次	雲南市政	雲南市	市役所線	0.1	国道54号交点～雲南市役所
第1次	雲南市政	雲南市	川上木ノ下線	1.1	(主) 掛合上阿井線交点～(市) 雲南吉田インター線交点
第1次	雲南市政	雲南市	雲南吉田インター線	0.4	(市) 川上木ノ下線交点～雲南吉田IC
第1次	雲南市政	雲南市	柿坂駅通り線	0.5	(主) 玉湯吾妻山線交点～(主) 松江木次線交点
第1次	出雲市政	出雲市	斐川610号線	2.4	(一) 斐川上島線交点～(一) 木次直江停車場線交点
第1次	出雲市政	出雲市	今市川跡日下線	0.7	(一) 多伎江南出雲線交点～国道9号交点
第1次	江津市政	江津市	高丸線	0.4	国道9号交点～(市) シビック公園通り線交点
第1次	江津市政	江津市	シビック公園通り線	0.1	(市) 高丸線交点～済生会江津総合病院
第1次	江津市政	江津市	市役所通線	0.1	国道9号交点～江津市役所
第1次	浜田市政	浜田市	竹迫野原線	1.1	国道186号交点～(市) 浜田451号線交点
第1次	浜田市政	浜田市	浜田451号線	0.9	(市) 竹迫野原線交点～(市) 浜田456号線交点
第1次	浜田市政	浜田市	浜田456号線	0.5	(市) 浜田451号線交点～(市) 清水野原線交点
第1次	浜田市政	浜田市	清水野原線	0.6	(市) 浜田456号線交点～浜田防災備蓄倉庫
第1次	浜田市政	浜田市	浜田停車場港町線	0.2	国道9号交点～浜田医療センター
第1次	益田市政	益田市	中吉田久城線	0.9	全線
第1次	益田市政	益田市	あけぼの有明線	0.6	(主) 益田澁川線交点～国道191号交点
第1次	益田市政	益田市	吉田横断13号線	0.1	(主) 益田澁川線交点～益田市役所
第1次	隠岐の島町道	隠岐の島町	宮の前西町線	0.5	(町) 有木1号線交点～(主) 西郷布施線交点
第1次	隠岐の島町道	隠岐の島町	有木1号線	0.6	(町) 中町中条線交点～(町) 宮の前西町線交点
第1次	隠岐の島町道	隠岐の島町	中町中条線	1.9	国道485号交点～(町) 有木1号線交点
第1次	隠岐の島町道	隠岐の島町	西郷270号線	3.0	(主) 隠岐空港線交点～広域農道岬線交点
第1次	その他	隠岐の島町	広域農道岬線	0.8	(町) 西郷270号線交点～国道485号交点
第1次	その他	境港管理組合	境港臨港道路江島幹線	1.3	(一) 美保関八束松江線交点～鳥取県境
第1次	その他	港湾空港課	河下港 臨港道路(垂水)	0.3	(主) 斐川一畑大社線交点～河下港 第3号岸壁
第1次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港1号線	1.1	国道9号交点～浜田港 福井臨港2号線交点
第1次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港2号線	0.2	浜田港 福井臨港1号線交点～浜田港 福井臨港埠頭線交点
第1次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港4号線	1.5	浜田港 福井臨港埠頭線交点～(一) 浜田港インター線交点
第1次	その他	港湾空港課	三隅港 臨港道路1号線	1.9	国道9号交点～(一) 益田種三隅線交点
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 湖陵・多伎道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 出雲・湖陵道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 大田・静間道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 静間・仁摩道路)	—	全線
第1次	一般県道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 福光浅利津道路)	—	全線
第1次	一般県道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 三隅益田道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 益田道路)	—	高津IC～久城IC
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	—	万原工区
第1次	主要地方道	島根県	松江木次線	—	東忌部工区
第1次	主要地方道	島根県	安来木次線	—	切川2工区
第1次	一般県道	島根県	本庄福富松江線	—	大井工区
第1次	一般県道	島根県	矢尾今市線	—	大塚工区
1次路線 延長 計				1,154.9	
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道184号	39.0	(主) 出雲大社線交点～(主) 川本波多線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	5.0	国道9号交点～(市) 浜山公園線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	5.6	(一) 斐川出雲大社線交点～(一) 矢尾今市線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	0.9	(一) 本庄福富松江線交点～(市) 大輪菅田線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道432号	21.6	(主) 安来木次線交点～国道9号交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道485号	27.4	(主) 西郷布施線交点～(町) 中町中条線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道485号	4.7	別府港臨港道路交点～隠岐の島消防署島前分署
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道488号	28.0	国道9号交点～(一) 波佐匹見線交点
第2次	主要地方道	島根県	新南陽津和野線	4.6	(一) 柿木津和野停車場線交点～国道187号交点
第2次	主要地方道	島根県	甲田作木線	5.8	(町) 長田上田線交点～国道375号交点
第2次	主要地方道	島根県	浜田八重可部線	0.5	(市) 浜田停車場濃線交点～(市) 浜田停車場濃線交点
第2次	主要地方道	島根県	浜田八重可部線	29.9	(主) 桜江金城線交点～瑞穂1C
第2次	主要地方道	島根県	吉田邑南線	2.9	(町) 三本松線交点～国道261号交点
第2次	主要地方道	島根県	浜田作木線	4.2	(一) 市木井原線交点～(一) 皆井田江津線交点

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第2次	主要地方道	島根県	浜田作木線	10.8	邑南農道交点～(主) 甲田作木線交点
第2次	主要地方道	島根県	安来伯太日南線	22.9	(主) 安来木次線交点～(一) 草野横田線交点
第2次	主要地方道	島根県	萩津和野線	9.8	山口県境～(主) 津和野田万川線交点
第2次	主要地方道	島根県	萩津和野線	0.4	(町) 森野坂線交点～(町) 駅前線交点
第2次	主要地方道	島根県	萩津和野線	0.7	(町) 駅前線交点～国道9号交点
第2次	主要地方道	島根県	萩津和野線(バイパス)	1.6	(主) 萩津和野線交点～(町) 森野坂線交点
第2次	主要地方道	島根県	益田阿武線	16.8	国道9号交点～山口県境
第2次	主要地方道	島根県	横田多里線	0.3	国道314号交点～(町) 瓜屋線交点
第2次	主要地方道	島根県	六日市錦線	0.3	国道187号交点～道の駅 むいかいち温泉
第2次	主要地方道	島根県	津和野田万川線	16.3	(主) 萩津和野線交点～川登柏原農道交点
第2次	主要地方道	島根県	松江島根線	10.7	国道431号交点～加賀漁港臨港道路交点
第2次	主要地方道	島根県	松江停車場線	0.5	全線
第2次	主要地方道	島根県	玉湯吾妻山線	0.9	(一) 玉湯温泉停車場線交点～(一) 浜乃木湯町線交点
第2次	主要地方道	島根県	玉湯吾妻山線	1.4	国道314号交点～国道432号交点
第2次	主要地方道	島根県	出雲三刀屋線	0.2	(一) 多伎江南出雲線交点～(市) 218号線交点
第2次	主要地方道	島根県	出雲市停車場線	0.7	全線
第2次	主要地方道	島根県	出雲大社線	5.1	国道184号交点～国道431号交点
第2次	主要地方道	島根県	三瓶山公園線	0.6	国道9号交点～(一) 和江港大田市停車場線交点
第2次	主要地方道	島根県	三瓶山公園線	1.3	(市) 志学市街線交点～(主) 川本波多線交点
第2次	主要地方道	島根県	仁摩邑南線	5.1	仁摩・石見銀山IC～(主) 大田桜江線交点
第2次	主要地方道	島根県	仁摩邑南線	0.1	(主) 川本波多線交点～(町) 日の出線交点
第2次	主要地方道	島根県	温泉津川本線	21.5	全線
第2次	主要地方道	島根県	浜田港線	1.2	全線
第2次	主要地方道	島根県	浜田美都線	32.4	(一) 浜田港インター線交点～国道191号交点
第2次	主要地方道	島根県	松江鹿島美保閑線	9.6	(市) 北松江停車場豊島線交点～(市) 北組3号線交点
第2次	主要地方道	島根県	松江鹿島美保閑線	19.6	(市) 加賀神社前線交点～国道485号交点
第2次	主要地方道	島根県	掛合上阿井線	2.8	(市) 川上木ノ下線交点～(市) 梅木曾木線交点
第2次	主要地方道	島根県	湖陵掛合線	8.8	国道9号交点～国道184号交点
第2次	主要地方道	島根県	湖陵掛合線	13.8	国道184号交点～国道54号交点
第2次	主要地方道	島根県	川本波多線	14.4	(主) 仁摩邑南線交点～国道375号交点
第2次	主要地方道	島根県	川本波多線	22.5	国道375号交点～国道54号交点
第2次	主要地方道	島根県	桜江金城線	11.4	国道261号交点～(一) 桜江旭インター線交点
第2次	主要地方道	島根県	桜江金城線	3.6	(主) 浜田八重可部線交点～国道186号交点
第2次	主要地方道	島根県	吉賀匹見線	0.3	益田市役所匹見総合支所～国道488号交点
第2次	主要地方道	島根県	西郷都万郡線	33.7	全線
第2次	主要地方道	島根県	安来木次線	2.0	(一) 禰原木次線交点～国道54号交点
第2次	主要地方道	島根県	西郷布施線	0.4	(町) 宮の前西町線交点～(一) 池田中町線交点
第2次	主要地方道	島根県	西郷布施線	17.6	西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路交点～国道485号交点
第2次	主要地方道	島根県	三隅美都線	1.1	国道9号交点～(市) 三隅57号線交点
第2次	主要地方道	島根県	田所国府線	0.6	(一) 桜江旭インター線交点～(一) 桜江旭インター線交点
第2次	主要地方道	島根県	田所国府線	1.1	ヤマト運輸(株) 浜田上府センター～国道9号交点
第2次	主要地方道	島根県	弥栄旭インター線	9.1	(一) 長安野坂線交点～国道186号交点
第2次	主要地方道	島根県	弥栄旭インター線	5.3	国道186号交点～(市) 柚根旭線交点
第2次	主要地方道	島根県	弥栄旭インター線	0.1	(市) 坂本小国線交点～(主) 浜田八重可部線交点
第2次	主要地方道	島根県	弥栄旭インター線	0.5	(主) 浜田八重可部線交点～(一) 桜江旭インター線交点
第2次	主要地方道	島根県	大東東出雲線	5.0	松江市役所八雲支所～国道9号交点(東出雲IC)
第2次	主要地方道	島根県	益田澄川線	0.8	(市) あけぼの有明線交点～(市) 益田公園徳原線交点
第2次	主要地方道	島根県	益田澄川線	0.1	(一) 益田吉田線交点～益田市市民学習センター
第2次	主要地方道	島根県	邑南飯南線	9.7	国道375号交点～(町) 古市塩谷線交点
第2次	主要地方道	島根県	邑南飯南線	0.3	(一) 美郷飯南線交点～国道54号交点
第2次	一般県道	島根県	三次江津線	0.0	(市) 川戸小学校線交点～(主) 桜江金城線交点
第2次	一般県道	島根県	松江七類港線	1.7	全線
第2次	一般県道	島根県	東出雲馬淵港線	2.7	国道9号交点～(一) 馬淵港線交点
第2次	一般県道	島根県	斐川出雲大社線	7.2	(一) 十六島直江停車場線交点～(一) 矢尾今市線交点
第2次	一般県道	島根県	斐川出雲大社線	0.7	(市) 神門中筋線交点～国道431号交点
第2次	一般県道	島根県	大社立久恵線	3.2	(市) 浜山公園線交点～(市) 高松294号線交点
第2次	一般県道	島根県	美郷飯南線	14.4	全線
第2次	一般県道	島根県	益田種三隅線	0.1	国道9号交点～(市) 岡見24号線交点
第2次	一般県道	島根県	和江港大田市停車場線	3.2	(市) 和江漁港線交点～国道9号交点
第2次	一般県道	島根県	和江港大田市停車場線	0.6	国道9号交点～(主) 三瓶山公園線交点
第2次	一般県道	島根県	平田荘原線	0.1	国道431号交点～(市) 竿井出通り線交点
第2次	一般県道	島根県	玉湯温泉停車場線	0.1	(主) 玉湯吾妻山線交点～国道9号交点
第2次	一般県道	島根県	宍道停車場線	0.4	全線
第2次	一般県道	島根県	浜田停車場線	0.7	(市) 浜田停車場横線交点～国道9号交点
第2次	一般県道	島根県	木次停車場線	0.1	全線
第2次	一般県道	島根県	柿木津和野停車場線	2.5	(主) 新南陽津和野線交点～(町) 唐人屋線交点
第2次	一般県道	島根県	柿木津和野停車場線	3.4	(町) 唐人屋線交点～国道9号交点
第2次	一般県道	島根県	柿木津和野停車場線	2.1	国道9号交点～(主) 萩津和野線(バイパス) 交点
第2次	一般県道	島根県	馬淵港線	0.2	(一) 東出雲馬淵港線交点～(市) 八幡大井線
第2次	一般県道	島根県	浜田商港線	0.6	浜田港 臨港14号線交点～国道9号交点
第2次	一般県道	島根県	浜田商港線	0.5	浜田港 福井臨港1号線交点～浜田漁港臨港道路交点
第2次	一般県道	島根県	浜田商港線	0.2	(市) 浜田348号線交点～浜田漁港臨港道路交点
第2次	一般県道	島根県	宍道湖公園線	0.6	全線
第2次	一般県道	島根県	鱒電湖線	0.6	万葉公園～(一) 石見空港線交点
第2次	一般県道	島根県	鱒電湖湖津線	1.9	全線
第2次	一般県道	島根県	草野横田線	9.8	(主) 安来伯太日南線交点～国道432号交点
第2次	一般県道	島根県	浜乃木湯町線	3.3	国道9号松江道路側道交点～(主) 玉湯吾妻山線交点
第2次	一般県道	島根県	講武古江線	4.4	(主) 松江鹿島美保閑線交点～(市) 原田線交点
第2次	一般県道	島根県	吉田興出雲線	3.7	(市) 梅木曾木線交点～(市) 深野線交点
第2次	一般県道	島根県	禰原木次線	1.8	国道54号交点～(主) 安来木次線交点
第2次	一般県道	島根県	多伎江南出雲線	0.1	国道9号交点～出雲西消防署多伎分署
第2次	一般県道	島根県	波根久手線	0.9	(市) 塩淵3号線交点～山陰福山通運(株) 大田営業所
第2次	一般県道	島根県	池田久手停車場線	1.3	国道9号交点～(一) 静間久手停車場線交点

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第2次	一般県道	島根県	静間久手停車場線	0.0	久手港臨港道路交点～(一)池田久手停車場線交点
第2次	一般県道	島根県	高見出羽線	1.7	邑南農道交点～(主)吉田邑南線交点
第2次	一般県道	島根県	皆井田江津線	1.6	国道261号交点～(主)浜田作木線交点
第2次	一般県道	島根県	長安野坂線	4.1	全線
第2次	一般県道	島根県	波佐匹見線	12.1	国道191号交点～国道488号交点
第2次	一般県道	島根県	国賀海岸線	0.5	(一) 珍崎浦郷港線交点～浦郷漁港臨港道路交点
第2次	一般県道	島根県	中村津戸港線	11.0	国道485号交点～国道485号交点
第2次	一般県道	島根県	海士島線	2.1	菱浦漁港臨港道路交点～海士町役場
第2次	一般県道	島根県	珍崎浦郷港線	0.2	ヤマト運輸(株)西ノ島センター～(一)国賀海岸線交点
第2次	一般県道	島根県	知夫島線	1.6	(村)木佐根線交点～知夫漁港臨港道路交点
第2次	一般県道	島根県	知夫島線	1.3	知夫漁港臨港道路交点～来居港 来居2号臨港道路交点
第2次	一般県道	島根県	池田中町線	1.1	山陰福山通運(株)隠岐営業所～(主)西郷布施線交点
第2次	一般県道	島根県	市木井原線	7.4	全線
第2次	一般県道	島根県	桜江旭インター線	5.2	全線
第2次	一般県道	島根県	美保関八東松江線	4.0	国道431号交点～境港臨港道路江島幹線交点
第2次	松江市道	松江市	一矢線	1.3	(主)松江鹿島美保関線交点～一矢谷隧道
第2次	松江市道	松江市	入江江島線	2.7	(一)美保関八東松江線交点～(市)馬渡堤防線交点
第2次	松江市道	松江市	馬渡堤防線	0.3	(市)入江江島線交点～(市)入江江島線交点
第2次	松江市道	松江市	入江江島線	0.1	(市)馬渡堤防線交点～(一)美保関八東松江線交点
第2次	松江市道	松江市	東津田鼻曲線	1.0	国道9号松江道路交点～国道432号交点
第2次	松江市道	松江市	松江駅東通阿弥陀線	0.9	全線
第2次	松江市道	松江市	嫁島公園線	2.6	全線
第2次	松江市道	松江市	北松江停車場惠曇線	1.0	(一)松江しんじ湖温泉停車場線交点～(主)松江鹿島美保関線交点
第2次	松江市道	松江市	八幡大井線	1.0	(一)馬淵港線交点～(市)允ノ下百歩線交点
第2次	松江市道	松江市	平成1号線	0.7	(市)嫁島公園線交点～日本通運(株)松江支店
第2次	松江市道	松江市	平成乃白線	0.7	(市)平成1号線交点～(主)松江木次線交点
第2次	松江市道	松江市	平成3号線	0.1	(市)平成乃白線交点～(市)平成2号線交点
第2次	松江市道	松江市	平成2号線	0.2	(市)平成3号線交点～(市)平成5号線交点
第2次	松江市道	松江市	平成5号線	0.1	(市)平成2号線交点～佐川急便(株)松江営業所
第2次	松江市道	松江市	宇賀橋線	0.1	(市)嫁島公園線交点～(市)乃木区画6号線交点
第2次	松江市道	松江市	乃木区画6号線	0.2	(市)宇賀橋線交点～松江記念病院
第2次	松江市道	松江市	加賀神社前線	0.6	全線
第2次	松江市道	松江市	中灘・五反田線	0.4	国道9号交点～松江市役所東出雲支所
第2次	松江市道	松江市	原田線	0.8	(主)松江鹿島美保関線交点～(一)講武古江線交点
第2次	松江市道	松江市	大輪菅田線	0.4	全線 (附属小学校・附属中学校前)
第2次	松江市道	松江市	農振団地1号線	0.1	(一)本庄福富松江線交点～(市)北部区画1号線交点
第2次	松江市道	松江市	北部区画1号線	0.1	(市)農振団地1号線交点～松江市上下水道局
第2次	松江市道	松江市	上追子笠無線	0.1	(一)本庄福富松江線交点～松江市消防本部
第2次	松江市道	松江市	中ノ島線	0.5	(主)松江島根線交点～一畑バス(株)本社
第2次	松江市道	松江市	中原上追子線	0.2	(主)松江島根線交点～山陰中央テレビジョン放送(株)本社
第2次	松江市道	松江市	小富田1号線	0.1	(一)宍道停車場線交点～松江市役所宍道支所
第2次	松江市道	松江市	矢田山代線	0.2	国道9号松江道路交点～松江南消防署
第2次	松江市道	松江市	松江停車場玉造線	1.2	国道9号交点～(市)嫁島公園線交点
第2次	松江市道	松江市	中ノ前北線	0.1	国道9号交点～(市)松原線交点
第2次	松江市道	松江市	松原線	0.1	(市)中ノ前北線交点～NTT西日本-中国島根事業部(島根)
第2次	松江市道	松江市	母衣南北線	0.2	(一)本庄福富松江線交点～(社)島根県LPガス協会
第2次	松江市道	松江市	県民会館南線	0.2	(主)松江鹿島美保関線交点～(株)FM山陰松江本社
第2次	松江市道	松江市	松原線	0.1	(市)松江駅東通阿弥陀線交点～ヤマト運輸(株)松橋南支店(松江津田センター)
第2次	松江市道	松江市	東松江駅2号線	0.2	(一)東出雲馬淵港線交点～日本通運(株)物流センター事業所
第2次	松江市道	松江市	北部区画52号線	0.1	国道431号交点～ヤマト運輸(株)松江橋北支店(松江西川津センター)
第2次	松江市道	松江市	北組3号線	0.1	(主)松江鹿島美保関線交点～恵曇漁港臨港道路
第2次	松江市道	松江市	湯町中央線	0.1	(一)浜乃木湯町線交点～玉造病院
第2次	安来市道	安来市	市立病院線	0.2	(主)安来木次線交点～(市)広瀬中央線交点
第2次	安来市道	安来市	広瀬中央線	0.1	(市)市立病院線交点～安来市消防署広瀬分署
第2次	安来市道	安来市	庵の上2号線	0.1	国道432号交点～(市)西田線交点
第2次	安来市道	安来市	西比田線	0.1	(市)庵の上2号線交点～安来市消防署広瀬分署比田分駐所
第2次	安来市道	安来市	市場尻豊岡線	0.1	(主)安来伯太日南線交点～(市)本町市場尻線交点
第2次	安来市道	安来市	本町市場尻線	0.1	(市)市場尻豊岡線交点～安来市消防署伯太分署
第2次	安来市道	安来市	川尻本線	0.2	国道9号交点～(市)安来港川尻線交点
第2次	安来市道	安来市	安来港川尻線	0.4	(市)川尻本線交点～安来港臨港道路交点
第2次	安来市道	安来市	新宮線	0.2	(主)安来木次線交点～(市)新宮福頼線交点
第2次	安来市道	安来市	新宮福頼線	0.1	(市)新宮線交点～道の駅 広瀬・富田城
第2次	安来市道	安来市	吉佐須崎線	0.1	国道9号交点～道の駅 あらエッサ
第2次	雲南市道	雲南市	加茂中央1号線	0.2	国道54号交点～(市)役場前線交点
第2次	雲南市道	雲南市	役場前線	0.1	(市)加茂中央1号線交点～雲南市役所加茂総合センター
第2次	雲南市道	雲南市	深野線	0.8	国道314号交点～(一)吉田出雲線交点
第2次	雲南市道	雲南市	梅木曾木線	4.7	全線
第2次	雲南市道	雲南市	大東交流センターおおぎ線	0.4	(主)松江木次線交点～(市)体育館西川西線交点
第2次	雲南市道	雲南市	体育館川西線	0.2	(主)玉湯吾妻山線交点～(市)大東交流センターおおぎ線交点
第2次	雲南市道	雲南市	基町住宅線	0.1	国道54号交点～(市)三刀屋下熊谷線交点
第2次	雲南市道	雲南市	三刀屋下熊谷線	0.1	(市)基町住宅線交点～佐川急便(株)雲南営業所
第2次	雲南市道	雲南市	森ノ本新田線	0.1	国道54号交点～ヤマト運輸(株)雲南支店(雲南センター)
第2次	雲南市道	雲南市	川原町線	0.2	(主)掛合上阿井線交点～雲南市役所吉田総合センター
第2次	雲南市道	雲南市	平岩佐中線	0.1	国道54号交点～雲南市役所掛合総合センター
第2次	雲南市道	雲南市	尾崎山方線	0.1	国道314号交点～道の駅 おろちの里
第2次	飯南町道	飯南町	古市場谷線	1.0	全線
第2次	飯南町道	飯南町	山村広場線	0.1	国道54号交点～赤名農村環境改善センター
第2次	出雲町道	出雲町	滝坂線	0.7	(主)玉湯吾妻山線交点～国道432号交点
第2次	出雲町道	出雲町	奥出雲町	0.1	(主)横田多里線交点～奥出雲町役場横田庁舎
第2次	出雲町道	出雲町	大正町前線	0.1	(主)玉湯吾妻山線交点～三成広域交番
第2次	出雲町道	出雲町	下久比須線	0.1	国道432号交点～道の駅 酒蔵奥出雲交流館
第2次	出雲市道	出雲市	浜山公園線	1.9	国道431号交点～浜山公園園路～(主)出雲大社線交点
第2次	出雲市道	出雲市	神門中筋線	1.1	(市)浜山公園線交点～(一)斐川出雲大社線交点

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第2次	出雲市道	出雲市	有原東町線	1.7	国道184号交点～(一)多伎江南出雲線交点
第2次	出雲市道	出雲市	植松浜線	1.0	(市)松寄下浜線交点～(一)大社立久恵線交点
第2次	出雲市道	出雲市	高松294号線	1.3	(主)出雲大社線交点～(一)大社立久恵線交点
第2次	出雲市道	出雲市	松寄下浜線	0.5	(主)出雲大社線交点～(市)植松浜線交点
第2次	出雲市道	出雲市	大津上塩冶線	1.0	一畑バス(株)出雲支社～(市)今市菅沢線交点
第2次	出雲市道	出雲市	今市菅沢線	0.2	(市)大津上塩冶線交点～出雲ガス(株)
第2次	出雲市道	出雲市	塩冶218号線	0.1	(主)出雲三刀屋線交点～(市)大津上塩冶線交点
第2次	出雲市道	出雲市	斐川4号線	2.0	(一)木次直江停車場線交点～斐川公園野球場外離着陸場入口
第2次	出雲市道	出雲市	古志神西団地三部線	1.4	(一)出雲インター線交点～出雲西消防署
第2次	出雲市道	出雲市	今市川跡日下線	0.5	(一)斐川出雲大社線交点～日ノ丸西濃運輸(株)出雲営業所
第2次	出雲市道	出雲市	体育館西高岡線	0.2	国道9号交点～(市)四絡1号線交点
第2次	出雲市道	出雲市	四絡1号線	0.1	(市)体育館西高岡線交点～(市)四絡262号線交点
第2次	出雲市道	出雲市	四絡262号線	0.1	(市)四絡1号線交点～出雲市上下水道局
第2次	出雲市道	出雲市	灘分宮ノ町線	0.2	国道431号交点～出雲市役所平田行政センター
第2次	出雲市道	出雲市	砂子線	0.1	(主)湖陵掛合線交点～出雲市役所湖陵行政センター
第2次	出雲市道	出雲市	四本松川端線	0.1	(一)斐川出雲大社線交点～出雲市役所大社行政センター
第2次	出雲市道	出雲市	斐川25号線	0.1	国道9号交点～出雲市役所斐川行政センター
第2次	出雲市道	出雲市	渡橋平野線	0.1	国道9号交点～出雲市消防本部
第2次	出雲市道	出雲市	中ノ島12号線	0.1	国道431号交点～(市)中筋浜線交点
第2次	出雲市道	出雲市	中筋浜線	0.3	(市)中ノ島12号線交点～平田消防署
第2次	出雲市道	出雲市	塩冶13号線	0.1	(市)有原東町線交点～出雲警察署
第2次	出雲市道	出雲市	今市29号線	0.1	(市)有原東町線交点～(市)四絡222号線交点
第2次	出雲市道	出雲市	四絡222号線	0.2	(市)今市29号線交点～NTT西日本-中国島根事業部(出雲)
第2次	出雲市道	出雲市	長浜310号線	0.2	国道431号交点～日本通運(株)出雲支店
第2次	出雲市道	出雲市	長浜197号線	0.6	国道431号交点～ヤマト運輸(株)大社支店(出雲大社センター)
第2次	出雲市道	出雲市	西原海岸線	0.1	(一)斐川出雲大社線交点～道の駅 大社ご縁広場
第2次	出雲市道	出雲市	竿井出通り線	0.1	(一)平田荘原線交点～出雲市立総合医療センター
第2次	邑南町道	邑南町	鱒淵馬野原線	0.2	(主)吉田邑南線交点～川本消防署瑞穂出張所
第2次	邑南町道	邑南町	長田上田線	1.0	(主)甲田作木線交点～羽須美運動広場
第2次	邑南町道	邑南町	三本松線	0.2	(主)吉田邑南線交点～(町)出羽後谷線交点
第2次	邑南町道	邑南町	出羽後谷線	0.1	(町)三本松線交点～(町)旅行村線交点
第2次	邑南町道	邑南町	旅行村線	0.1	(町)出羽後谷線交点～青少年旅行村
第2次	邑南町道	邑南町	根布川手線	0.1	(主)浜田作木線交点～邑南町役場羽須美支所
第2次	邑南町道	邑南町	森美上別所線	0.2	(主)浜田作木線交点～公立邑智病院
第2次	美郷町道	美郷町	上川戸粕淵線	1.0	国道375号交点～美郷町防災公園
第2次	美郷町道	美郷町	本郷中線	0.1	国道375号交点～(町)町中線交点
第2次	美郷町道	美郷町	町中線	0.2	(町)本郷中線交点～(町)山手線交点
第2次	美郷町道	美郷町	山手線	0.1	(町)町中線交点～美郷町役場大和事務所
第2次	大田市道	大田市	鳴滝大沢線	1.0	全線
第2次	大田市道	大田市	上毛線	0.0	国道9号交点～(市)上毛寺床線交点
第2次	大田市道	大田市	上毛寺床線	0.1	(市)上毛線交点～大田市役所温泉津支所
第2次	大田市道	大田市	志学市街線	0.2	(主)三瓶山公園線交点～大田消防署三瓶出張所
第2次	大田市道	大田市	塩淵鳥越線	0.4	(一)池田久手停車場線交点～(市)工業団地線交点
第2次	大田市道	大田市	工業団地線	0.4	(市)塩淵鳥越線交点～日ノ丸西運輸(株)大田営業所
第2次	大田市道	大田市	塩淵3号線	0.1	(一)池田久手停車場線交点～(一)波根久手線交点
第2次	江津市道	江津市	川戸小学校線	0.1	(一)三次江津線交点～江津消防署桜江出張所
第2次	江津市道	江津市	シビックセンター線	0.1	(市)高丸線交点～江津警察署
第2次	江津市道	江津市	岩貝線	0.1	国道261号交点～ヤマト運輸(株)江津支店(江津渡津センター)
第2次	江津市道	江津市	嘉久志神村線	0.8	国道9号江津バイパス交点～江津市民体育館
第2次	川本町道	川本町	川本畑野線	0.1	(主)仁摩邑南線交点～(町)本町学校線交点
第2次	川本町道	川本町	本町学校線	0.2	(町)川本畑野線交点～県央県土整備事務所
第2次	川本町道	川本町	新町日の出線	0.5	(町)川本畑野線交点～(主)仁摩邑南線交点
第2次	浜田市道	浜田市	三隅57号線	0.2	全線
第2次	浜田市道	浜田市	浜田348号線	0.2	国道9号交点～(一)浜田商港線交点
第2次	浜田市道	浜田市	下来原66号線	0.2	(主)浜田八重町部線交点～(市)今福有福線交点
第2次	浜田市道	浜田市	今福有福線	0.5	(市)下来原66号線交点～(市)今福56号線交点
第2次	浜田市道	浜田市	今福56号線	0.3	(市)今福有福線交点～金城スマートIC
第2次	浜田市道	浜田市	今福57号線	0.2	(市)今福有福線交点～金城スマートIC
第2次	浜田市道	浜田市	岡見24号線	1.4	(一)益田種三隅線交点～三隅発電所
第2次	浜田市道	浜田市	浜田停車場濱線	0.3	(一)浜田停車場線交点～(主)浜田八重町部線交点
第2次	浜田市道	浜田市	浜田停車場濱線	0.2	(主)浜田八重町部線交点～国道186号交点
第2次	浜田市道	浜田市	浜田停車場長沢線	0.9	全線
第2次	浜田市道	浜田市	坂本小国線	2.6	全線
第2次	浜田市道	浜田市	柚根旭線	2.6	全線
第2次	浜田市道	浜田市	浜田415号線	0.2	浜田漁港臨港道路交点～(市)浜田418号線交点
第2次	浜田市道	浜田市	浜田418号線	0.1	(市)浜田415号線交点～サンマリン浜田
第2次	浜田市道	浜田市	浜田281号線	0.1	国道9号交点～浜田県土整備事務所
第2次	浜田市道	浜田市	七条44号線	0.1	(主)桜江金城線交点～浜田市役所金城支所
第2次	浜田市道	浜田市	今市36号線	0.1	(主)浜田八重町部線交点～浜田市役所旭支所
第2次	浜田市道	浜田市	三隅37号線	0.1	(主)三隅美都線交点～浜田市役所三隅支所
第2次	浜田市道	浜田市	今井迫長見線	0.2	国道186号交点～浜田河川国道事務所
第2次	浜田市道	浜田市	浜田397号線	1.0	国道9号浜田道路交点～(市)浜田440号線交点
第2次	浜田市道	浜田市	浜田440号線	0.3	石見交通(株)山陰支店～佐川急便(株)浜田営業所
第2次	浜田市道	浜田市	今市98号線	0.2	(主)弥栄旭インター線交点～東部消防署旭出張所
第2次	浜田市道	浜田市	浜田314号線	0.1	国道186号交点～NTT西日本-中国島根事業部(浜田)
第2次	浜田市道	浜田市	国府145号線	0.1	(主)田所国府線交点～下府川河川防災ステーション
第2次	益田市道	益田市	久原三谷線	0.2	国道191号交点～益田市役所美都総合支所
第2次	益田市道	益田市	益田運動公園徳原線	0.6	国道191号交点～(主)益田澄川線交点
第2次	益田市道	益田市	総合福祉センター線	0.1	国道9号交点～益田市人権センター
第2次	益田市道	益田市	大峠線	0.1	国道191号交点～道の駅 サンエイト美都
第2次	益田市道	益田市	国東団地5号線	0.2	国道9号交点～(市)医師会病院前線交点
第2次	益田市道	益田市	医師会病院前線	0.1	(市)国東団地線交点～益田地域医療センター-医師会病院
第2次	津和野町道	津和野町	日原青原線1号	0.8	(町)日原市街線交点～国道187号交点

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第2次	津和野町道	津和野町	日原市街線	0.2	国道9号交点～(町)日原青原線1号交点
第2次	津和野町道	津和野町	唐人屋線	1.6	全線
第2次	津和野町道	津和野町	森野坂線	1.0	(主) 萩津和野線(バイパス)交点～(主) 萩津和野線
第2次	津和野町道	津和野町	殿町官場丁線	0.2	(主) 萩津和野線交点～津和野共存病院
第2次	津和野町道	津和野町	駅前線	1.0	(主) 萩津和野線交点～(主) 萩津和野線交点
第2次	津和野町道	津和野町	通岩土井敷線	0.1	国道9号交点～益田広域消防署日原分遣所
第2次	吉賀町道	吉賀町	唐人屋線	3.1	全線
第2次	吉賀町道	吉賀町	新町有飯線	0.5	国道187号交点～(町)本町迫線交点
第2次	吉賀町道	吉賀町	本町迫線	0.1	(町)市町有飯線交点～(町)鹿足河内川右岸線交点
第2次	吉賀町道	吉賀町	鹿足河内川右岸線	0.1	(町)本町迫線交点～益田広域消防署六日市分遣所
第2次	吉賀町道	吉賀町	栄町線	0.1	国道187号交点～(町)本町栄町線交点
第2次	吉賀町道	吉賀町	本町栄町線	0.1	(町)栄町線交点～六日市病院
第2次	吉賀町道	吉賀町	新田線	0.2	国道187号交点～益田広域消防署柿木分遣所
第2次	海士町道	海士町	宇受賀線	0.2	(一)海士島線交点～(町)新開2号線交点
第2次	海士町道	海士町	新開2号線	0.3	(町)宇受賀線交点～(町)あいらんど1号線交点
第2次	海士町道	海士町	あいらんど1号線	0.5	新開2号線交点～海士町ヘリポート
第2次	西ノ島町道	西ノ島町	339号線	0.1	国道485号交点～隠岐島前病院
第2次	西ノ島町道	西ノ島町	63号線	0.1	浦郷漁港臨港道路交点～西ノ島町役場
第2次	知夫村道	知夫村	木佐根線	0.6	(一)知夫島線交点～(村)東牧線交点
第2次	知夫村道	知夫村	東牧線	0.5	(村)木佐根線交点～知夫村ヘリポート
第2次	知夫村道	知夫村	大江線	0.1	(一)知夫島線交点～(村)仁夫線交点
第2次	知夫村道	知夫村	仁夫線	0.0	(村)大江線交点～(村)播摩坂線交点
第2次	知夫村道	知夫村	播摩坂線	0.1	(村)仁夫線交点～知夫村役場
第2次	隠岐の島町道	隠岐の島町	北方15号線	0.1	(主)西郷郡万都線交点～隠岐の島町役場五箇支所
第2次	隠岐の島町道	隠岐の島町	都万37号線	0.1	(主)西郷郡万都線交点～隠岐の島町役場都万支所
第2次	隠岐の島町道	隠岐の島町	中村109号線	0.2	国道485号交点～(町)浜田95号線交点
第2次	隠岐の島町道	隠岐の島町	浜田95号線	0.1	(町)中村109号線交点～(町)中村107号線交点
第2次	隠岐の島町道	隠岐の島町	中村107号線	0.1	(町)浜田95号線交点～隠岐の島町役場中出張所
第2次	その他	都市計画課	浜山公園園路	0.6	(市)浜山公園園路交点～(市)浜山公園園路交点
第2次	その他	港湾空港課	江津港 臨港道路	2.0	国道9号交点～国道9号交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港埠頭線	0.2	浜田港 福井臨港 2号線交点～浜田港 福井臨港 3号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港 3号線	0.3	浜田港 福井臨港埠頭線交点～浜田漁港臨港道路交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 臨港3号線	0.1	浜田海上保安部～浜田港 臨港4号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 臨港8号線	0.2	浜田港 臨港3号線交点～浜田港 臨港16号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 臨港14号線	0.1	(一)浜田商港線交点～浜田港 臨港18号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 臨港16号線	0.1	浜田港 臨港8号線交点～浜田港 臨港18号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 臨港18号線	0.2	浜田港 臨港16号線交点～浜田港 臨港14号線交点
第2次	その他	港湾空港課	来居港 来居2号臨港道路	0.4	(一)知夫島線交点～来居港
第2次	その他	港湾空港課	別府港 臨港道路	0.5	国道485号交点～隠岐支庁県土整備局島前事業部
第2次	その他	港湾空港課	西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路	1.1	国道485号交点～(主)西郷布施線交点
第2次	その他	港湾空港課	久手港臨港道路	0.2	(一)静閑久手停車場線交点～久手港
第2次	その他	港湾空港課	東町臨港道路	0.1	西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路交点～隠岐海上保安署
第2次	その他	港湾空港課	安来港臨港道路	0.2	(市)安来港川尻線交点～日本通運(株)安来支店
第2次	その他	漁港漁場整備課	浜田漁港臨港道路	1.6	(一)浜田商港線交点～(主)浜田港線交点
第2次	その他	漁港漁場整備課	浜田漁港臨港道路	0.3	(一)浜田商港線交点～(市)浜田415号線交点
第2次	その他	漁港漁場整備課	菱浦漁港臨港道路	0.7	(一)海士島線交点～菱浦漁港
第2次	その他	漁港漁場整備課	浦郷漁港臨港道路	0.9	国道485号交点～(一)国賀海岸線交点
第2次	その他	漁港漁場整備課	浦郷漁港臨港道路	0.1	浦郷漁港臨港道路交点～(町)63号線交点
第2次	その他	漁港漁場整備課	加賀漁港臨港道路	0.8	(主)松江島根線交点～(市)加賀神社前線交点
第2次	その他	漁港漁場整備課	和江漁港臨港道路	0.4	(市)和江漁港線～和江漁港
第2次	その他	漁港漁場整備課	知夫漁港臨港道路	0.8	(一)知夫島線交点～(一)知夫島線交点
第2次	その他	出雲市	斐川南広域農道	0.1	国道184号交点～出雲市河川防災ステーション
第2次	その他	益田市	川登柏原農道	7.9	(主)益田阿武線交点～(主)津和野田万川線交点
第2次	その他	邑南町	邑南農道	6.0	(一)高見出羽線交点～(主)浜田作木線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道432号	—	菅原八瀬バイパス
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道432号	—	大庭バイパス
第2次	主要地方道	島根県	益田阿武線	—	(主)益田阿武線～国道9号(都市計画道路:元町人磨線[新高島橋工区]、須子中線)
第2次	主要地方道	島根県	桜江金城線	—	市山工区
第2次	一般県道	島根県	草野横田線	—	東比田2工区
2次路線 延長 計				767.3	
第3次	一般国道(指定外)	島根県	国道184号	2.9	(主)川本波多線交点～志々小学校場外離着陸場
第3次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	0.7	(市)浜山公園線交点～(市)馬渡恵美須線交点
第3次	主要地方道	島根県	鹿野吉賀線	0.4	(町)朝倉真田線交点～(町)広尾吉原線交点
第3次	主要地方道	島根県	萩津和野線	0.3	島根県立津和野高等学校場外離着陸場～(町)森野坂線交点
第3次	主要地方道	島根県	斐川一畑大社線	0.5	国道431号交点～(市)中ノ手鹿園寺線交点
第3次	主要地方道	島根県	斐川一畑大社線	0.0	(市)光中学校小津線交点～(一)鱈淵寺線交点
第3次	主要地方道	島根県	玉湯吾妻山線	5.2	(一)浜乃木湯町線交点～大谷小学校場外離着陸場
第3次	主要地方道	島根県	三瓶山公園線	2.8	(市)三瓶高原線交点～(市)志学市街線交点
第3次	主要地方道	島根県	松江鹿島美保間線	0.1	マリゲートしまね駐車場場外離着陸場～(主)松江島根線交点
第3次	主要地方道	島根県	吉賀匹見線	6.2	国道187号交点～下高尻かすみ公園場外離着陸場
第3次	主要地方道	島根県	安来木次線	10.4	国道432号交点～(市)幸谷線交点
第3次	主要地方道	島根県	安来木次線	5.9	(市)上久野1号線交点～(主)玉湯吾妻山線交点
第3次	主要地方道	島根県	出雲奥出雲線	4.2	国道184号交点～神原小学校校庭場外離着陸場
第3次	主要地方道	島根県	弥栄旭インター線	0.1	(市)安城82号線交点～(一)長安野坂線交点
第3次	主要地方道	島根県	大東東出雲線	0.4	八雲小学校場外離着陸場～松江市役所八雲支所
第3次	主要地方道	島根県	邑南飯南線	0.8	比之宮町民広場(旧宮内小学校)場外離着陸場～(町)長藤宮内線交点
第3次	一般県道	島根県	御津東生馬線	0.1	鹿島東小学校場外離着陸場～(一)舘武古江線交点
第3次	一般県道	島根県	石見福光停車場線	0.2	(市)福光国道取付線交点～旧温泉津中学校場外離着陸場
第3次	一般県道	島根県	平田停車場線	0.1	国道431号交点～平田郵便局
第3次	一般県道	島根県	小伊津港線	0.2	(市)本田平田小線交点～国道431号交点
第3次	一般県道	島根県	本庄福富松江線	0.2	国道431号交点～本庄中学校場外離着陸場
第3次	一般県道	島根県	大野魚瀬恵曇線	1.1	国道431号交点～松江医療専門学校場外離着陸場
第3次	一般県道	島根県	海潮穴道線	1.3	国道9号交点～(市)湖南荘線交点

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第3次	一般県道	島根県	田儀山中大田線	0.6	国道9号交点～(市)田儀小学校線交点
第3次	一般県道	島根県	瓜坂川合線	0.1	(市)川合小学校線交点～国道375号交点
第3次	一般県道	島根県	上意東垣屋線	0.7	東出雲中央公園駐車場外離着陸場～国道9号交点
第3次	松江市道	松江市	大森・上来待線	1.0	国道54号交点～宍道(宍道総合公園)場外離着陸場
第3次	松江市道	松江市	大橋川東津田線	0.3	(市)松江駅東通阿弥陀線交点～(市)東朝日町中央線交点
第3次	松江市道	松江市	東朝日町中央線	0.1	(市)大橋川東津田線交点～農水省中四国農政局島根農政事務所
第3次	松江市道	松江市	大正町西津田線	0.1	(主)松江島根線交点～中国電力(株)島根支社松江営業所
第3次	松江市道	松江市	出雲郷・東灘線	0.2	(一)東出雲馬淵港線交点～(市)工業団地1号線交点
第3次	松江市道	松江市	工業団地2号線	0.1	(市)出雲郷・東灘線交点～(市)工業団地1号線交点
第3次	松江市道	松江市	工業団地1号線	0.3	(市)工業団地2号線交点～(市)錦浜1号幹線交点
第3次	松江市道	松江市	錦浜1号幹線	1.6	(市)工業団地1号線交点～錦浜場外離着陸場
第3次	松江市道	松江市	矢田山代線	0.5	湖東中学校場外離着陸場～国道432号交点
第3次	松江市道	松江市	北部区画48号線	0.1	(主)松江島根線交点～(市)北部区画61号線交点
第3次	松江市道	松江市	北部区画61号線	0.1	(市)北部区画48号線交点～山陰ケーブルビジョン(株)
第3次	松江市道	松江市	坂本西持田線	0.6	(主)松江島根線交点～(市)東持田坂本線交点
第3次	松江市道	松江市	東持田坂本線	0.4	(市)坂本西持田線交点～持田小学校場外離着陸場
第3次	松江市道	松江市	朝酌上宇部尾線	0.5	(一)本庄福富松江線交点～(市)亀尻廻田線交点
第3次	松江市道	松江市	亀尻廻田線	0.2	(市)朝酌上宇部尾線交点～朝酌小学校場外離着陸場
第3次	松江市道	松江市	打出2号線	0.4	国道431号交点～湖北中学校場外離着陸場
第3次	松江市道	松江市	潟ノ内下古志線	0.5	国道431号交点～B&G(松江海洋センター)場外離着陸場
第3次	松江市道	松江市	柿谷池線	0.2	(主)松江鹿島美保岡線交点～島根野波場外離着陸場
第3次	松江市道	松江市	玉湯小学校前線	0.1	(主)玉湯吾妻山線交点～玉湯小学校場外離着陸場
第3次	松江市道	松江市	玉湯来待線	0.9	(主)玉湯吾妻山線交点～玉湯(玉湯町民野球場)場外離着陸場
第3次	松江市道	松江市	宍道中央線	0.1	国道54号交点～(市)小学校線交点
第3次	松江市道	松江市	小学校線	0.1	(市)宍道中央線交点～宍道小学校場外離着陸場
第3次	松江市道	松江市	湖南荘線	0.1	(一)海潮宍道線交点～(市)来待小学校線交点
第3次	松江市道	松江市	来待小学校線	0.7	(市)湖南荘線交点～来待小学校場外離着陸場
第3次	松江市道	松江市	安田折原線	0.2	国道432号交点～八雲町(山村広場)場外離着陸場
第3次	松江市道	松江市	岡本本宮線	0.7	国道431号交点～秋鹿小学校場外離着陸場
第3次	松江市道	松江市	片句深田線	0.7	(主)松江鹿島美保岡線交点～鹿島体育館運動場場外離着陸場
第3次	松江市道	松江市	臨港道路江島連絡船	0.2	境港臨港道路江島幹線交点～(市)江島49号線交点
第3次	松江市道	松江市	江島49号線	0.3	(市)臨港道路江島連絡線交点～(市)江島51号線交点
第3次	松江市道	松江市	江島51号線	0.1	(市)江島49号線交点～八東野球場場外離着陸場
第3次	松江市道	松江市	恵曇関運道線	0.5	恵曇漁港臨港道路交点～(主)松江鹿島美保岡線交点
第3次	安来市道	安来市	穂谷線	0.4	国道9号交点～(一)黒井田安来線交点
第3次	安来市道	安来市	幸谷線	0.9	(主)安来木次線交点～山佐夕ム(訓練場)場外離着陸場
第3次	安来市道	安来市	井尻日次線	0.1	(主)安来伯太日南線交点～(市)日次多田線交点
第3次	安来市道	安来市	日次多田線	0.3	(市)井尻日次線交点～伯太町(山村広場)場外離着陸場
第3次	雲南市道	雲南市	三代線	0.4	国道54号線交点～(市)加茂中央公園線交点
第3次	雲南市道	雲南市	加茂中央公園線	0.4	(市)三代線交点～加茂町中央公園多目的広場(加茂)場外離着陸場
第3次	雲南市道	雲南市	新市里方線	0.1	(一)樽原木次線交点～木次電話交換所
第3次	雲南市道	雲南市	下熊谷堤防線	0.2	国道54号交点～里熊場外(木次)場外離着陸場
第3次	雲南市道	雲南市	平岩佐中線	0.1	雲南市役所掛合総合センター～(市)金井平線交点
第3次	雲南市道	雲南市	金井平線	0.1	(市)平岩佐中線交点～雲南市・飯南町事務組合
第3次	雲南市道	雲南市	平田佐白線	1.5	国土134号交点～尾原夕ム(木次)場外離着陸場
第3次	雲南市道	雲南市	上久野1号線	0.4	(主)安来木次線交点～(市)奥原線交点
第3次	雲南市道	雲南市	奥原線	0.3	(市)奥原線交点～かみくの桃源郷駐車場(大東)場外離着陸場
第3次	雲南市道	雲南市	掛合中学校線	0.2	(市)平岩佐中線交点～掛合中学校(掛合)場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	中ノ島環状線	0.4	国道431号交点～(市)大倉中ノ島線交点
第3次	出雲市道	出雲市	大倉中ノ島線	0.2	(市)中ノ島環状線交点～(市)東平田明川線交点
第3次	出雲市道	出雲市	東平田明川線	0.3	(市)大倉中ノ島線交点～平田スポート公園グラウンド場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	葉師中ノ島線	0.4	(市)東平田明川線交点～(一)小伊津港線交点
第3次	出雲市道	出雲市	市民球場線	0.2	(一)小伊津港線交点～平田磐石山野球場場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	神門191号線	0.3	(一)多伎江南出雲線交点～JR西出雲駅広
第3次	出雲市道	出雲市	馬渡恵美須線	0.7	国道431号交点～宍道湖流域下水道管理事務所西部浄化センター
第3次	出雲市道	出雲市	渡橋平野線	0.1	国道9号交点～中国電力(株)島根支社出雲営業所
第3次	出雲市道	出雲市	塩冶4号線	0.1	(市)有原東町線交点～第二中学校校庭場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	今市120号線	0.2	(市)有原東町線交点～(一)多伎江南出雲線交点
第3次	出雲市道	出雲市	今市153号線	0.2	(一)多伎江南出雲線交点～出雲郵便局
第3次	出雲市道	出雲市	四路222号線	0.1	(市)有原東町線交点～出雲ケーブルビジョン(株)
第3次	出雲市道	出雲市	奥井谷西谷線	0.3	(主)出雲三刀屋線交点～(市)上津69号線交点
第3次	出雲市道	出雲市	上津69号線	0.2	(市)奥井谷西谷線交点～(市)上津73号線交点
第3次	出雲市道	出雲市	上津73号線	0.1	(市)上津69号線交点～上津小学校校庭場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	沖ノ島幹線	0.9	国道431号交点～湖遊館多目的グラウンド場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	光中学校小津線	0.0	(主)斐川一畑大社線交点～(市)和田小学校線交点
第3次	出雲市道	出雲市	和田小学校線	0.2	(市)光中学校小津線交点～旧光中学校校庭場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	本田平田小線	0.2	(一)小伊津港線交点～平田小学校校庭場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	灘分南北幹線	1.1	国道431号交点～灘分小学校校庭場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	平田松江幹線	0.1	(一)十六島直江停車場線交点～西田小学校校庭場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	布崎浜線	1.3	国道431号交点～(市)多久線交点
第3次	出雲市道	出雲市	多久線	0.1	(市)布崎浜線交点～(市)檜山小学校線交点
第3次	出雲市道	出雲市	檜山小学校線	0.1	(市)多久線交点～檜山小学校校庭場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	中ノ手鹿園寺線	0.4	(主)斐川一畑大社線交点～東小学校校庭場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	美野本線	0.5	国道431号交点～(市)伊野本線交点
第3次	出雲市道	出雲市	伊野本線	2.9	(市)美野本線交点～伊野小学校校庭場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	大西新線	0.8	(一)出雲多伎インター線交点～(市)多伎神社線交点
第3次	出雲市道	出雲市	多伎神社線	0.1	(市)大西新線交点～(市)多伎中学校線交点
第3次	出雲市道	出雲市	多伎中学校線	0.3	(市)多伎神社線交点～(市)大西線交点
第3次	出雲市道	出雲市	大西線	0.1	(市)多伎中学校線交点～多伎中学校場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	田儀小学校線	0.1	(一)田儀山中大田線交点～旧田儀小学校場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	柳谷～田儀駅前線	0.1	国道9号交点～手引きが丘公園(広場)場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	清水湖畔線	0.5	(主)湖陵掛合線交点～(市)三部砂子大池線交点
第3次	出雲市道	出雲市	三部砂子大池線	0.3	(市)清水湖畔線交点～(市)安原師谷線交点

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第3次	出雲市道	出雲市	安原姉谷線	0.1	(市) 三部砂子大池線交点～湖陵中学校校庭場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	灘工八幡原橋線	0.2	(主) 湖陵掛合線交点～佐田中学校校庭場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	滝尻橋線	0.1	国道184号交点～(市) 窪田八幡原線交点
第3次	出雲市道	出雲市	窪田八幡原線	0.2	(市) 滝尻橋線交点～(市) 飯の原線交点
第3次	出雲市道	出雲市	飯の原線	0.4	(市) 窪田八幡原線交点～飯の原農村公園場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	馬場高校線	0.2	(一) 斐川出雲大社線交点～大社中学校校庭場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	鹿城線	0.5	(市) 馬場高校線交点～(市) 小土地線交点
第3次	出雲市道	出雲市	小土地線	0.1	(市) 鹿城線交点～大社健康スポーツ公園場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	八島堰堤線	0.4	国道431号交点～蓮堀小学校校庭場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	斐川429号線	0.4	(一) 出雲空港線交点～(市) 斐川55号線交点
第3次	出雲市道	出雲市	斐川55号線	0.2	(市) 斐川429号線交点～斐川東中学校場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	斐川2190号線	0.3	(一) 斐川出雲大社線交点～斐川西中学校場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	今市21号線	0.1	国道9号交点～だんだん広場場外離着陸場
第3次	奥出雲町道	奥出雲町	川西五反田線	0.3	国道314号交点～横田多目的広場場外離着陸場
第3次	奥出雲町道	奥出雲町	宇根路線	0.2	国道432号交点～三成公園《三成総合運動公園》場外離着陸場
第3次	飯南町道	飯南町	山村広場線	0.3	赤名農村環境改善センター～赤名山村広場場外離着陸場
第3次	飯南町道	飯南町	来島線	0.1	国道54号交点～(町) 三日市中線交点
第3次	飯南町道	飯南町	三日市中線	0.3	(町) 来島線交点～島根県立飯南高等学校場外離着陸場
第3次	飯南町道	飯南町	安江石次線	0.4	国道54号交点～赤来中学校場外離着陸場
第3次	大田市道	大田市	鳴滝諏訪線	0.4	全線
第3次	大田市道	大田市	栄町諸友線	0.1	(市) 鳴滝諏訪線交点～石見大田郵便局
第3次	大田市道	大田市	雪見宮崎線	0.1	(市) 鳴滝大沢線交点～(市) 山崎大正東線交点
第3次	大田市道	大田市	山崎大正東線	0.3	全線
第3次	大田市道	大田市	栄町諸友線	0.1	(市) 山崎大正東線交点～石見大田電話交換所
第3次	大田市道	大田市	温泉津港線	2.7	国道9号交点～温泉津総合グラウンド場外離着陸場
第3次	大田市道	大田市	二中前線	0.3	国道9号交点～大田第二球場場外離着陸場
第3次	大田市道	大田市	市民球場横線	0.1	国道375号交点～大田市市民球場場外離着陸場
第3次	大田市道	大田市	川合小学校線	0.1	(一) 瓜坂川合線交点～川合小学校場外離着陸場
第3次	大田市道	大田市	運動公園線	0.7	(一) 和江港大田市停車場線交点～鳥井運動公園野球場場外離着陸場
第3次	大田市道	大田市	高津線	0.2	(主) 仁摩邑南線交点～(市) 福原高津線交点
第3次	大田市道	大田市	福原高津線	0.1	(市) 高津線交点～(市) 水上小学校線交点
第3次	大田市道	大田市	水上小学校線	0.3	(市) 福原高津線交点～大田市立第三中学校場外離着陸場
第3次	大田市道	大田市	大家久具線	0.1	(主) 大田桜江線交点～旧大代小学校場外離着陸場
第3次	大田市道	大田市	東ノ原女三瓶線	0.8	(主) 川本波多線交点～東の原場外離着陸場
第3次	大田市道	大田市	井田小学校線	0.2	(主) 温泉津川本線交点～井田グラウンド場外離着陸場
第3次	大田市道	大田市	福光国道取付線	0.1	国道9号交点～(一) 石見福光停車場線交点
第3次	大田市道	大田市	三瓶高原線	4.4	(主) 三瓶山公園線交点～北の原場外離着陸場
第3次	川本町道	川本町	本町学校線	0.1	県央県土整備事務所～島根県立中央高等学校校庭場外離着陸場
第3次	川本町道	川本町	三島三谷線	0.5	(主) 川本波多線交点～川本中学校校庭場外離着陸場
第3次	川本町道	川本町	三島学校線	0.2	(主) 川本波多線交点～川本町民野球場場外離着陸場
第3次	川本町道	川本町	大河原西小学校	0.2	(主) 温泉津川本線交点～川本町学習交流センター場外離着陸場
第3次	美郷町道	美郷町	築瀬下手支線	0.0	(主) 川本波多線交点～(町) 築瀬下手線交点
第3次	美郷町道	美郷町	築瀬下手線	0.1	(町) 築瀬下手支線交点～(町) 築瀬線交点
第3次	美郷町道	美郷町	築瀬線	0.4	(町) 築瀬下手線交点～吾郷町民広場(旧吾郷小学校)場外離着陸場
第3次	美郷町道	美郷町	浜原パイパス線	0.1	国道375号交点～(町) 上川戸粕洲線交点
第3次	美郷町道	美郷町	上川戸粕洲線	1.1	(町) 浜原パイパス線交点～浜原町民広場(旧浜原小学校)場外離着陸場
第3次	美郷町道	美郷町	長藤宮内線	4.7	国道375号交点～(主) 邑南飯南線交点
第3次	邑南町道	邑南町	袖ノ木谷力沢谷線	0.2	(主) 浜田作木線交点～(町) 新町北線交点
第3次	邑南町道	邑南町	新町北線	0.1	(町) 袖ノ木谷力沢谷線交点～(町) 下京後原線交点
第3次	邑南町道	邑南町	下京後原線	0.2	(町) 新町北線交点～(町) 石見中央線交点
第3次	邑南町道	邑南町	石見中央線	0.2	(町) 下京後原線交点～(町) 下京新町線交点
第3次	邑南町道	邑南町	下京新町線	0.1	(町) 石見中央線交点～島根県立矢上高等学校場外離着陸場
第3次	江津市道	江津市	三反田川通線	0.1	国道9号交点～江の川河川敷場外離着陸場
第3次	浜田市道	浜田市	旭停車場線	0.4	(主) 浜田八重可部線交点～旭公園陸上競技場場外離着陸場
第3次	浜田市道	浜田市	浜田438号線	0.1	(市) 浜田397号線交点～(社) 島根県トラック協会(浜田)
第3次	浜田市道	浜田市	浜田95号線	0.3	(市) 浜田停車場長沢線交点～中国電力(株) 島根支社浜田営業所
第3次	浜田市道	浜田市	杜氏が峠五反田線	0.9	国道9号交点～三隅中央公園多目的広場場外離着陸場
第3次	浜田市道	浜田市	長田線	0.2	国道186号交点～(市) 長田2号線交点
第3次	浜田市道	浜田市	長田2号線	0.5	(市) 長田線交点～(市) 長田19号線交点
第3次	浜田市道	浜田市	長田19号線	0.2	(市) 長田2号線交点～波佐山村広場場外離着陸場
第3次	浜田市道	浜田市	安城82号線	0.1	(主) 弥栄旭インター線交点～弥栄運動広場場外離着陸場
第3次	益田市道	益田市	横川線	0.1	(主) 益田澄川線交点～益田電話交換所
第3次	益田市道	益田市	屋敷平線	0.2	国道191号交点～美都中学校場外離着陸場
第3次	益田市道	益田市	益田運動公園1号園路	0.1	国道9号交点～益田運動公園自由広場場外離着陸場
第3次	津和野町道	津和野町	野坂線	0.3	(町) 森野坂線交点～津和野中学校場外離着陸場
第3次	津和野町道	津和野町	笹ヶ谷線	0.1	(主) 津和野田万川線交点～畑迫運動場場外離着陸場
第3次	津和野町道	津和野町	日原添谷線	0.2	国道9号交点～(町) 日原青原線2号交点
第3次	津和野町道	津和野町	日原青原線2号	0.2	(町) 日原添谷線交点～日原中学校場外離着陸場
第3次	吉賀町道	吉賀町	向月瀬線	1.5	国道187号交点～大野原運動交流広場場外離着陸場
第3次	吉賀町道	吉賀町	夜打原相生線	0.1	(主) 新南陽津和野線交点～柿木中学校校庭場外離着陸場
第3次	吉賀町道	吉賀町	朝倉真田線	2.1	国道187号交点～(主) 鹿野吉賀線交点
第3次	吉賀町道	吉賀町	広尾吉原線	0.2	(主) 鹿野吉賀線交点～朝倉ゲートボール場場外離着陸場
第3次	隠岐の島町道	隠岐の島町	都47号線	0.2	(主) 西郷都万郡線交点～五箇村民運動場場外離着陸場
第3次	隠岐の島町道	隠岐の島町	都万44号線	0.2	(主) 西郷都万郡線交点～都万中学校場外離着陸場
第3次	隠岐の島町道	隠岐の島町	中村174号線	0.1	(町) 中村109号線交点～北小学校場外離着陸場
第3次	隠岐の島町道	隠岐の島町	西郷138号線	0.1	国道485号交点～西郷郵便局
第3次	隠岐の島町道	隠岐の島町	保養センター線	0.1	(主) 西郷布施線交点～国民保養センター-隠岐の島場外離着陸場
第3次	隠岐の島町道	隠岐の島町	津戸19号線	0.2	(主) 西郷都万郡線交点～アイランドパーク場外離着陸場
第3次	その他	漁港漁場整備課	恵曇漁港臨港道路	0.3	(市) 北組3号線交点～(市) 恵曇漁港開運道線
3次路線 延長 計				110.0	
緊急輸送道路 総延長				2,032.2	

(2) 道路管理者及び連絡先

道路種別		管理者名	住 所	電 話
高速自動車国道	西日本高速道路(株)	中国支社	広島市安佐南区緑井2-26-1	082-831-4111
		松江高速道路事務所	松江市玉湯町布志名968-9	0852-62-9230(代)
		千代田高速道路事務所	広島県山県郡北広島町有田字明神1177	0826-72-5331(代)
高速自動車国道 国道(指)	国土交通省	松江国道事務所	松江市西津田2-6-28	0852-26-2131(代)
		浜田河川国道事務所	浜田市相生町3973	0855-22-2480(代)
		三次河川国道事務所	広島県三次市十日市西6-2-1	0824-63-4200(代)
国道(指外) 主要地方道 一般県道	各県土整備事務所 隠岐支庁県土整備局	松江県土整備事務所	松江市東津田町1741-1	0852-32-5734
		広瀬土木事業所	安来市広瀬町石原357-1	0854-32-4150
		雲南県土整備事務所	雲南市木次町里方531-1	0854-42-9681
		仁多土木事業所	仁多郡奥出雲町三成555-4	0854-54-1251
		出雲県土整備事務所	出雲市大津町1139	0853-30-5634
		県央県土整備事務所	邑智郡川本町川本279	0855-72-9616
		大田事業所	大田市大田町大田イ1-3	0854-84-9748
		浜田県土整備事務所	浜田市片庭町254	0855-29-5642
		益田県土整備事務所	益田市昭和町13-1	0856-31-9687
		津和野土木事業所	鹿足郡津和野町町田イ244-2	0856-72-0521
市町村道	松江市	建設総務課	松江市末次町86	0852-55-5363
		維持管理課	浜田市殿町1番地	0855-25-9620
		道路河川維持課	出雲市今市町70	0853-21-6564
		土木課	益田市常盤町1-1	0856-31-0364
		土木課	大田市大田町大田口1111	0854-82-1600
		土木建設課	安来市伯太町東母里580	0854-23-3313
		土木建設課	江津市江津町1525	0855-52-7491
		建設総務課	雲南市木次町里方521-1	0854-40-1061
		建設課	仁多郡奥出雲町横田1037	0854-52-2675
		建設課	飯石郡飯南町下赤名880	0854-76-3942
		地域整備課	邑智郡川本町大字川本271-3	0855-72-0637
		建設課	邑智郡美郷町粕淵168	0855-75-1216
		建設課	邑智郡邑南町矢上6000	0855-95-1120
		建設課	鹿足郡津和野町日原245-1	0856-74-0081
		建設水道課	鹿足郡吉賀町柿木村柿木500-1	0856-79-2212
		環境整備課	隠岐郡海士町海士1490	08514-2-1826
		環境整備課	隠岐郡西ノ島町大字美田46	08514-6-1748
		建設課	隠岐郡知夫村1065	08514-8-2211
		建設課	隠岐郡隠岐の島町城北町1	08512-2-8564

(3) 旅客自動車一覧 (※関係指定公共機関、指定地方公共機関等)

【一般乗合】

会社名	住 所	電話番号	FAX番号	営業所名	保有台数	定員(人)※	備 考
中国エアージェット株式会社	広島市南区京橋町2-24	(082)261-0512	(082)264-2546	島根(出雲)	22	1,100	
西日本エアージェット株式会社	大阪市此花区北港1-3-23	(06)6466-9977	(06)6466-7310				松江・出雲-京都・大阪
一畑バス株式会社	松江市西川津町1656-1	(0852)20-5200	(0852)20-5201	本社(松江)	63	3,150	
				出雲	29	1,450	
松江市交通局	松江市平成町1751-21	(0852)60-1111(代)	(0852)60-1126		51	2,550	
松江一畑交通株式会社	松江市上東川津町1238	(0852)22-3681	(0852)25-4334		9	450	
石見交通株式会社	益田市幸町2-63	(0856)22-1100	(0856)24-0074	浜田	39	1,950	
				本社(益田)	50	2,500	
				大田	28	1,400	

※50人/台として算出

【一般貸切】

会社名	住 所	電話番号	FAX番号	営業所	保有台数	定員(人)※	備 考
中国エアージェット株式会社	広島市南区松原町1-6	(082)261-1267	(082)264-2546	島根(出雲)	6	300	
一畑バス株式会社	松江市西川津町1656-1	(0852)20-5200	(0852)20-5201	本社(松江)	6	300	
				出雲	9	450	
松江市交通局	松江市平成町1751-21	(0852)60-1111(代)	(0852)60-1126	—	11	550	
松江一畑交通株式会社	松江市上東川津町1238	(0852)22-3681	(0852)25-4334	本社(松江)	14	700	
石見交通株式会社	益田市幸町2-63	(0856)22-1100	(0856)24-0074	浜田	1	50	
				本社(益田)	2	100	
				大田	3	150	
隠岐一畑交通株式会社	隠岐郡隠岐の島町中町2-1	(08512)2-1281	(08512)2-4060	本社(隠岐)	7	350	
隠岐海士交通株式会社	隠岐郡海士町海士2494	(08514)2-0020	(08514)2-1200	本社(海士)	5	250	

※50人/台として算出

【一般乗用(タクシー)】

会社名	住 所	電話番号	FAX番号	営業所	保有台数	定員(人)※	備 考
松江一畑交通株式会社	松江市上東川津町1238	(0852)22-3681	(0852)25-4334	本社(松江)	83	332	
隠岐海士交通株式会社	隠岐郡海士町海士2494	(08514)2-0020	(08514)2-1200	本社(海士)	5	20	福祉車両1台含む

※4人/台として算出

(4) 県及び市町村が保有する車両（定員11人以上）一覧

【県】

管理所属名	車両種別	保有数	定員	輸送人数	管理所属名	車両種別	保有数	定員	輸送人数
青少年の家	バス	1	45	45	松江養護学校	マイクロバス	1	23	23
少年自然の家	マイクロバス	1	29	29	出雲養護学校	マイクロバス	3	29	87
消防学校	バス	1	30	30	出雲養護学校	マイクロバス	1	28	28
農林大学校	マイクロバス	2	29	58	出雲養護学校	マイクロバス	1	20	20
東部高等技術校	マイクロバス	1	29	29	石見養護学校	マイクロバス	1	29	29
松江農林高等学校	マイクロバス	1	29	29	浜田養護学校	マイクロバス	1	29	29
島根中央高等学校	マイクロバス	2	29	58	益田養護学校	マイクロバス	1	29	29
矢上高等学校	マイクロバス	1	29	29	益田養護学校	マイクロバス	1	17	17
盲学校	マイクロバス	1	29	29	隠岐養護学校	マイクロバス	1	29	29
松江ろう学校	マイクロバス	1	29	29	松江清心養護学校	マイクロバス	1	21	21
浜田ろう学校	マイクロバス	1	29	29	松江清心養護学校	マイクロバス	1	17	17
松江養護学校	マイクロバス	4	29	116	江津清和養護学校	マイクロバス	2	17	34
					松江緑が丘養護学校	マイクロバス	1	17	17

【市町村】

市町村名	車両種別	保有数	定員	輸送人数	市町村名	車両種別	保有数	定員	輸送人数	
松江市 (松江市交通局)	マイクロバス	8	28	224	雲南市	中型バス (スクールバス)	4	14	56	
	中型バス	1	27	27		中型バス (スクールバス)	10	29	290	
	大型バス	1	47	47		中型バス (市民バス)	6	14	84	
	大型バス	1	44	44		中型バス (市民バス)	1	15	15	
	大型バス	1	56	56		中型バス (市民バス)	15	29	435	
	大型バス	7	60	420		大型バス (市民バス)	1	33	33	
浜田市	マイクロバス	1	12	12		大型バス (市民バス)	2	50	100	
	マイクロバス	1	14	14		大型バス (市民バス)	1	56	56	
	マイクロバス	1	15	15		大型バス (市民バス)	2	59	118	
	マイクロバス	1	24	24		奥出雲町	小型バス	8	13	104
	マイクロバス	1	25	25			小型マイクロバス	2	28	56
	マイクロバス	2	26	52			小型マイクロバス	1	29	29
	マイクロバス	1	13	13			中型バス	1	58	58
	マイクロバス	28	29	812			中型バス	3	59	177
	バス	2	34	68			中型マイクロバス	1	29	29
	バス	1	42	42			中型マイクロバス	1	41	41
	バス	1	45	45			大型バス	1	65	65
	バス	1	57	57			大型バス	1	74	74
出雲市	マイクロバス	4	14	56	大型バス		1	75	75	
	マイクロバス	1	15	15	大型バス		2	76	152	
	マイクロバス	6	25	150	飯南町		ワゴン車	6	14	84
	マイクロバス	1	26	26		ワゴン車	1	15	15	
	マイクロバス	1	27	27		マイクロバス	8	29	232	
	マイクロバス	6	28	168		マイクロバス	1	32	32	
	マイクロバス	9	29	261	マイクロバス	1	45	45		
	バス	2	33	66	川本町	マイクロバス	3	29	87	
	バス	1	34	34		大型バス	1	50	50	
	バス	1	38	38		大型バス	2	57	114	
	バス	1	44	44	美郷町	マイクロバス	3	14	42	
	バス	2	45	90		マイクロバス	1	24	24	
	バス	1	46	46		マイクロバス	3	28	84	
	バス	3	47	141		中型バス	2	44	88	
	バス	1	51	51	邑南町	マイクロバス	3	14	42	
	バス	1	53	53		マイクロバス	2	15	30	
	益田市	マイクロバス	1	12		12	マイクロバス	1	27	27
		マイクロバス	2	13		26	マイクロバス	5	28	140
マイクロバス		5	14	70		マイクロバス	8	29	232	
マイクロバス		2	15	30		マイクロバス	1	32	32	
マイクロバス		2	25	50		マイクロバス	1	50	50	
マイクロバス		1	29	29		マイクロバス	1	52	52	
大田市	マイクロバス	5	26	130		マイクロバス	3	54	162	
	マイクロバス	1	29	29		マイクロバス	1	57	57	
	中型バス	2	46	92	津和野町	マイクロバス	4	14	56	
安来市	マイクロバス	1	15	15		マイクロバス	3	15	45	
	マイクロバス	1	26	26		マイクロバス	1	26	26	
	マイクロバス	17	29	493		マイクロバス	6	29	174	
	バス	2	33	66	吉賀町	マイクロバス	1	29	29	
	バス	2	37	74		マイクロバス	1	29	29	
	バス	2	56	112		マイクロバス	1	29	29	
	バス	2	58	116		マイクロバス	1	29	29	
	バス	1	60	60	海士町	マイクロバス	1	25	25	
江津市	マイクロバス	4	14	56		マイクロバス	1	28	28	
	マイクロバス	2	25	50	西ノ島町	マイクロバス	1	14	14	
	マイクロバス	3	26	78		マイクロバス	3	29	87	
	マイクロバス	4	29	116		マイクロバス	1	45	45	
隠岐の島町	バス	1	46	46		バス	1	46	46	
	バス	3	56	168		バス	3	56	168	
	マイクロバス	1	24	24		知夫村	マイクロバス	1	24	24
	マイクロバス	5	15	75	マイクロバス		5	15	75	
	マイクロバス	1	23	23	マイクロバス		1	23	23	
	マイクロバス	1	26	26	マイクロバス		1	26	26	
	マイクロバス	7	29	203	マイクロバス	7	29	203		

(5) 鉄道施設（路線）一覧

【鉄道施設（路線）】

路線名	始点駅	島根県内		終点駅
		始点駅名	終点駅名	
J R 山陰本線	京都駅（京都府京都市）	安来駅（安来市）	飯浦駅（益田市）	播生駅（山口県下関市）
J R 木次線	宍道駅（松江市）	宍道駅（松江市）	三井野原駅（奥出雲町）	備後落合駅（広島県庄原市）
J R 山口線	新山口駅（山口県山口市）	津和野駅（津和野町）	益田駅（益田市）	益田駅（益田市）
一畑電車北松江線	電鉄出雲市駅（出雲市）	—	—	松江しんじ湖温泉駅（松江市）
一畑電車大社線	川跡駅（出雲市）	—	—	出雲大社前駅（出雲市）

【管理者】

管理者名	住所	TEL	FAX
西日本旅客鉄道株式会社米子支社	米子市弥生町2	0859-32-0255	0859-32-8028
一畑電車株式会社	出雲市平田町2226	0853-62-3383	0853-62-3384

(6) 鉄道車両一覧

【西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部 山陰エリア】

車両形式	保有数	定員/両	輸送可能人数(人)	備考
○特急電車				
【381系】				
やくも基本編成				
4両編成	6	200	1,200 *	※4両1組(計24両)
4両編成(ハノラマ)	2	206	412 *	※4両1組(計8両)
予備車				
クハ381	7	50	350 *	
クモハ381	1	54	54 *	
モハ380	3	62	186 *	
モハ380	7	58	406 *	
モハ381	9	66	594 *	
クロ381	2	32	64 *	
サハ381	1	52	52 *	
【285系】(寝台特急)				
7両編成	3	150	450 *	※7両1組(計21両)
○気動車				
【187系】(特急)				*
一次車	7	58	406 *	米子所属
一次車	7	60	420 *	米子所属
二次車	2	58	116 *	米子所属
二次車	2	60	120 *	米子所属
二次車	8	56	448 *	鳥取所属
【126系】				
一次車	10	128	1,280	
二次車	10	134	1,340	
【121系】	9	114	1,026	
【47系】(ワンマン)	54	139	7,506	
【47系】(観光列車)	1	59	59 *	※2両1組
【40系】(ワンマン)	4	124	496	
【120系】(ワンマン)				
0番台	5	100	500	
200番台、300番台	16	104	1,664	
計	176	2,124	19,149	*は座席定員

【一畑電車株式会社】

車両形式	保有数	@	定員(人)	備考
【1000系】	6	122	729	※2両1組(計3両)
【2100系】	6	126	732	※2両1組(計3両)
【5000系】	4	110	440	※2両1組(計2両)
【7000系】	4	129	488	※単車
計	20	487	2,389	*は座席定員

(7) 港湾（係留施設）一覧

港格	港湾名	管理者	水深	施設名称	構造形式	延長	対象船舶		その他留意事項		
							種類	総トン数	背後用地、交通網へのアクセス等	駐車台数(*)	
重要	浜田（長浜）	県	-10	長浜ふ頭1号岸壁	重力式	185.0	貨物	15,000	野積場…47,000㎡程度、木材等が常時積まれている。 アクセス…R9へ接続は近い その他…SOLAS対象港湾で、物資輸送の迅速対応は難しい。	2,350	
		〃	-7.5	長浜ふ頭2号岸壁	セル式	130.0	貨物	5,000			
		〃	-5	長浜ふ頭3号岸壁	重力式	71.0	貨物	1,000			
		〃	-5.5	長浜ふ頭4号岸壁	重力式	90.0	貨物	2,000			
	〃	〃	〃	-7.5	福井ふ頭1号岸壁	重力式	130.0	貨物	5,000	野積場…58,000㎡程度、木材等が常時積まれている。 アクセス…R9へ接続は近い その他…SOLAS対象港湾で、物資輸送の迅速対応は難しい。	2,900
			〃	-5.5	福井ふ頭2号岸壁	重力式	90.0	貨物	2,000		
			〃	-14	福井ふ頭3号岸壁	重力式	240.0	貨物	50,000		
			〃	-7.5	福井ふ頭4号岸壁	重力式	170.0	貨物	5,000		
	〃	三隅	〃	-7.5	三隅港-7.5m岸壁	重力式	150.0	貨物	3,000	野積場…26,000㎡程度 アクセス…R9へ接続は距離があるが、道路整備はされている。	1,300
			〃	-5.5	三隅港-5.5m岸壁	セル式	100.0	貨物	3,000		
			〃	-6.5	本港1号岸壁（耐震）	重力式	100.0	旅客	3,500		
			〃	-6.5	本港2号岸壁	重力式	50.0	旅客	3,000		
	〃	西郷	〃	-5	東町岸壁	重力式	70.0	貨物	1,000	野積場…13,000㎡程度、一部石材が常時使用している。 アクセス…R485すぐ 耐震強化岸壁100m	650
			〃	-5	飯田1号岸壁	重力式	70.0	貨物	1,000		
〃			-6	飯田2号岸壁	重力式	105.0	貨物	3,000			
〃			-6.5	飯田3号岸壁	重力式	105.0	貨物	3,000			
〃			-7.5	津井岸壁	重力式	130.0	貨物	5,000			
〃			-5	第1号突堤式岸壁	重力式	70.0	貨物	1,000			
〃	河下	〃	-5	第2号岸壁	重力式	70.0	貨物	1,000	野積場…3,000㎡程度、石材が常時積まれている。 野積場…20,000㎡程度、一部石材が常時積まれている。 アクセス…R431への接続は距離があるが、道路整備はされている。	1,000	
		〃	-7.5	第3号岸壁	重力式	130.0	貨物	5,000			
		〃	-5	-5.0m岸壁	重力式	145.0	貨物	1,000			
	〃	七類	〃	-6	-6.0m岸壁	矢板式	126.0	旅客	3,000	野積場…24,000㎡程度、一部石材が常時積まれている。耐震強化岸壁 野積場…20,000㎡程度、一部駐車場代わりに常時使用されている。 アクセス…R431への接続は距離があるが、道路整備はされている。	1,000
			〃	-6.5	-6.5m岸壁	重力式	200.0	旅客	7,000程度		
			〃	-5	-5.0m岸壁	重力式	148.0	貨物	1,000		
			〃	-5	-5.0m岸壁	重力式	67.0	貨物	1,000程度		
	〃	江津	〃	-6.5	岸壁（-6.5）	重力式	110.0	貨物	3,000	野積場…4,000㎡程度 アクセス…R9への接続は近い その他…堆砂により、毎年航路水深が変化するため、大型船は注意が必要。	200
	〃	安来	〃	-4	-4.0m物揚場	矢板式	141.0	貨物	700	野積場…20,000㎡程度 アクセス…R9への接続は近い その他…内湾であるため、港の位置的条件が悪い。	1,000
			〃	-4	-4.0m物揚場	矢板式	79.7	貨物	500		
〃			-5	-5.0m岸壁	矢板式	70.0	貨物	1,000			
〃			-6	-6.0m岸壁	重力式	105.0	貨物	3,000			
〃		別府	〃	-5	別府1号岸壁	重力式	68.0	旅客	1,000	野積場…11,000㎡程度 アクセス…臨港道路は整備されているものの、大型車輛の往来には不便。	550
			〃	-5	別府2号岸壁	重力式	140.0	貨物	1,000		
			〃	-5	別府3号岸壁	重力式	140.0	貨物	1,000		
			〃	-6.5	別府4号岸壁	重力式	168.0	旅客	4,000		
〃		来居	〃	-6.5	別府5号岸壁	重力式	80.0	旅客	4,000	野積場…2,000㎡程度、駐車場として利用される港湾施設用地も有る。 アクセス…幹線道路への接続は、道路整備がなされている。	100
			〃	-5.5	1号岸壁	重力式	136.0	旅客	3,000		
	〃		-6.5	2号岸壁	重力式	50.0	旅客	3,000			
	〃		-6.5	3号岸壁	重力式	30.0	旅客	3,500			
〃	温泉津	〃	-6.5	4号岸壁	重力式	145.0	旅客	3,500			
〃	温泉津	〃	-6	温泉津岸壁	重力式	210.0	貨物	3,000	野積場…9,000㎡程度 アクセス…R9への接続は距離があるが、道路整備はなされている。	450	
重要	境港	管理組合	-9	外港1号岸壁	栈橋式	370.0	貨物	10,000	野積場…81,930㎡ 木材等が常時積まれている。 アクセス…臨港道路が整備されておりR431への接続も近い。 その他…SOLAS対象施設 野積場…57,597㎡ 木材等が常時積まれている。 アクセス…臨港道路が整備されておりR431への接続も近い。 その他…SOLAS対象施設 野積場…65,188㎡ コンテナが常時積まれている。 アクセス…臨港道路が整備されておりR431への接続も近い。 その他…SOLAS対象施設 野積場…12,444㎡ 一部駐車場として利用されている。 アクセス…臨港道路が整備されておりR431・江島大橋への接続も近い。 その他…3号・4号は隠岐汽船の定期旅客船の接岸岸壁 野積場…21,460㎡ アクセス…臨港道路が整備されておりR431・江島大橋への接続も近い。 野積場…46,191㎡ アクセス…臨港道路が整備されておりR431への接続も近い。 その他…2・3・4号はSOLAS対象施設 野積場…30,000㎡ 木材等が常時積まれている。 アクセス…臨港道路が整備されており江島大橋への接続も近い。 その他…SOLAS対象施設 野積場…12,513㎡ フロックが常時積まれている。 アクセス…R431への接続は近い。	4,096	
		〃	-7.5	外港2号岸壁	栈橋式	260.0	貨物	5,000			
		〃	-4.5	中野岸壁	矢板式	550.0	貨物	700GT			
		〃	-4.5	昭和北1号岸壁	矢板式	140.0	貨物	700			
		〃	-5.5	昭和北2号岸壁	矢板式	220.0	貨物	700			
		〃	-13	昭和南1号岸壁	ケーソン式	270.0	貨物	40,000			
		〃	-10	昭和南2号岸壁	ケーソン式	185.0	貨物	15,000			
		〃	-7.5	昭和南3号岸壁	ケーソン式	130.0	貨物	5,000			
		〃	-14	昭和南4号岸壁（国際コンテナ向け）	ケーソン式	280.0	貨物	50,000			
		〃	-7	内港1号岸壁	栈橋式	200.0	貨物	3,000			
		〃	-5.5	内港2号岸壁	L型方塊	91.0	貨物	1,000			
		〃	-6.4	内港3号岸壁	L型方塊	163.0	貨物	3,000			
		〃	-6.5	内港4号岸壁	矢板式	130.0	貨物	3,000			
		〃	-4.5	外江1号岸壁	L型方塊	300.0	貨物	700			
	〃	-4.5	外江2号岸壁	矢板式	300.0	貨物	700				
	〃	-5.5	竹内1号岸壁	栈橋式	100.0	貨物	2,000				
	〃	-5.5	竹内2号岸壁	栈橋式	100.0	貨物	2,000				
	〃	-5.5	竹内3号岸壁	栈橋式	100.0	貨物	2,000				
	〃	-7.5	竹内4号岸壁	栈橋式	130.0	貨物	5,000				
	〃	-9	江島1号岸壁	矢板式	165.0	貨物	10,000				
	〃	-7.5	江島2号岸壁	矢板式	130.0	貨物	5,000				
	〃	-4.5	森山岸壁	L型方塊	300.0	貨物	700				

* 1台あたり20㎡で算出
野積場に物が無い場合
の駐車可能台数

(8) 県管理漁港(係留施設)一覽

種別	漁港名	管理者区分	水深	施設名称	構造形式/延長	対象船舶		その他留意事項	
						種類	隻数	背後用地、交通網へのアクセス等	駐車台数(*)
第4種	浦郷	県	-5.0	7号岸壁	方塊式/63.8	漁船等(80t)	1	アクセス…国道485号及び一般県道 国賀海岸線からすぐ。 背後地…駐車場用地3,756㎡ 漁具保管修理施設用地 2,224㎡	299
			-5.0	10号岸壁	直消式/60.0	漁船等(80t)	1		
			-5.0	11号岸壁	直消式/176.0	漁船等(80t)	4		
			-5.0	本郷岸壁	直消式/216.4	漁船等(80t)	5		
			-6.5	耐震強化岸壁	L型ブロック式/192.0	漁船等(500t)	2		
第3種	西郷 (港町)	県	-5.0	塩口岸壁	栈橋式/154.0	漁船等(80t)	3	アクセス…国道485号からすぐ。 背後地…空スペースはほとんどない。	0
			-4.0	西郷1号岸壁	栈橋式/145.0	漁船等(80t)	3		
			-5.5	西郷2号岸壁	栈橋式/90.0	漁船等(280t)	1		
			-5.0	-5.0M岸壁(西町)	栈橋式/40.6	漁船等(80t)	1		
					L型ブロック式/25.4				
	-5.0	天神原突堤式岸壁	栈橋式/100.0	漁船等(80t)	2				
	西郷 (岬)	県	-5.0	-5.0M岸壁	栈橋式/50.0	漁船等(80t)	2	アクセス…国道485号から400m 背後地…野積場用地3,150㎡	158
					方塊式/9.0				
					L型ブロック式/21.0				
			-5.5	-5.5M岸壁	栈橋式/22.0	漁船等(80t)	1		
方塊式/9.0									
L型ブロック式/39.0									
第3種	恵曇 (本港)	県	-5.0	-5.0M岸壁	方塊式/523.0	漁船等(80t)	13	アクセス…主要地方道松江鹿島美保 関線すぐ。 背後地…荷捌所用地6,240㎡	312
特定第3種	浜田 (原井)	県	-5.5	-5.5m岸壁	ケーソン式/230.0	漁船等(200t)	4	アクセス…国道9号から約1.2km 背後地…駐車場用地20,066㎡ 荷捌所、野積場用地 28,458㎡	1,003
			-5.0	-5.0M原井岸壁	上部 方塊式	漁船等(80t)	10		
					下部 ケーソン式/420.0				
			-6.0	西沖-6.0m岸壁	ケーソン式/270.0	漁船等(300t)	4		
	-6.5		西沖-6.5m岸壁	ケーソン式/300.0	漁船等(500t)	3			
	浜田 (元浜)		-5.0	-5.0M岸壁	方塊式/100.0	漁船等(80t)	2	アクセス…国道9号から約1.5km 背後地…野積場用地等15,522㎡	776
	浜田 (瀬戸ヶ島)		-5.0	瀬戸ヶ島-5.0m岸壁	直消式/150.0	漁船等(80t)	3	アクセス…国道9号から約2.5km 背後地…造成済39,613㎡	1,980

* 1台あたり20㎡で算出
野積場に物が無い場合
の駐車可能台数

(9) 船舶一覧

【県】

管理所属名	住 所	船舶名	定員(人)	全長(m)	総トン数(t)	航海速力 (ノット)	用 途	備 考
農林水産部水産課	松江市殿町1番地	せいふう	20	36.70	125.0	35.00 以上	漁業取締船	
教育庁学校企画課	松江市殿町1番地	神海丸	93	68.02	699.0	13.50	水産練習船	
水産技術センター	浜田市瀬戸ヶ島町25-1	島根丸	17	39.25	142.0	12.50	漁業試験船	

【民間等】

会社名	住 所	電話番号	FAX番号	船舶名	定員(人)	全長(m)	総トン数(t)	航海速力 (ノット)	車両積載台数(台)		航 路	備 考
									トラック	乗用車		
隠岐汽船株	隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四	(08512)2-1122	(08512)2-1126	フェリーくにが	823	99.50	2,375.0	18.90	20	26	隠岐～七類・境	
				フェリーしらしま	856	99.35	2,343.0	18.90	20	26		
				定員合計	1,679							
隠岐合域	隠岐郡隠岐の島町都万2016	(08512)6-9150	(08512)6-3330	フェリーおき	822	99.50	2,366.0	18.90	20	26	隠岐～七類・境	運航者： 隠岐汽船株
				超高速船 レイボージェット	256	27.36	173.0	40.00	—	—		
				定員合計	1,078							
島組前町村	隠岐郡西ノ島町美田2071-1	(08514)7-8901	(08514)7-8702	いそかぜ	70	18.50	19.0	22.00	—	—	島前内航船	
				フェリーどうぜん	100	44.70	198.0	12.00	1	6		
				定員合計	170							

(10) 飛行場一覧

名称	所在地	管理者	滑走路数	滑走路		着陸帯		エプロン(m ²)	駐車台数	給油施設(kl)
				延長(m)	幅(m)	延長(m)	幅(m)			
出雲空港	出雲市斐川町沖洲地内	県	1	2,000	45	2,120	150	29,975	1,397	200
石見空港	益田市内田町地内	〃	1	2,000	45	2,120	300	18,150	298	100
隠岐空港	隠岐郡隠岐の島町岬地内	〃	1	2,000	45	2,120	150	18,495	189	—

【管理者】

空港名	管理者名	住所	TEL	FAX
出雲空港	出雲空港管理事務所	出雲市斐川町沖洲2633-1	0853-72-0224	0853-72-9732
石見空港	益田県土整備事務所 石見空港管理所	益田市内田町イ597	0856-24-0002	0856-23-5491
隠岐空港	隠岐支庁県土整備局 隠岐空港管理所	隠岐郡隠岐の島町岬町岬1889-12	08512-2-1573	08512-2-6250

(11) 災害用臨時ヘリポート一覧表

令和5年4月1日現在

出典：各市町村の地域防災計画

消防本部（局）	市町村名	所在地	責任者	連絡先	
松江市消防本部	松江市	持田小学校	松江市東持田町81	松江市	0852-21-3987
		朝酌小学校	松江市朝酌町115	松江市	0852-39-0202
		松江総合医療専門学校	松江市上大野町2081-4	澤田勝寛	0855-88-3131
		湖北中学校	松江市打出町245-1	松江市	0852-36-5400
		恵曇小学校	松江市鹿島町手結201	松江市	0852-82-0065
		鹿島東小学校	松江市鹿島町北講武599	松江市	0852-82-0309
		旧千酌小学校	松江市美保関町千酌1095-1	松江市	0852-55-5740
		島根中学校	松江市島根町加賀1426	松江市	0852-85-2063
		島根総合公園（野球場）	松江市島根町大芦1184-1	松江市	0852-85-3252
		旧美保関東小学校	松江市美保関町美保関1661-1	松江市	0852-55-5740
		本庄中学校	松江市野原町424-2	松江市	0852-34-0523
		島根県警察学校	松江市西浜佐陀町582-2	島根県	0852-26-0110
		B & G（松江海洋センター）	松江市西浜佐陀町1012	松江市	海洋センター 0852-36-6984
		八束町（八束学園）	松江市八束町波入2508	松江市	0852-76-2644
		美保関総合運動公園（多目的広場）	松江市美保関町下宇部尾872-12	松江市	0852-72-3521
		美保関総合運動公園（野球場）	松江市美保関町下宇部尾872-12	松江市	0852-72-3521
		島根野波（島根スポーツ広場）	松江市島根町野波2376-1	松江市	0852-85-3521
		湖東中学校	松江市山代町680	松江市	0852-55-5424
		忌部多目的広場	松江市東忌部町684-4	松江市	0852-33-2010
		旧玉湯小学校	松江市玉湯町玉造4	松江市	0852-55-5424
		宍道小学校	松江市宍道町宍道1276	松江市	0852-55-5424
		来待小学校	松江市宍道町上来待125	松江市	0852-55-5424
		出雲郷（あだかえ）小学校	松江市東出雲町出雲郷926	松江市	0852-52-2069
		島根県消防学校	松江市乃木福富町735-2	島根県	0852-22-0166
		松江総合運動公園（陸上競技場）	松江市上乃木町10丁目4-1	松江市	0852-21-3500
		玉湯（玉湯町民球場）	松江市玉湯町湯町683-2	松江市	0852-62-0442
		宍道（宍道総合公園）	松江市宍道町白石1405-1	松江市	0852-66-8686
		八雲町（山村広場）	松江市八雲町西岩坂3856-1	松江市	構造改善センター 0852-54-0600
		錦浜No.2	松江市東出雲町大字錦浜	国土交通省出雲河川事務所 大橋川出張所	0852-22-2280
		秋鹿北港	松江市秋鹿町	松江市	0852-55-5636
		秋鹿小学校	松江市岡本町992-1	松江市	0852-88-2007
		鹿島体育館多目的グラウンド	松江市鹿島町佐陀本郷76	松江市	0852-82-3331
		八束総合運動公園（野球場）	松江市八束町江島1128-2	松江市	0852-76-3663
		東出雲中央公園駐車場	松江市東出雲町揖屋3349-1	松江市	0852-52-5771
		八雲小学校	松江市八雲町西岩坂947	松江市	0852-54-0009
		旧大谷小学校	松江市玉湯町大谷299	松江市	0852-55-5424
		東部分署ヘリポート	松江市美保関町下宇部尾1160	松江市	0852-72-9911
		野波海浜公園	松江市島根町野波5433	松江市	0852-55-5377
		マリナーズ下しまね駐車場	松江市島根町大芦2174	松江市	0852-55-5720
		松江玉造 I C	松江市玉湯町布志名地内	NEXCO西日本	0852-72-5362
		島根原発 No.1	松江市鹿島町片匂654-1	中国電力	0852-82-2220
		南部分署ヘリポート	松江市八雲町東岩坂369-1	松江市	0852-54-9119
		北部分署ヘリポート	松江市西長江町41番地2		0852-36-4118
		八束千本桜公園ヘリポート	松江市八束町二子1200		0852-55-5377

消防本部（局）	市町村名	所在地	責任者	連絡先	
安来市消防本部	安来市	安来運動公園	安来市吉岡町450	安来市	さくら総合スポーツクラブ 0854-23-1923
		広瀬町（広瀬中央公園）	安来市広瀬町307	安来市	(株)TKSS 0854-32-2678
		山佐ダム（訓練場） 特殊地域	安来市広瀬町上山佐3036-11	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	山佐ダム管理所 0854-35-0156
		伯太町（山村広場）	安来市伯太町日次585-1	安来市	(株)伯水工務店 0854-37-0620
雲南消防本部	奥出雲町	横田多目的広場	仁多郡奥出雲町稲原2034-1	奥出雲町	0854-54-2505
		奥出雲町三成場外（ヘリポート）	仁多郡奥出雲町三成1621-8	奥出雲町	0854-54-2505
	雲南市	里熊場外	雲南市木次町下熊谷斐伊川左岸河川敷	雲南市	0854-40-1000
		尾原ダム	雲南市木次町平田211-5	島根県雲南県土整備事務所	0854-42-9600
	飯南町	志々小学校	飯石郡飯南町八神182	飯南町	0854-73-0006
		頼原町民グラウンド	飯石郡飯南町佐見1416-3	飯南町	町民グラウンド 0854-72-0301
		頼原町野球場	飯石郡飯南町佐見1416-3	飯南町	0854-72-0301
		島根県立飯南高等学校	飯石郡飯南町野萱800	県教育委員会	0854-76-2333
		赤来中学校	飯石郡飯南町下赤名1938	飯南町	0854-76-2164
		赤名山村広場	飯石郡飯南町赤名2807	飯南町	山村広場 0854-76-2789
出雲市消防本部	出雲市	陸上自衛隊出雲駐屯地営庭	出雲市松寄下町1142-1	出雲駐屯地業務隊	0853-21-1045
		島根大学医学部校庭	出雲市塩冶町89-1	島根大学医学部附属病院	0853-23-2111
		斐伊川河川敷	出雲市武志町		
		今市小学校校庭	出雲市今市町北本町2-1		
		だんだん広場	出雲市今市町		
		第二中学校校庭	出雲市塩冶町1501		
		上津小学校校庭	出雲市上島町869		
		穉原小学校校庭	出雲市穉原町2825		
		みなみ小学校校庭	出雲市所原町185		
		旧乙立小学校校庭	出雲市乙立町1028-4		
		県立中央病院屋上（ヘリポート）	出雲市姫原4-1-1	県立中央病院	0853-30-6800
		平田スポーツ公園グラウンド	出雲市平田町2960-1		0853-62-1011
		湖遊館多目的グラウンド	出雲市園町1660-1		
		平田愛宕山野球場	出雲市平田町1-2		
		島根県立平田高等学校校庭	出雲市平田町1		
		旧光中学校校庭	出雲市奥宇賀町854		
		佐香中学校跡地	出雲市坂浦町3601		
		向陽中学校校庭	出雲市灘分町1816-1		
		平田小学校校庭	出雲市西平田町1		
		灘分小学校校庭	出雲市灘分町2091		
		西田小学校校庭	出雲市万田町702-1		
		さくら小学校校庭	出雲市東福町453		
		旧檜山小学校校庭	出雲市多久谷町182-1		
		旧佐香小学校校庭	出雲市坂浦町2472-1		
		伊野小学校校庭	出雲市野郷町459-2		
		旧東小学校校庭	出雲市鹿園寺町1004-6		
		北浜小学校校庭	出雲市十六島町1383-5		
		サンレイク運動場	出雲市小境町1991-2		
		多伎シーサイド運動公園	出雲市多伎町小田500-12外		0853-86-3111
		屋外イベント広場（キララ多伎付近）	出雲市多伎町多岐		
		多伎多目的運動場	出雲市多伎町久村		
		多伎中学校	出雲市多伎町多岐785		
		多伎小学校	出雲市多伎町多岐900		
		旧田儀小学校	出雲市多伎町口田儀1221		
		手引きヶ丘公園（広場）	出雲市多伎町口田儀		

消防本部（局）	市町村名	所在地	責任者	連絡先		
出雲市消防本部	出雲市	湖陵小学校校庭	出雲市湖陵町二部1100			
		湖陵中学校校庭	出雲市湖陵町三部1183			
		湖陵総合公園	出雲市湖陵町三部737		0853-43-1212	
		佐田中学校校庭	出雲市佐田町八幡原200		0853-85-2320	
		飯の原農村公園	出雲市佐田町一窪田657			
		島根県立大社高等学校校庭	出雲市大社町北荒木1473			
		大社中学校校庭	出雲市大社町杵築南1330			
		大社小学校校庭	出雲市大社町杵築南900-1			
		荒木小学校校庭	出雲市大社町北荒木413			
		旧鷺鷥小学校校庭	出雲市大社町鷺浦275			
		旧日御碕小学校校庭	出雲市大社町日御碕521-1			
		遠堀小学校校庭	出雲市大社町遠堀73			
		浜山公園補助競技場	出雲市大社町北荒木1868-10	N P O 法人出雲スポーツ振興21	0853-25-1006	
		大社健康スポーツ公園	出雲市大社町杵築南1051-1			
		日御碕多目的運動広場	出雲市大社町日御碕249-2			
		出雲空港	出雲市斐川町沖洲	出雲空港管理事務所	0853-72-0224	
		斐川東中学校	出雲市斐川町沖洲660			
		斐川西中学校	出雲市斐川町直江4083			
		斐川公園野球場	出雲市斐川町直江3864-2	出雲市	斐川公園野球場	0853-72-3837
		斐川牧場	出雲市斐川町出西			0853-72-0211
大田市消防本部	大田市	大田自転車競技場	大田市久手町波根西1757	大田市体育公園文化事業団	大田市体育公園文化事業団	0854-82-6408
		西の原ヘリポート	大田市三瓶町池田	大田市消防本部	大田市消防本部	0854-82-0650
		仁摩健康公園多目的広場	大田市仁摩町天河内975	大田市	大田市	0854-88-2111
		温泉津総合グラウンド	大田市温泉津町温泉津1207	大田市	大田市	0855-65-3111
		富山小学校跡地	大田市富山町山中1684	大田市	富山まちづくりセンター	0854-88-0001
		農林大学校	大田市波根町970-1	農林大学校	農林大学校	0854-85-7011
		大田第二球場	大田市久手町刺鹿747-4	大田市体育公園文化事業団	大田市体育公園文化事業団	0854-82-6408
		大田市民球場	大田市大田町大田口719	大田市体育公園文化事業団	大田市体育公園文化事業団	0854-82-6408
		川谷小学校	大田市川谷町川谷3025	大田市	川谷小学校	0854-82-0295
		鳥井運動公園野球場	大田市鳥井町鳥井1284	大田市体育公園文化事業団	大田市体育公園文化事業団	0854-82-6408
		鳥井運動公園駐車場	大田市鳥井町鳥井1284	大田市体育公園文化事業団	大田市体育公園文化事業団	0854-82-6408
		鳥井運動公園グラウンド	大田市鳥井町鳥井1284	大田市体育公園文化事業団	大田市体育公園文化事業団	0854-82-6408
		五十猛小学校	大田市五十猛町1518	大田市	五十猛小学校	0854-87-0626
		第三中学校	大田市水上町福原601	大田市	第三中学校	0854-89-0027
		高山小学校	大田市水上町白杯140	大田市	高山小学校	0854-89-0627
		東の原	大田市三瓶町志学	大田市	大田市	0854-88-9237
		北の原	大田市三瓶町多根	島根県立三瓶自然館サヒメル	島根県立三瓶自然館サヒメル	0854-86-0500
		温泉津中学校跡地	大田市温泉津町福光イ310-1	大田市	大田市	0854-82-1600
		井田グラウンド	大田市温泉津町井田口255	大田市	井田まちづくりセンター	0855-66-0711
		大田市立病院	大田市大田町吉永1477-7	大田市	大田市消防本部	0854-82-0650

消防本部（局）	市町村名	所在地	責任者	連絡先		
江津邑智消防本部	江津市	江の川河川敷	江津市渡津町右岸河川敷	国土交通省浜田河川国道事務所	江の川下流出張所 0855-52-2926	
		桜江小学校	江津市桜江町川戸1280	江津市	桜江小学校 0855-92-8040	
	川本町	旧川本西小学校校庭	川本町大字川下1477-2	川本町	川本町教育委員会 0855-72-0594	
		島根県立中央高等学校校庭	川本町大字川本222	島根県	島根県立中央高等学校 0855-72-0355	
	美郷町	川本町民野球場	川本町大字川下1350-2	川本町	川本町教育委員会 0855-72-0594	
		邑智中学校	美郷町粕淵117番地1	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-0132	
		美郷町防災公園	美郷町久保22-3	美郷町	美郷町役場総務課 0855-75-1211	
		吾郷町民広場	美郷町築瀬178	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-1217	
		邑智小学校	美郷町粕淵93	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-0024	
		ふれあい広場	美郷町久保222番地1	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-1217	
		沢谷町民広場	美郷町九日市118	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-1217	
		浜原町民広場	美郷町浜原123	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-1217	
		君谷町民広場	美郷町京覧原278	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-1217	
		小松地町民広場	美郷町惣森495番地	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-1217	
		大和中学校	美郷町長藤195番地	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-82-2042	
		比之宮町民広場	美郷町宮内585	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-1217	
		都賀行町民広場	美郷町都賀行120番地1	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-1217	
		美郷町民グラウンド	美郷町都賀西48-1	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-1217	
	江津邑智消防本部	邑南町	島根県立矢上高等学校	邑南町矢上3921	島根県	島根県立矢上高等学校 0855-95-1105
			中野グラウンド	邑南町中野991	邑南町	邑南町役場 0855-95-1111
邑智病院			邑南町中野3848-2	邑智郡公立病院組合	公立邑智病院 0855-95-2111	
青少年旅行村運動広場			邑南町山田443-2	邑南町	邑南町役場 0855-95-1111	
羽須美運動広場			邑南町上田4252	邑南町	邑南町役場 0855-95-1111	
羽須美中学校グラウンド			邑南町阿須那123	邑南町	羽須美中学校 0855-88-0004	
浜田市消防本部	浜田市	下府コミュニティ防災センター	浜田市下府町横路785	浜田市	安全安心課 0855-22-2612	
		浜田市陸上競技場	浜田市黒川町3739	浜田市	教育委員会 0855-22-2612	
		島根県立大学グラウンド	浜田市野原町1570-4	島根県立大学	島根県立大学 0855-24-2200	
		金城中学校	浜田市金城町下米原1402-6	浜田市	金城中学校 0855-42-0044	
		波佐山村広場	浜田市金城町長田口192-4	浜田市	金城支所産業課 0855-42-1233	
		旭公園陸上競技場	浜田市旭町今市990-1	浜田市	旭支所建設課 0855-45-1437	
		弥栄運動広場	浜田市弥栄町長安本郷234	浜田市	教育委員会弥栄分室 0855-48-2121	
		三隅中央公園市民陸上競技場	浜田市三隅町古市場595	浜田市	アクア三隅 0855-32-0080	
		三隅中央公園多目的広場	浜田市三隅町古市場524	浜田市	アクア三隅 0855-32-0080	

消防本部（局）	市町村名	所在地	責任者	連絡先			
益田広域消防本部	益田市	高津川河川敷	益田市高津七丁目	国土交通省浜田河川国道事務所	0855-22-0533		
		匹見澄川ヘリポート	益田市匹見町澄川イ1861-3	益田市	0855-56-0300		
		益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	益田赤十字病院	益田赤十字病院	0856-22-1480	
		萩・石見空港	益田市内田町イ597	石見空港管理事務所		0856-24-0002	
	津和野町	津和野小学校	津和野町森村ロ104	津和野町	津和野小学校	0856-72-0358	
		畑迫運動場	津和野町部栄375	津和野町	畑迫公民館	0856-72-1433	
		津和野中学校	津和野町町田イ26	津和野町	津和野中学校	0856-72-0152	
		旧木部中学校	津和野町中川405	津和野町	木部公民館	0856-72-0008	
		島根県立津和野高等学校	津和野町後田ハ12-3	津和野町	津和野高等学校	0856-72-0106	
		日原中学校	津和野町日原564	津和野町	日原中学校	0856-74-0358	
		日原小学校	津和野町日原231-1	津和野町	日原小学校	0856-74-0032	
		左鏡コミュニティセンター	津和野町左鏡888	津和野町	左鏡公民館	0856-76-0009	
		旧須川小学校	津和野町相撲ヶ原40	津和野町	須川公民館	0856-74-0711	
		青原小学校	津和野町青原300	津和野町	青原小学校	0856-75-0013	
	吉賀町	カントリーパーク運動場	津和野町池村1814	津和野町	池河公民館	0856-74-1253	
		大野原運動交流広場	吉賀町大野原969	吉賀町	吉賀町教育委員会	0856-77-1285	
		朝倉ゲートボール場	吉賀町朝倉無番地	島根県益田県土整備事務所 津和野土木事業所	責任者に同じ	0856-72-0511	
		七日市小学校校庭	吉賀町七日市966	吉賀町	吉賀町教育委員会	0856-77-1285	
		吉賀中学校校庭	吉賀町七日市966	吉賀町	吉賀町教育委員会	0856-77-1285	
		柿木中学校校庭	吉賀町柿木682-1	吉賀町	吉賀町教育委員会	0856-77-1285	
		下高尻かすみ公園	吉賀町下高尻876-7	吉賀町	吉賀町教育委員会	0856-77-1285	
	隠岐広域連合消防本部	隠岐の島町	隠岐の島町総合グラウンド	隠岐の島町栄町1435	隠岐の島町	隠岐の島町役場	08512-3-0025
			島根県立隠岐水産高等学校	隠岐の島町東郷榎本32-1	島根県		08512-2-1526
			北小学校	隠岐の島町中村1495-1	隠岐の島町教育委員会		08512-4-0004
			中条小学校	隠岐の島町原田1445-1	隠岐の島町教育委員会		08512-2-0349
			隠岐空港	隠岐の島町岬町風の松2122	隠岐空港管理事務所		08512-2-0703
			布施公民館	隠岐の島町布施橋本354	隠岐の島町	隠岐の島町役場	08512-7-4314
国民保養センター隠岐の島			隠岐の島町卯敷999			08512-7-4326	
五箇町民運動場			隠岐の島町郡75番地2	隠岐の島町教育委員会		08512-5-9011	
都万小学校			隠岐の島町都万2415	隠岐の島町教育委員会		08512-6-2005	
都万中学校			隠岐の島町都万2433-2	隠岐の島町教育委員会		08512-6-2170	
那久小学校			隠岐の島町那久698-1	隠岐の島町	隠岐の島町役場	08512-2-8573	
塩の浜健康広場			隠岐の島町津戸塩戸1595-1			08512-6-2050	
海士町			海士町ヘリポート	海士町大字海士	海士町	海士町役場	08514-2-0111
		西ノ島町ヘリポート	西ノ島町大字美田	西ノ島町	西ノ島町役場	08514-6-0101	
西ノ島町		西ノ島総合公園多目的広場	西ノ島町大字美田	西ノ島町	西ノ島町役場	08514-6-0101	
		島前病院前離着陸場	西ノ島町大字美田	隠岐広域連立隠岐島前病院	隠岐広域連合消防本部	08512-3-0119	
		別府海岸壁	西ノ島町大字美田尻	島根県	隠岐支庁県土整備局島前	08514-7-9111	
		波止岸壁	西ノ島町大字美田	西ノ島町	西ノ島町役場	08514-6-0101	
		三度港	西ノ島町大字浦郷	宗教法人 待場神社	三度区	-	
知夫村		知夫村ヘリポート	知夫村273	知夫村		030-374-7505	
	栄居港	知夫村	知夫村	知夫村役場	08512-8-2211		
	竹の前	知夫村	知夫村	知夫村役場	08514-8-2211		
	赤ハゲ山	知夫村	知夫村	知夫村役場	08514-8-2211		
	仁夫先物揚場	知夫村	知夫村	知夫村役場	08514-8-2211		

(12) 航空機一覧

【民間航空機】

会社名	住 所	電話番号	FAX番号	航空機名	定員(人)	全長(m)	全幅(m)	着陸滑走距離(m)	離陸滑走距離(m)	巡航速度(km/h)	航続距離(km)	最大離陸重量(t)	航 路	備考
日本航空	東京都品川区東品川二丁目4番11号 JALビル	(03)5796-1027	(03)5796-1021	B767-300	261	54.9	47.6	1,646	2,449	862.0	3280.0	134.0	東京 ~ 出雲	
				B737-800	165	39.5	35.8	1,650	1,960	829.0	4500.0	68.0	東京 ~ 出雲	
				定員合計	426									
ミ日本エアー	鹿児島県霧島市溝辺町麓787-4	(0995)58-2151	(0995)58-3904	ATR42-600	48	22.7	24.6	966	1,107	556.0	1345.0	18.6	福岡 ~ 出雲	
				ATR42-600	48	22.7	24.6	966	1,107	556.0	1345.0	18.6	隠岐 ~ 出雲	
				定員合計	96									
ジェイエア	大阪府池田市空港2-2-5	(06)4865-3610	(06)4865-3680	ERJ170	76	29.9	26.0	1,260	1,720	667.0	3450.0	34.5	大阪 ~ 出雲	
				ERJ190	112	36.2	28.7	1,226	1,598	667.0	3426.0	47.8	大阪 ~ 出雲	
				ERJ170	76	29.9	26.0	1,260	1,720	667.0	3450.0	34.5	大阪 ~ 隠岐	
				定員合計	264									
全日本空輸	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター (山陰支店) 鳥取県米子市東町171 米子第一生命ビル	(0859)35-0525 (山陰支店)	(0859)35-0901 (山陰支店)	B737-800	166	39.5	34.3	1,650	1,960	853.0	5665.0	69.0	東京 ~ 石見	
				A320	166	37.6	34.1	1,550	1,650	840.0	2380.0	67.0	東京 ~ 石見	
				定員合計	332									
エアランドリン	愛知県西春日井郡豊山町 名古屋空港内 (出雲空港支店) 鳥根県出雲市斐川町沖洲2633-1	(0853)73-8001 (出雲空港支店)	(0853)73-8002 (出雲空港支店)	ERJ170	76	29.9	26.0	1,260	1,720	667.0	3450.0	34.5	名古屋 ~ 出雲	
				ERJ175	84	31.7	26.0	1,320	2,150	667.0	3100.0	37.5	名古屋 ~ 出雲	
				定員合計	160									

【県保有航空機】

管理所属	住 所	電話番号	FAX番号	航空機名	最大座席数	全長(m)	全高(m)	全幅(m)	巡航速度(km/h)	航続距離(km)	最大離着陸重量(kg)	備 考
防災航空管理所	出雲市斐川町大字沖洲2677	(0853)72-7661	(0853)72-7671	川崎式BK-117C-2型	11	13.03	3.96	11.0	240.0	685.0	3585.0	愛称「はくちょう」
				定員合計	11							
管理所属	住 所	電話番号	FAX番号	航空機名	座席数	全長(m)	全高(m)	全幅(m)	巡航速度(ノット)	航続時間(H)	最大全備重量(kg)	備 考
県警察本部	松江市殿町8番地1	(0852)26-0110(代)	(0853)72-7671	アグスタ式A109E型	8	13.07	3.50	11.0	110.0	2.0	3,000.0	愛称「ちどり」H19.3~
				定員合計	8							

6 救援

(1) 避難施設等

① 避難施設一覧

島根県避難施設一覧(R5. 4. 1現在)

整理番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンクリート造	地下への避難が可能な施設	利用可能な時間 (曜日等によって使えない可能性有)
1	松江市立母衣幼稚園	松江市	北田町273	○		開園時間
2	松江市立母衣小学校	松江市	北田町273	○		開校時間
3	城東公民館	松江市	北田町273	○		開館時間
4	北公園	松江市	学園南1-21-1			24時間
5	城北公民館	松江市	北堀町43	○		開館時間
6	松江市立城北幼稚園	松江市	東奥谷町229	○		開園時間
7	松江市立城北小学校	松江市	東奥谷町229	○		開校時間
8	松江市立内中原小学校	松江市	内中原町225	○		開校時間
9	松江市立第一中学校	松江市	外中原町46	○		開校時間
10	松江市総合福祉センター	松江市	千鳥町70	○		開館時間
11	松江市立川津小学校	松江市	西川津町500	○		開校時間
12	松江市国際交流会館(川津公民館)	松江市	西川津町3405-5	○		開館時間
13	松江市立菅田会館	松江市	菅田町21-2	○		開館時間
14	松江市立城東保育所	松江市	学園1-10-12			開所時間
15	楽山公園	松江市	西川津町3386			24時間
16	松江市立朝酌小学校	松江市	朝酌町115	○		開校時間
17	朝酌公民館	松江市	朝酌町92-1	○		開館時間
18	松江市立皆美が丘女子高等学校	松江市	西尾町540-1	○		開校時間
19	法吉公民館	松江市	比津町308-4	○		開館時間
20	松江市立生馬小学校	松江市	西生馬町8	○		開校時間
21	生馬公民館	松江市	西生馬町8	○		開館時間
22	松江市立持田小学校	松江市	東持田町81	○		開校時間
23	持田公民館	松江市	東持田町61	○		開館時間
24	松江市立本庄小学校	松江市	邑生町76-3	○		開校時間
25	本庄公民館	松江市	本庄町463-3	○		開館時間
26	旧松江市立長江小学校	松江市	東長江町259-2	○		使用時間
27	古江公民館	松江市	西浜佐陀町288-1			開館時間
28	松江市立湖南中学校	松江市	浜乃木8-2-60	○		開校時間
29	松江市立大野小学校	松江市	上大野町1826	○		開校時間
30	松江市立秋鹿幼稚園	松江市	岡本町992-1番地	○		開園時間
31	松江市立秋鹿小学校	松江市	岡本町992-1	○		開校時間
32	白瀧公民館	松江市	灘町1-57	○		開館時間
33	松江市立白瀧保育所	松江市	灘町1-57番地	○		開所時間
34	松江市市民活動センター(スティックビル)	松江市	白瀧本町43			開館時間
35	松江市立中央幼稚園	松江市	大正町398番地	○		開園時間
36	松江市立中央小学校	松江市	大正町398	○		開校時間
37	松江市立第三中学校	松江市	東朝日町14	○		開校時間
38	朝日公民館	松江市	東朝日町49	○		開館時間
39	松江市立雑賀小学校	松江市	雑賀町586	○		開校時間
40	雑賀公民館	松江市	雑賀町677	○		開館時間
41	松江市立津田幼稚園	松江市	東津田町1189-1	○		開園時間
42	松江市立津田小学校	松江市	東津田町1166	○		開校時間
43	津田公民館	松江市	東津田町1189-1	○		開館時間
44	総合文化センター(プラバホール)	松江市	西津田6-5-44	○		開館時間
45	松江市立古志原幼稚園	松江市	古志原4-6-17	○		開園時間
46	松江市立古志原小学校	松江市	古志原4-6-1	○		開校時間
47	古志原公民館	松江市	古志原4-6-30	○		開館時間
48	松江市立竹矢幼稚園	松江市	八幡町379-1	○		開園時間
49	松江市立竹矢小学校	松江市	八幡町379-1	○		開校時間
50	竹矢公民館	松江市	八幡町279-1	○		開館時間

整理番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンクリート造	地下への避難が可能な施設	利用可能な時間 (曜日等によって使えない可能性有)
51	矢田体育館	松江市	矢田町250-18	○		開館時間
52	松江市立乃木小学校	松江市	浜乃木5-1-10	○		開校時間
53	松江市立湖北中学校	松江市	打出町245-1	○		開校時間
54	乃木公民館	松江市	浜乃木5-1-5	○		開館時間
55	松江総合運動公園	松江市	上乃木10-4-1			24時間
56	松江市立幼保園のぎ	松江市	田和山町108	○		開園時間
57	松江市立大庭幼稚園	松江市	大庭町808-1	○		開園時間
58	松江市立大庭小学校	松江市	大庭町1074	○		開校時間
59	松江市立湖東中学校	松江市	山代町680	○		開校時間
60	大庭公民館	松江市	大庭町805-3	○		開館時間
61	サンライフ松江	松江市	大庭町1751-14	○		開館時間
62	松江市立忌部幼稚園	松江市	東忌部町915-1	○		開園時間
63	松江市立忌部小学校	松江市	東忌部町915-1	○		開校時間
64	忌部公民館	松江市	東忌部町899	○		開館時間
65	鹿島総合体育館(ニューウェーブ)	松江市	鹿島町佐陀本郷76	○		開館時間
66	松江市立鹿島中学校	松江市	鹿島町名分673	○		開校時間
67	松江市立鹿島東小学校	松江市	鹿島町北講武599番地	○		開校時間
68	鹿島御津地区体育館	松江市	鹿島町御津800			開館時間
69	鹿島福祉センター(鹿島ふれあい館)	松江市	鹿島町北講武885-5	○		開館時間
70	鹿島多久の湯	松江市	鹿島町北講武885-7	○		開館時間
71	鹿島文化ホール	松江市	鹿島町佐陀本郷659	○		開館時間
72	松江市立恵曇保育所	松江市	鹿島町武代181	○		開所時間
73	松江市立佐太幼稚園	松江市	鹿島町佐陀本郷1186			開園時間
74	松江市立講武幼稚園	松江市	鹿島町北講武599番地	○		開園時間
75	島根公民館(市立島根図書館)	松江市	島根町加賀1414	○		開館時間
76	松江市立美保関小学校	松江市	美保関下宇部尾555-1	○		開校時間
77	旧松江市立千酌小学校	松江市	美保関町千酌1095-1	○		使用時間
78	松江市立義務教育学校八束学園	松江市	八束町波入1975	○		開校時間
79	八束体育館	松江市	八束町波入2096	○		開館時間
80	八束公民館	松江市	八束町波入2060番地	○		開館時間
81	松江市立やつか保育園	松江市	八束町波入1975-2	○		開園時間
82	旧松江市立玉湯小学校体育館	松江市	玉湯町玉造4	○		使用時間
83	旧松江市立大谷小学校	松江市	玉湯町大谷299			使用時間
84	玉湯公民館	松江市	玉湯町湯町1796	○		開館時間
85	松江市立たまたゆ幼稚園	松江市	玉湯町湯町717			開園時間
86	松江市立宍道小学校	松江市	宍道町宍道1276	○		開校時間
87	宍道体育センター	松江市	宍道町佐々布204-4	○		開館時間
88	宍道農村環境改善センター	松江市	宍道町上来待212-1	○		開館時間
89	松江市立八雲小学校	松江市	八雲町西岩坂947	○		開校時間
90	八雲公民館	松江市	八雲町西岩坂355-1	○		開館時間
91	八雲構造改善センター	松江市	八雲町西岩坂3856-1	○		開館時間
92	日吉ふれあい会館	松江市	八雲町日吉151-2	○		開館時間
93	保健福祉総合センター	松江市	乃白町32-2	○		開館時間
94	松江市立揖屋幼稚園	松江市	東出雲町揖屋2130	○		開園時間
95	松江市立揖屋保育園	松江市	東出雲町揖屋町2198	○		開園時間
96	松江市立東出雲中学校	松江市	東出雲町揖屋1251	○		開校時間
97	意東児童クラブ	松江市	東出雲町下意東765番地35	○		開館時間
98	松江市立意東幼稚園	松江市	東出雲町下意東765	○		開園時間
99	東出雲体育館	松江市	東出雲町揖屋1139-2	○		開館時間
100	松江市立意東保育園	松江市	東出雲町下意東751	○		開園時間
101	松江市立城西幼保園	松江市	堂形町520			開園時間
102	松江市立しんじ幼保園	松江市	宍道町宍道458-2	○		開園時間
103	島根県立はつらつ体育館	松江市	上乃木7丁目1番27号	○		開館時間
104	島根県研修センター	松江市	内中原町255-1	○		開館時間

整理 番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンク リート造	地下への 避難が可 能な施設	利用可能な時間 (曜日等によって使えない可能性有)
105	島根県職員会館	松江市	内中原町52番地	○		開館時間
106	島根県立体育施設(県立武道館)	松江市	内中原町52番地	○		開館時間
107	島根県立松江北高等学校	松江市	奥谷町164	○		開校時間
108	島根県立産業交流会館(くにびきメッセ)	松江市	学園南1丁目2番1号	○		開館時間
109	島根県立松江工業高等学校	松江市	古志原4丁目1番10号	○		開校時間
110	島根県立松江農林高等学校	松江市	乃木福富町51	○		開校時間
111	島根県立松江商業高等学校	松江市	浜乃木8丁目1番1号	○		開校時間
112	島根県立東部総合福祉センター(いきいきプラザ島根)	松江市	東津田町1741番地3	○		開館時間
113	島根県立松江清心養護学校	松江市	東生馬町11	○		開校時間
114	島根県立松江南高等学校	松江市	八雲台1-1-1	○		開校時間
115	島根県立宍道高等学校	松江市	宍道町宍道1586	○		開校時間
116	松江市総合体育館	松江市	学園南1-21-1	○		開館時間
117	城西公民館	松江市	堂形町614	○		開館時間
118	鹿島公民館	松江市	鹿島町佐陀本郷640-1	○		開館時間
119	宍道公民館	松江市	宍道町宍道885-3	○		開館時間
120	大塚山公園	松江市	八束町波入2485-1			24時間
121	島根県民会館	松江市	殿町158	○		開館時間
122	島根大学教育学部附属義務教育学校前期課程	松江市	大輪町416-4	○		開校時間
123	島根大学	松江市	西川津町1060	○		開校時間
124	島根大学教育学部附属義務教育学校後期課程	松江市	菅田町167-1	○		開校時間
125	松江海洋センター	松江市	西浜佐陀町1012	○		開館時間
126	松江市立出雲郷保育園	松江市	東出雲町出雲郷927	○		開園時間
127	八束千本桜公園	松江市	八束町二子1200			24時間
128	松江市立義務教育学校玉湯学園	松江市	玉湯町湯町717番地	○		開校時間
129	浜田総合福祉センター	浜田市	野原町859番地1	○		9:00~21:00
130	美川まちづくりセンター	浜田市	内村町592番地1	○		9:00~21:00
131	久佐まちづくりセンター	浜田市	金城町久佐1575番地7			9:00~21:00
132	波佐山村広場	浜田市	金城町長田192番地4			24時間
133	今市児童クラブ	浜田市	旭町今市615			平日8:30~17:15
134	旧旭山村開発センター(旭センター)跡地	浜田市	旭町今市633番地1			24時間
135	坂本構造改善センター	浜田市	旭町坂本17番地1			24時間
136	丸原センター	浜田市	旭町丸原910番地1			24時間
137	木田まちづくりセンター	浜田市	旭町木田219番地13			24時間
138	和田生活改善センター	浜田市	旭町和田444			24時間
139	重富生活改善センター	浜田市	旭町重富235-1			24時間
140	本郷生活改善センター	浜田市	旭町本郷801			24時間
141	都川まちづくりセンター	浜田市	旭町都川889			9:00~21:00
142	市木まちづくりセンター	浜田市	旭町市木2919番地2			9:00~21:00
143	天狗石農村交流研修センター	浜田市	旭町市木2560番地1			24時間
144	あさひ荘	浜田市	旭町木田954-3	○		24時間
145	旭公園	浜田市	旭町今市990-1			8:30~23:00
146	あさひインター公園	浜田市	旭町丸原155-24			24時間
147	浜田市立旭小学校	浜田市	旭町丸原1517-4	○		24時間
148	あさひ温泉公園	浜田市	旭町木田983-2			24時間
149	旧八戸川農村公園跡地	浜田市	旭町本郷1269-4			24時間
150	都川交流促進施設	浜田市	旭町都川920			24時間
151	天狗石農村公園	浜田市	旭町市木2560-1			24時間
152	安城まちづくりセンター	浜田市	弥栄町長安本郷544番地1	○		9:00~21:00
153	岡見スポーツセンター	浜田市	三隅町岡見4603番地			9:00~21:00
154	須津防災多目的広場	浜田市	三隅町岡見5100番地5			24時間
155	三隅中央会館	浜田市	三隅町古市場589番地	○		9:00~21:00
156	アクアみすみ	浜田市	三隅町古市場589番地	○		9:00~21:00
157	福浦防災広場	浜田市	三隅町西河内			24時間
158	田の浦公園オートキャンプ場	浜田市	三隅町西河内1315番地			24時間

整理 番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンク リート造	地下への 避難が可 能な施設	利用可能な時間 (曜日等によって使えない可能性有)
159	三隅中央公園	浜田市	三隅町古市場589番地			9:00~21:30
160	三隅支所	浜田市	三隅町三隅1434番地	○		24時間
161	みのり会館	浜田市	三隅町井野へ1198番地1			24時間
162	浜田市健康増進センター	浜田市	松原町277番地6	○		9:00~22:00
163	浜田市立原井小学校	浜田市	港町208番地	○		24時間
164	浜田市立松原小学校	浜田市	浅井町1415番地2	○		24時間
165	浜田市立第一中学校	浜田市	黒川町3745番地	○		24時間
166	浜田市立石見小学校	浜田市	黒川町3738番地4	○		24時間
167	石見まちづくりセンター	浜田市	黒川町131番地2	○		9:00~21:00
168	浜田市立三階小学校	浜田市	竹迫町2396番地2	○		24時間
169	浜田市立第二中学校	浜田市	原井町963番地15	○		24時間
170	浜田市立雲雀丘小学校	浜田市	原井町1045番地			24時間
171	石見まちづくりセンター細谷分館	浜田市	三階町2130番地1			9:00~21:00
172	石見まちづくりセンター長見分館	浜田市	長見町956番地2			9:00~21:00
173	石見まちづくりセンター後野分館	浜田市	後野町779番地2			9:00~21:00
174	石見公まちづくりセンター佐野分館	浜田市	佐野町イ337番地1	○		9:00~21:00
175	石見まちづくりセンター宇津井分館	浜田市	宇津井町529番地			9:00~21:00
176	長浜まちづくりセンター	浜田市	熱田町1441番地18	○		9:00~21:00
177	浜田市立長浜小学校	浜田市	長浜町1番地	○		24時間
178	浜田市立周布小学校	浜田市	周布町イ63番地3	○		24時間
179	周布まちづくりセンター	浜田市	周布町イ374番地	○		9:00~21:00
180	浜田市立第三中学校	浜田市	日脚町572番地	○		24時間
181	大麻まちづくりセンター	浜田市	西村町1038番地8	○		9:00~21:00
182	浜田市立第四中学校	浜田市	内田町1053番地			24時間
183	浜田市立美川小学校	浜田市	内田町1020番地			24時間
184	浜田市立浜田東中学校	浜田市	下府町699番地	○		24時間
185	国府まちづくりセンター	浜田市	国分町1981番地136	○		9:00~21:00
186	浜田市立国府小学校	浜田市	下府町2164番地81	○		24時間
187	国府まちづくりセンター宇野分館	浜田市	宇野町281番地3			9:00~21:00
188	国府まちづくりセンター有福分館	浜田市	下有福町20番地1			9:00~21:00
189	浜田市文化財倉庫	浜田市	下有福町436番地			24時間
190	今福まちづくりセンター	浜田市	金城町今福105番地2	○		9:00~21:00
191	雲城まちづくりセンター	浜田市	金城町下来原171番地	○		9:00~21:00
192	波佐まちづくりセンター	浜田市	金城町波佐1441番地1			9:00~21:00
193	浜田市立金城中学校	浜田市	金城町下来原1402番地6	○		24時間
194	浜田市立今福小学校	浜田市	金城町今福1425番地5	○		24時間
195	浜田市立雲城小学校	浜田市	金城町下来原1541番地5	○		24時間
196	浜田市立波佐小学校	浜田市	金城町波佐1558番地2	○		24時間
197	小国まちづくりセンター	浜田市	金城町小国1160番地1	○		9:00~21:00
198	金城町総合体育館(ふれあいジム・かなぎ)・公園	浜田市	金城町七条1982番地	○		9:00~21:00
199	今福スポーツ広場	浜田市	金城町今福1469番地2			8:30~17:00
200	市民体育館	浜田市	旭町今市1007番地4	○		8:30~23:00
201	木田暮らしの学校	浜田市	旭町木田485			24時間
202	和田まちづくりセンター	浜田市	旭町和田1284	○		9:00~21:00
203	旧浜田市立都川小学校体育館	浜田市	旭町都川896	○		9:00~21:00
204	浜田市立旭中学校体育館	浜田市	旭町今市1354			24時間
205	浜田市立弥栄小学校	浜田市	弥栄町長安本郷325番地1	○		24時間
206	浜田市立弥栄中学校	浜田市	弥栄町木都賀12735	○		24時間
207	浜田市立岡見小学校	浜田市	三隅町岡見4743番地	○		24時間
208	岡見まちづくりセンター	浜田市	三隅町岡見516番地			9:00~21:00
209	三保まちづくりセンター	浜田市	三隅町湊浦120番地			9:00~21:00
210	三隅B&G海洋センター	浜田市	三隅町西河内1240番地1			9:00~21:00
211	浜田市立三隅小学校	浜田市	三隅町古市場450番地	○		24時間
212	浜田市立三隅中学校	浜田市	三隅町古市場1991番地	○		24時間

整理 番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンク リート造	地下への 避難が可 能な施設	利用可能な時間 (曜日等によって使えない可能性有)
213	白砂まちづくりセンター	浜田市	三隅町折居883番地			9:00~21:00
214	三隅まちづくりセンター	浜田市	三隅町向野田581番地			9:00~21:00
215	黒沢まちづくりセンター	浜田市	三隅町下古和1518番地			9:00~21:00
216	井野まちづくりセンター	浜田市	三隅町井野へ1816番地2			9:00~21:00
217	島根県立浜田高等学校	浜田市	黒川町3749	○		
218	島根県立浜田商業高等学校	浜田市	熱田町675	○		
219	島根県立浜田水産高等学校	浜田市	瀬戸ヶ島町25番地3	○		
220	島根県立浜田ろう学校	浜田市	国分町342番地2	○		
221	島根県立浜田養護学校	浜田市	国分町342番地4			
222	公立大学法人島根県立大学体育館	浜田市	野原町2433番地2	○		
223	島根県立西部総合福祉センター(いわみ〜る)	浜田市	野原町1826番地1	○		
224	島根県立体育施設(県立石見武道館)	浜田市	黒川町3735番地	○		
225	島根県立体育施設(県立体育館)	浜田市	黒川町3735番地	○		
226	島根県立都市公園(石見海浜公園)	浜田市	久代町1117-2			24時間
227	杵束まちづくりセンター	浜田市	弥栄町木都賀イ526番地4			9:00~21:00
228	道の駅ゆうひパーク浜田	浜田市	原井町1203番地1	○		8:00~20:30
229	道の駅ゆうひパーク三隅	浜田市	三隅町折居220番地1			9:00~17:30
230	かさから地下道(浜田バイパス西口)	浜田市	原井町	○	○	24時間
231	サン・アビリティーズいづも	出雲市	今市町北本町3丁目1-20	○		
232	出雲市民会館	出雲市	塩冶有原町2丁目15	○		
233	ビッグハート出雲	出雲市	駅南町1丁目5	○		
234	平田文化館(福祉館)	出雲市	平田町2112-1	○		
235	スサノオホール	出雲市	佐田町反辺1747-4	○		
236	大社文化プレイスうらら館	出雲市	大社町杵築南1338-9	○		
237	多伎勤労者体育センター	出雲市	多伎町久村1341-1	○		
238	湖陵体育センター	出雲市	湖陵町板津137-1	○		
239	平田スポーツ公園	出雲市	平田町2960-1	○		
240	佐田スポーツセンター	出雲市	佐田町反辺1948-1	○		
241	たいしゃ保育園	出雲市	大社町杵築南1235	○		
242	出雲ゆうプラザ	出雲市	西新町1-2547-2	○		
243	出雲市隣保館	出雲市	上塩冶町2657-1	○		
244	平田ふれんどりーハウス	出雲市	西平田町171			
245	出雲健康公園(出雲ドーム)	出雲市	矢野町999	○		
246	今市コミュニティセンター	出雲市	今市町1578-2			
247	大津コミュニティセンター	出雲市	大津町1727-5	○		
248	塩冶コミュニティセンター	出雲市	塩冶町803-2	○		
249	高松コミュニティセンター	出雲市	松寄下町761-1	○		
250	四絡コミュニティセンター	出雲市	小山町650-21	○		
251	川跡コミュニティセンター	出雲市	荻杼町211	○		
252	神門コミュニティセンター	出雲市	知井宮町801-1	○		
253	稗原コミュニティセンター	出雲市	稗原町2825	○		
254	朝山コミュニティセンター	出雲市	所原町185	○		
255	長浜コミュニティセンター	出雲市	長浜町514-11	○		
256	出雲科学館	出雲市	今市町1900-2	○		
257	出雲市立今市小学校	出雲市	今市町北本町2-1-1	○		
258	出雲市立大津小学校	出雲市	大津町373-1	○		
259	出雲市立塩冶小学校	出雲市	塩冶町677	○		
260	出雲市立高松小学校	出雲市	松寄下町724	○		
261	出雲市立四絡小学校	出雲市	大塚町821-3	○		
262	出雲市立高浜小学校	出雲市	里方町108	○		
263	出雲市立北陽小学校	出雲市	稲岡町10	○		
264	出雲市立上津小学校	出雲市	上島町869	○		
265	出雲市立みなみ小学校	出雲市	所原町185	○		
266	出雲市立稗原小学校	出雲市	稗原町2825	○		

整理 番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンク リート造	地下への 避難が可 能な施設	利用可能な時間 (曜日等によって使えない可能性有)
267	旧出雲市立乙立小学校	出雲市	乙立町1028-4	○		
268	出雲市立神戸川小学校	出雲市	下古志町808	○		
269	出雲市立神西小学校	出雲市	神西沖町1090	○		
270	出雲市立長浜小学校	出雲市	荒茅町3848-4	○		
271	出雲市立平田小学校	出雲市	西平田町1	○		
272	出雲市立灘分小学校	出雲市	灘分町2091	○		
273	出雲市立国富小学校	出雲市	国富町381	○		
274	出雲市立西田小学校	出雲市	万田町702-1	○		
275	出雲市立鱈淵小学校	出雲市	河下町607-1	○		
276	出雲市立さくら小学校	出雲市	東福町453	○		
277	旧出雲市立檜山小学校	出雲市	多久谷町182-1	○		
278	旧出雲市立東小学校	出雲市	鹿園寺町1004-6	○		
279	出雲市立北浜小学校	出雲市	十六島町1383-5	○		
280	旧出雲市立塩津小学校	出雲市	塩津町101-2			
281	旧出雲市立佐香小学校	出雲市	坂浦町2472-1	○		
282	出雲市立伊野小学校	出雲市	野郷町459-2	○		
283	出雲市立窪田小学校	出雲市	佐田町一窪田1430-8	○		
284	出雲市立須佐小学校	出雲市	佐田町須佐1137-1	○		
285	旧出雲市立田儀小学校	出雲市	多伎町口田儀1221	○		
286	出雲市立湖陵小学校	出雲市	湖陵町二部1100	○		
287	出雲市立大社小学校	出雲市	大社町杵築南900-1	○		
288	出雲市立荒木小学校	出雲市	大社町北荒木413	○		
289	出雲市立遙堪小学校	出雲市	大社町遙堪73	○		
290	旧出雲市立日御碕小学校	出雲市	大社町日御碕521-1	○		
291	旧出雲市立鶺鴒小学校	出雲市	大社町鶺鴒浦275			
292	出雲市立塩冶幼稚園	出雲市	塩冶町900	○		
293	出雲市立神門幼稚園	出雲市	知井宮町481-1	○		
294	出雲市立古志幼稚園	出雲市	古志町1949	○		
295	出雲市立大社幼稚園	出雲市	大社町杵築南1201	○		
296	出雲市立荒木幼稚園	出雲市	大社町北荒木310	○		
297	出雲市立第一中学校	出雲市	大津町2214	○		
298	出雲市立第二中学校	出雲市	塩冶町1501	○		
299	出雲市立第三中学校	出雲市	大塚町1161	○		
300	出雲市立南中学校	出雲市	朝山町978	○		
301	出雲市立河南中学校	出雲市	神門町1331	○		
302	出雲市立浜山中学校	出雲市	松寄下町1674	○		
303	出雲市立平田中学校	出雲市	平田町2950-1	○		
304	旧出雲市立光中学校	出雲市	奥宇賀町854	○		
305	出雲市立佐田中学校	出雲市	佐田町八幡原200	○		
306	出雲市立湖陵中学校	出雲市	湖陵町三部1183	○		
307	出雲市立大社中学校	出雲市	大社町杵築南1330	○		
308	灘分コミュニティセンター	出雲市	灘分町1933	○		
309	国富コミュニティセンター	出雲市	国富町867	○		
310	西田コミュニティセンター	出雲市	万田町692	○		
311	鱈淵コミュニティセンター	出雲市	河下町720-1	○		
312	久多美コミュニティセンター	出雲市	東郷町175	○		
313	檜山コミュニティセンター	出雲市	多久町10	○		
314	東コミュニティセンター	出雲市	鹿園寺町49-3	○		
315	佐香コミュニティセンター	出雲市	坂浦町3601	○		
316	伊野コミュニティセンター	出雲市	野郷町492-5	○		
317	湖陵コミュニティセンター	出雲市	湖陵町二部1320	○		
318	大社コミュニティセンター	出雲市	大社町杵築南1051-1			
319	荒木コミュニティセンター	出雲市	大社町北荒木389-2	○		
320	遙堪コミュニティセンター	出雲市	大社町遙堪359-2	○		

整理 番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンク リート造	地下への 避難が可 能な施設	利用可能な時間 (曜日等によって使えない可能性有)
321	日御碕コミュニティセンター	出雲市	大社町宇龍338-3	○		
322	鶺鴒コミュニティセンター	出雲市	大社町鶺鴒浦1044-1			
323	島根県立平田高等学校	出雲市	平田町1	○		
324	島根県立出雲高等学校	出雲市	今市町1800	○		
325	島根県立出雲工業高等学校	出雲市	上塩冶町420	○		
326	島根県立出雲商業高等学校	出雲市	大津町2525	○		
327	島根県立出雲農林高等学校	出雲市	下横町950	○		
328	島根県立大社高等学校	出雲市	大社町北荒木1473			
329	島根県立出雲養護学校	出雲市	神西沖町2485			
330	島根県立大学出雲キャンパス	出雲市	西林木町151番地	○		
331	島根県立都市公園(浜山公園)	出雲市	大社町北荒木1868-10	○		
332	出雲市立多伎中学校(体育館)	出雲市	多伎町多岐785	○		
333	出雲市立多伎小学校(体育館)	出雲市	多伎町多岐900	○		
334	斐川第1体育館	出雲市	斐川町莊原2876			
335	斐川第2体育館	出雲市	斐川町直江1231番地	○		
336	莊原コミュニティセンター	出雲市	斐川町莊原712番地3	○		
337	阿宮コミュニティセンター	出雲市	斐川町阿宮2323-2	○		
338	出西コミュニティセンター	出雲市	斐川町求院996番地1			
339	伊波野コミュニティセンター	出雲市	斐川町富村748番地			
340	直江コミュニティセンター	出雲市	斐川町直江4865/1番地			
341	久木コミュニティセンター	出雲市	斐川町福富2/13番地			
342	出東コミュニティセンター	出雲市	斐川町三分市1801番地			
343	出雲市立莊原小学校	出雲市	斐川町神庭273番地	○		
344	出雲市立西野小学校	出雲市	斐川町富村559番地	○		
345	出雲市立中部小学校	出雲市	斐川町直江4243番地	○		
346	出雲市立出東小学校	出雲市	斐川町三分市1076番地	○		
347	出雲市立斐川東中学校	出雲市	斐川町沖洲660番地	○		
348	出雲市立斐川西中学校	出雲市	斐川町直江4083番地	○		
349	出雲市立向陽中学校	出雲市	灘分町1816-1	○		
350	出雲市立朝陽小学校	出雲市	出雲市園町64番地2	○		
351	益田市立市民体育館	益田市	乙吉町イ615番地	○		24時間(守衛)
352	益田市役所	益田市	常盤町1番1号	○	○	24時間(守衛)
353	益田市立総合福祉センター	益田市	須子町3番1号	○		概ね0830~1730
354	益田市人権センター	益田市	須子町3番1号	○		概ね0830~1730
355	益田市美都分庁舎	益田市	美都町都茂1803番地1	○		24時間
356	益田都市計画事業匹見中央公園	益田市	匹見町匹見イ1101番地			24時間(屋外部分)
357	益田市立匹見豪雪山村開発センター匹見タウンホール	益田市	匹見町匹見イ1260番地	○		24時間
358	益田市立益田小学校	益田市	本町7番17号	○		概ね8~17(開校日)
359	益田市立益田東中学校	益田市	東町14番48号	○		概ね8~17(開校日)
360	益田市立吉田南小学校	益田市	水分町11番3号	○		概ね8~17(開校日)
361	益田市立益田中学校	益田市	栄町14番6号	○		概ね8~17(開校日)
362	益田市立吉田小学校	益田市	中吉田町272番地	○		概ね8~17(開校日)
363	益田市立高津小学校	益田市	高津一丁目34番1号	○		概ね8~17(開校日)
364	益田市立高津中学校	益田市	高津三丁目14番1号	○		概ね8~17(開校日)
365	益田市立安田小学校	益田市	遠田町758番地1	○		概ね8~17(開校日)
366	益田市立東陽中学校	益田市	津田町740番地	○		概ね8~17(開校日)
367	益田市立鎌手小学校	益田市	西平原町584番地	○		概ね8~17(開校日)
368	旧益田市立鎌手中学校	益田市	西平原町580番地1	○		屋外のみ24時間
369	北仙道公民館(旧益田市立北仙道小学校)	益田市	大草町665番地1	○		概ね0830~1730
370	益田市立豊川小学校	益田市	大谷町347番地2	○		概ね8~17(開校日)
371	益田市立真砂小学校	益田市	波田町イ481番地			概ね8~17(開校日)
372	益田市立西益田小学校	益田市	横田町147番地	○		概ね8~17(開校日)
373	益田市立横田中学校	益田市	横田町8番地6	○		概ね8~17(開校日)
374	旧益田市立飯浦小学校グラウンド	益田市	飯浦町イ895番地			24時間

整理番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンクリート造	地下への避難が可能な施設	利用可能な時間 (曜日等によって使えない可能性有)
375	益田市立小野中学校	益田市	戸田町イ1332番地1	○		概ね8～17(開校日)
376	益田市立戸田小学校	益田市	戸田町イ952番地1	○		概ね8～17(開校日)
377	益田市立中西小学校	益田市	白上町イ802番地			概ね8～17(開校日)
378	益田市立中西中学校	益田市	白上町イ1026番地2	○		概ね8～17(開校日)
379	旧益田市立西南中学校グラウンド	益田市	上黒谷町514番地			24時間
380	益田市立桂平小学校	益田市	桂平町427番地			概ね8～17(開校日)
381	美濃公民館(旧益田市立美濃小学校)	益田市	美濃地町イ146番地	○		概ね0830～1730
382	益田市立東仙道小学校	益田市	美都町仙道125番地	○		概ね8～17(開校日)
383	益田市立美都農村環境改善センターふれあいホールみと	益田市	美都町都茂1692番地甲	○		概ね0830～1730
384	益田市立都茂小学校	益田市	美都町都茂1887番地1	○		概ね8～17(開校日)
385	益田市立美都中学校	益田市	美都町都茂1947番地	○		概ね8～17(開校日)
386	旧益田市立二川小学校	益田市	美都町宇津川口386番地3	○		屋外のみ24時間
387	益田市立匹見中学校	益田市	匹見町匹見イ12番地	○		屋外のみ24時間
388	益田市立匹見小学校	益田市	匹見町匹見イ1324番地	○		概ね8～17(開校日)
389	匹見下公民館(旧益田市立澄川小学校)	益田市	匹見町澄川イ327番地	○		概ね0830～1730
390	旧益田市立道川小学校	益田市	匹見町道川イ39番地			屋外のみ24時間
391	島根県立益田高等学校	益田市	七尾町1-17			概ね8～17(開校日)
392	島根県立益田翔陽高等学校	益田市	高津3丁目21番1			概ね8～17(開校日)
393	島根県立益田養護学校	益田市	横田町2120-1	○		概ね8～17(開校日)
394	島根県立体育施設(県立サッカー場)	益田市	乙吉町631-2番地	○		屋外のみ24時間
395	島根県芸術文化センター	益田市	有明町5-15	○	○	0930～22(開館日)
396	島根県立都市公園(万葉公園)	益田市	高津町イ2402-1			24時間
397	益田市立水防センター	益田市	中島町	○		通常施設あり
398	県立西部高等技術校	益田市	高津4丁目7-10	○		概ね8～17(開校日)
399	羽原スポーツ広場	益田市	虫追町口320-24			24時間
400	市役所前広場	益田市	駅前町231-5			24時間
401	大田総合体育館	大田市	大田町大田口1451番地	○		8:30～22:00
402	大田市サンレディー大田	大田市	大田町大田口1329番地9	○		8:30～22:00
403	大田市温泉津総合体育館	大田市	温泉津町温泉津イ207番地	○		平日8:30～17:15
404	大田市仁摩農村環境改善センター	大田市	仁摩町仁万540番地1	○		平日8:30～17:15
405	大田市民会館・大田市民センター	大田市	大田町大田イ128番地	○		8:30～22:00
406	大田市立大田小学校	大田市	大田町大田イ590番地	○		平日8:00～17:00
407	大田市立第一中学校	大田市	大田町大田口656番地	○		平日8:00～17:00
408	大田市立川合小学校	大田市	川合町川合3025番地	○		平日8:00～17:00
409	大田市立旧池田小学校	大田市	三瓶町池田2242番地	○		平日8:30～17:15
410	大田市立志学小・中学校	大田市	三瓶町志学2065番地	○		平日8:00～17:00
411	大田市立北三瓶小・中学校	大田市	三瓶町多根イ934番地	○		平日8:00～17:00
412	大田市立旧富山小学校	大田市	富山町山中1684番地	○		平日8:00～17:00
413	大田市立朝波小学校	大田市	波根町15番地	○		平日8:00～17:00
414	大田市立久手小学校	大田市	久手町刺鹿2585番地	○		平日8:00～17:00
415	大田市立第二中学校	大田市	久手町刺鹿522番地1	○		平日8:00～17:00
416	大田市立烏井小学校	大田市	烏井町烏井417番地	○		平日8:00～17:00
417	大田市立長久小学校	大田市	長久町長久イ782番地	○		平日8:00～17:00
418	大田市立静間小学校	大田市	静間町548番地	○		平日8:00～17:00
419	大田市立五十猛小学校	大田市	五十猛町1518番地	○		平日8:00～17:00
420	大田市立久屋小学校	大田市	久利町久利794番地2	○		平日8:00～17:00
421	大田市立高山小学校	大田市	水上町白坏140番地	○		平日8:00～17:00
422	大田市立第三中学校	大田市	水上町福原601番地	○		平日8:00～17:00
423	大田市立旧大代小学校	大田市	大代町大家281番地	○		平日8:30～17:15
424	大田市温泉津まちづくりセンター	大田市	温泉津町小浜イ486番地	○		平日8:30～17:15
425	大田市湯里まちづくりセンター	大田市	温泉津町湯里1655番地	○		平日8:30～17:15
426	大田市立温泉津小学校・福波まちづくりセンター	大田市	温泉津町福光ハ467番地1	○		平日8:00～17:00
427	大田市井田まちづくりセンター	大田市	温泉津町井田口255番地	○		平日8:30～17:15
428	大田市立大田西中学校	大田市	仁摩町仁万387番地2	○		平日8:00～17:00

整理 番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンク リート造	地下への 避難が可 能な施設	利用可能な時間 (曜日等によって使えない可能性有)
429	大田市立仁摩小学校	大田市	仁摩町仁万176番地2	○		平日8:00~17:00
430	大田市仁万まちづくりセンター	大田市	仁摩町仁万562番地3	○		平日8:30~17:15
431	大田市仁摩伝統芸能伝承館	大田市	仁摩町宅野281番地	○		平日8:30~17:15
432	島根県立大田高等学校	大田市	大田町大田1568	○		平日6:30~20:00
433	島根県立邇摩高等学校	大田市	仁摩町仁万町907			平日6:30~19:00
434	島根県立男女共同参画センター	大田市	大田町大田1236-4	○		24時間
435	松永医院跡地	安来市	安来町858-8			
436	飯島工業団地緑地	安来市	飯島町692-1			
437	桂が丘公園緑地	安来市	飯島町1754			
438	とかみ公園	安来市	安来町(港湾施設)			
439	東十神公園	安来市	新十神町3			
440	新十神公園	安来市	新十神町70			
441	観光交流プラザ(2Fギャラリー)	安来市	安来町2093-3			
442	安来市総合文化ホール(アルテピア)	安来市	飯島町70	○		
443	市営内代団地広場	安来市	切川町1304			
444	福井工業団地緑地	安来市	東赤江町1505-3			
445	東飯梨公園	安来市	飯梨町761-2			
446	大塚多目的スポーツ広場	安来市	大塚町町後35-4他			
447	大塚公園	安来市	大塚町351-1			
448	汐彩公衆トイレ横空地	安来市	汐手が丘343-2、237			
449	道の駅 あらエッサ	安来市	中海町118-1			
450	安来市健康福祉センター	安来市	広瀬町広瀬1930-1	○		
451	広瀬耕センター	安来市	広瀬町町帳775-1			
452	三日月公園	安来市	広瀬町広瀬2207-1			
453	飯梨交流センター	安来市	飯梨町445-1	○		平日8:30~17:15
454	能義交流センター	安来市	飯生町566-3	○		平日8:30~17:15
455	安来南体育館	安来市	沢町461-5			
456	大塚交流センター	安来市	大塚町400-1	○		平日8:30~17:15
457	吉田交流センター	安来市	上吉田町618-1	○		平日8:30~17:15
458	宇賀荘交流センター	安来市	宇賀荘町98-1	○		平日8:30~17:15
459	安来運動公園陸上競技場	安来市	吉岡町450			
460	島田交流センター	安来市	穂日島町485	○		平日8:30~17:15
461	安来中央交流センター	安来市	安来町896-1	○		平日8:30~17:15
462	十神地区学習等供用施設	安来市	安来町1931-1	○		平日8:30~17:15
463	社日交流センター	安来市	安来町1281-1	○		平日8:30~17:15
464	市民体育館	安来市	安来町1337-1	○		
465	和鋼博物館	安来市	安来町1058	○		9:00~17:00
466	安来球場	安来市	飯島町744			
467	安来港公園	安来市	安来町			
468	赤江交流センター	安来市	上坂田町574	○		平日8:30~17:15
469	安来西部球場	安来市	上坂田町280-2			
470	荒島交流センター	安来市	荒島町3353-5	○		平日8:30~17:15
471	安田交流センター	安来市	伯太町安田中158			平日8:30~17:15
472	安田老人福祉センター	安来市	伯太町安田中159			平日9:00~18:00
473	伯太体育館	安来市	伯太町西母里231-5			
474	井尻交流センター	安来市	伯太町井尻77			平日8:30~17:15
475	井尻老人福祉センター	安来市	伯太町井尻857-1			平日9:00~18:00
476	赤屋老人福祉センター	安来市	伯太町赤屋116-6			平日9:00~18:00
477	広瀬中央交流センター	安来市	広瀬町広瀬811	○		平日8:30~17:15
478	菅原交流センター	安来市	広瀬町菅原604			平日8:30~17:15
479	下山佐交流センター	安来市	広瀬町下山佐498			平日8:30~17:15
480	山佐交流センター	安来市	広瀬町上山佐654-5	○		平日8:30~17:15
481	西谷交流センター	安来市	広瀬町西谷376-6	○		平日8:30~17:15
482	布部交流センター	安来市	広瀬町布部345-40	○		平日8:30~17:15

整理 番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンク リート造	地下への 避難が可 能な施設	利用可能な時間 (曜日等によって使えない可能性有)
483	宇波交流センター	安来市	広瀬町宇波482-2	○		平日8:30~17:15
484	比田交流センター	安来市	広瀬町西比田1708-4	○		平日8:30~17:15
485	東比田交流センター	安来市	広瀬町東比田950-11	○		平日8:30~17:15
486	湯田山荘	安来市	広瀬町東比田1373	○		無
487	安来市立図書館	安来市	安来町1062-1	○		
488	安来市立飯梨小学校(校舎)	安来市	植田町398	○		平日8:30~16:30
489	安来市立能義小学校(校舎)	安来市	飯生町265	○		平日8:30~16:30
490	安来市立能義こども園	安来市	飯生町566-8	○		24時間
491	安来市立南小学校(校舎)	安来市	清瀬町230	○		平日8:30~16:30
492	安来市立宇賀荘小学校(校舎)	安来市	清井町300	○		平日8:30~16:30
493	安来市立第二中学校(校舎)	安来市	吉岡町7	○		平日8:30~16:30
494	安来市立宇賀荘幼稚園	安来市	清井町323-1	○		土日祝
495	安来市立島田小学校(校舎)	安来市	穂日島町485	○		平日8:30~16:30
496	安来市立十神小学校(校舎)	安来市	安来町843-3	○		平日8:30~16:30
497	安来市立社日小学校(校舎)	安来市	宮内町101	○		平日8:30~16:30
498	安来市立第一中学校(校舎)	安来市	飯島町792	○		平日8:30~16:30
499	安来市立赤江小学校(校舎)	安来市	赤江町1843	○		平日8:30~16:30
500	安来市立荒島小学校(校舎)	安来市	荒島町2728	○		平日8:30~16:30
501	安来市立第三中学校(校舎)	安来市	西赤江町395	○		平日8:30~16:30
502	安来市立安田小学校(校舎)	安来市	伯太町安田1213-1	○		平日8:30~16:30
503	安来市立母里小学校(校舎)	安来市	伯太町西母里1040-1	○		平日8:30~16:30
504	安来市立伯太中学校(校舎)	安来市	伯太町西母里940-6	○		平日8:30~16:30
505	安来市立赤屋小学校(校舎)	安来市	伯太町赤屋123	○		平日8:30~16:30
506	安来市立広瀬小学校(校舎)	安来市	広瀬町広瀬751	○		平日8:30~16:30
507	安来市立山佐小学校(校舎)	安来市	広瀬町上山佐608-2	○		平日8:30~16:30
508	安来市立山佐小学校(体育館)	安来市	広瀬町上山佐608-2			平日8:30~16:30
509	安来市立布部小学校(校舎)	安来市	広瀬町布部1152	○		平日8:30~16:30
510	旧安来市立布部中学校体育館	安来市	広瀬町布部288	○		
511	旧安来市立比田小学校(校舎)	安来市	広瀬町西比田1636-3	○		
512	安来市立比田小学校(校舎)	安来市	広瀬町西比田1659-1	○		平日8:30~16:30
513	安来市立井尻小学校(校舎)	安来市	伯太町井尻859-2	○		平日8:30~16:30
514	島根県立安来高等学校(校舎)	安来市	佐久保町115	○		
515	島根県立情報科学高等学校(校舎)	安来市	能義町310	○		
516	安来市養護老人ホーム鴨来荘	安来市	月坂町563			24時間
517	安来市学習訓練センター	安来市	今津町532-2	○		9:00~21:00
518	古代出雲王陵の丘 仲仙寺公園	安来市	西赤江町			
519	古代出雲王陵の丘 造山公園	安来市	荒島町			
520	古代出雲王陵の丘 宮山公園	安来市	西赤江町			
521	古代出雲王陵の丘 塩津山公園	安来市	久白町			
522	うさぎ山児童公園	安来市	西荒島町121-2			
523	安来節演芸館	安来市	古川町534	○		無
524	夢ランドしらさぎ	安来市	古川町835			11:00~22:00
525	ふれあいプラザ	安来市	古川町848			11:00~21:00
526	夕彩公園	安来市	汐手が丘238			
527	広瀬体育館	安来市	広瀬町広瀬2548	○		
528	広瀬町民会館	安来市	広瀬町広瀬772-2			
529	島根総合福祉専門学校	安来市	広瀬町広瀬753-15	○		
530	広瀬中央公園総合体育館	安来市	広瀬町広瀬307	○		
531	広瀬社会福祉センター	安来市	広瀬町広瀬754			
532	安来市立広瀬中学校(校舎)	安来市	広瀬町富田1470			平日8:30~16:30
533	川中島公園	安来市	広瀬町広瀬1952-4			
534	広瀬中央公園	安来市	広瀬町広瀬307			
535	すばーく広瀬	安来市	広瀬町下山佐334-1			
536	東比田運動広場	安来市	広瀬町東比田2197-3			

整理 番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンク リート造	地下への 避難が可 能な施設	利用可能な時間 (曜日等によって使えない可能性有)
537	西谷地区生活改善センター	安来市	広瀬町西谷403	○		
538	旧奥田原小学校(校舎)	安来市	広瀬町奥田原479	○		
539	旧奥田原小学校(体育館)	安来市	広瀬町奥田原479			
540	奥田原交流センター	安来市	広瀬町奥田原602-1			平日8:30~17:15
541	いきいきの郷はくた	安来市	伯太町安田1687	○		平日8:30~17:15
542	はくた文化学習館	安来市	伯太町母里28			平日8:30~17:15
543	伯太運動広場	安来市	伯太町日次537			
544	赤屋交流センター	安来市	伯太町赤屋118-2	○		平日8:30~17:15
545	安来市立飯梨小学校(体育館)	安来市	植田町398	○		平日8:30~16:30
546	安来市立飯梨小学校(グラウンド)	安来市	植田町398			
547	安来市立能義小学校(体育館)	安来市	飯生町265	○		平日8:30~16:30
548	安来市立能義小学校(グラウンド)	安来市	飯生町265			
549	安来市立南小学校(体育館)	安来市	清瀬町230	○		平日8:30~16:30
550	安来市立南小学校(グラウンド)	安来市	清瀬町230			
551	安来市立宇賀荘小学校(体育館)	安来市	清井町300	○		平日8:30~16:30
552	安来市立宇賀荘小学校(グラウンド)	安来市	清井町300			
553	安来市立第二中学校(体育館)	安来市	吉岡町7			平日8:30~16:30
554	安来市立第二中学校(グラウンド)	安来市	吉岡町7			
555	安来市立島田小学校(体育館)	安来市	穂日島町485	○		平日8:30~16:30
556	安来市立島田小学校(グラウンド)	安来市	穂日島町485			
557	安来市立十神小学校(体育館)	安来市	安来町843-3	○		平日8:30~16:30
558	安来市立十神小学校(グラウンド)	安来市	安来町843-3			
559	安来市立社日小学校(体育館)	安来市	宮内町101			平日8:30~16:30
560	安来市立社日小学校(グラウンド)	安来市	宮内町101			
561	安来市立第一中学校(体育館)	安来市	飯島町792	○		平日8:30~16:30
562	安来市立第一中学校(グラウンド)	安来市	飯島町792			
563	安来市立赤江小学校(体育館)	安来市	赤江町1843	○		平日8:30~16:30
564	安来市立赤江小学校(グラウンド)	安来市	赤江町1843			
565	安来市立荒島小学校(体育館)	安来市	荒島町2728			平日8:30~16:30
566	安来市立荒島小学校(グラウンド)	安来市	荒島町2728			
567	安来市立第三中学校(体育館)	安来市	西赤江町395	○		平日8:30~16:30
568	安来市立第三中学校(グラウンド)	安来市	西赤江町395			
569	安来市立安田小学校(体育館)	安来市	伯太町安田1213-1			平日8:30~16:30
570	安来市立安田小学校(グラウンド)	安来市	伯太町安田1213-1			
571	安来市立母里小学校(体育館)	安来市	伯太町西母里1040-1			平日8:30~16:30
572	安来市立母里小学校(グラウンド)	安来市	伯太町西母里1040-1			
573	安来市立伯太中学校(体育館)	安来市	伯太町西母里940-6			平日8:30~16:30
574	安来市立伯太中学校(グラウンド)	安来市	伯太町西母里940-6			
575	安来市立赤屋小学校(体育館)	安来市	伯太町赤屋123			平日8:30~16:30
576	安来市立赤屋小学校(グラウンド)	安来市	伯太町赤屋123			
577	安来市立広瀬小学校(体育館)	安来市	広瀬町広瀬751			平日8:30~16:30
578	安来市立広瀬小学校(グラウンド)	安来市	広瀬町広瀬751			
579	安来市立山佐小学校(グラウンド)	安来市	広瀬町上山佐608-2			
580	安来市立布部小学校(体育館)	安来市	広瀬町布部1152			平日8:30~16:30
581	安来市立布部小学校(グラウンド)	安来市	広瀬町布部1152			
582	旧安来市立比田小学校(体育館)	安来市	広瀬町西比田1636-3			
583	安来市立比田小学校(体育館)	安来市	広瀬町西比田1659-1			平日8:30~16:30
584	安来市立比田小学校(グラウンド)	安来市	広瀬町西比田1659-1			
585	安来市立井尻小学校(体育館)	安来市	伯太町井尻859-2			平日8:30~16:30
586	安来市立井尻小学校(グラウンド)	安来市	伯太町井尻859-2			
587	島根県立安来高等学校(体育館)	安来市	佐久保町115			
588	島根県立安来高等学校(グラウンド)	安来市	佐久保町115			
589	島根県立情報科学高等学校(体育館)	安来市	能義町310	○		
590	島根県立情報科学高等学校(グラウンド)	安来市	能義町310			

整理番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンクリート造	地下への避難が可能な施設	利用可能な時間 (曜日等によって使えない可能性有)
591	安来市立広瀬中学校(体育館)	安来市	広瀬町富田1470			平日8:30~16:30
592	安来市立広瀬中学校(グラウンド)	安来市	広瀬町富田1470			
593	防災研修棟	安来市	安来町878-1			平日8:30~17:30
594	市民広場	安来市	安来町878-1			
595	中海ふれあい公園	安来市	穂日島町143			
596	安来市広瀬勤労者体育センター	安来市	広瀬町西比田1441-2	○		
597	旧東比田小学校体育館	安来市	広瀬町東比田950-11			
598	旧西谷小学校体育館	安来市	広瀬町西谷376-6			
599	旧宇波小学校体育館	安来市	広瀬町宇波482-2			
600	伯太中央交流センター	安来市	伯太町東母里572-1	○		平日8:30~17:15
601	江津市民球場	江津市	嘉久志町2052番地	○		24時間
602	江津市中央公園多目的広場	江津市	嘉久志町2052番地			24時間
603	江津市民体育館	江津市	嘉久志町2052番地			24時間
604	江津市立江津東小学校	江津市	後地町1035番地	○		24時間
605	旧江津市立松平小学校	江津市	松川町市村272番地			24時間
606	江津市立渡津小学校	江津市	渡津町674番地1	○		24時間
607	江津市立郷田小学校	江津市	江津町536番地	○		24時間
608	江津市立高角小学校	江津市	嘉久志町イ645番地	○		24時間
609	江津市立津宮小学校	江津市	都野津町2110番地1	○		24時間
610	旧江津市立跡市小学校	江津市	跡市町632番地			24時間
611	旧江津市立有福温泉小学校	江津市	有福温泉町本明1472番地			24時間
612	江津市立川波小学校	江津市	敬川町2251番地2	○		24時間
613	江津市立桜江小学校	江津市	桜江町川戸1280番地	○		24時間
614	江津市立江東中学校	江津市	後地町978番地9	○		24時間
615	江津市立江津中学校	江津市	江津町1016番地1	○		24時間
616	江津市立青陵中学校	江津市	二宮町神主1964番地8	○		24時間
617	江津市立桜江中学校	江津市	桜江町川戸1337番地	○		24時間
618	江津市総合市民センター	江津市	江津町1110番地17	○		24時間
619	桜江総合センター	江津市	桜江町川戸11番地1	○		24時間
620	江津市桜江体育施設川越地区グラウンド及び川越地区体育館	江津市	桜江町川越678番地			24時間
621	市山地域コミュニティ交流センター	江津市	桜江町市山481番地	○		24時間
622	島根県立江津高等学校	江津市	都野津町293	○		24時間
623	島根県立江津工業高等学校	江津市	江津町1477	○		24時間
624	島根県立江津清和養護学校	江津市	渡津町772	○		24時間
625	大東公園体育館	雲南市	大東町大東1094	○		8:30 ~22:00
626	雲南市立大東保育園	雲南市	大東町大東1663			7:30~18:00
627	雲南市立加茂こども園	雲南市	加茂町宇治238			7:30~18:00
628	かもてらす	雲南市	加茂町宇治328	○		9:30~21:00
629	チェリヴァホール	雲南市	木次町里方55	○		9:00~22:00
630	八日市交流センター	雲南市	木次町木次299-1			8:30~17:00
631	三新塔交流センター	雲南市	木次町木次446-2			8:30~17:00
632	下熊谷交流センター	雲南市	木次町下熊谷1096-1	○		8:30~17:00
633	高齢者コミュニティセンター	雲南市	木次町新市3			8:30~17:00
634	三刀屋交流センター	雲南市	三刀屋町三刀屋144-1			8:30~17:00
635	飯石交流センター	雲南市	三刀屋町多久和516-2			8:30~17:00
636	中野交流センター	雲南市	三刀屋町中野375-2	○		8:30~17:00
637	鍋山交流センター	雲南市	三刀屋町乙加宮1208-1	○		8:30~17:00
638	田井交流センター	雲南市	吉田町深野61-4			8:30~17:00
639	雲南市吉田健康福祉センター	雲南市	吉田町吉田1066			8:30~17:00
640	道の駅交流の館	雲南市	掛合町掛合1788-4			8:00~20:00
641	雲南市立掛合小学校	雲南市	掛合町掛合2237-1	○		8:30~17:00
642	掛合まめなかセンター	雲南市	掛合町掛合821-1	○		15:00~20:00
643	多根交流センター	雲南市	掛合町多根418-1			8:30~17:00
644	雲南市立海潮中学校	雲南市	大東町南村268	○		8:30~17:00

整理 番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンク リート造	地下への 避難が可 能な施設	利用可能な時間 (曜日等によって使えない可能性有)
645	旧雲南市立久野小学校	雲南市	大東町上久野44-1	○		8:30~17:00
646	雲南市立佐世小学校	雲南市	大東町上佐世1394-1	○		8:30~17:00
647	雲南市立阿用小学校	雲南市	大東町東阿用109	○		8:30~17:00
648	雲南市立西小学校	雲南市	大東町仁和寺2435-11	○		8:30~17:00
649	雲南市立大東中学校	雲南市	大東町養賀967	○		8:30~17:00
650	雲南市立大東小学校	雲南市	大東町田中43-4	○		8:30~17:00
651	旧雲南市立塩田小学校	雲南市	大東町塩田96-1	○		8:30~17:00
652	加茂B&G海洋センター	雲南市	加茂町宇治228-1	○		8:30 ~22:00
653	雲南市加茂文化ホール「ラメール」	雲南市	加茂町宇治303	○		8:30 ~22:00
654	雲南市立加茂小学校	雲南市	加茂町加茂中1031	○		8:30~17:00
655	雲南市立加茂中学校	雲南市	加茂町神原1262	○		8:30~17:00
656	雲南市立斐伊小学校	雲南市	木次町里方1064	○		8:30~17:00
657	斐伊交流センター	雲南市	木次町里方912			8:30~17:00
658	斐伊体育館	雲南市	木次町里方917			8:30~17:00
659	日登交流センター	雲南市	木次町寺領526-3	○		8:30~17:00
660	雲南市立寺領小学校	雲南市	木次町寺領612	○		8:30~17:00
661	雲南市立西日登小学校	雲南市	木次町西日登985	○		8:30~17:00
662	西日登交流センター	雲南市	木次町西日登990-1			8:30~17:00
663	雲南市立木次小学校	雲南市	木次町木次1001-1	○		8:30~17:00
664	雲南市勤労青少年ホーム	雲南市	木次町木次1012-1	○		8:30~22:00
665	雲南市立木次中学校	雲南市	木次町新市421	○		8:30~17:00
666	旧雲南市立温泉小学校	雲南市	木次町平田506	○		8:30~17:00
667	温泉交流センター	雲南市	木次町平田799-3	○		8:30~17:00
668	雲南市立三刀屋小学校	雲南市	三刀屋町給下1007-1	○		8:30~17:00
669	雲南市三刀屋文化体育館「アスパル」	雲南市	三刀屋町古城1-1	○		9:00~22:00
670	雲南市立三刀屋中学校	雲南市	三刀屋町三刀屋394	○		8:30~17:00
671	旧雲南市立飯石小学校	雲南市	三刀屋町多久和528	○		8:30~17:00
672	旧雲南市立中野小学校	雲南市	三刀屋町中野380	○		8:30~17:00
673	雲南市立鍋山小学校	雲南市	三刀屋町乙加宮1231	○		8:30~17:00
674	雲南市立田井小学校	雲南市	吉田町深野90-1	○		8:30~17:00
675	雲南市立吉田小学校	雲南市	吉田町吉田1060-1	○		8:30~17:00
676	吉田交流センター	雲南市	吉田町吉田1061-1	○		8:30~17:00
677	雲南市立吉田中学校	雲南市	吉田町吉田1080-4	○		8:30~17:00
678	雲南市立掛合中学校	雲南市	掛合町掛合2136-1	○		8:30~17:00
679	人間交流センター	雲南市	掛合町人間498-5			8:30~17:00
680	波多交流センター	雲南市	掛合町波多459-1	○		8:30~17:00
681	松笠交流センター	雲南市	掛合町松笠748-18			8:30~17:00
682	島根県立大東高等学校	雲南市	大東町大東637	○		8:30~17:00
683	雲南市加茂総合センター	雲南市	加茂町加茂中972-5	○		8:30~17:00
684	雲南市木次総合センター	雲南市	木次町新市379			8:30~17:00
685	雲南消防本部	雲南市	木次町里方1100-6	○		不定期
686	木次町郷土文化保存伝習施設	雲南市	木次町湯村344-2	○		不定期
687	一宮交流センター	雲南市	三刀屋町給下764			8:30~17:00
688	雲南市吉田総合センター	雲南市	吉田町吉田1066	○		8:30~17:00
689	吉田勤労者体育センター	雲南市	吉田町吉田1061-2			8:30~17:00
690	クラシック島根カントリークラブ	雲南市	掛合町多根3325-3	○		8:00~17:00
691	島根イーグル(株)	雲南市	掛合町多根212-3	○		不定期
692	掛合総合営農指導センター	雲南市	掛合町松笠748-4			不定期
693	穴見集会所	雲南市	掛合町穴見299-1			不定期
694	掛合交流センター	雲南市	掛合町掛合2151-1			8:30~17:00
695	大東地域交流センター	雲南市	大東町大東2419-1			8:30~17:00
696	春殖交流センター	雲南市	大東町大東下分235-1			8:30~17:00
697	幡屋交流センター	雲南市	大東町仁和寺833-10	○		8:30~17:00
698	佐世交流センター	雲南市	大東町上佐世1385-3			8:30~17:00

整理番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンクリート造	地下への避難が可能な施設	利用可能な時間 (曜日等によって使えない可能性有)
699	阿用交流センター	雲南市	大東町東阿用33-1			8:30~17:00
700	久野交流センター	雲南市	大東町上久野30-4	○		8:30~17:00
701	海潮交流センター	雲南市	大東町南村234-1	○		8:30~17:00
702	塩田交流センター	雲南市	大東町塩田84			8:30~17:00
703	道の駅 さくらの里きすき	雲南市	木次町山方1134-31			9:00~18:00
704	島根県立三刀屋高等学校	雲南市	三刀屋町三刀屋912-2	○		8:30~17:00
705	国民宿舎 清嵐荘	雲南市	吉田町川手161-4	○		不定期
706	加茂交流センター	雲南市	加茂町加茂中972-5			8:30~17:00
707	民谷集落センター	雲南市	吉田町民谷918			不定期
708	横田公園	奥出雲町	稲原2034-1			24時間
709	三成公園	奥出雲町	三成1641-1			24時間
710	奥出雲町立布勢小学校	奥出雲町	八代220	○		
711	奥出雲町立三成小学校	奥出雲町	三成348	○		
712	奥出雲町立高尾小学校	奥出雲町	高尾823-1	○		
713	奥出雲町立亀嵩小学校	奥出雲町	亀嵩2206-1			
714	旧奥出雲町立高田小学校	奥出雲町	高田25-2	○		
715	奥出雲町立阿井小学校	奥出雲町	上阿井110	○		
716	奥出雲町立三沢小学校	奥出雲町	三沢1099-7	○		
717	奥出雲町立鳥上小学校	奥出雲町	大呂1151-2	○		
718	奥出雲町立横田小学校	奥出雲町	横田1025-1	○		
719	奥出雲町立八川小学校	奥出雲町	下横田500-2	○		
720	奥出雲町立馬木小学校	奥出雲町	大馬木1857-1	○		
721	奥出雲町立横田中学校	奥出雲町	稲原2050-3	○		
722	奥出雲町立仁多中学校	奥出雲町	三成1634-7	○		
723	横田コミュニティーセンター	奥出雲町	横田1037-1	○		24時間
724	島根県立横田高等学校	奥出雲町	稲原2178-1	○		
725	頓原農村環境改善センター	飯南町	頓原2093-2	○		24時間
726	赤名農村環境改善センター	飯南町	下赤名862	○		24時間
727	飯南町保健福祉センター	飯南町	頓原2064			24時間
728	志々公民館(さつき会館)	飯南町	八神117-1			24時間
729	志々トレーニングセンター	飯南町	八神179	○		24時間
730	頓原町民グラウンド	飯南町	佐見1416			24時間
731	頓原町民野球場	飯南町	佐見1420-3	○		24時間
732	志々山村広場	飯南町	八神188-1			24時間
733	来島高齢者生活福祉センター	飯南町	野萱1826-2	○		24時間
734	小田体育館	飯南町	小田276-1			24時間
735	飯南町立頓原中学校	飯南町	佐見1415-1	○		24時間
736	飯南町立頓原小学校	飯南町	頓原2337	○		24時間
737	飯南町立志々小学校	飯南町	八神169			24時間
738	飯南町立赤来中学校	飯南町	下赤名1938	○		24時間
739	飯南町立赤名小学校	飯南町	下赤名713	○		24時間
740	飯南町立来島小学校	飯南町	野萱1948	○		24時間
741	島根県立飯南高等学校	飯南町	野萱800	○		24時間
742	来島拠点複合施設	飯南町	野萱300番地1	○		24時間
743	悠邑ふるさと会館	川本町	川本町大字川本332-15	○		24時間
744	川本町立川本小学校	川本町	川本町大字川本426	○		24時間
745	島根県立島根中央高等学校	川本町	川本222	○		24時間
746	沢谷体育館	美郷町	九日市118			24時間
747	浜原体育館	美郷町	浜原123			24時間
748	美郷町立邑智中学校体育館	美郷町	粕淵117-1			24時間
749	美郷町立邑智小学校体育館	美郷町	粕淵93			24時間
750	吾郷公民館	美郷町	築瀬178	○		24時間
751	君の谷農村塾	美郷町	京覧原273-1			24時間
752	別府公民館	美郷町	別府50-2			24時間

整理 番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンク リート造	地下への 避難が可 能な施設	利用可能な時間 (曜日等によって使えない可能性有)
753	比之宮交流センター	美郷町	宮内562-5			24時間
754	まほろば福祉センター	美郷町	都賀本郷163			24時間
755	上野ふれあい会館	美郷町	上野81-2			24時間
756	都賀行交流センター	美郷町	都賀行120-1	○		24時間
757	吾郷集会所	美郷町	吾郷183-1			24時間
758	浜原隣保館	美郷町	浜原122			24時間
759	邑智園体育館	美郷町	小谷361			24時間
760	みさと館	美郷町	粕淵168	○		24時間
761	美郷町立大和中学校体育館	美郷町	長藤195			24時間
762	美郷町立大和小学校体育館	美郷町	都賀西311-4			24時間
763	潮交流館	美郷町	潮村298			24時間
764	上田所農村公園	邑南町	上田所			24時間
765	上田所交流センター	邑南町	上田所411-1			24時間
766	はすみリゾートセンター	邑南町	下口羽1495-1			24時間
767	邑南町立石見中学校	邑南町	中野2645	○		24時間
768	邑南町立矢上小学校	邑南町	矢上3876	○		24時間
769	邑南町立石見東小学校	邑南町	中野2306	○		24時間
770	邑南町立日貫小学校	邑南町	日貫3826	○		24時間
771	旧邑南町立日和小学校	邑南町	日和2582			24時間
772	邑南町立市木小学校	邑南町	市木2091	○		24時間
773	邑南町立瑞穂小学校	邑南町	下田所280	○		24時間
774	邑南町立高原小学校	邑南町	高見284-8	○		24時間
775	邑南町立瑞穂中学校	邑南町	淀原810	○		24時間
776	邑南町立口羽小学校	邑南町	下田所550	○		24時間
777	邑南町立阿須那小学校	邑南町	阿須那108	○		24時間
778	邑南町立羽須美中学校	邑南町	阿須那123	○		24時間
779	邑南町健康センター元気館	邑南町	淀原153-1	○		24時間
780	矢上農村環境改善センター	邑南町	矢上3835-3	○		24時間
781	矢上交流センター(矢上公民館)	邑南町	矢上3835-4	○		24時間
782	中野公民館	邑南町	中野991-1外	○		24時間
783	井原公民館	邑南町	井原2140-1	○		24時間
784	日貫公民館	邑南町	日貫1168	○		24時間
785	日和公民館	邑南町	日和2525-10	○		24時間
786	中野体育館	邑南町	中野1003-2			24時間
787	いわみスタジアム	邑南町	矢上7079-1外	○		24時間
788	瑞穂球場	邑南町	淀原818-10	○		24時間
789	邑南町青少年旅行村	邑南町	山田443-2			24時間
790	市木公民館	邑南町	市木2046-3	○		24時間
791	田所公民館	邑南町	下田所282			24時間
792	出羽公民館	邑南町	山田47-1	○		24時間
793	高原公民館	邑南町	高見3014-3	○		24時間
794	布施公民館	邑南町	布施496	○		24時間
795	口羽中央集会所	邑南町	下口羽484-1	○		24時間
796	阿須那公民館	邑南町	阿須那153-1	○		24時間
797	島根県立矢上高等学校	邑南町	矢上3921	○		24時間
798	島根県立石見養護学校	邑南町	中野2384-18			24時間
799	中座児童公園	津和野町	中座			24時間
800	津和野町森駐車場	津和野町	森村ハ14-1			24時間
801	津和野駅前駐車場	津和野町	後田イ46-7			24時間
802	日原消防センター前広場	津和野町	枕瀬975-1			24時間
803	日原カントリーパーク	津和野町	池村2863-2			24時間
804	津和野町立津和野中学校、グラウンド	津和野町	町田イ26	○		平日8:30～17:15
805	津和野町立津和野小学校、グラウンド	津和野町	森村口104	○		平日8:30～17:15
806	津和野町民センター及び庭園	津和野町	後田口66-乙	○		24時間

整理 番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンク リート造	地下への 避難が可 能な施設	利用可能な時間 (曜日等によって使えない可能性有)
807	津和野体育館	津和野町	後田口66-乙	○		24時間
808	畑迫体育館、畑迫運動広場	津和野町	部栄375	○		24時間
809	名賀地域センター、グラウンド	津和野町	名賀860	○		24時間
810	元津和野町立木部中学校、校庭	津和野町	中川405	○		平日8:30～17:15
811	津和野町立木部小学校、グラウンド	津和野町	中川424	○		平日8:30～17:15
812	日原体育館	津和野町	日原573-1	○		24時間
813	日原駅前広場	津和野町	枕瀬427-1			24時間
814	津和野町立日原小学校、グラウンド	津和野町	日原235	○		平日8:30～17:15
815	津和野町立青原小学校、グラウンド	津和野町	青原300	○		平日8:30～17:15
816	左鍔コミュニティセンター	津和野町	左鍔888			24時間
817	須川体育館、須川屋外運動広場	津和野町	相撲ヶ原40			24時間
818	島根県立津和野高等学校、グラウンド	津和野町	後田ハ12-3	○		平日8:30～17:15
819	嘉楽園	津和野町	後田ハ17-1			24時間
820	小川体育館、小川公民館グラウンド	津和野町	寺田64			24時間
821	津和野町運動公園	津和野町	田二穂42			24時間
822	笹山地区コミュニティーセンター	津和野町	笹山389			24時間
823	道の駅津和野温泉なごみの里、駐車場	津和野町	鷲原イ257	○		平日8:30～17:15
824	道の駅シルクウェイにちはら駐車場	津和野町	池村1997-1			24時間
825	元津和野町役場第2庁舎駐車場	津和野町	日原245-1			24時間
826	柳会館広場	津和野町	柳村561			24時間
827	木ノ口運動場広場	津和野町	枕瀬427-1			24時間
828	吉賀町立蔵木小学校	吉賀町	蔵木14番地	○		24時間
829	吉賀町立柿木中学校	吉賀町	柿木682番地1	○		24時間
830	吉賀町立吉賀中学校	吉賀町	七日市966番地	○		24時間
831	吉賀町立六日市中学校	吉賀町	六日市757番地	○		24時間
832	吉賀町民柿木体育館	吉賀町	柿木682番地1	○		24時間
833	吉賀町民六日市体育館	吉賀町	六日市648	○		24時間
834	大野原運動交流広場	吉賀町	大野原969番地			24時間
835	身近な運動広場	吉賀町	下高尻876番地7			24時間
836	真田グラウンド	吉賀町	真田1121番地2			24時間
837	六日市スポーツ公園	吉賀町	立戸154			24時間
838	島根県立吉賀高等学校	吉賀町	七日市937	○		平日8:30～17:30
839	隠岐開発総合センター	海士町	大字海士1490番地	○		終日
840	海士町立海士小学校	海士町	大字海士4970番地			終日
841	海士町立福井小学校	海士町	大字福井412番地			終日
842	海士町立海士中学校	海士町	大字海士944番地	○		終日
843	島根県立隠岐島前高等学校	海士町	大字福井1403番地	○		8:30～17:15
844	宇賀交流施設	西ノ島町	大字宇賀			
845	西ノ島町高齢者活性化センター	西ノ島町	大字宇賀584番地			
846	物井集会所	西ノ島町	大字宇賀179番地			
847	別府至誠館	西ノ島町	大字別府56番地8			
848	美田尻会館	西ノ島町	大字美田2154番地2			
849	大山地区介護予防センター	西ノ島町	大字美田1711番地14			
850	波止公会堂	西ノ島町	大字美田1123番地			
851	みた保育園	西ノ島町	大字美田429番地3			
852	船越公会堂	西ノ島町	大字美田3197番地4			
853	浦郷会館	西ノ島町	筆界未定地			
854	西部高齢者能力活用センター	西ノ島町	大字浦郷1571番地4			
855	三度もーもー館	西ノ島町	大字浦郷2688番地			
856	西ノ島町立黒木公民館	西ノ島町	大字別府46番地2			
857	旧黒木小学校	西ノ島町	大字美田2162番地			
858	西ノ島総合公園体育館	西ノ島町	大字美田620番地	○		
859	美田コミュニティセンター	西ノ島町	大字美田3069番地			
860	中央公民館	西ノ島町	大字浦郷544番地38	○		

整理 番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンク リート造	地下への 避難が可 能な施設	利用可能な時間 (曜日等によって使えない可能性有)
861	若者宿	西ノ島町	大字浦郷453番地			
862	旧浦郷小学校	西ノ島町	大字浦郷1024番地1			
863	中央公民館珍崎分館	西ノ島町	大字浦郷3457番地			
864	西ノ島小中学校	西ノ島町	大字美田3515番地	○		
865	知夫里島総合開発センター	知夫村	776番地1	○		24
866	知夫村立ちぶり保育園	知夫村	1574番地1	○		平日8:00~17:00
867	知夫村高齢者生活福祉センター	知夫村	664番地	○		24
868	知夫村立知夫小中学校校舎・体育館	知夫村	1052番地	○		24
869	犬来農村公園	隠岐の島町	犬来前田145番地2			24時間
870	中村農村公園	隠岐の島町	中村1513番地1			24時間
871	加茂農村公園	隠岐の島町	加茂480番地			24時間
872	有木農村公園	隠岐の島町	有木殿屋敷29番地1			24時間
873	東郷農村公園	隠岐の島町	東郷甲の瀬29番地			24時間
874	元屋農村公園	隠岐の島町	元屋438番地1			24時間
875	隠岐の島町農村環境改善センター	隠岐の島町	郡575番地1	○		24時間
876	隠岐の島町立西郷小学校	隠岐の島町	西町大城の四3番地	○		24時間
877	旧隠岐の島町立飯田小学校	隠岐の島町	飯田白崎1番地1			24時間
878	旧隠岐の島町立大久小学校	隠岐の島町	大久宮原18番地			24時間
879	隠岐の島町立中条小学校	隠岐の島町	原田1445番地	○		24時間
880	隠岐の島町立有木小学校	隠岐の島町	有木クラミロ21番地2	○		24時間
881	隠岐の島町総合学習センター	隠岐の島町	今津346番地2			24時間
882	旧隠岐の島町立加茂小学校	隠岐の島町	加茂411番地			24時間
883	旧隠岐の島町立中村小学校	隠岐の島町	中村1494番地1			24時間
884	隠岐の島町立布施公民館	隠岐の島町	布施578番地1	○		24時間
885	隠岐の島町立五箇小学校	隠岐の島町	郡67番地			24時間
886	隠岐の島町立都万小学校	隠岐の島町	都万2362番地1	○		24時間
887	旧隠岐の島町立那久小学校	隠岐の島町	那久698番地1	○		24時間
888	隠岐の島町立西郷中学校	隠岐の島町	栄町488番地	○		24時間
889	隠岐の島町立西郷南中学校	隠岐の島町	下西154番地2	○		24時間
890	隠岐の島町立北小学校	隠岐の島町	中村1495番地1	○		24時間
891	旧隠岐の島町立布施中学校	隠岐の島町	布施578番地			24時間
892	隠岐の島町立五箇中学校	隠岐の島町	郡162番地	○		24時間
893	隠岐の島町立都万中学校	隠岐の島町	都万2533番地1	○		24時間
894	隠岐の島町立隠岐島文化会館	隠岐の島町	西町吉田の二2番地	○		24時間
895	隠岐の島町立五箇生涯学習センター	隠岐の島町	郡74番地	○		24時間
896	隠岐の島町立隠岐の島町総合体育館	隠岐の島町	栄町1437番地	○		24時間
897	隠岐の島町立岬町民体育館	隠岐の島町	岬町中の津四2109番地1	○		24時間
898	隠岐の島町立五箇町民体育館	隠岐の島町	郡74番地	○		24時間
899	隠岐の島町立西郷武道館	隠岐の島町	西町吉田の三3番地	○		24時間
900	隠岐の島町運動公園	隠岐の島町	栄町1435番地			24時間
901	隠岐の島町立五箇町民運動場	隠岐の島町	郡75番地2			24時間
902	隠岐の島町立都万町民運動場	隠岐の島町	都万2153番地			24時間
903	島根県立隠岐高等学校	隠岐の島町	有木尼寺原1	○		24時間
904	島根県立隠岐水産高等学校	隠岐の島町	東郷吉津2			24時間
905	島根県立隠岐養護学校	隠岐の島町	城北町363			24時間
906	隠岐の島町立磯小学校	隠岐の島町	下西1714番地1	○		24時間
907	寺の前公園	隠岐の島町	原田1760番地			24時間

② 収容施設として活用できる土地（仮設テント等の張場、応急仮設住宅の建設適地）

注：面積1200㎡（応急仮設住宅1戸30㎡あたりの所要面積を60㎡とし、20戸分）以上の市町村又は公社等関係団体の所有又は管理する土地にを掲載している。

注：形状はアスファルト舗装、コンクリート舗装、砂利舗装、更地（土砂を転圧したもの）

注：インフラの整備状況は、その土地に現状でそれぞれ整備されていない場合でも、近隣に幹線導管・幹線電線等があり、容易に設備できるものを○、できないものを×としている。

注：自衛隊の野外手術システム（大型車両4両）の設置には、1600㎡以上の更地又は草地（アスファルト可）が必要。なお、給水・排水施設があるとよい。

整理番号	市町村名	所在地	面積 (㎡)	現況		所有者又は管理者	大型車両進入	インフラの整備状況			備考
				用途	形状等			水道	下水道	電気	
1	松江市	松江市中原町331番	1,500	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	千鳥児童公園
2	松江市	松江市南平台385番206	2,000	街区公園	更地	市	不可	○	×	×	南平台児童公園
3	松江市	松江市松尾町691番1外	1,500	街区公園	草地	市	不可	○	○	○	松尾児童公園
4	松江市	松江市八幡町684番1	3,200	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	八幡児童公園
5	松江市	松江市湊北台5番	2,200	街区公園	更地	一部国有地借地	不可	○	○	○	湊北台児童公園
6	松江市	松江市西津田八丁目23番2	1,800	街区公園	草地	市	不可	○	○	○	美月東児童公園
7	松江市	松江市西津田八丁目7番6	3,200	街区公園	更地・草地・林地	市	不可	○	○	○	美月西児童公園
8	松江市	松江市比津が丘四丁目3番	2,300	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	比津が丘児童公園
9	松江市	松江市西津田三丁目1483番1	1,500	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	森脇児童公園
10	松江市	松江市西持田町362番2	1,800	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	竹崎児童公園
11	松江市	松江市東津田町1216番1外	1,800	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	沼児童公園
12	松江市	松江市菅田町45番6外	2,500	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	菅田児童公園
13	松江市	松江市上乃木三丁目3218番	2,000	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	宇賀公園
14	松江市	松江市浜乃木六丁目23番	4,000	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	うぐいす公園
15	松江市	松江市浜乃木七丁目23番	4,000	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	国尾公園
16	松江市	松江市上乃木九丁目3259番	2,100	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	下沢公園
17	松江市	松江市比津が丘三丁目137番	4,900	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	比津ヶ丘東児童公園
18	松江市	松江市学園一丁目256番外	3,000	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	川口児童公園
19	松江市	松江市法吉町65番219外	4,100	街区公園	更地	市	不可	○	×	×	東湊北台児童公園
20	松江市	松江市西川津町4127番	3,800	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	橋本街区公園
21	松江市	松江市古曾志町567番393	3,700	街区公園	更地・草地	市	不可	○	○	×	朝日ヶ丘東街区公園
22	松江市	松江市東持田町313番174外	2,400	街区公園	更地	市	不可	○	×	○	平成北街区公園
23	松江市	松江市東持田町345番1外	4,100	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	平成南街区公園
24	松江市	松江市千鳥町2番1外	6,000	近隣公園	芝地	市	不可	○	○	○	松江湖畔公園（千鳥南公園）
25	松江市	松江市末次町86番1	8,000	近隣公園	芝地	市	可	○	○	○	松江湖畔公園（末次公園）
26	松江市	松江市灘町233番1外	26,000	近隣公園	芝地	市	不可	○	○	○	松江湖畔公園（白濁公園）
27	松江市	松江市袖師町4番1外	28,000	近隣公園	芝地・タイル他	市	可	○	○	○	松江湖畔公園（岸公園）
28	松江市	松江市西津田九丁目1422番6外	13,000	近隣公園	更地・林地	市	不可	○	○	○	緑山公園
29	松江市	松江市学園一丁目256番外	14,000	近隣公園	更地・芝地他	市	可	○	○	○	菅田公園
30	松江市	松江市学園南一丁目428番1外	82,800	総合公園	芝地・更地他	市	可	○	○	○	北公園
31	松江市	松江市西川津町3386番1外	213,000	総合公園	草地・林地他	市	可	○	○	○	楽山公園 仮植場（5,187,78㎡を含む）
32	松江市	松江市大垣町52番外	313,000	総合公園	林地他	市	可	○	○	○	秋鹿湖畔公園
33	松江市	松江市上乃木十丁目2743番1外	353,000	運動公園	芝地・更地他	市	可	○	○	○	松江総合運動公園
34	松江市	松江市殿町1番2外	207,200	歴史公園	更地・林地他	市	不可	○	○	○	城山公園
35	松江市	松江市東長江町943番1外	34,600	植物公園	更地・草地他	市	可	○	○	○	花冠の里（花木公園）
36	松江市	松江市大庭町1219番外	143,147	墓園	芝地他	市	可	○	×	○	松江市公園墓地
37	松江市	松江市千鳥町69番外	4,400	都市緑地	芝地	市	不可	○	×	○	千鳥都市緑地
38	松江市	松江市浜乃木六丁目36番1外	1,400	都市緑地	林地	市	不可	×	×	○	浜乃木北都市緑地
39	松江市	松江市浜乃木七丁目27番1外	1,200	都市緑地	林地	市	不可	×	×	○	浜乃木南都市緑地
40	松江市	松江市西川津町1635番8	2,000	広場公園	草地	市	不可	×	×	×	農振団地広場公園

整理番号	市町村名	所在地	面積 (㎡)	現況		所有者又は管理者	大型車両進入	インフラの整備状況			備考
				用途	形状等			水道	下水道	電気	
41	松江市	松江市鹿島町恵曇22番6	2,300	普通公園	更地	市	不可	○	○	○	恵曇児童公園
42	松江市	松江市美保関町下宇部尾872番12外	92,000	特定地区公園	更地・林地他	市	可	○	○	○	美保関総合運動公園
43	松江市	松江市玉湯町玉造1017番	7,600	街区公園	林地	市	不可	○	○	○	玉造ふれあい公園
44	松江市	松江市玉湯町玉造94番外	12,800	近隣公園	芝地・林地他	市	不可	○	○	○	空口公園
45	松江市	松江市玉湯町玉造85番8外	38,000	歴史公園	芝地・林地他	市	不可	○	○	○	玉作公園
46	松江市	松江市玉湯町玉造2008番1	6,000	風致公園	林地	市	不可	×	×	○	めのう公園
47	松江市	松江市宍道町佐々布3253番1	1,600	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	萩田児童公園
48	松江市	松江市宍道町宍道1131番	3,900	街区公園	更地(山地)	市	不可	○	×	○	要害山児童公園
49	松江市	松江市宍道町白石318番2外	1,300	街区公園	更地	市	可	×	×	×	下白石児童公園
50	松江市	松江市宍道町宍道740番1外	2,000	街区公園	更地	民有地借地	不可	○	○	○	亀島児童公園
51	松江市	松江市宍道町白石77番57	1,200	街区公園	更地	民有地借地	不可	×	×	×	白石団地公園
52	松江市	松江市宍道町西来待2071番1	3,600	街区公園	草地	市	不可	○	○	○	福祉公園
53	松江市	松江市宍道町西来待532番2	2,400	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	西来待本郷公園
54	松江市	松江市宍道町佐々布296番61	2,300	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	緑ヶ丘公園
55	松江市	松江市宍道町東来待1647番	35,000	地区公園	アスファルト他	市	不可	○	○	○	来待ストーン
56	松江市	松江市宍道町白石1405番1	159,200	総合公園	更地	市	可	○	×	○	宍道総合公園
57	松江市	松江市八束町江島1128番地11	1,800	その他公園	更地	市	不可	×	×	×	江島緑地公園
58	松江市	松江市千鳥町62-2	3,434	先行取得用地	更地	市土地開発公社	可	×	×	×	(公簿面積) 近くまでインフラ可 現在、松江市及び民間団体に貸付中
59	松江市	松江市平成町1751-4外	11,947	駐車場	更地	市土地開発公社	可	×	×	×	売却済(公社→市→民間企業)
60	松江市	松江市東出雲町錦浜474番1	16,200	広場公園	更地	県	不可	×	×	○	錦浜1号ふれあい広場
61	松江市	松江市東出雲町錦浜583番1	9,100	広場公園	更地	市	不可	○	○	○	錦浜2号ふれあい広場
62	浜田市	浜田市黒川町3739	9,466	運動公園	更地	市	可	○	×	○	東公園ふれあい広場
63	浜田市	浜田市金城町七条イ982	3,120	運動公園	アスファルト舗装他	市	可	○	×	○	金城総合運動公園最下段駐車場
64	浜田市	浜田市旭町今市990-1	4,000	運動公園	更地	市	可	○	○	○	旭公園多目的広場
65	浜田市	浜田市弥栄町長安本郷222-1	8,600	運動公園	更地	市	可	○	×	○	弥栄運動広場
66	浜田市	浜田市三隅町古市場589	9,200	運動公園	更地	市	可	○	○	○	三隅中央公園多目的広場
67	出雲市	出雲市今市町北本町2丁目1-1	11,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	今市小学校
68	出雲市	出雲市大津町370-1	8,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	大津小学校
69	出雲市	出雲市塩冶町677	10,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	塩冶小学校
70	出雲市	出雲市松寄町724	10,000	校庭	更地	市	可	○	×	○	高松小学校
71	出雲市	出雲市大塚町821-3	14,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	四絡小学校
72	出雲市	出雲市里方町108	10,000	校庭	更地	市	可	○	×	○	高浜小学校
73	出雲市	出雲市稲岡町10	16,000	校庭	更地	市	可	○	×	○	北陽小学校
74	出雲市	出雲市上島町869	7,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	上津小学校
75	出雲市	出雲市稗原町2825	7,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	稗原小学校
76	出雲市	出雲市所原町185	6,000	校庭	更地	市	可	○	×	○	みなみ小学校
77	出雲市	出雲市乙立町1028-4	5,000	校庭	更地	市	可	○	×	○	旧乙立小学校
78	出雲市	出雲市下古志町808	14,000	校庭	更地	市	可	○	×	○	神戸川小学校
79	出雲市	出雲市神西沖町1090	8,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	神西小学校
80	出雲市	出雲市荒茅町3848	10,000	校庭	更地	市	可	○	×	○	長浜小学校
81	出雲市	出雲市西平町1	20,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	平田小学校
82	出雲市	出雲市灘分町2091	16,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	灘分小学校
83	出雲市	出雲市国富町381	6,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	国富小学校
84	出雲市	出雲市万田町702-1	6,000	校庭	更地	市	可	○	×	○	西田小学校
85	出雲市	出雲市河下町607-1	4,000	校庭	更地	市	可	○	×	○	鱒淵小学校
86	出雲市	出雲市東福町453	12,000	校庭	更地	市	可	○	×	○	さくら小学校

整理番号	市町村名	所在地	面積 (㎡)	現況		所有者又は管理者	大型車両進入	インフラの整備状況			備考
				用途	形状等			水道	下水道	電気	
87	出雲市	出雲市多久谷町182-1	12,000	校庭	更地	市	可	○	×	○	旧檜山小学校
88	出雲市	出雲市園町64-2	9,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	朝陽小学校
89	出雲市	出雲市鹿園寺町1004-6	8,000	校庭	更地	市	可	○	×	○	旧東小学校
90	出雲市	出雲市十六島町1383-5	6,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	北浜小学校
91	出雲市	出雲市野郷町459-2	8,000	校庭	更地	市	可	○	×	○	伊野小学校
92	出雲市	出雲市佐田町須佐1137-1	7,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	須佐小学校
93	出雲市	出雲市佐田町一窪田1430-1	5,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	窪田小学校
94	出雲市	出雲市多伎町口田儀1221	10,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	旧田儀小学校
95	出雲市	出雲市多伎町多岐900	10,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	多伎小学校
96	出雲市	出雲市湖陵町二部1100	14,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	湖陵小学校
97	出雲市	出雲市大社町杵築南900-1	13,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	大社小学校
98	出雲市	出雲市大社町北荒木413	10,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	荒木小学校
99	出雲市	出雲市大社町遙堪73	80,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	遙堪小学校
100	出雲市	出雲市大社町日御碕521-1	4,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	旧日御碕小学校
101	出雲市	出雲市大社町鷺浦275	4,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	旧鷺浦小学校
102	出雲市	出雲市斐川町神庭273	11,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	荘原小学校
103	出雲市	出雲市斐川町富村559	18,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	西野小学校
104	出雲市	出雲市斐川町直江4243	14,000	校庭	更地	市	可	○	×	○	中部小学校
105	出雲市	出雲市斐川町三分市1076	12,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	出東小学校
106	出雲市	出雲市大津町2214	16,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	第一中学校
107	出雲市	出雲市塩冶町1501	13,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	第二中学校
108	出雲市	出雲市松寄下町1674	19,000	校庭	更地	市	可	○	×	○	浜山中学校
109	出雲市	出雲市大塚町1184	16,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	第三中学校
110	出雲市	出雲市朝山町978	12,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	南中学校
111	出雲市	出雲市神門町1331	15,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	河南中学校
112	出雲市	出雲市平田町2950-1	14,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	平田中学校
113	出雲市	出雲市灘分町1816-1	14,000	校庭	更地	市	可	○	×	○	向陽中学校
114	出雲市	出雲市奥宇賀町854	11,000	校庭	更地	市	可	○	×	○	旧光中学校
115	出雲市	出雲市多久町1380-15	6,000	校庭	更地	市	可	×	×	×	旧旭丘中学校
116	出雲市	出雲市坂浦町3601	14,000	校庭	更地	市	可	×	×	×	旧佐香中学校
117	出雲市	出雲市佐田町八幡原200	10,000	校庭	更地	市	可	○	×	○	佐田中学校
118	出雲市	出雲市多伎町多岐785	10,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	多伎中学校
119	出雲市	出雲市湖陵町三部1183	10,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	湖陵中学校
120	出雲市	出雲市大社町杵築南1330	22,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	大社中学校
121	出雲市	出雲市斐川町直江4083	33,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	斐川西中学校
122	出雲市	出雲市斐川町沖洲660	26,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	斐川東中学校
123	出雲市	出雲市矢野町999	35,000	公園	更地	市	可	○	○	○	出雲ドーム・健康センター
124	出雲市	出雲市古志町1955	9,000	運動場	更地	市	可	○	○	○	古志スポーツセンター運動場
125	出雲市	出雲市平田町1-2	13,000	野球場	更地	市	可	○	○	○	平田愛宕山公園野球場
126	出雲市	出雲市平田町2960-1	22,000	運動場	更地	市	可	○	○	○	平田スポーツ公園陸上競技場
127	出雲市	出雲市佐田町反辺1948-1	12,000	運動場	更地	市	可	○	○	○	佐田スポーツセンター運動場
128	出雲市	出雲市大社町杵築南1051-1	6,000	運動場	更地	市	可	○	○	○	大社健康スポーツ公園運動場
129	出雲市	出雲市大社町日御碕249-2	87,000	広場	更地	市	可	○	○	○	日御碕多目的運動公園
130	出雲市	出雲市斐川町直江3864-2	11,300	野球場	更地	市	不可	○	○	○	斐川公園野球場
131	出雲市	出雲市今市町70	17,000	広場	更地	市	可	○	○	○	出雲だんだん広場
132	出雲市	出雲市今市町2010-1	166,000	公園	更地	市	可	○	○	○	一の谷公園

整理 番号	市町村名	所在地	面積 (㎡)	現 況		所有者又は管理者	大型車両進入	インフラの整備状況			備 考
				用 途	形 状 等			水道	下水道	電気	
133	出雲市	出雲市今市町北本町3丁目1-5	2,000	公園	更地	市	可	○	○	○	北本町中央公園
134	出雲市	出雲市大津町2096-1	13,000	広場	更地	市	可	○	○	○	くすのき広場
135	出雲市	出雲市平田町6123-1	223,000	公園	更地	市	可	○	○	○	愛宕山公園
136	出雲市	出雲市多伎町口田儀458-1	150,000	公園	更地	市	可	○	○	○	手引ヶ丘公園
137	出雲市	出雲市湖陵町三部737	100,000	公園	更地	市	可	○	○	○	湖陵総合公園
138	出雲市	出雲市大社町修理免735-5	18,000	広場	アスファルト舗装他	市	可	○	○	○	ご縁広場
139	益田市	匹見町匹見イ1101	9,000	多目的広場	土	市	可	○	×	○	匹見中央公園
140	益田市	匹見町匹見イ1101	10,647	野球場	黒土、天然芝	市	可	○	×	○	匹見中央公園
141	益田市	匹見町匹見イ12番地	8,420	校庭	土	市	可	○	×	○	旧匹見中学校
142	益田市	匹見町匹見イ1324番地	7,562	校庭	土	市	不可	○	×	○	匹見小中学校
143	益田市	匹見町道川イ39番地	3,924	校庭	土	市	可	○	×	○	旧道川小学校
144	益田市	匹見町道川イ133-1	3,651	駐車場	アスファルト舗装	市	可	○	×	○	7302㎡×1/2
145	大田市	大田市鳥井町鳥井1284番地	15,519	運動場	更地	市	可	○	×	○	大田運動公園
146	大田市	大田市温泉津町温泉津イ207	16,880	運動場	更地	市	可	○	○	○	温泉津総合運動場
147	江津市	江津市嘉久志町2052	11,300	多目的広場	更地	市	可	○	○	○	仮設住宅の場合は、要インフラ整備
148	雲南市	雲南市大東町田中43-4	17,608	校庭	更地	市	可	○	×	○	大東小学校
149	雲南市	雲南市大東町仁和寺2435-11	18,432	校庭	更地	市	可	○	×	○	西小学校
150	雲南市	雲南市大東町上佐世1394-1	10,743	校庭	更地	市	可	○	×	○	佐世小学校
151	雲南市	雲南市大東町東阿用109	4,284	校庭	更地	市	可	○	×	○	阿用小学校
152	雲南市	雲南市大東町上久野30-11	2,082	校庭	更地	市	可	○	×	○	旧久野小学校
153	雲南市	雲南市大東町塩田96-1	6,161	校庭	更地	市	可	○	×	○	旧塩田小学校
154	雲南市	雲南市大東町養賀976	16,216	校庭	更地	市	可	○	×	○	大東中学校
155	雲南市	雲南市大東町南村268	10,653	校庭	更地	市	可	○	×	○	海潮中学校
156	雲南市	雲南市大東町大東637	14,794	校庭	更地	市	可	○	×	○	大東高等学校
157	雲南市	雲南市大東町大東1094	10,991	野球場	更地	市	可	○	×	○	大東公園野球場
158	雲南市	雲南市大東町大東1366	9,350	広場	更地	市	可	○	×	○	丸子山公園多目的広場
159	雲南市	雲南市大東町上久野1371-3	5,200	駐車場	アスファルト舗装	市	可	○	×	○	かみくの桃源郷第一駐車場
160	雲南市	雲南市加茂町加茂中1031	10,843	校庭	更地	市	可	○	○	○	加茂小学校
161	雲南市	雲南市加茂町神原1262	7,899	校庭	更地	市	可	○	○	○	加茂中学校
162	雲南市	雲南市加茂町宇治303	10,310	駐車場	アスファルト舗装	市	可	○	○	○	ラメール駐車場
163	雲南市	雲南市加茂町神原、宇治	10,970	広場	更地	市	可	○	○	○	加茂中央公園
164	雲南市	雲南市木次町木次1001-1	6,766	校庭	更地	市	可	○	○	○	木次小学校
165	雲南市	雲南市木次町里方1064	6,160	校庭	更地	市	可	○	○	○	斐伊小学校
166	雲南市	雲南市木次町寺領612	6,580	校庭	更地	市	可	○	○	○	寺領小学校
167	雲南市	雲南市木次町西日登985	4,270	校庭	更地	市	可	○	○	○	西日登小学校
168	雲南市	雲南市木次町平田506	5,124	校庭	更地	市	可	○	○	○	旧温泉小学校
169	雲南市	雲南市木次町新市421	10,304	校庭	更地	市	可	○	○	○	木次中学校
170	雲南市	雲南市木次町新市409番地	11,830	野球場	更地	市	可	○	○	○	木次町民球場
171	雲南市	雲南市木次町西日登、東日登、新市	13,000	広場	更地	市	可	○	×	○	健康の森多目的広場
172	雲南市	雲南市三刀屋町給下1007-1	10,000	校庭	更地	市	可	○	×	○	三刀屋小学校
173	雲南市	雲南市三刀屋町多久和528	9,078	校庭	更地	市	可	○	○	○	旧飯石小学校
174	雲南市	雲南市三刀屋町乙加宮1231	6,491	校庭	更地	市	可	○	○	○	鍋山小学校
175	雲南市	雲南市三刀屋町中野375-2	11,446	校庭	更地	市	可	○	○	○	旧中野小学校
176	雲南市	雲南市三刀屋町三刀屋394	11,205	校庭	更地	市	可	○	○	○	三刀屋中学校
177	雲南市	雲南市三刀屋町坂本870	18,700	広場	更地	市	可	○	×	○	明石緑ヶ丘公園山村広場
178	雲南市	雲南市吉田町吉田1080-4	13,360	校庭	更地	市	可	○	×	○	吉田中学校

整理番号	市町村名	所在地	面積 (㎡)	現況		所有者又は管理者	大型車両進入	インフラの整備状況			備考
				用途	形状等			水道	下水道	電気	
179	雲南市	雲南市吉田町吉田1060-1	10,391	校庭	更地	市	可	○	×	○	吉田小学校
180	雲南市	雲南市吉田町民谷456	1,213	校庭	更地	市	可	○	×	○	旧吉田小学校民谷分校
181	雲南市	雲南市吉田町深野90-1	10,054	校庭	更地	市	可	○	×	○	田井小学校
182	雲南市	雲南市掛合町掛合2246-1	5,000	広場	更地	市	可	○	×	○	掛合運動公園
183	雲南市	雲南市掛合町掛合2237-1	5,491	校庭	更地	市	可	○	○	○	掛合小学校
184	雲南市	雲南市掛合町多根419	4,560	校庭	更地	市	可	○	○	○	旧多根小学校
185	雲南市	雲南市掛合町松笠748-3	2,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	旧松笠小学校
186	雲南市	雲南市掛合町波多454	2,963	校庭	更地	市	可	○	×	○	旧波多小学校
187	雲南市	雲南市掛合町入間446-1	2,496	校庭	更地	市	可	○	○	○	旧入間小学校
188	奥出雲町	奥出雲町八代220	3,200	運動場	更地・クレー	町	不可	○	○	○	布勢小学校
189	奥出雲町	奥出雲町三成348	3,800	運動場	更地・クレー	町	可	○	○	○	三成小学校
190	奥出雲町	奥出雲町高尾823	1,200	運動場	更地・クレー	町	不可	○	×	○	高尾小学校
191	奥出雲町	奥出雲町亀嵩2206	6,200	運動場	更地・クレー	町	可	○	○	○	亀嵩小学校
192	奥出雲町	奥出雲町高田25-2	4,600	運動場	更地・クレー	町	可	○	×	○	旧高田小学校
193	奥出雲町	奥出雲町上阿井110	3,000	運動場	更地・クレー	町	可	○	○	○	阿井小学校
194	奥出雲町	奥出雲町三沢1099-7	5,300	運動場	更地・クレー	町	可	○	○	○	三沢小学校
195	奥出雲町	奥出雲町大呂1151-2	3,200	運動場	更地・クレー	町	可	○	○	○	鳥上小学校
196	奥出雲町	奥出雲町横田1025-1	3,800	運動場	更地・クレー	町	可	○	○	○	横田小学校
197	奥出雲町	奥出雲町下横田500-2	3,200	運動場	更地・クレー	町	可	○	○	○	八川小学校
198	奥出雲町	奥出雲町大馬木1857-1	4,900	運動場	更地・クレー	町	可	○	○	○	馬木小学校
199	奥出雲町	奥出雲町稲原2375-2	13,000	陸上競技場	人工芝・クレー	町	不可	○	○	○	横田公園
200	奥出雲町	奥出雲町稲原2374	24,000	多目的広場	更地・天然芝	町	不可	○	○	○	横田公園
201	奥出雲町	奥出雲町下横田1680-1	13,000	野球場	更地・クレー	町	不可	○	○	○	横田公園
202	奥出雲町	奥出雲町三成188-1	32,000	陸上競技場	全天候グラウンド・天然芝	町	不可	○	○	○	三成公園
203	飯南町	飯南町頓原	11,957	野球場	更地	町	可	○	×	○	野球場
204	飯南町	飯南町佐見	19,186	駐車場	砂利舗装	町	可	×	×	○	琴引駐車場
205	飯南町	飯南町志々	6,583	運動場	更地	町	可	○	○	○	志々トレニングセンター
206	飯南町	飯南町下赤名	10,000	野球場	更地	町	可	○	○	○	山村広場
207	飯南町	飯南町井戸谷	2,000	運動場	更地	町	可	○	×	○	旧谷小学校
208	美郷町	美郷町宮内705番地3ほか	5,500	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	旧宮内小学校
209	美郷町	美郷町都賀西580番地ほか	6,000	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	大和小学校(借用地)
210	美郷町	美郷町都賀西94番地1	10,000	野球場	更地	町	可	○	○	○	町民グラウンド
211	美郷町	美郷町長藤186番地1ほか	6,800	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	大和中学校(借用地)
212	美郷町	美郷町都賀行120番地1	6,600	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	旧都賀行小学校
213	美郷町	美郷町久保229番地1	11,500	野球場	更地	町	可	○	○	○	ふれあい広場
214	美郷町	美郷町粕淵93番地	4,100	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	邑智小学校
215	美郷町	美郷町粕淵117番地1	10,000	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	邑智中学校
216	美郷町	美郷町惣森495番地7	4,900	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	旧小松地小学校
217	美郷町	美郷町九日市119番地	4,200	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	旧沢谷小学校
218	美郷町	美郷町浜原122番地	3,500	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	浜原隣保館前広場
219	美郷町	美郷町久保22番地3	16,000	多目的広場	更地	町	可	○	○	○	防災公園
220	美郷町	美郷町京覧原277番地	4,300	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	旧君谷小学校
221	美郷町	美郷町築瀬178番地	3,600	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	旧吾郷小学校
222	邑南町	邑南町淀原818-10	9,000	野球場	更地	町	可	○	○	○	駐車場3000㎡はアスファルト舗装 瑞穂球場
223	邑南町	邑南町矢上7079-1外	12,000	野球場	更地(一部舗装)	町	可	○	○	○	いわみスタジアム
224	邑南町	邑南町上田4252	3,000	運動広場	更地	町	可	○	×	○	羽須美運動広場

整理 番号	市町村名	所在地	面積 (㎡)	現 況		所有者又は管理者	大型車両進入	インフラの整備状況			備 考
				用 途	形 状 等			水道	下水道	電気	
225	邑南町	邑南町井原2125-2	5,000	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	井原グラウンド
226	邑南町	邑南町矢上7493	4,000	駐車場	アスファルト舗装	町	可	○	○	○	矢上交流センター駐車場
227	邑南町	邑南町中野991	7,000	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	中野グラウンド
228	邑南町	邑南町山田443-2	5,000	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	青少年旅行村
229	邑南町	邑南町中野3595-18	4,000	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	四つ葉の里グラウンド
230	邑南町	邑南町阿須那細谷	2,000	旧工場用地	更地	町	可	○	×	○	旧三葉工業
231	邑南町	邑南町上田所	5,500	農村公園	更地	町	可	○	×	○	上田所農村公園
232	津和野町	津和野町大字森村ハ1 4-1	2,516	駐車場	アスファルト舗装	町	可	○	×	○	旧日原町
233	津和野町	津和野町大字池村	27,200	工業用地	更地	町	可	○	○	○	旧日原町
234	津和野町	津和野町大字池村	25,000	運動公園	更地	町	可	○	○	○	旧柿木村
235	津和野町	津和野町後田ハ12-3	14,000	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	津和野高等学校グラウンド
236	津和野町	津和野町後田ハ17-1	7,605	公園	更地	町	可	○	×	○	嘉楽園
237	津和野町	津和野町森村ロ104	11,222	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	津和野小学校グラウンド
238	津和野町	津和野町町田イ26	15,320	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	津和野中学校グラウンド
239	津和野町	津和野町寺田64	2,944	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	小川公民館グラウンド
240	津和野町	津和野町田二穂42	15,187	運動広場	更地	町	可	○	×	○	津和野運動広場
241	津和野町	津和野町部楽375	3,428	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	畑迫屋外運動広場
242	津和野町	津和野町中川424	5,118	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	木部小学校グラウンド
243	津和野町	津和野町名賀860	2,900	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	名賀地域センターグラウンド
244	津和野町	津和野町中座口21	2,640	公園	更地	町	可	○	×	○	中座児童公園
245	津和野町	津和野町後田イ46-7	4,675	駐車場	アスファルト舗装	町	可	○	○	○	津和野駅前駐車場
246	津和野町	津和野町笹山389	1,639	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	笹山地区コミュニティセンター
247	津和野町	津和野町鷺原イ257	31,453	駐車場	更地 (一部舗装)	町	可	○	×	○	なごみの里駐車場
248	津和野町	津和野町日原235	3,678	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	日原小学校グラウンド
249	津和野町	津和野町日原564	15,320	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	日原中学校グラウンド
250	津和野町	津和野町青原300	4,451	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	青原小学校グラウンド
251	津和野町	津和野町左鏡888	3,481	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	左鏡コミュニティセンターグラウンド
252	津和野町	津和野町相撲ヶ原40	3,651	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	須川屋外運動場
253	津和野町	津和野町池村2863-2	9,603	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	日原カントリーパーク
254	津和野町	津和野町枕瀬975-1	6,618	広場	更地	町	可	○	○	○	日原消防センター前広場
255	津和野町	津和野町池村1997	26,922	駐車場	更地 (一部舗装)	町	可	○	×	○	道の駅シルクウェイにちはら駐車場
256	津和野町	津和野町日原245-1	2,900	駐車場	更地	町	可	○	○	○	元役場第2庁舎駐車場
257	津和野町	津和野町枕瀬464-2	2,000	広場	更地	町	可	○	○	○	日原駅前広場
258	津和野町	津和野町柳村561	1,995	広場	更地	町	可	○	×	○	柳会館広場
259	津和野町	津和野町枕瀬427-1	651	広場	更地	町	可	○	×	○	木ノ口運動場広場
260	吉賀町	吉賀町大野原969	12,000	運動場	更地	町	可	○	×	○	旧柿木村
261	吉賀町	吉賀町立戸154	10,297	野球場	更地	町	可	○	×	○	旧六日市町
262	吉賀町	吉賀町真田1121-2	12,977	サッカー場	芝地	町	不可	○	×	○	旧六日市町
263	吉賀町	吉賀町七日市880	5,060	多目的広場	更地	町	可	○	×	○	旧六日市町
264	吉賀町	吉賀町下高尻876-7	5,000	多目的広場	更地	町	可	×	×	×	旧六日市町
265	海士町	海士町大字福井776番地17地内 (菱浦)	7,962	荷揚場	アスファルト舗装	町	可	○	○	○	
266	海士町	海士町大字福井1524番地1地内 (海士港)	6,865	荷揚場	アスファルト舗装	町	可	○	○	○	
267	海士町	海士町大字福井484番地6地内 (諏訪)	11,528	荷揚場	更地	町	可	○	○	○	仮設住宅の場合は、要インフラ整備
268	海士町	海士町大字福井1817番地2 1地内 (日ノ津)	3,881	荷揚場	更地	町	可	○	×	○	
269	海士町	海士町大字御波523番地4地内 (日須賀)	4,604	荷揚場	更地	町	可	×	×	○	
270	海士町	海士町大字知々井1003番地3地内 (保々見)	10,648	荷揚場	アスファルト舗装	町	可	○	○	○	
271	海士町	海士町大字福井1403番地 1地内	2,476	多目的広場	更地	町	可	○	○	○	追加 鏡浦運動公園

整理 番号	市町村名	所在地	面積 (㎡)	現 況		所有者又は管理者	大型車両進入	インフラの整備状況			備 考
				用 途	形 状 等			水道	下水道	電気	
272	海士町	海士町大字宇受賀422-1、422-2、423	3,545	多目的広場	更地	町	可	○	○	○	追加 宮ノ原公園
273	西ノ島町	西ノ島町大字美田2162番地	5,329	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	旧黒木小学校
274	西ノ島町	西ノ島町大字浦郷1379番地	8,347	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	旧西ノ島小学校
275	西ノ島町	西ノ島町大字美田616番地	13,000	グラウンド	更地	町	不可	○	○	○	
276	西ノ島町	西ノ島町大字美田2162番地	4,500	グラウンド	更地	町	不可	○	○	○	
277	隠岐の島町	隠岐の島町大久18番地	4,676	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	
278	隠岐の島町	隠岐の島町飯田1番地1	4,948	グラウンド	更地	町	不可	○	×	○	
279	隠岐の島町	隠岐の島町今津346番地2	2,875	グラウンド	更地	町	不可	○	×	○	
280	隠岐の島町	隠岐の島町加茂411番地	1,873	グラウンド	更地	町	不可	○	○	○	
281	隠岐の島町	隠岐の島町布施318番地	3,368	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	
282	隠岐の島町	隠岐の島町那久698番地1	2,278	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	
283	隠岐の島町	隠岐の島町都万2153番地	14,002	グラウンド	更地	町	不可	○	○	○	
284	隠岐の島町	隠岐の島町郡75番地2	13,679	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	

(2) 備蓄物資

資料: 防災危機管理課(令和5年4月1日現在)

品目		規格 容量など	松江倉庫	浜田倉庫	隠岐 (島前)	隠岐 (島後)	トラック協会	BCP	BCP(県庁)	BCP(浜田)	BCP(県央)	備蓄合計	
食料	1 保存用クッキー スーパーバランス	1缶50食 101g	787 缶	60 缶				50 缶		22 缶		919缶	
	2 フリーズドライビスケット(基金)	1缶50食 50g	672 缶									672缶	
	3 フリーズドライビスケット	1缶50食 50g	0 缶									0缶	
	4 保存用ビスケット	1箱60食入	0 箱	0 箱				200 箱	0 箱	30 箱		230箱	
	5 白かゆ(アレルギー対応)	42g	6,700 袋	1,300 袋		200 袋						8,200袋	
	6 梅かゆ(アレルギー対応)	42g	6,650 袋	850 袋		200 袋						7,700袋	
	7 白飯(アレルギー対応)	100g	1,200 袋	600 袋								1,800袋	
	8 わかめご飯(アレルギー対応)	100g	4,820 袋	1,600 袋	50 袋	50 袋						6,520袋	
	9 粉ミルク(アレルギー対応)	850g(1食29g)	32 缶	24 缶								56缶	
	10 青菜ご飯(アレルギー対応)	100g	650 袋	1,600 袋	50 袋	50 袋						2,350袋	
	11 梅じゃこご飯(アレルギー対応)	100g	600 袋	1,550 袋	100 袋	100 袋						2,350袋	
	12 根菜ご飯(アレルギー対応)	100g	600 袋	1,550 袋	100 袋	50 袋						2,300袋	
	13 備蓄用クラッカー	1缶35食 90g		148 缶	56 缶	20 缶		148 缶		66 缶	12 缶	450缶	
	14 液体ミルク	1本240ml入	24 本									24本	
	15 五目ご飯(アレルギー対応)	100g	5,750 袋									5,750袋	
	16 粉ミルクスティック(アレルギー対応)	1箱87g入	18 箱	18 箱								36箱	
	22 ドライカレー(アレルギー対応)	100g	0 袋									0袋	
	23 きのご飯(アレルギー対応)	100g	0 袋									0袋	
	24 野菜ピラフ(アレルギー対応)	100g	0 袋									0袋	
	25 たけのご飯(アレルギー対応)	100g	0 袋									0袋	
	飲料水	1 飲料水		16,512 本	7,008 本	264 本	528 本		1,842 本	0 本	654 本	24 本	26,832本
		2L(BCP用) 500ml		0 本	0 本	0 本	0 本		1,842 本	0 本	654 本	24 本	2,520本
				16,512 本	7,008 本	264 本	528 本						24,312本
	生活必需品	1 毛布		16,879 枚	6,079 枚	300 枚	120 枚	300 枚	380 枚	80 枚		300 枚	24,438枚
		2 紙おむつ(大人用)	M	3,440 枚	1,664 枚								
L			1,904 枚	896 枚									2,800枚
			1,536 枚	768 枚									2,304枚
3 紙おむつ(子供用)		新生児用	5,652 枚	3,030 枚									8,682枚
		Sサイズ	1,144 枚	616 枚									1,760枚
		Mサイズ	1,066 枚	656 枚									1,722枚
		Lサイズ	1,408 枚	768 枚									2,176枚
		BIGサイズ	1,026 枚	486 枚									1,512枚
		1,008 枚	504 枚									1,512枚	
4 ごみ袋		45L	8,480 枚	4,250 枚									12,730枚
5 生理用品			8,600 枚	5,160 枚									13,760枚
6 簡易トイレ			355 個	101 個			100 個						556個
7 簡易トイレ(薬剤のみ)		100回分	300 箱	109 箱			16 箱	152 箱	76 箱	32 箱			683箱
8 トイレ用テント			278 基	137 基			10 基						425基
9 トイレ用ペーパー			1,452 R	636 R		48 R	0 R						4,272ロール
10 エアーマット								120 枚	150 枚				270枚
11 救急箱		50人分	44 箱	21 箱									65箱
12 防水シート(3サイズ)		M (3.6×5.4m)	6,996 枚	3,011 枚		30 枚	1,000 枚						11,037枚
		L (7.2×7.2m)	6,610 枚	2,800 枚		30 枚	1,000 枚						10,440枚
		LL (10×10m)	257 枚	141 枚									398枚
			129 枚	70 枚									199枚
13 避難所更衣テント(プライベートルーム)			66 基	28 基		3 基							97基
14 避難所用間仕切り(ファミリールーム)			496 基	250 基									746基
15 哺乳瓶			890 本	460 本									1,350本
16 浄水機			4 基	4 基									8基
17 ガソリン携行缶(浄水機用)		10L	3 個	4 個									7個
18 簡易水槽		2,200L	4 基	4 基									8基
19 カセットコンロ			50 個	27 個									77個
20 カセットガス		250g×3	50 組	27 組									231本
21 給水袋		背負い式6L用	15,010 袋	6,200 袋		500 袋							21,710袋
22 なべ			50 個	27 個									77個
23 ひしゃく		50 個	27 個									77個	
24 発電機(ガソリン)		50 基	25 基									75基	
25 ガソリン携行缶(発電機用20L)		100 個	50 個									150個	
26 収納ケース(発電機用)		50 個	25 個									75個	
27 発電機(ガス)		18 台	12 台	1 台	4 台							35台	
28 充電式LED投光器(前方照射型)		50 台	25 台									75台	
29 充電式LED投光器(全方位照射型)		18 台	9 台					1 台				28台	
30 ポータブルLED投光器		23 台	12 台									35台	
31 収納ケース(ポータブルLED投光器用)		23 台	23 台									46台	
32 コードリール(30m)		50 台	25 台									75台	
救助用資機材	1 バケツ		277 個	137 個								414個	
	2 パール(2種類)	パール(細)	65 本	42 本									107本
		パール(細)	46 本	28 本									74本
		パール(太)	19 本	14 本									33本
	3 懐中電灯		47 本	30 本								77本	
	4 乾電池(懐中電灯用)	単2	220 個	120 個									340個
	5 軍手		312 双	236 双									548双
	6 大型テント		4 張	2 張									6張
	7 担架		4 台	2 台									6台
	8 画像探索装置		3 式	2 式									5式
9 救命ボート		2 艇	2 艇									4艇	
10 ライフジャケット(2種類)	大人用		12 着	12 着								24着	
	子供用		10 着	10 着								20着	
			2 着	2 着								4着	

(3) 医療関係

① 病院

資料：医療政策課(令和5年4月1日現在使用許可)

管轄 保健所	施設名称	所在地	電話番号	許 可 病 床 数					
				精神	結核	感染症	療養	一般	合計
松江	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター	松江市上乃木5丁目8番31号	0852-21-6131		6			328	334
	松江市立病院	松江市乃白町32番地1	0852-60-8000	50		4		416	470
	総合病院松江生協病院	松江市西津田8丁目8番8号	0852-23-1111				40	311	351
	東部島根医療福祉センター	松江市東生馬町15-1	0852-36-8011				40	60	100
	松江青葉病院	松江市上乃木5丁目1番8号	0852-21-3565	300					300
	松江記念病院	松江市上乃木3丁目4番1号	0852-27-8111				55	61	116
	松江赤十字病院	松江市母衣町200	0852-24-2111	45		2		552	599
	医療法人仁風会 八雲病院	松江市大庭町1460-3	0852-23-3456	161					161
	鹿島病院	松江市鹿島町名分243-1	0852-82-2627				117	60	177
	独立行政法人 地域医療機能推進機構 玉造病院	松江市玉湯町湯町1-2	0852-62-1560					214	214
	医療法人同仁会こなんホスピタル	松江市宍道町白石129-1	0852-66-0712	147					147
	安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931番地	0854-32-2121				46	102	148
	安来第一病院	安来市安来町899-1	0854-22-3411	161			60	138	359
計 13病院			864	6	6	358	2,242	3,476	
雲南	雲南市立病院	雲南市大東町飯田96-1	0854-47-7500			4	78	199	281
	奥出雲コスモ病院	雲南市木次町里方1275-2	0854-42-3950	100					100
	平成記念病院	雲南市三刀屋町三刀屋1294番地1	0854-45-5111				55	60	115
	町立奥出雲病院	仁多郡奥出雲町三成1622番地1	0854-54-1122				47	51	98
	飯南町立飯南病院	飯石郡飯南町頓原2060	0854-72-0221					48	48
	計 5病院			100		4	180	358	642
出雲	出雲市民病院	出雲市塩冶町1536番地1	0853-21-2722					180	180
	医療法人社団耕雲堂小林病院	出雲市今市町510	0853-21-5230				48	2	50
	医療法人同仁会海星病院	出雲市大津町3656-1	0853-21-3521	166					166
	島根県立中央病院	出雲市姫原四丁目1-1	0853-22-5111	40		6		522	568
	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111	30				570	600
	医療法人壽生会 寿生病院	出雲市上塩冶町2862-1	0853-24-2160				239		239
	出雲市民リハビリテーション病院	出雲市知井宮町238	0853-21-2733				58	58	116
	島根県立こころの医療センター	出雲市下古志町1574-4	0853-30-0556	224					224
	出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613	0853-63-5111				52	147	199
	斐川生協病院	出雲市斐川町直江4883-1	0853-72-0321				120		120
	出雲徳洲会病院	出雲市斐川町直江3964-1	0853-73-7000				94	89	183
計 11病院			460		6	611	1,568	2,645	
県央	大田市立病院	大田市大田町吉永1428-3	0854-82-0330			4	45	180	229
	医療法人恵和会 石東病院	大田市大田町大田イ860-3	0854-82-1035	168					168
	加藤病院	邑智郡川本町大字川本383-1	0855-72-0640				81		81
	公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848-2	0855-95-2111					98	98
計 4病院			168		4	126	278	576	
浜田	社会医療法人 清和会西川病院	浜田市港町293-2	0855-22-2390	402					402
	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	浜田市浅井町777-12	0855-25-0505			4		361	365
	医療法人慈誠会 山根病院	浜田市熱田町1517番地1	0855-26-0688				55		55
	医療法人慈誠会 山根病院三隅分院	浜田市三隅町岡見290-1	0855-32-4343				60		60
	社会福祉法人恩賜財団 島根県済生会 江津総合病院	江津市江津町1016番地37	0855-54-0101				128	152	280
	西部島根医療福祉センター	江津市渡津町1926	0855-52-2442				56	56	112
	計 6病院			402		4	299	569	1,274
益田	社会医療法人正光会 松ヶ丘病院	益田市高津四丁目24番10号	0856-22-8711	215					215
	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	0856-22-1480		4	4		276	284
	公益社団法人益田市医師会立 益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917-2	0856-22-3611				88	165	253
	津和野共存病院	鹿足郡津和野町森村口141	0856-72-0660					49	49
	六日市病院	鹿足郡吉賀町六日市368-4	0856-77-1581				49	50	99
計 5病院			215	4	4	137	540	900	
隠岐	隠岐広域連立立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	08512-2-1356	22		2		91	115
	隠岐広域連立立隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地1	08514-7-8211				24	20	44
計 2病院			22		2	24	111	159	
合計 46病院				2,231	10	30	1,735	5,666	9,672

② 救護班

○日本赤十字社島根県支部救護班 資料：日本赤十字社島根県支部（令和4年4月1日現在）

所属病院		松江赤十字病院	益田赤十字病院
班数		3	2
1 班 の 編 制	医師	2	2
	薬剤師	1	1
	看護師	3	4
	助産師	1	—
	事務員	(兼運転手) 1	(兼運転手) 1
	自動車	1	1

○日赤災害医療コーディネーターチーム

所属病院		松江赤十字病院	益田赤十字病院
班数		1	0

○災害拠点病院災害派遣医療チーム（DMAT） 資料：医療政策課（令和5年4月1日現在）

病院名	班数
	DMAT
島根県立中央病院	3
松江赤十字病院	2
松江市立病院	1
松江生協病院	0
雲南市立病院	2
島根大学医学部附属病院	5
大田市立病院	1
済生会江津総合病院	1
浜田医療センター	2
益田赤十字病院	2
隠岐病院	1

○島根県医師会協力救護班

資料：島根県医師会（令和5年4月1日現在）

班名	班数	担当
松江市医師会医療救護班	15	松江市
安来市医師会医療救護班	4	安来市
雲南市医師会医療救護班	3	雲南市、仁多郡、飯石郡
出雲医師会医療救護班	10	出雲市
大田市医師会医療救護班	8	大田市
邑智郡医師会医療救護班	3	邑智郡
江津市医師会医療救護班	3	江津市
浜田市医師会医療救護班	3	浜田市
益田市医師会医療救護班	4	益田市
鹿足郡医師会医療救護班	2	鹿足郡
島後医師会医療救護班	2	隠岐島後
島前医師会医療救護班	2	隠岐島前
	59	

(注) 1班の編制 協力病院救護班に準ずる。

③ 日本赤十字社島根県支部救護班常備資機材

資料: 日本赤十字社島根県支部(令和4年4月1日現在)

項目	資機材名	数量
無線装備	150MH z 帯・400MH z 帯	56
救護資機材	医療セット(ジュラルミン)	5
	医療セット置き台	2
	携帯型医療セット	2
	大型テント(ドラッシュテント)	1
	患者等収容用テント(エアートtent大)	1
	診察用テント(エアートtent小)	1
	キャンプ用天幕	10
	パーソナル無線機	16
	無線タイマー付充電器	1
	災害用移動炊飯器 ひまわり型	78
	ヘッドライト	6
	携行用ライト	4
	携行用ラジオ	2
	天幕(パイプテント 2×3間)	9
	発電機	3
	毛布収納袋	10
	スクープストレッチャー	2
	バスケットストレッチャー	1
	折畳寝台	37
	寝袋	48
	担架架台	22
	担架	26
	バルーン投光器	3
	投光器	4
	ドンネル式ライト	2式
	携帯型マイク	6
	デジタルカメラ	2
	アルミローラーコンベヤ(一式)	1
	救護班要員マニュアル	80
	デジタルビデオカメラ	2
	GMサーベイメータ	4
	防災ボランティアセンター 表示看板	1
	防災ボランティアセンター ホワイトボード	一式
	トリアージシート	2
	自動体外式除細動器	14
	除染セット(除染シート、防護服・マスク12、除染済み者セット50、除細動器2)	一式
	ポータブル人工呼吸器一式 [松江赤十字病院 日本DMAT]	1
	携帯型精密高機能輸液ポンプ一式 [松江赤十字病院 日本DMAT]	2
	携帯型充電式吸引器一式 [松江赤十字病院 日本DMAT]	2
	携帯型超音波診断装置一式 [松江赤十字病院 日本DMAT]	1
	携帯型心電図モニター一式 [松江赤十字病院 日本DMAT]	1
	医療資機材携行用バッグ [松江赤十字病院 日本DMAT]	4
	LEDキャップライト	5
	簡易心電図モニタ [益田赤十字病院 日本DMAT]	1
	超音波診断装置 [益田赤十字病院 日本DMAT]	1
	人工呼吸器 [益田赤十字病院 日本DMAT]	1
	携帯型精密輸液ポンプ [益田赤十字病院 日本DMAT]	1
	自動体外式除細動器 [益田赤十字病院 日本DMAT]	1
	多機能型医療バック3点セット [益田赤十字病院 日本DMAT]	一式
	インマルサット衛星電話 [益田赤十字病院 日本DMAT]	1
	レスキューメディカルユニフォームセット [益田赤十字病院 日本DMAT]	7
	デジタル/アナログデュアルモード簡易無線機 [益田赤十字病院 日本DMAT]	1
	携帯用吸引器 [益田赤十字病院 日本DMAT]	2
	石油ストーブ	3
	ポータブルカーナビゲーション	2
	モバイル用パソコン・プリンターセット	1
	折畳アルミベッド	20
折畳アルミテーブル	10	
折畳アルミイス	15	
衛星携帯電話(イリジウム)	2	
衛星電話(車載)	1	
車両	災害救援車等	11
救援物資	毛布	1,893
	タオルケット	1,575
	緊急セット	1,014
	安眠セット	520

④ 臨時の医療施設として想定される場所

市町村名	所在地	施設名	面積 (㎡)	構造・ その他	所有者又は 管理者	大型 車両 進入	施設の設定内容					電話	F A X	備考
							部 屋 数	浴 室 の 有 無	調 理 施 設	防 災 無 線	駐 車 場			
松江市	松江市矢田町 250-18	松江市矢田体育館	1291	RC造2階	市	可	2	○	○	○	33	0852-27-6788	0852-27-6788	避難所指定有り
松江市	松江市鹿島町 佐陀本郷76	鹿島総合体育館	8056	RC造2階	市	可	9	○	○	○	279	0852-82-3331	0852-82-3337	避難所指定有り
松江市	松江市島根町 加賀漁港内	人と情報・文化の交流館	958.3	RC造2階	市	可	2	×	×	×	100	0852-85-9111	0852-85-3800	避難所指定無し
松江市	松江市玉湯町 湯町714-3	玉湯体育館	2234	RC造3階	市	可	1	×	○	○	40	0852-62-0442	0852-62-0442	避難所指定有り
松江市	松江市宍道町 佐々布204-4	宍道体育センター	1787	RC造2階	市	可	1	○	○	×	20	0852-66-8686	0852-66-1414	避難所指定有り
浜田市	浜田市黒川町 3735	県立石見武道館	1050	RC造2階	県	可	4	○	○		182	0855-23-7170	0855-23-7463	
浜田市	浜田市黒川町 3735	県立体育館	2185	RC造3階 地下1階	県	可	8	○	×		182	0855-23-1201	0855-23-1203	
浜田市	浜田市三隅町古市 場589	アクアみすみ	600	RC造2階	市	可	4	○	○		150	0855-32-0080	0855-32-3855	
浜田市	浜田市金城町七条 イ982	金城町総合体育館 (ふれいあいジムかなぎ)	2730	RC造2階	市	可	4	○	×		174	0855-42-1238	0855-42-1166	
浜田市	浜田市旭町今市 1007-4	旭公園市民体育館	1140	RC造1階	市	可	3	×	×		31	0855-45-1440	0855-23-5758	隣接に旭支所駐 車場多数あり
益田市	益田市匹見町 匹見イ1324	匹見小中学校体育館	714	S造平屋	市	不可	1	×	×	×	40	0856-56-0017	0856-56-0017	避難所指定有り
益田市	益田市匹見町 道川イ39	旧道川小学校体育館	288	SB造平屋	市	可	1	×	×	×	20			避難所指定有り
益田市	益田市匹見町 匹見イ690	匹見上公民館	120	S造平屋	市	可	2	×	×	×	20	0856-56-1144	0856-56-0932	避難所指定有り
大田市	大田市大田町 大田イ309-2	島根中央地域職業訓練 センター	1329	RC造2階	市	可	12	×	○	×	47	0854-82-9666	0854-82-7850	避難所指定無し 大会議室有り
雲南市	雲南市大東町 大東1038	雲南市大東健康福祉 センター	1045	鉄骨コン 2階建	市	可	3	×	○	×	150	0854-43-5610	0854-43-5610	
雲南市	雲南市加茂町 宇治328	雲南市加茂健康福祉 センター	2725	RC造1階	市	可	5	○	○	×	150	0854-49-7306	0854-49-6482	
雲南市	雲南市木次町 新市379	雲南市木次総合 センター	100	RC造2階	市	可	4	×	○	×	60	0854-40-1083	0854-40-1088	
雲南市	雲南市三刀屋町 三刀屋1212-3	雲南市三刀屋健康福祉 センター	1941	RC造1階	市	可	4	○	○	×	30	0854-45-9888	0854-45-9889	
雲南市	雲南市吉田町 吉田1066	雲南市吉田健康福祉 センター	928	S造一部 2階	市	可	6	シャワー	○	×	15	0854-74-0078	0854-74-0049	
雲南市	雲南市掛合町 掛合1310	雲南市掛合好老 センター	319	RC造1階	市	可	2	×	×	×	40	0854-62-1121	0854-62-0767	
美郷町	邑智郡美郷町 粕刈	美郷町保健福祉センター	595	R造2階	町	不可	5	×	○	○	10	0855-75-1345	0855-75-1439	避難所指定無し 美郷町本庁舎近く
邑南町	邑智郡邑南町 下口羽1124-1	はすみ交流センター	329	木造平屋	町	可	5	○	○	○	20	0855-87-0670	0855-87-0670	避難所指定無し 大会議室有り
邑南町	邑智郡邑南町 上亀谷475	ハンザケ自然館	425	木造平屋	町	可	5	×	×	○	20	0855-83-0819		避難所指定無し 大会議室有り
邑南町	邑智郡邑南町 中野3848-2	旧石見保健センター	750	RC造1階	町	可	5	×	×	○	10	0855-95-0455		避難所指定無し 大会議室有り
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町 郡575-1	隠岐の島町農村環境 改善センター	1093	RC造2階	町	可	4	×	○	○	30	08512-5-3019		大ホール有り

⑤ 備蓄薬品の在庫場所、品名

資料:薬事衛生課(令和5年4月1日現在)

在庫場所	電話	品名
		乾燥ガスエソウマ抗毒素(注)
出雲保健所	0853-21-1185	○
浜田保健所	0855-29-5557	○
隠岐保健所	08512-2-9714	○
隠岐保健所 (島前地域危機管理スタッフ)	08514-7-8121	○

(注)乾燥ガスエソウマ抗毒素は国有ワクチンのため一般の卸売業者では取り扱っておらず、県内4保健所で保有している。

⑥ 防疫薬剤等取扱業者

資料:薬事衛生課(令和5年4月1日現在)

名称	所在地		電話番号	Fax番号
株式会社エバルス山陰営業部				
松江支店	〒690-0011	松江市東津田町392-7	(0852)24-4416	(0852)31-8549
出雲支店	〒693-0021	出雲市塩冶町1563-1	(0853)22-6588	(0853)22-6589
浜田・益田支店	〒697-0061	浜田市笠柄町12	(0855)23-2111	(0855)23-2115
浜田・益田支店 益田営業所	〒698-0042	益田市中吉田町1089-2	(0856)23-0033	(0856)31-0144
株式会社サンキ山陰事業部				
松江支店	〒690-0038	松江市平成町182-28	(0852)23-1552	(0852)21-7349
出雲支店	〒693-0054	出雲市浜町96-1	(0853)22-8838	(0853)22-4867
浜田支店	〒697-0006	浜田市下府町821-7	(0855)28-1239	(0855)28-1535
株式会社セイエル山陰事業部				
松江営業所	〒690-0047	松江市嫁島町1-34	(0852)21-4384	(0852)27-1237
出雲営業所	〒693-0024	出雲市塩冶神前1-8-6	(0853)23-2777	(0853)22-7698
浜田営業所	〒697-0006	浜田市下府町327-87	(0855)23-4858	(0855)23-4859
益田営業所	〒698-0042	益田市中吉田町1082-1	(0856)23-3470	(0856)23-3472
ティーエスアルフレッサ株式会社山陰営業部				
松江支店	〒690-0021	松江市矢田町218-2	(0852)21-4909	(0852)31-4499
出雲支店	〒693-0054	出雲市浜町218-1	(0853)22-7700	(0853)22-0234
浜田支店	〒697-0006	浜田市下府町388-30	(0855)28-1414	(0855)28-1416

(6) 公営墓地

市町村名	名称	住所	所管部署	電話	F A X	全区画数	うち空区画数
松江市	松江市公園墓地	松江市大庭町1220	市民課	0852-55-5252	0852-55-5536	5057	144
松江市	松江市北壺苑	松江市石橋町200	市民課	0852-55-5252	0852-55-5536	1344	60
松江市	松江市南壺苑	松江市松尾町389、浜乃木1-58外	市民課	0852-55-5252	0852-55-5536	921	370
松江市	松江市宍道金山共同墓地	松江市宍道町白石2871-2	市民課	0852-55-5252	0852-55-5536	157	27
松江市	松江市宍道平成記念公園	松江市宍道町東来待994-136	市民課	0852-55-5252	0852-55-5536	167	11
浜田市	黒川壺苑	浜田市黒川町4201番地	環境課	0855-25-9430	0855-22-9100	18	1
浜田市	日脚壺苑	浜田市日脚町142番地4	環境課	0855-25-9430	0855-22-9100	不明	
浜田市	美川壺苑	浜田市内田町1378番地	環境課	0855-25-9430	0855-22-9100	13	0
浜田市	津摩共同墓地	浜田市津摩町847番地	環境課	0855-25-9430	0855-22-9100	51	2
浜田市	日脚第一共同墓地	浜田市日脚町1405番地	環境課	0855-25-9430	0855-22-9100		
浜田市	日脚第二共同墓地	浜田市日脚町984番地8	環境課	0855-25-9430	0855-22-9100	325	21
浜田市	樺田原共同墓地	浜田市樺田原町551番地内第1	環境課	0855-25-9430	0855-22-9100	不明	
浜田市	下府上の浜共同墓地	浜田市下府町2083番地	環境課	0855-25-9430	0855-22-9100	138	7
浜田市	下府中の浜共同墓地	浜田市下府町2076番地1	環境課	0855-25-9430	0855-22-9100	85	14
浜田市	下府下の浜共同墓地	浜田市下府町1520番地1	環境課	0855-25-9430	0855-22-9100	不明	
浜田市	唐鐘第一共同墓地	浜田市国分町1981番地4	環境課	0855-25-9430	0855-22-9100	707	4
浜田市	唐鐘第二共同墓地	浜田市国分町2203番地1	環境課	0855-25-9430	0855-22-9100	193	3
浜田市	久代共同墓地	浜田市久代町1642番地	環境課	0855-25-9430	0855-22-9100	6	0
浜田市	上府三重共同墓地	浜田市上府町イ2487番地6	環境課	0855-25-9430	0855-22-9100	50	0
浜田市	上府荒相共同墓地	浜田市上府町イ967番地2	環境課	0855-25-9430	0855-22-9100	不明	
浜田市	浜田市竹迫壺園	浜田市竹迫町2731番2	環境課	0855-25-9430	0855-22-9100	632	11
浜田市	浜田市笠柄壺園	浜田市笠柄町147番	環境課	0855-25-9430	0855-22-9100	137	3
浜田市	浜田市三隅壺園	浜田市三隅町西河内1954番	環境課	0855-25-9430	0855-22-9100	152	45
出雲市	一の谷共同墓地	出雲市今市町1875-2	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	225	6
出雲市	下古志共同墓地	出雲市下古志町466-5	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	28	2
出雲市	和立原共同墓地	出雲市佐田町反辺1978-1	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	22	0
出雲市	上塩冶墓地	出雲市上塩冶町1622	人権同和政策課	0853-22-7508	0853-22-7502	30	7
出雲市	口田儀壺園	出雲市多伎町口田儀712	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	8	0
出雲市	小田壺園	出雲市多伎町小田1356-1	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	117	2
出雲市	砂原壺園	出雲市多伎町多岐68	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	13	1
出雲市	久村壺園	出雲市多伎町久村1847-3	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	68	0
出雲市	三本松墓地	出雲市大社町日御碕395	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	49	0
出雲市	高門墓地	出雲市大社町日御碕521	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	51	0
出雲市	薦沢西墓地	出雲市大社町日御碕629	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	93	0
出雲市	薦沢東墓地	出雲市大社町日御碕661	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	190	0
出雲市	梅枝墓地	出雲市大社町宇龍371-1	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	15	0
出雲市	文殊院墓地	出雲市大社町鷺浦37	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	136	0
出雲市	鷺浦墓地	出雲市大社町鷺浦241	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	289	0
出雲市	鶴峠墓地	出雲市大社町鶴峠257	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	163	0
出雲市	横町墓地	出雲市大社町杵築南2400-2	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	4	0
出雲市	坪横墓地	出雲市大社町杵築南1020	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	1	0
出雲市	下玄光院墓地	出雲市大社町杵築南1183-1	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	63	0
出雲市	西光寺山墓地	出雲市大社町杵築南958	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	92	0
出雲市	四本松墓地	出雲市大社町杵築南1255	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	255	0
出雲市	松源寺山墓地	出雲市大社町杵築東567-6	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	40	0
出雲市	円通寺墓地	出雲市大社町杵築西2184	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	166	0
出雲市	与左衛門原墓地	出雲市大社町杵築西2352	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	156	0
出雲市	太鼓原西墓地	出雲市大社町杵築北2531	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	104	0
出雲市	太鼓原東墓地	出雲市大社町杵築北2529	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	317	0
出雲市	安養寺墓地	出雲市大社町杵築北2589	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	324	0
出雲市	朽田墓地	出雲市大社町杵築北2912	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	41	0
出雲市	稲佐墓地	出雲市大社町杵築北2984	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	19	0
出雲市	長谷寺墓地	出雲市大社町杵築北3017	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	1	0
出雲市	三輪山壺園	出雲市斐川町三絡766	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	337	11
益田市	益田市當天神山墓地	益田市高津三丁目イ2518	環境衛生課	0856-31-0232	0856-31-1139	468	0
益田市	美都墓地公園(笹倉)	益田市美都町笹倉1672番地	美都地域総務課	0856-52-2312	0856-52-2190	18	0
益田市	美都墓地公園(朝倉)	益田市美都町朝倉246番地6外		0856-52-2312	0856-52-2190	20	0
益田市	美都墓地公園(梨の木)	益田市美都町仙道774番地21		0856-52-2312	0856-52-2190	8	0
益田市	美都墓地公園(都茂平和台)	益田市美都町都茂1087番地3		0856-52-2312	0856-52-2190	25	0
大田市	神子路墓地	大田市仁摩町馬路1216番地・1194番地	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	286	10
大田市	久根ヶ首根墓地	大田市仁摩町馬路1731番地2・1731番地4・1762番地1	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	257	9
大田市	高浜墓地	大田市仁摩町馬路1117番地	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	44	3
大田市	津辺墓地	大田市仁摩町宅野1276番地	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	138	7
大田市	仁万墓地	大田市仁摩町仁万1267番地6(代表)	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	583	12

市町村名	名称	住所	所管部署	電話	F A X	全区画数	うち空区画数
大田市	申神墓地	大田市仁摩町宅野1309番地	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	105	4
大田市	野浦浜墓地	大田市仁摩町仁万1407番地2	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	75	2
大田市	立平浜墓地	大田市仁摩町仁万1318番地7（代表）	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	105	46
大田市	宮村墓地	大田市仁摩町大國265番地	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	24	3
大田市	大國墓地	大田市仁摩町大國1266番地（代表）	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	73	6
大田市	汐迫墓地	大田市仁摩町天河内796番地11（代表）	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	10	0
大田市	大原墓地	大田市仁摩町宅野690番地2	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	24	1
大田市	高浜高松墓地	大田市仁摩町馬路1083番地（代表）	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	募集停止	0
大田市	一里塚墓地	大田市仁摩町仁万1430番地12（代表）	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	募集停止	0
江津市	小迫谷墓地公園	江津市渡津町402番地、403番地、475番地及び1844番地	市民生活課	0855-52-2501	0855-52-1557	80	0
江津市	市村墓地公園	江津市松川町市村2 9 6 番 1	市民生活課	0855-52-2501	0855-52-1557	76	9
江津市	尾浜墓地公園	江津市後地町3 3 4 9 番地3 9	市民生活課	0855-52-2501	0855-52-1557	47	0
江津市	弓場墓地公園	江津市波積町本郷178番地23	市民生活課	0855-52-2501	0855-52-1557	30	20
雲南市	野田原墓地西団地	雲南市大東町大東1239番1外	環境政策課	0854-40-1033	0854-40-1039	268	0
雲南市	野田原墓地東団地	雲南市大東町大東1204番2外	環境政策課	0854-40-1033	0854-40-1039	48	0
雲南市	町頭共同墓地	雲南市大東町大東1684番1外	環境政策課	0854-40-1033	0854-40-1039	87	0
雲南市	中山墓苑	雲南市加茂町猪尾498番72～136	環境政策課	0854-40-1033	0854-40-1039	65	14
雲南市	宇治西墓苑	雲南市加茂町南加茂1140番50～84	環境政策課	0854-40-1033	0854-40-1039	35	0
雲南市	塔の村墓地	雲南市木次町里方325番1	環境政策課	0854-40-1033	0854-40-1039	61	1
雲南市	共和墓地	雲南市木次町里方827番3	環境政策課	0854-40-1033	0854-40-1039	24	0
雲南市	浜が丘墓地	雲南市木次町山方1358番1	環境政策課	0854-40-1033	0854-40-1039	44	5
雲南市	掛合町郡墓地公園	雲南市掛合町掛合4836番1	環境政策課	0854-40-1033	0854-40-1039	45	18
雲南市	下熊谷西墓地	雲南市木次町下熊谷560番32、560番35	環境政策課	0854-40-1033	0854-40-1039	25	3
雲南市	一宮墓地	雲南市三刀屋町古城51番1	環境政策課	0854-40-1033	0854-40-1039	53	21
飯南町	志津見墓地	飯石郡飯南町志津見525-2外	住民課	0854-76-2213	0854-76-3950	31	3
飯南町	社日山墓地	飯石郡飯南町頓原3320-2外	住民課	0854-76-2213	0854-76-3950	32	24
飯南町	瀬戸山霊園	飯石郡飯南町赤名642-3	住民課	0854-76-2213	0854-76-3950	15	0
飯南町	月根尾霊園	飯石郡飯南町野萱1871-2外	住民課	0854-76-2213	0854-76-3950	16	1
飯南町	瀬戸山第2霊園	飯石郡飯南町下赤名642-1	住民課	0854-76-2213	0854-76-3950	16	0
飯南町	沢田谷霊園	飯石郡飯南町野萱2120-3	住民課	0854-76-2213	0854-76-3950	18	1
美郷町	美郷町ふるさと墓地公園	邑智郡美郷町吾郷56	住民課	0855-75-1213	0855-75-1505	30	4

(7) 公営納骨堂

市町村名	名称	住所	所管部署	電話	F A X	全区画数	うち空区画数
松江市	松江市菅田地区納骨堂	松江市菅田町603-10	人権男女共同参画課	0852-55-5331	0852-55-5542	118	43
松江市	松江市福原地区納骨堂	松江市福原町689	人権男女共同参画課	0852-55-5331	0852-55-5542	93	0
松江市	松江市松尾地区納骨堂	松江市松尾町710-1	人権男女共同参画課	0852-55-5331	0852-55-5542	170	110
浜田市	日脚納骨堂	浜田市日脚町1405	地域福祉課	0855-25-9300	0855-22-9733	不明	不明

(8) 火葬場の能力

	所在市町村	名称	所在地	運営主体	電話	FAX	炉数	炉形式	使用燃料	一日可能火葬数
1	松江市	玉井斎場	松江市美保関町福浦130	玉井斎場管理組合	0852-72-3501	0852-72-3501	3	台車式	LPガス	6
2	松江市	松江市斎場	松江市大庭町1740-4	松江市	0852-31-3222	0852-31-6875	6	台車式	LPガス	9
3	浜田市	浜田市火葬場	浜田市港町80-1	浜田市	0855-22-1127	0855-22-1127	3	台車式	灯油	6
4	出雲市	出雲斎場	出雲市平成町1599-5	出雲市	0853-22-6318	0853-21-3849	4	台車式	LPガス	11
5	出雲市	湖西斎場	出雲市国富町1612	出雲市	0853-62-4379	0853-62-4390	3	台車式	LPガス	6
6	益田市	益田市斎場 松聖苑	益田市土井町口2629-15	益田市	0856-31-0746	0856-31-0747	4	台車式	灯油	5
7	大田市	大田斎葬場	大田市鳥井町鳥井1135-2	大田市	0854-82-5157		2	台車式	灯油	6
8	安来市	独松山霊苑	安来市飯生町445	安来市	0854-23-2468	0854-23-0655	3	台車式	灯油	6
9	江津市	江津葬場	江津市和木538	江津市	0855-52-5508	0855-52-5508	2	台車式	LPガス	4
10	雲南市	三刀屋斎場	雲南市三刀屋町伊萱10-1	雲南市飯南町事務組合	0854-45-3242	0854-45-5350	3	台車式向流燃焼式	LPガス	6
11	奥出雲町	仁多斎場	仁多郡奥出雲町三成1619-1	奥出雲町	0854-54-0012	0854-54-0012	2	台車式寝棺炉	LPガス	4
12	飯南町	飯南町火葬場	飯石郡飯南町下赤名2775-5	飯南町	0854-76-2786		1	台車式寝棺炉	灯油	2
13	大田市	温泉津葬斎場	大田市温泉津町福光イ160-2	大田市	0855-65-2903		1	台車式	灯油	3
14	大田市	仁摩葬斎場	大田市仁摩町仁万322	大田市			1	台車式	灯油	3
15	美郷町	美郷町・川本町斎場 眺江苑	邑智郡美郷町吾郷502	美郷町	0855-75-1350		2	台車式	灯油	6
16	美郷町	美郷町大和斎場	邑智郡美郷町都賀行623-1	美郷町			1	台車式	灯油	3
17	邑南町	邑南町斎場 水晶苑	邑智郡邑南町矢上9519-3	邑南町			1	台車式	灯油	3
18	邑南町	邑南町斎場 紫光苑	邑智郡邑南町鱒淵3019-4	邑南町			2	台車式	灯油	3
19	邑南町	邑南町斎場 やすらぎ苑	邑智郡邑南町阿須那2713-3	邑南町			1	台車式	灯油	3
20	浜田市	浜田市旭火葬場	浜田市旭町今市492-1	浜田市	0855-45-0113		1	台車式	灯油	2
21	浜田市	浜田市弥栄火葬場	浜田市弥栄町木都賀イ2496-19	浜田市	0855-48-2561	0855-48-2131	1	台車式	灯油	2
22	浜田市	浜田市三隅火葬場	浜田市三隅町西河内1956	浜田市	0855-32-2871	0855-32-2871	2	台車式	灯油	4
23	津和野町	津和野町斎場「しらすぎ会館」	鹿足郡津和野町直地1214	津和野町	0856-72-0909	0856-72-0909	2	台車式	灯油	7
24	吉賀町	吉賀町 清流苑	鹿足郡吉賀町大字朝倉1437-60	吉賀町	0856-78-0263		2	台車式	灯油	4
25	海士町	海士町斎場	隠岐郡海士町海士5708-4	海士町	08514-2-0699		1	台車式	灯油	2
26	西ノ島町	西ノ島町斎場	隠岐郡西ノ島町浦郷963	西ノ島町	08514-6-1748	08514-6-0186	1	台車式	灯油	3
27	隠岐の島町	島後斎場 愁霊苑	隠岐郡隠岐の島町栄町975-5	隠岐の島町	08512-2-6635	08512-2-6637	3	台車式	灯油	4

○島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成16年12月24日

島根県条例第79号

改正 平成19年3月13日条例第24号

島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例をここに公布する。

島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、島根県国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

3 本部長は、法第28条第7項の規定に基づき、防衛大臣がその指定する職員を本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(平19条例24・一部改正)

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、島根県緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成16年島根県条例第79号。以下「対策本部条例」という。）第6条の規定に基づき、島根県国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定める。

第2章 対 策 本 部

(対策本部の設置)

第2条 対策本部は、国民保護法第25条第2項の規定により内閣総理大臣から県国民保護対策本部を設置すべき県としての指定通知を受けたとき、設置する。

(対策本部の設置場所)

第3条 対策本部は、本庁舎防災センター室又は6階会議室に置く。

2 本庁舎が被災した場合等対策本部を本庁内に設置できない場合は、以下の順位で対策本部を置く。ただし、事態等の状況に応じ、その順位を変更することができる。

〔第1位〕 島根県松江合同庁舎講堂

〔第2位〕 島根県浜田合同庁舎大会議室

〔第3位〕 その他の島根県合同庁舎等

3 前2項の規定にかかわらず、知事は対策本部を県庁舎以外に置くことが適当と判断した場合は、県庁舎及び県有施設以外の施設に対策本部を置くことができる。

(対策本部の組織)

第4条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、国民保護法第28条第1項の規定により知事をもって充て、対策本部条例第2条第1項の職務を掌る。

3 副本部長は副知事をもって充てる。

4 本部員は、教育長、各部局長、女性活躍推進統括監、企業局長、病院局長及び警察本部長をもって充てる。

(本部長の補佐組織)

第5条 対策本部に本部長を補佐するため、下記に掲げる班を置く。

班 名	機 能
統 括 班	・ 対策本部会議の運営に関する事項 ・ 情報班が収集した情報を踏まえた本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・ 本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
情 報 班	・ 以下の情報に関する国、他の都道府県、市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○安否情報 ○その他統括班等から収集を依頼された情報 ・ 対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録

班 名	機 能
対 策 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が行う国民保護措置に関する調整 ・ 他の都道府県に対する応援の求め、緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・ 指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 ・ 県が行う避難の指示に関する市町村及び関係機関等との調整 ・ 市町村が行う避難の誘導の支援の実施 ・ 避難所の開設、運営及び管理に関する調整 ・ 県が行う救援措置の実施 ・ 救援の措置に係る市町村等との調整並びに要請 ・ 国の対策本部及び現地対策本部との連絡・調整
通 信 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信回線や通信機器の確保 ・ ヘリコプターテレビ電送システム等からの映像の収集、配信
広 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況や対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等対外的な広報活動
庶 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各班に所属する職員のローテーション管理 ・ 食料の調達等庶務に関する事項

- 2 班に、班長及び班員を置く。
- 3 班長は、あらかじめ本部長が指定する者をもって充てる。
- 4 班員は、防災部各課に所属する職員及びその他の部局課に所属する職員の中からあらかじめ本部長が指定する者をもって充てる。
- 5 第2項から前項までに掲げる者の職務は次のとおりとする。

職	職 務
班 長	本部長を補佐し、班の事務を掌理する。
班 員	班長の命を受け、班の事務に従事する。

(部及び班の設置並びに所掌事務)

第6条 対策本部に、別表第1に掲げる部及び班を置く。

- 2 別表第1の部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てる。
- 3 部長を補佐するため、部にそれぞれ副部长又は幕僚を置き、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 4 別表第1の班の長は班長とし、同表に掲げる者をもって充てる。
- 5 班員は班の所属の職員をもって充てる。ただし、前条第4項の班員（防災部に所属する職員を除く。）を除く。
- 6 対策本部にその他の職員として、本部長が指名する者をもって充てる。
- 7 対策本部に防災部総括を置き、防災部長、防災部次長をもって充てる。
- 8 第2項から前項までに掲げる者の職務は次のとおりとする。

職	職 務
部 長	本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副 部 長	部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。
総 括	防災部各班を総括する。
幕 僚	部長及び副部长を補佐し、部長及び副部长に事故あるときはあらかじめ部長の指名する幕僚がその職務を代理する。
班 長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、班の事務を掌理する。
班 員	上司の命を受け、班の事務に従事する。
その他の職員	本部長が指示する職務に従事する。

(本部会議)

第7条 対策本部に本部会議を置く。

- 2 本部会議は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災

害による住民の生命、身体及び財産に対する危険を防除し、又は軽減するため、武力攻撃災害における避難又は救援に関する措置及び応急措置に関する事項を協議する。

- 3 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させることができる。
- 5 本部会議の会務は、本部長が総理する。

(本部連絡員会議)

第8条 本部会議に本部連絡員会議を置く。

- 2 本部連絡員会議は、本部会議の補助機関として武力攻撃災害における国民保護措置の実施に関する事項を処理する。
- 3 本部連絡員会議は、別表第1に定める防災部総括、防災危機管理班長及び次の表に掲げる部ごとに当該班のうちから部長の指名する者をもって構成する。
- 4 本部連絡員会議の会務は、防災部総括が総理する。

部	班	部	班
政策企画部	政策企画監班	農林水産部	農林水産総務班
	広聴広報班	商工労働部	商工政策班
総務部	総務班	土木部	土木総務班
防災部	消防総務班		港湾空港班
		原子力安全対策班	出納部
地域振興部	地域政策班	企業部	総務班
	交通対策班	病院部	県立病院班
環境生活部	環境生活総務班	教育部	総務班
健康福祉部	健康福祉総務班	警察本部	警備班

(対策本部の廃止)

第9条 対策本部は、国民保護法第25条第4項の規定による通知を受けたとき、廃止する。

第3章 現地対策本部

(現地対策本部の設置)

第10条 本部長は、避難住民の数が多き地域等において、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、現地対策本部を置く。

- 2 現地対策本部の名称、位置、構成機関及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

(現地対策本部の班の設置及び所掌事務)

第11条 現地対策本部に別表第3に掲げる班を置く。

- 2 班は別表第3に掲げる事務を所掌する。

(現地対策本部の組織)

第12条 現地対策本部は、現地対策本部長、現地対策副本部長及び現地対策本部員をもって組織する。

- 2 現地対策本部長は、以下の職にある者をもって充てる。

(1) 隠岐地区現地対策本部 隠岐支庁長

(2) 松江、雲南、出雲、川本、浜田、益田地区現地対策本部 県土整備事務所長

(3) 大田地区現地対策本部 県央県土整備事務所大田事業所長

- 3 現地対策副本部長は、別表第4の右欄に定める者をもって充てる。

- 4 現地対策副本部長は、現地対策本部長に事故あるときは、あらかじめ定められた順でその職務を

代理する。

- 5 現地対策本部員は別表第3に掲げる班長の職にある者で、第3項に掲げる者を除くものとする。
- 6 班員は班の所属の職員をもって充てる。
- 7 第2項、第3項及び前2項に掲げる者の職務は次のとおりとする。

職	職務
現地対策本部長	現地対策本部の事務を総括し、構成機関の職員を指揮監督する。
現地対策副本部長	現地対策本部長を補佐する。
班長	班の所掌事務について、現地対策本部長及び現地対策副本部長を補佐するとともに、上司の命を受け、その事務を掌理する。
班員	上司の命を受け、班の事務に従事する。

(現地対策本部会議)

第13条 現地対策本部に現地対策本部会議を置く。

- 2 現地対策本部会議は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体及び財産に対する危険を防除し又は軽減するため、武力攻撃災害における避難又は救援に関する措置及び応急措置に関する事項を協議する。
- 3 現地対策本部会議は、現地対策本部長、現地対策副本部長及び現地対策本部員をもって構成する。
- 4 現地対策本部会議の会務は、現地対策本部長が総理する。

(現地対策本部連絡員会議)

第14条 現地対策本部長は、必要に応じ現地対策本部に現地対策本部連絡員を置くことができる。

- 2 現地対策本部連絡員会議は、現地対策本部会議の補助機関として武力攻撃災害における国民保護措置の実施に関する事項を処理する。
- 3 現地対策本部連絡員会議は、別表第2に掲げる構成機関のうち現地対策本部長が必要と認める機関の職員をもって構成する。
- 4 現地対策本部連絡員会議の会務は、別表第3に掲げる総務班長が総理する。

(現地対策本部の廃止)

第15条 現地対策本部は、国民保護法第30条の規定により、対策本部が廃止されたとき、廃止する。

- 2 現地対策本部長が発生の予想された武力攻撃災害に係る危険がなくなったと認めるときまたは武力攻撃災害に係る避難・救援・応急対策が終了したと認めるとき、本部長と協議のうえこれを廃止する。

第4章 石見地域現地対策本部

(石見地域現地対策本部の設置)

第16条 本部長は、大田地区、川本地区、浜田地区、益田地区のいずれかにおいて、地区本部が設置されたときは、石見地域現地対策本部（以下、「石見地域本部」という。）を設置する。

- 2 石見地域本部の事務局位置、所管区域、構成機関等は、別表第5のとおりとする。

(石見地域本部の組織)

第17条 石見地域本部は、地域本部長、地域副本部長及び地域本部員をもって組織する。

- 2 地域本部長は、西部県民センター所長をもって充てる。
- 3 地域本部長は、本部長の命を受けて、石見地域本部の事務を掌理する。
- 4 地域副本部長は、県央・浜田・益田県土整備事務所長及び県央県土整備事務所大田事業所長をもって充て、地域本部長に事故あるときは、あらかじめ定められた順でその職務を代理する。
- 5 地域本部員に関することその他必要な事項は、その都度本部長又は地域本部長が定めるものとする。

(石見地域本部の廃止)

第18条 石見地域本部は、本部長が当該武力攻撃災害に係る危険がなくなったと認めたとき又は武力攻撃災害に係る避難・救援・応急対策が終了し、広域的な調整がなくなったと認めたときは、これを廃止する。

第5章 県連絡事務所

(県連絡事務所の設置)

第19条 本部長は、国の対策本部等との連絡及び調整を円滑に行うため、東京事務所に島根県国民保護県連絡事務所（以下「県連絡事務所」という。）を置く。

(県連絡事務所の所掌事務)

第20条 県連絡事務所の名称、機関及び事務分掌は別表第6のとおりとする。

(県連絡事務所の組織)

第21条 県連絡事務所は、県連絡事務所長及び所員をもって組織する。

- 2 県連絡事務所長は、別表第6に掲げる者をもって充てる。
- 3 県連絡事務所長は、県連絡事務所の事務を掌理する。
- 4 所員は所の所属の職員をもって充てる。

(県連絡事務所の廃止)

第22条 県連絡事務所は、国民保護法第30条の規定により、対策本部が廃止されたとき、廃止する。

- 2 本部長が発生の予想された武力攻撃災害に係る危険がなくなったと認めたとき又は武力攻撃災害に係る避難・救援・応急対策が終了し、国の対策本部等との連絡調整の必要性がなくなったと認めたときは、これを廃止する。

第6章 県外連絡部

(県外連絡部の設置及び所掌事務)

第23条 本部長が必要と認めたとき、県外連絡部を設置することができる。

- 2 県外連絡部の名称、機関及び事務分掌は別表第6のとおりとする。

(県外連絡部の組織)

第24条 県外連絡部は、県外連絡部長及び部員をもって組織する。

- 2 県外連絡部長は、別表第6に掲げる者をもって充てる。
- 3 県外連絡部長は、県外連絡部の事務を掌理する。
- 4 部員は部の所属の職員をもって充てる。

(県外連絡部の廃止)

第25条 県外連絡部は、対策本部が廃止されたとき、これを廃止する。

- 2 本部長が発生の予想された武力攻撃災害に係る危険がなくなったと認めたとき、又は武力攻撃災害に係る避難・救援・応急対策が終了し、県外連絡部との連絡調整の必要性がなくなったと認めたとき、これを廃止する。

第7章 雑 則

(その他)

第26条 この規程に定めない県の機関にあつては、本部長及び現地対策本部長から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する所要事務の指示があつた場合これに即応するものとする。

第27条 この規程に定めるもののほか、対策本部の組織及び運営に関し、必要な事項は島根県国民保護計画の定めるところによる。

第8章 準 用

(準 用)

第28条 第2条から前条までの規程は、緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成20年3月22日から施行する。

附 則

この規程は平成20年6月9日から施行する。

附 則

この規程は平成21年6月4日から施行する。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和2年12月25日から施行する。

附 則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和5年4月1日から施行する。

下表に掲げる他、次に掲げる事項については、全所属（部（局）・課（室））で対応する。

- ① 避難所の設置及び避難所における運営・管理の実施（派遣を含む）に関する事
- ② 避難所における避難住民の救援の実施（派遣を含む）に関する事
- ③ 市町村への救援支援のための派遣及び派遣先での支援活動の実施に関する事

次に掲げる各部の部内連絡・調整に係る事項は、各部の主管課である班の事務とする。

- ① 部内各班の連絡調整に関する事
- ② 部内各班の動員計画に関する事
- ③ 部内各班・各地方機関に所属する職員の安全確認・安全確保に関する事

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
政策企画部	部長 政策企画局長 副部長 政策企画局次長	政策企画班	政策企画監 (総務)	【武力攻撃事態等への対処】 1 対策本部員の補佐及び対策本部に係る部内への連絡に関する事 (総務係) 2 関係省庁の視察に関する事 (総務係) 3 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への応援に関する事 (総務係)
		女性活躍推進班	女性活躍推進課	【武力攻撃事態等への対処】 1 政策企画班の応援に関する事 (全係) 2 広聴広報班の応援（情報の集約・整理）に関する事 (全係)
		広聴広報班	広聴広報班	【武力攻撃事態等への対処】 1 武力攻撃災害等における被害状況・応急対策等の県民への広報に関する事 (報道係、広報係、広報戦略係) 2 武力攻撃災害等における被害状況・応急対策等の報道機関への発表についての連絡調整に関する事 (報道係、広報係、広報戦略係) 3 県の行う国民保護措置に関する緊急報道要請に基づく報道機関との連絡・調整に関する事 (報道係、広報係、広報戦略係) 4 武力攻撃災害等における被害状況・応急対策等の県民へのWebによる広報に関する事 (報道係、広報係、広報戦略係) 5 国民保護対策本部広報班及び緊急対処事態対策本部広報班への応援に関する事 (報道係、広報係、広報戦略係) 6 武力攻撃等災害対策についての陳情（市町村）に関する事 (県民対話室)
		秘書班	秘書課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 (秘書係) 2 災害見舞・視察者等主要来県者の接遇に関する事 (秘書係)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
政策企画部	部長 政策企画局長 副部長 政策企画局次長	統計 調査班	統計 調査課長	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 政策企画班の応援に関する事 2 広聴広報班の応援（情報の集約・整理）に関する事 3 避難所等への緊急物資・支援物資の輸送に関する事 4 広域防災拠点の動員に関する事
総務部	部長 総務部長 副部長 総務部次長	総務班	総務課長	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部員の補佐及び対策本部に係る部内への連絡に関する事 （総務係、予算調整係） 2 関係省庁の視察に関する事 （総務係、予算調整係） 3 私立学校の被害調査に関する事 （私学・県立大学室） 4 文部科学省への報告に関する事 （私学・県立大学室） 5 県立大学の被害状況把握に関する事 （私学・県立大学室） 6 武力攻撃災害等応急復旧に係る私学への助成に関する事 （私学・県立大学室） 7 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への応援に関する事 8 部内の広域防災拠点動員の調整に関する事
		人事班	人事課長	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置実施関係職員及び武力攻撃災害対策関係職員の動員・交代要員の確保に関する事 （人事企画係） 2 職員の相互応援及び市町村・指定地方公共機関からの職員派遣要請に関する事 （人事企画係） 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の後方支援（食料・休憩施設・宿泊・衣服）に関する事 4 職員の被災状況の調査及び取りまとめに関する事（職員係） 5 職員の武力攻撃災害の被災給付に関して、四共済との連絡調整に関する事 （職員係） 6 職員の武力攻撃災害の被災給付に関する事 （職員係） 7 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への応援に関する事
		財政班	財政課長	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に係る対応経費の確保・予算措置に関する事 2 予算措置に関わる武力攻撃災害の被災状況の把握に関する事 3 予算措置状況等の確認・協議 4 武力攻撃災害等武力攻撃災害等視察者等への陳情に関する事 5 必要な補正予算の編成に関する事 6 陳情書（政府、国会）の作成に関する事 7 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への応援に関する事

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
総務部	部長 総務部長 副部長 総務部次長	管財班	管財課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 県有建物の避難所・物資集積荷捌き所・救護所等への使用に係る管理・運営の支援に関すること 2 県有建物の避難所・物資集積荷捌き所・救護所等への提供に係る調整に関すること 3 避難所・物資集積荷捌き所・救護所等へ提供した県有建物の応急改良・修繕・仮設施設の設置に関すること 4 県庁本庁舎の被害状況の把握、応急対応に関すること 5 合同庁舎、集合庁舎、職員宿舎の被害状況の把握、応急対応に関すること 6 上記以外の県有財産の被害状況の把握、応急対策に関すること 7 県有財産の災害報告に関すること 8 県有財産の応急修理・応急復旧に関すること 9 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理についての協力に関すること 10 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への応援に関すること
		情報システム推進班	情報システム推進課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 「全県域WAN」に係る被害状況の把握に関すること (ネットワーク管理係) 2 重要情報システム(職員ポータル、全庁共有F S、メールシステム、内部系仮想基盤、総合情報ネットワーク(LGWA N)等の被害状況の把握、応急対応及び復旧支援に関すること (システム運用係、端末運用係、ネットワーク管理係) 3 県の情報通信関連機器に係る被害状況の把握及び応急対応に関すること (ネットワーク管理係) 4 ホームページによる情報の提供に係るSSC仮想基盤の被害状況の把握に関すること (ネットワーク管理係) 5 他係の応援に関すること(情報総務係、業務・システム改善係) 6 国民保護対策本部通信班及び緊急対処事態対策本部通信班への応援に関すること (全係・スタッフ)
		営繕班	営繕課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 避難所・物資集積荷捌き所・救護所等へ提供した県有建物の応急改良・修繕・仮設施設の設置に関すること 2 県庁本庁舎の被害状況の把握、応急修理に関すること 3 応急仮設住宅の建設に関すること 4 被災した県有県地区施設の応急修理に関すること 5 仮設トイレの設置(し尿処理を除く)に関すること
		総務事務センター班	総務事務センター長	【武力攻撃事態等への対処】 1 総務部総務班の応援に関すること

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
防災部	総括（兼） 部長 防災部長 副部長 防災部次長	消防 総務班	消防総務 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 警報・警報の解除の通知及び伝達に関する事 2 緊急通報に関する事 3 武力攻撃事態等における警報、通報の報道機関への伝達に関する事 4 防災行政無線の運用統制に関する事 5 非常通信の運用に関する事 6 衛星車載局の運用に関する事（以上 防災通信係） 7 武力攻撃災害等の発生時における危険物、高圧ガス、都市ガス、火薬類等の被害状況の把握及び保安に関する事 8 危険物質等の保安対策に関する事 9 消防に関する措置の連絡・調整に関する事（以上 消防保安係） 10 広域応援要請の調整に関する事（他県及び県内市町村間） 11 国の対策本部及び内閣府、総務省消防庁への武力攻撃災害報告に関する事 12 防災関係機関との連絡調整に関する事 13 武力攻撃災害による被害状況の収集及び市町村の国民保護体制の把握に関する事（以上 総務予算係、消防保安係） 14 武力攻撃等災害時の防災ヘリの運航に関する事（防災航空管理所）
		防災危機 管理班	防災危機 管理課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 警報・警報の解除の通知及び伝達に関する事 2 緊急通報に関する事 3 武力攻撃事態等における警報、通報の報道機関への伝達に関する事 4 国民保護措置の実施に関する事 5 避難の指示の実施に関する事 6 避難住民の誘導の支援に関する事 7 救援の実施に係る調整に関する事 8 退避の指示に関する事 9 警戒区域の設定に関する事 10 応急の使用及び収容に係る調整に関する事 11 自衛隊の国民保護派遣に関する事 12 自衛隊の国民保護派遣に伴う現地連絡員の派遣に関する事 13 自衛隊による緊急救援物資の搬送要請及び指示に関する事 14 武力攻撃災害に係る情報の発表に伴う関係課との連絡調整、報告に関する事 15 生活関連等施設の安全確保に関する事 16 支庁・県民センターからの要請に基づく連絡員の派遣に関する事 17 国民保護で準用する災害救助法に関する事 18 自主防災組織との連携に関する事 19 特殊標章等（赤十字標章等を含む）の交付及び管理に関する事 20 安否情報の収集・報告・提供に関する事 21 県民からの問い合わせ、その情報の提供に関する事 22 防災関係機関との連絡調整に関する事 23 武力攻撃災害による被害状況の収集及び市町村の国民保護体制の把握に関する事（以上 防災危機管理課各係）

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
防災部	総括（兼） 部長 防災部長 副部長 防災部次長	原子力 安全 対策班	原 子 力 安全対策 課 長	【武力攻撃事態等への対処】 1 原子力施設の状況に関すること 2 武力攻撃原子力災害への対処に関すること 3 県民からの問い合わせ、その情報の提供に関すること 4 防災関係機関との連絡調整に関すること 5 武力攻撃災害による被害状況の収集及び市町村の国民保護体制の把握に関すること 6 放射能対策に関すること 7 武力攻撃原子力災害に係る環境放射能のモニタリングに関すること 8 電力事業者の被害状況の把握に関すること
		消 防 学校班	消 防 学校長	【武力攻撃事態等への対処】 1 武力攻撃等災害の発生時における広域応援部隊の支援に関すること 2 武力攻撃等災害の発生時における臨時ヘリポート（消防学校校庭）の管理・運営及びヘリコプターの運用支援に関すること 3 防災危機管理班の応援（広域防災拠点の動員）に関すること
		原子力 環境セン ター班	原子力 環境セン ター所長	【武力攻撃事態等への対処】 1 放射能対策の支援に関すること 2 武力攻撃原子力災害に係る環境放射能のモニタリングの支援に関すること
地域振興部	部長 地域振興部 長 副部長 地域振興部 次長	地 域 政策班	地域政策 課 長	【武力攻撃事態等への対処】 1 対策本部員の補佐及び対策本部に係る部内への連絡に関する こと （総務予算係） 2 関係省庁の視察に関すること （政策企画スタッフ） 3 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への 応援に関すること （総務予算係、政策企画スタッフ、デジタル戦略室）
		しまね 暮らし 推進班	しまね 暮らし 推進課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 地域政策班の応援に関すること （全係、スタッフ） 2 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への 応援に関すること （全係、スタッフ）
		中山間地 域・離島 振興班	中山間地 域・離島 振興課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 地域政策班の応援に関すること （地域共創支援係、中山間・離島振興係、 スモール・ビジネス推進係） 2 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への 応援に関すること （地域共創支援係、中山間・離島振興係、 スモール・ビジネス推進係）

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
地域振興部	部長 地域振興部長	市町村班	市 町 村 課 長	【武力攻撃事態等への対処】 1 市町村へ救援支援のための派遣・支援活動の調整に関すること (全係) 2 市町村からの相談に関すること (全係) 3 市町村に対する行財政支援に関すること (全係) 4 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への 応援に関すること (全係) 5 広域防災拠点の動員に関すること (全係)
	副部長 地域振興部 次長	交 通 対策班	交通対策 課 長	【武力攻撃事態等への対処】 1 武力攻撃事態等における指定公共機関及び指定地方公共機関 による避難住民及び緊急物資の運送の支援・調整に関すること (地域交通第一係、地域交通第二係、地域交通スタッフ、 航空スタッフ、交通安全スタッフ) 2 災害時における公共交通機関(鉄道・バス・船舶・航空機)の 被害及び運航状況の把握に関すること (地域交通第一係、地域交通第二係、地域交通スタッフ、 航空スタッフ) 3 災害時における輸送力の確保(民間)に関すること (地域交通第一係、地域交通第二係、地域交通スタッフ) 4 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への 応援に関すること (全係、スタッフ)
環境生活部	部長 環境生活部 長	環境生活 総 務 班	環境生活 総務課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 対策本部員の補佐及び対策本部に係る部内への連絡に関する こと (総務予算第一係・第二係) 2 関係省庁の視察に関すること (総務予算第一係・第二係) 3 ボランティアの調整・連絡・支援に関すること (NPO活動推進室) 4 武力攻撃等災害時の物価対策に関すること (消費とくらしの安全室) 5 生活関連物資の価格安定に関すること (消費とくらしの安全室) 6 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への 応援に関すること
	副部長 環境生活部 次長	人権同和 対 策 班	人権同和 対策課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 環境生活総務班の応援に関すること
		文 化 国際班	文化国際 課 長	【武力攻撃事態等への対処】 1 武力攻撃等災害時における外国人への支援に関すること (全係、多文化共生推進スタッフ) 2 武力攻撃等災害時における、県内在住外国人への情報提供に関 すること (国際交流係、多文化共生推進スタッフ) 3 広域防災拠点の動員に関すること

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
環境生活部	部長 環境生活部長 副部長 環境生活部次長	スポーツ 振興班	スポーツ 振興課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 環境生活総務班の応援に関する事 2 広域防災拠点の動員に関する事
		自然 環境班	自然環境 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 自然公園施設の被害状況の把握、応急対応、災害報告に関する事
		環境 政策班	環境政策 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 環境生活総務班の応援に関する事 2 広域防災拠点の動員に関する事
		廃棄物 対策班	廃棄物 対策課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 災害廃棄物の処理に関する事 2 一般廃棄物処理施設の復旧対策に関する事（処理推進係） 3 近隣市町村及び民間の廃棄物処理関連業界との連絡調整に関する事（監視指導係） 4 国民保護法の特例基準に基づく廃棄物処理に関する事 5 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への応援に関する事
健康福祉部	部長 健康福祉部長 副部長 健康福祉部次長	健康福祉 総務班	健康福祉 総務課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 対策本部員の補佐及び対策本部に係る部内への連絡に関する事（危機管理・中核市支援スタッフ、政策企画スタッフ） 2 関係省庁の視察に関する事（政策企画スタッフ） 3 陳情要望等に関する事（政策企画スタッフ） 4 義援物資の受付及び配分に関する事 5 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への応援に関する事（以上 総務情報第1・第2係、予算調整第1・第2係） 6 部内の広域防災拠点動員の調整に関する事（総務情報第1・第2係）
		地域 福祉班	地域福祉 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 日本赤十字社島根県支部及び島根県社会福祉協議会との連絡調整に関する事 2 被災世帯に対する生活福祉資金の融資に関する事（以上 地域福祉係） 3 救護施設の被害状況の把握及び報告に関する事 4 被災世帯に対する生活保護法の適用に関する事（以上 生活保護係、生活保護・生活困窮者支援スタッフ） 5 社会福祉施設の被害の情報収集及び報告に関する事（福祉基盤・指導監査スタッフ）

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
健康福祉部	部長 健康福祉部長 副部長 健康福祉部次長	医療政策班	医療政策課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関すること (救急医療係、災害医療係) 2 医療、助産施設等の被害の情報収集、報告及び災害対策に関すること (医事係) 3 医療関係者養成施設の災害対策に関すること (看護職員確保スタッフ) 4 広域災害医療情報システムに関すること (救急医療係、災害医療係) 5 医療チームの受け入れ、配置調整に関すること (救急医療係、災害医療係) 6 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への応援に関すること (課全体)
		健康推進班	健康推進課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 住民の健康の情報収集に関すること (健康増進第1係、第2係、保健指導スタッフ) 2 保健指導、栄養指導に関すること (健康増進第1係、第2係、保健指導スタッフ) 3 市町村の災害時保健活動の情報収集及び支援に関すること (健康増進第1係、第2係、保健指導スタッフ) 4 難病患者の情報収集と支援に関すること (難病支援第1係、第2係、保健指導スタッフ) 5 医療的ケア児の情報収集と支援に関すること (子育て包括支援スタッフ、保健指導スタッフ) 6 国民健康保険保険者の災害対策に関すること (国民健康保険係、医療保険係) 7 厚生労働省所管補助施設の被害の情報収集及び報告に関する こと (子育て包括支援スタッフ、健康増進第1係、第2係、 国民健康保険係、医療保険係) 8 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への 応援に関すること (全係)
		高齢者福祉班	高齢者福祉課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 老人福祉施設等の被害の情報収集、報告及び災害対策に関する こと (施設サービス係、居宅サービス係、高齢社会支援係) 2 避難・被災した高齢者の施設への一時受け入れ又は在宅サービ スの提供等の調整・支援に関すること (全係、地域包括ケア推進室) 3 避難・被災した高齢者に対するメンタルヘルスケアの連絡・調 整に関すること (全係、地域包括ケア推進室) 4 義援物資の受付及び配分に関すること (援護・恩給係) 5 老人福祉施設の応急復旧に関すること (施設サービス係、居宅サービス係、高齢社会支援係) 6 被災した中国残留邦人等世帯に対する支援給付の適用に関す ること (援護・恩給係) 7 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への 応援に関すること (全係、地域包括ケア推進室)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
健康福祉部	部長 健康福祉部長 副部長 健康福祉部 次長	青少年 家庭班	青 少 年 家 庭 課 長	【武力攻撃事態等への対処】 1 児童福祉施設（保育に関する施設及び障害児施設を除く）の被害の情報収集及び報告に関すること 2 施設設置者に対する代替施設での養護、助産及び母子保護の実施等の助言・指導・調整に関すること （以上 施設・里親支援係、管理係） 3 児童福祉施設（保育に関する施設及び障害児施設を除く）の災害復旧に関すること （以上 青少年育成スタッフ） 4 要保護児童の収容の調整に関すること 5 避難・被災した児童及びその家族に対する心理ケアに関すること （以上 社会的養育推進スタッフ、児童・女性相談係） 6 武力攻撃等災害の救助の応援に関すること （青少年育成スタッフ） 7 避難・被災した世帯に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付に関すること （以上 ひとり親支援第一・二係）
		子ども ・ 子育て 支援班	子 ども ・ 子 育 て 支 援 課 長	【武力攻撃事態等への対処】 1 児童福祉施設（保育に関する施設に限る）及び放課後児童クラブの被害の情報収集及び報告に関すること 2 市町村・施設設置者に対する代替施設での保育の実施等の助言・指導・調整に関すること 3 児童福祉施設（保育に関する施設に限る）及び放課後児童クラブの災害復旧に関すること （以上 子育て支援係、子育て包括支援スタッフ、保育支援第一係、保育支援第二係） 4 武力攻撃等災害の救助の応援に関すること （企画推進係）
		障がい 福祉班	障 が い 福 祉 課 長	【武力攻撃事態等への対処】 1 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、児童福祉施設（障がい児施設）の被害の情報収集、報告及び災害対策に関すること （サービス育成係、指導給付係） 2 避難・被災した障がい児・者の施設への一時受け入れの調整・支援に関すること（療育・相談支援係、地域生活支援スタッフ） 3 避難・被災者に対するメンタルヘルスケアの連絡・調整に関すること （サービス育成係、指導給付係） 4 精神保健医療に関する情報収集・発信及び、精神科医療機関等の支援に関すること （自立支援医療係） 5 D P A T の派遣及び受け入れに関すること（自立支援医療係） 6 武力攻撃等災害の救助の応援に関すること （計画推進係） 7 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、児童福祉施設（障害児施設）の応急復旧に関すること （サービス育成係、指導給付係）

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
健康福祉部	部長 健康福祉部 長	薬事衛生班	薬事衛生課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 応急給水の広域的支援に関する事 (水道係) 2 応急飲料水の衛生指導に関する事 (水道係) 3 水道施設の被害状況の把握に関する事 (水道係) 4 水道施設の応急復旧の広域的支援に関する事 (水道係) 5 避難施設等への給水に関する事 (水道係) 6 飲料水の衛生指導に関する事 (水道係) 7 水道施設の災害復旧対策に関する事 (水道係) 8 医薬品及び衛生材料の調達(流通)に関する事 (薬事係) 9 緊急用血液の連絡調整に関する事 (薬事係) 10 毒劇物製造施設の被災状況の把握に関する事 (薬事係) 11 毒劇物製造施設と関係機関との連絡調整に関する事 (薬事係) 12 火葬場の被害状況の把握に関する事 (営業指導係) 13 火葬・埋葬・仮埋葬の支援及び調整に関する事 (営業指導係) 14 生活衛生関係営業の衛生確保の指導に関する事 (営業指導係) 15 供給食品の衛生管理の指導に関する事 (食品衛生係) 16 食品供給施設(避難所、炊き出し施設、学校給食施設、営業施設等)の衛生指導に関する事 (食品衛生係) 17 愛玩動物及び特定動物の避難・収容に関する事 (食品衛生係)
		感染症対策班	感染症対策室長	【武力攻撃事態等への対処】 1 感染症の予防及びまん延防止に関する事 (危機管理スタッフ、感染症第1スタッフ、感染症第2スタッフ) 2 感染症患者等への医療の提供、患者等の移送に関する事 (感染症医療スタッフ) 3 仮設トイレの保健衛生の確保に関する事 (危機管理スタッフ、感染症第1スタッフ、感染症第2スタッフ) 4 避難施設における保健衛生の確保に関する事 (危機管理スタッフ、感染症第1スタッフ、感染症第2スタッフ)
	保健環境科学研究班	保健環境科学研究所長	【武力攻撃事態等への対処】 1 衛生試験及び検査に関する事 (細菌科、ウイルス科) 2 環境試験及び検査に関する事 (大気環境科、水環境科) 3 NBC攻撃に係る原因物質の調査への協力に関する事 (細菌科、ウイルス科、大気環境科、水環境科) 4 武力攻撃等災害の救助の応援に関する事 (総務企画課、健康福祉情報課)	
	副部長 健康福祉部 次長			

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
農林水産部	部長 農林水産部長 副部長 農林水産部 次長	農林水産 総務班	農林水産 総務課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 対策本部員の補佐及び対策本部に係る部内への連絡に関する こと (総務係 他) 2 関係省庁の視察に関すること (総務係) 3 農林水産部関係の被害状況の取りまとめに関すること (総務係) 4 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班へ の応援に関すること 5 部内の広域防災拠点動員の調整に関すること 6 農業災害補償に関すること (団体検査室)
		農山漁村 振興班	農山漁村 振興課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 農畜産物等の被害状況の把握に関すること ・米、麦、大豆 (農産振興係、水田活用対策係) 2 農畜産物等の被害報告の取りまとめに関すること (企画係) 3 農業共同利用施設の被害状況の把握と応急対策に関すること (企画係) 4 農作物の病虫害防除対策に関すること (農産振興係) 5 災害時の野生鳥獣保護に関すること (鳥獣対策室)
		農業 経営班	農業経営 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 所掌する地方機関が管理している農業用施設等の被害状況把 握及び応急対策に関すること (技術普及係) 2 県が管理する国有農地の被害状況の把握と応急対策に関する こと (農業企画係) 3 制度資金に係る施設の被害状況の把握と償還猶予に関するこ と (担い手育成係) 4 被害農家に対する融資に関すること (担い手育成係)
		産地 支援班	産地支援 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 食糧の確保（流通）及びあっせんに関すること (産地企画係 他) 2 農畜産物等の被害状況の把握に関すること ・野菜、果樹、花き、特作 (水田園芸係、産地創生係) 3 卸売市場施設の被害状況の把握に関すること (販売物流係)
		畜産班	畜産 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 農畜産物等の被害状況の把握に関すること ・畜舎 ・家畜 ・畜産物 (しまね和牛係、畜産基盤係) 2 家畜の飼料確保に関すること (しまね和牛係) 3 畜産物の流通経路の確保に関すること (畜産基盤係) 4 家畜の避難・収容等に関すること (畜産企画係) 5 家畜伝染病予防その他家畜衛生に関すること (家畜衛生係)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
農林水産部	部長 農林水産部長 副部長 農林水産部 次長	農 村 整備班	農村整備 課 長	【武力攻撃事態等への対処】 1 農地、農業用施設及び集落排水施設等の農村生活環境施設が被災した場合の応急対策の支援に関すること (基盤整備係、ほ場整備係) 2 農村振興局所管の海岸保全施設が被災した場合の応急対策の支援に関すること (管理係) 3 土地改良施設の災害対策に関すること
		農 地 整備班	農地整備 課 長	【武力攻撃事態等への対処】 1 農地、農業用施設、農村環境施設の被災状況の把握に関すること (農地防災係) 2 農村振興局所管の地すべり防止施設、海岸保全施設、防災ダムの被災状況の把握及び災害対策に関すること (農地防災係) 3 国営中海土地改良事業造成施設のうち、県が管理を受託している部分の被災状況の把握と災害対策に関すること (国営事業対策室) 4 土地改良施設の災害対策に関すること (水利係、ため池保全係、農地防災係)
		林業班	林業課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 林業関係被害の応急対策の支援に関すること (経営企画係) 2 県立森林公園施設の災害状況の把握、応急復旧、災害報告に関すること (公有林係、緑化センター管理スタッフ) 3 林産物及び施設の災害対策に関すること (木材振興室) 4 災害対策用木材、薪炭の対策に関すること (木材振興室) 5 林業の災害金融に関すること (森林組合・担い手育成係)
		森 林 整備班	森林整備 課 長	【武力攻撃事態等への対処】 1 治山関係の被害状況の把握、災害報告に関すること (治山係) 2 造林及び林業種苗の災害対策に関すること (造林・森林育成係) 3 林道の災害対策に関すること (林道係) 4 治山関係の応急復旧に関すること (治山係)
		水産班	水産課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 漁業(指導)無線等による情報提供に関すること (資源係) 2 水産関係の被害状況(全体像)の把握・情報共有に関すること (管理第一係、管理第二係、整備係) 3 漁船による自主避難に関すること (資源係、管理第二係) 4 漁業取締船・調査船等による海上輸送手段の確保に関すること (資源係) 5 県及び市町村が管理する漁港施設等、所管県有財産の被害状況(詳細)の把握、報告及び応急対策等に関すること (管理第一係、管理第二係、整備係)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
農林水産部	部長 農林水産部長 副部長 農林水産部次長	沿岸漁業 振興班	沿岸漁業 振興課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 水産関係の被害状況(全体像)の把握・情報共有に関すること (沿岸漁業企画係) 2 水産関係(漁港施設等を除く)及び所管県有財産の被害状況(詳細)の把握、報告及び応急対策等に関すること (担い手確保・育成係、沿岸・内水面漁業振興係、沿岸漁村振興スタッフ) 3 水産関係の被災に対する融資に関すること (沿岸漁業企画係) 4 水産関係(漁港施設等を除く)及び所管県有財産の復旧対策に関すること (沿岸漁業企画係、沿岸・内水面漁業振興係)
商工労働部	部長 商工労働部長 副部長 商工労働部次長	商工 政策班	商工政策 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 対策本部員の補佐及び対策本部に係る部内への連絡への連絡に関すること (総務予算第一係、総務予算第二係) 2 関係省庁の視察に関すること (総務予算第一係、総務予算第二係) 3 商業及び鉱工業関係被害状況の収集に関すること (総務予算第一係、総務予算第二係) 4 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への応援に関すること (総務予算第一係、総務予算第二係) 5 部内の広域防災拠点動員の調整に関すること (総務予算第一係、総務予算第二係) 6 生活必需品の調達・輸送に関すること (総務予算第一係、総務予算第二係)
		観光 振興班	観光振興 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 観光関連団体等に対する災害に関する情報提供に関すること (観光企画係) 2 観光施設の被害状況の把握に関すること (観光企画係) 3 観光客の避難・運送に関すること(ご縁誘客係、美肌誘客係) 4 観光客・県民からの問い合わせ、その情報の提供に関すること (観光宣伝係、ご縁誘客係、美肌誘客係、国際観光推進室) 5 武力攻撃等災害による風評被害の防止対策に関すること (観光宣伝係、ご縁誘客係、美肌誘客係、国際観光推進室)
		しまね ブランド 推進班	しまね ブランド 推進課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 物産観光施設の被害状況の把握に関すること (物産企画係) 2 武力攻撃等災害による風評被害の防止対策に関すること (物産企画係)
		産業 振興班	産業振興 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 テクノアークしまねの被害状況の把握、応急対策、災害報告に関すること (総務企画係) 2 しまね産業振興財団の被害状況の把握と、財団との連絡調整に関すること (総務企画係) 3 広域防災拠点の動員に関すること (総務企画係)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
商工労働部	部長 商工労働部長 副部長 商工労働部次長	企業立地班	企業立地課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 立地企業に対する災害に関する情報提供に関すること (立地推進第一係、立地推進第二係) 2 県内工業団地の被害状況の把握、応急対応、災害報告に関する こと (立地推進第一係、立地推進第二係) 3 誘致企業の被害状況の把握、応急対策、災害報告に関すること (立地推進第一係、立地推進第二係)
		中小企業班	中小企業課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 中小企業に対する災害に関する情報提供に関すること (商工団体係) 2 被害状況の情報収集・把握に関すること (金融係、管理係、商工団体係、商業・サービス業支援係、 経営力強化支援室) 3 被災中小企業に対する緊急融資金融制度の創設に関すること (金融係、管理係) 4 臨時経営相談窓口、巡回相談会に関すること (金融係、管理係、商工団体係、経営力強化支援室) 5 中小企業信用保険法特例措置の適用に関すること (金融係、管理係) 6 商業関係施設の災害対策に関すること (商工団体係、商業・サービス業支援係、経営力強化支援室)
		雇用政策班	雇用政策課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 避難者・被災者の雇用機会の確保について島根労働局・公共職 業安定所との連絡調整に関すること (多様な就業支援係、いきいき職場づくり推進係) 2 高等技術校の被災状況確認に関すること (産業人材育成係、職業能力開発係) 3 広域防災拠点の動員に関すること (労働福祉係)
土木部	部長 土木部長 副部長 土木部次長	土木総務班	土木総務課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 対策本部員の補佐及び対策本部に係る部内への連絡に関する こと (総務係) 2 関係省庁の視察に関すること (総務係) 3 災害対策用の資機材の調達等に関すること (総務係、企画調整スタッフ、建設産業対策室) 4 部内の広域防災拠点動員の調整に関すること 5 武力攻撃等災害による瓦礫の排除に関すること 6 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班へ の応援に関すること
		技術管理班	技術管理課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 土木部内の連絡調整に関すること
		用地対策班	用地対策課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 土地等の使用に関すること 2 応急公用負担に関すること 3 土木総務班の応援に関すること

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
土木部	部長 土木部長 副部長 土木部次長	道路維持班	道路維持課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 県管理道路の被害・通行規制情報の収集・連絡、災害復旧に関すること（道路維持第一係、道路維持第二係、道路防災係） 2 市町村道路の被害情報の収集・連絡、応急対策・災害復旧に関すること（市町村道係） 3 隣接県の道路の情報収集に関すること（道路維持係第一係、道路維持第二係） 4 占用関係者の情報収集・連絡に関すること（道路管理係） 5 他機関への情報連絡に関すること（道路防災係） 6 事業実施箇所（道路維持課所管）の災害対策に関すること（道路維持第一係、道路維持第二係、道路防災係）
		道路建設班	道路建設課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 道路建設課に関する県道・国道の被害状況収集と応急復旧に関すること（県道建設係、国道建設係、企画調査係） 2 道路建設課に関する県道・国道の被害状況収集と応急復旧の補助に関すること（業務係）
		高速道路推進班	高速道路推進課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 高速道路に関する情報の収集に関すること 2 道路維持班の応援に関すること
		河川班	河川課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 河川の応急復旧に関すること（防災係） 2 河川の危機管理に関すること（防災係） 3 河川管理施設等の管理に関すること（水門、樋門及び許可工作物含む）（河川海岸整備係、管理係） 4 ダムの被害対策及び管理に関すること（占用ダム含む） 5 国土交通省地方整備局長へのダム臨時点検結果の報告に関すること（以上 河川開発室）
		斐伊川神戸川対策班	斐伊川神戸川対策課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 河川班の応援に関すること
		港湾空港班	港湾空港課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 港湾施設（県・市町村管理）の被害情報の収集、応急対策、災害報告に関すること（港湾建設係） 2 空港施設の被害情報の収集、応急対策、災害報告に関すること（空港整備室） 3 空港施設の応急復旧に関すること（空港整備室）
		砂防班	砂防課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 砂防施設の災害対策に関すること（砂防係、傾斜地保全係） 2 情報の収集と関係機関との調整に関すること（管理係・災害調整係、企画防災係）

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
土木部	部長 土木部長 副部長 土木部次長	都市計画班	都市計画課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 公共土木施設（公園）の災害対策に関すること（公園係） 2 情報の収集と関係機関との調整に関すること （管理係、計画係、公園係、街路係、景観係）
		下水道推進班	下水道推進課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 県管理下水道施設の応急対策・災害復旧に関すること 2 市町村管理下水道施設の応急対策・災害復旧に関すること 3 国土交通省及び関係機関との連絡調整及び報告に関すること
		建築住宅班	建築住宅課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 公的住宅の提供に関すること（住宅管理係） 2 公営住宅の応急修理に関すること（住宅管理係） 3 被災建築物応急危険度判定に関すること（建築物安全推進室）
出納部	部長 出納局長 副部長 会計課長	会計班	(兼) 会計課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 対策本部員の補佐及び対策本部に係る部内への連絡に関する こと（総務係） 2 関係省庁の視察に関すること（総務係） 3 武力攻撃等災害時における公用自動車の貸出に関すること （総務係） 4 県に寄託された義援金の受付、払出に関すること（総務係） 5 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への 応援に関すること 6 部内の広域防災拠点動員の調整に関すること
		審査班	審査指導課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 県に寄託された義援金の収納に関すること （審査第一係、資金・国費係）
企業部	部長 企業局長 副部長 企業局次長	総務班	総務課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 対策本部員の補佐及び対策本部に係る部内への連絡に関する こと（予算調整係） 2 関係省庁の視察に関すること（予算調整係） 3 企業財産の災害調査に関すること（経理係） 4 広域防災拠点の動員に関すること 5 災害関係費の予算措置に関すること（予算調整係） 6 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への 応援に関すること
		経営班	経営課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 受水団体及び受水企業との連絡調整に関すること（業務係） 2 広域防災拠点の動員に関すること

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
企業部	部長 企業局長 副部長 企業局次長	施設班	施設課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 発電施設（えん堤を含む）、上工水道施設及び工業団地施設の被害状況の把握、応急対策、災害報告及び安全対策に関すること 2 災害時における発電施設及び上工水道施設の運転計画に関すること 3 広域防災拠点の動員に関すること
病院部	部長 病院局長 副部長 病院局次長	県立病院班	県立病院課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 県立病院の応急復旧に関すること 2 県立病院の被害の情報収集、報告及び災害対策に関すること 3 赤十字標章等の交付及び管理に関すること（県立病院に関するものに限る） （以上 総務企画スタッフ）
教育部	部長 教育長 副部長 副教育長	総務班	総務課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 対策本部員の補佐及び対策本部に係る部内への連絡に関すること 2 県立学校への警報等の伝達に関すること 3 関係省庁の視察に関すること 4 公立学校及び教育施設等の被害状況のとりまとめに関すること 5 教育関係被害等の情報の発表に関する各班の連絡調整、報告、情報提供に関すること 6 市町村教育委員会との連絡調整に関すること 7 他県教育委員会への応援要請に関すること 8 部内の広域防災拠点動員の調整に関すること （以上 総務係） 9 教育部各班の応援に関すること （総務管理スタッフ、人事法令係、給与管理係/給与運用係、予算調整係） 10 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への応援に関すること （全係） 11 教育庁内の復旧支援策の集約及び報告、情報提供に関すること （総務係） 12 広報・広聴に関すること （総務係）
		教育施設班	教育施設課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 県立学校施設の被害情報の収集、応急対応及び災害被害の報告に関すること （全係） 2 市町村立学校（幼稚園及び認定こども園を含む。以下同じ。）、社会教育施設の被害情報の把握、応急対応及び災害被害の報告に関すること （全係） 3 所管する県立学校等の建物の応急危険度判定等、技術的指導及び助言に関すること （財産管理・指導スタッフ） 4 校内LANシステムの復旧に関すること （施設整備係） 5 県立学校の復旧事業の執行に関すること （全係） 6 市町村立学校、社会教育施設の復旧事業の事務的支援に関すること （全係） 7 所管する県立学校及び市町村立学校等の施設の復旧事業の技術的な支援に関すること （財産管理・指導スタッフ）

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
教育部	部長 教育長 副部長 副教育長	学校企画班	学校企画課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 県立高校施設の避難所・救護所等への使用・提供に関すること (管理係) 2 県立高校の人身被害状況及び施設被害状況の把握及び報告に関すること (管理係、企画人事スタッフ) 3 県立高校の休校状況及び学校行事への影響の把握及び報告に関すること (管理係、企画人事スタッフ) 4 県立高校への情報提供に関すること (管理係、企画人事スタッフ) 5 教育部各班の応援に関すること (管理係、就学支援係、情報推進係、水産練習船運営係、企画人事スタッフ、人材育成スタッフ、県立学校改革推進室) 6 教職員ネットワーク等の復旧に関すること (情報推進係) 7 校務支援システムの復旧に関すること (情報推進係) 8 被災児童生徒の就学援助の指導に関すること (就学支援係) 9 被災生徒の育英奨学に関すること (管理係)
		教育指導班	教育指導課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 市町村立学校の人身被害状況及び施設被害状況の把握及び報告に関すること (子ども安全支援室) 2 市町村立学校の休校状況及び学校行事への影響の把握及び報告に関すること (子ども安全支援室) 3 教育センターの被害状況の把握、報告、応急対策及び連絡調整に関すること (教育振興係) 4 心のケアが必要な児童生徒の実態の把握及び支援に関すること (子ども安全支援室) 5 応急教育に関すること (高等学校教育推進スタッフ、小中学校教育推進スタッフ、地域教育推進室) 6 教育部各班の応援に関すること (教育振興係) 7 教科書の給与に関すること (高等学校教育推進スタッフ、小中学校教育推進スタッフ) 8 被災生徒への対応に関すること (高等学校教育推進スタッフ)
		特別支援教育班	特別支援教育課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 特別支援学校施設の避難所・救護所への使用・提供に関すること (企画係) 2 特別支援学校の人身被害状況及び施設被害状況の把握及び報告に関すること (企画係) 3 特別支援学校の休校状況及び学校行事への影響の把握及び報告に関すること (企画係) 4 応急教育に関すること (指導スタッフ) 5 教育部各班の応援に関すること (指導スタッフ) 6 教科書の給与に関すること (指導スタッフ) 7 被災児童等への対応に関すること (指導スタッフ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
教育部	部長 教育長 副部長 副教育長	保健体育班	保健体育課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 児童生徒の応急処置の支援に関すること 2 リ災教育施設の臨時環境衛生検査の支援に関すること 3 感染症、食中毒の発生状況の把握、応急対応及び報告に関する こと 4 学校給食の中止状況等の把握及び支援に関すること 5 学校給食物資の亡失状況の把握及び関係機関への連絡に関する こと 6 学校給食調理場の炊き出しへの利用状況及び非常食の利用（備 蓄）状況の把握並びに衛生管理等の指導及び支援に関すること 7 学校給食調理場の被害状況の把握及び報告に関すること （以上 健康づくり推進室） 8 教育部各班の応援に関すること（管理係、学校体育スタッフ）
		社会教育班	社会教育課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 所管する県立施設の避難所・救護所等への使用・提供に関する こと （生涯学習振興係） 2 所管する県立社会教育施設の被害状況の把握、報告、応急対策 及び連絡調整に関すること （生涯学習振興係） 3 教育部各班の応援に関すること （社会教育スタッフ） 4 所管する県立社会教育施設の再開に向けた支援に関すること （生涯学習振興係）
		人権同和教育班	人権同和教育課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 教育部各班の応援に関すること （調整係、指導スタッフ）
		文化財班	文化財課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 所管する県立施設の避難所・救護所等への使用・提供に関する こと （文化財係） 2 所管する庁舎及び県立施設の被害状況の把握、報告、応急対策 及び連絡調整に関すること （文化財係、管理指導スタッフ、古代文化センター） 3 文化財の被害状況の把握、報告及び応急対策に関すること （文化財係、管理指導スタッフ） 4 教育部各班の応援に関すること （文化財係、世界遺産室、古代文化センター） 5 文化財の災害復旧に関すること （文化財係、管理指導スタッフ、世界遺産室） 6 所管する県立施設の再開に向けた支援に関すること （文化財係、管理指導スタッフ、古代文化センター）
		福利班	福利課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 教職員住宅の被害状況の把握、報告及び応急対策に関すること （管理係） 2 教育部各班の応援に関すること（管理係、健康指導スタッフ） 3 教職員のり災給付に関すること （共済、互助会）

部	部長 副部長	幕僚	班名	班長	事務分掌		
警 察 本 部	部長 警察本部長 副部長 警務部長 警備部長	警備幕僚 (兼) 警備部長	総括班	警備課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策本部防災危機管理班及び緊急対処事態対策本部防災危機管理班への応援に関する事 2 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関する事 3 警備本部の設置、運営及び各班の調整に関する事 4 災害警備の総括に関する事 5 立入制限区域の指定、警戒区域の設定に関する事 6 放射性物質等による汚染の拡大の防止に関する事 7 住民等の避難誘導に関する事 8 特殊標章等（赤十字標章等を除く）の交付及び管理に関する事 9 警察庁、管区警察局等に対する報告連絡に関する事 10 警備実施の記録に関する事 11 関係機関との連絡調整に関する事 12 他の班に属さない事項に関する事 		
			情報班	公安課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集、分析、検討に関する事 2 被害調査及び被害集計に関する事 3 治安情報の収集、分析に関する事 		
			実施班	危機管理 対策室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備実施方針に関する事 2 警備部隊の編成、運用及び応援派遣に関する事 3 避難誘導、救出救護に関する事 4 行方不明者の捜索に関する事 5 遺体の収容に関する事 		
				交通幕僚 交通部長	交通規制班	交通規制課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通規制の実施に関する事 2 避難路、緊急交通路及び迂回路の確保に関する事 3 主要道路における放置車両の措置に関する事 4 緊急交通車両等の確認事務に関する事 5 道路被害、道路障害、交通渋滞状況等交通状況の収集及び交通広報に関する事 6 交通管制センターの運用に関する事 7 交通安全施設の維持管理及び修理に関する事 8 交通検問所の運用に関する事 9 道路管理者との協議に関する事
					交通捜査班	交通指導課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地における交通事故・事件の捜査指揮に関する事 2 交通関係応援部隊の運用に関する事

部	部長 副部長	幕僚	班名	班長	事務分掌
警 察 本 部	部長 警察本部長 副部長 警務部長 警備部長	警務幕僚 (兼) 警務部長 首席 監察官 警察学校 長	広報班	広報官	1 報道機関との連絡調整に関する事 2 災害広報に関する事
			被害者 支援班	広報県民 課長	1 遺族の接遇及び遺体の引渡しに関する事 2 警察相談の運用に関する事
			会 計 宿 泊 装 備 補給班	会計課長 施設装備 統括官	1 予算に関する事 2 警備要員の宿泊、補給に関する事 3 警察施設の被害調査に関する事 4 車両、装備資機材の調達及び運用に関する事 5 機動装備隊の運用に関する事 6 各種燃料、給油先の確保に関する事
			情 報 管理班	情報管理 課長	1 情報管理システムの維持、復旧に関する事 2 データの保護に関する事 3 情報の分析、提供に関する事 4 被害調査結果の電算処理に関する事
			警務班	警務課長	1 援助要請に関する事 2 職員の公務災害に関する事 3 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事
			訟務班	監察課長	1 訟務対策に関する事 2 警察活動に対する苦情等の処理に関する事
			留置班	留置管理 室長	1 被留置者の取扱いに関する事
			受 援 連絡班	人材育成 課長	1 受援連絡隊の運用に関する事 2 特別派遣部隊の受入れに関する事
			救護班	厚生課長	1 警備要員の救護及び健康管理に関する事 2 職員、家族の被害調査及び救護対策に関する事 3 救急用機材、医薬品等の配達配分に関する事 4 医療機関との連絡調整に関する事

部	部長 副部長	幕僚	班名	班長	事務分掌
警 察 部 本 部	部長 警察本部長 副部長 警務部長 警備部長	刑事幕僚 刑事部長	検視班	捜査第一課長 鑑識課長	1 検視に関すること 2 検視隊の運用に関すること 3 鑑識活動に関すること
			捜査班	捜査第二課長	1 被災地を重点とした犯罪捜査に関すること
		生活安全幕僚 生活安全部長	生活安全班	生活安全企画課長	1 警備業協会と情報連絡及び指導運用に関すること 2 自主防犯組織の指導に関すること 3 ボランティア団体との連携に関すること 4 生活安全情報の収集及び提供に関すること 5 被災世帯名簿の作成に関すること 6 地域安全活動に関すること
			地域班	地域課長	1 被災地域の警戒等、秩序の維持に関すること 2 移動交番、臨時交番の設置運用に関すること 3 避難所及び避難住民対策に関すること 4 避難所等の安全確保に関すること 5 警ら用無線自動車の運用に関すること 6 警察用航空機の運用に関すること
			通信指令班	通信指令課長	1 通信指令業務に関すること 2 無線通信の運用に関すること 3 通信統制に関すること
			保安班	生活安全企画課長	1 悪徳商法、暴利行為等生活経済事犯の取締りに関すること 2 危険物の取締りに関すること
		通信幕僚 情報通信部長	通信班	機動通信課長	1 通信の運用に関すること 2 機動警察通信隊の運用に関すること 3 通信施設の仮設及び保守に関すること 4 通信機器の受援に関すること

別表第2（第10条、第14条関係）

名 称	位 置	構成機関	所管区域
松江地区 国民保護現地対 策本部	松江県土整備事務所	東部県民センター、松江保健所、東部農林水産振興センター、東部農林水産振興センター松江家畜衛生部、松江県土整備事務所、宍道湖流域下水道事務所（東部浄化センター）、松江教育事務所、企業局東部事務所、松江警察署、安来警察署	松江市 安来市
雲南地区 国民保護現地対 策本部	雲南県土整備事務所	東部県民センター雲南事務所、雲南保健所、東部農林水産振興センター雲南事務所、東部農林水産振興センター出雲家畜衛生部、雲南県土整備事務所、出雲教育事務所、雲南警察署	雲南市 仁多郡 飯石郡
出雲地区 国民保護現地対 策本部	出雲県土整備事務所	東部県民センター出雲事務所、出雲保健所、東部農林水産振興センター出雲事務所、東部農林水産振興センター出雲家畜衛生部、東部農林水産振興センター水産部、出雲県土整備事務所、出雲空港管理事務所、宍道湖流域下水道事務所（西部浄化センター）、出雲教育事務所、出雲警察署	出雲市
大田地区 国民保護現地対 策本部	県央県土整備事務所 大田事業所	西部県民センター県央事務所、県央保健所、西部農林水産振興センター県央事務所、西部農林水産振興センター川本家畜衛生部、西部農林水産振興センター水産部、県央県土整備事務所大田事業所、浜田教育事務所、大田警察署	大田市
川本地区 国民保護現地対 策本部	県央県土整備事務所	西部県民センター県央事務所（川本駐在）、県央保健所、西部農林水産振興センター県央事務所、西部農林水産振興センター川本家畜衛生部、県央県土整備事務所、浜田教育事務所、川本警察署	邑智郡
浜田地区 国民保護現地対 策本部	浜田県土整備事務所	西部県民センター、浜田保健所、西部農林水産振興センター、西部農林水産振興センター川本家畜衛生部、浜田県土整備事務所、浜田河川総合開発事務所、浜田港湾振興センター、浜田教育事務所、企業局西部事務所、浜田警察署、江津警察署	浜田市 江津市
益田地区 国民保護現地対 策本部	益田県土整備事務所	西部県民センター益田事務所、益田保健所、西部農林水産振興センター益田事務所、西部農林水産振興センター益田家畜衛生部、西部農林水産振興センター水産部、益田県土整備事務所、益田教育事務所、益田警察署、津和野警察署	益田市 鹿足郡
隠岐地区 国民保護現地対 策本部	隠岐支庁	隠岐支庁（県民局、隠岐保健所、農林水産局、県土整備局）、隠岐教育事務所、隠岐の島警察署、浦郷警察署	隠岐郡

別表第3（第11条、第12条、第14条関係）

下表に掲げる他、次に掲げる事項については、全所属で対応する。

- ① 避難所における運営・管理の実施（派遣を含む）に関する事
- ② 避難所における避難住民の救援の実施（派遣を含む）に関する事
- ③ 市町村への救援支援のための派遣及び派遣先での支援活動の実施に関する事

班	班長	事務分掌	班の構成機関
総務班	<p>隠岐支庁県民局長</p> <p>県土整備事務所業務部長 (ただし、大田地区については、県央県土整備事務所大田事業所業務課長)</p>	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <p>1 地区本部の運営並びに地区本部会議及び地区本部連絡員会議に関する事</p> <p>2 対策本部並びに各班との連絡調整に関する事</p> <p>3 関係機関との連絡調整に関する事</p> <p>4 警報・避難の指示・緊急通報等の伝達に関する事</p> <p>5 武力攻撃災害状況の把握及び報告に関する事</p> <p>6 市町村の国民保護措置及び武力攻撃災害対策の指導に関する事</p> <p>7 避難所との連絡調整に関する事</p> <p>8 避難所及び市町村等に派遣された職員との連絡調整及び安全確保に関する事</p> <p>9 商工労働関係の武力攻撃災害対策に関する事 (大田、川本、浜田、益田地区に関するものに限るものとし、浜田地区総務班が担当する)</p> <p>10 他地区総務班の応援に関する事 (松江、浜田地区に限るものとし、松江は雲南、出雲、浜田は川本、大田、益田を応援する)</p>	<p>(隠岐地区本部) 隠岐支庁県民局</p> <p>(松江、浜田地区本部) 県土整備事務所及び 県民センター</p> <p>(雲南、出雲、川本、 益田地区本部) 県土整備事務所及び 県民センター事務所</p> <p>(大田地区本部) 県央県土整備事務所 大田事業所及び県民 センター県央事務所</p>
保健班	保健所長	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <p>1 医療、助産に関する事</p> <p>2 飲料水に関する事</p> <p>3 防疫、衛生に関する事</p> <p>4 医療施設の応急復旧に関する事</p> <p>5 臨時診療所及び救護所の開設に関する事</p> <p>6 避難時の医療提供及び救護に関する事</p> <p>7 廃棄物処理に関する事</p>	<p>(全ての地区本部) 保健所</p>
農林水産班	<p>隠岐支庁農林水産局長</p> <p>農林水産振興センター所長</p> <p>農林水産振興センター事務所長</p> <p>農林水産振興センター家畜衛生部長</p>	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <p>1 農林畜産関係被害の把握及び報告に関する事</p> <p>2 被災農作物の応急技術対策に関する事</p> <p>3 家畜の避難、保護、保健、衛生対策に関する事</p> <p>4 漁業（指導）無線等による情報提供に関する事</p> <p>5 水産関係の被害状況(全体像)の把握・情報共有に関する事</p> <p>6 自主的避難のための漁船の状況把握及び報告に関する事</p> <p>7 漁業取締船・調査船等による海上輸送手段の確保に関する事</p> <p>8 水産関係（県及び市町村が管理する漁港施設等を含む）の被害状況（詳細）の把握、報告及び応急対策等に関する事</p> <p>9 水産関係（県及び市町村が管理する漁港施設等を含む）の復旧対策に関する事</p>	<p>(隠岐地区本部) 隠岐支庁農林水産局</p> <p>(松江、浜田地区本部) 農林水産振興センター</p> <p>(雲南、出雲、大田、 川本、益田地区本部) 農林水産振興センター 事務所、家畜衛生部</p>

班	班長	事務分掌	班の構成機関
土木班	隠岐支庁県土整備局長 県土整備事務所統括調整監（ただし、大田地区は、県央県土整備事務所大田事業所調整監）	【武力攻撃事態等への対処】 1 土木関係被害状況の把握及び報告に関すること 2 土木関係の応急復旧に関すること 3 ダム関係の応急復旧及び被害対策に関すること 4 農道及び林道の応急復旧及び被害対策に関すること （以下、隠岐地区・益田地区現地対策本部土木班に限る） 5 隠岐空港及び石見空港の被害状況の把握及び報告に関すること 6 隠岐空港及び石見空港の被害対策及び応急復旧に関すること 7 隠岐空港及び石見空港の武力攻撃事態時の利用調整に関すること	（隠岐地区本部） 隠岐支庁県土整備局 （松江地区本部） 県土整備事務所、宍道湖流域下水道事務所 （出雲地区本部） 県土整備事務所、出雲空港管理事務所、宍道湖流域下水道事務所
	浜田河川総合開発事務所長	【武力攻撃事態等への対処】 1 浜田河川ダム建設関係の被害状況の把握及び報告に関すること 2 浜田河川ダム関係の応急復旧及び被害対策に関すること	（浜田地区本部） 県土整備事務所、浜田河川総合開発事務所、浜田港湾振興センター
	浜田港湾振興センター所長	【武力攻撃事態等への対処】 1 浜田・三隅・江津港施設関係の被害状況の把握及び報告に関すること 2 浜田・三隅・江津港施設関係の被害対策及び応急復旧に関すること 3 浜田・三隅・江津港の武力攻撃事態時の利用調整に関すること	（雲南、川本、益田地区本部） 県土整備事務所 （大田地区本部） 県央県土整備事務所大田事業所
	出雲空港管理事務所長	【武力攻撃事態等への対処】 1 出雲空港施設関係の被害状況の把握及び報告に関すること 2 出雲空港施設関係の被害対策及び応急復旧に関すること 3 出雲空港の武力攻撃事態時の利用調整に関すること	

班	班長	事務分掌	班の構成機関
土木班	宍道湖流域下水道事務所 長	【武力攻撃事態等への対処】 1 宍道湖流域下水道施設関係被害の把握及び報告に関すること 2 宍道湖流域下水道施設関係の応急復旧に関すること	(松江地区本部) 県土整備事務所、宍道湖流域下水道事務所 (出雲地区本部) 県土整備事務所、出雲空港管理事務所、宍道湖流域下水道事務所
教育班	教育事務所長	【武力攻撃事態等への対処】 1 市町村立学校の被災状況（児童・生徒、教職員）とその影響（授業実施の可否等）の把握・報告に関すること 2 市町村立学校への避難所設置に係る情報収集・協力に関すること 3 応急教育の必要性把握・報告及び必要に応じた災害救助用教科書・教材等の給与に関すること	(全ての地区本部) 教育事務所
企業局東・西部事務班	企業局東・西部事務所長	1 飲料水の供給に関すること 2 工業用水道の供給に関すること 3 ダム、発電、上水道施設関係被害の把握及び報告に関すること 4 ダム、発電、上水道施設関係の被害対策及び応急復旧に関すること	(松江、浜田地区本部) 企業局東・西部事務所
警察班	警察署長	1 警察本部警備班が所掌する事務に関すること	(全ての地区本部) 警察署

別表第4（第12条関係）

名 称	現地対策副本部長
隠岐地区現地対策本部	隠岐支庁県民局長、隠岐保健所長、 隠岐支庁農林水産局長、 隠岐支庁県土整備局長 隠岐の島警察署長、浦郷警察署長
松江地区現地対策本部	東部県民センター総務管理部長、松江保健所長、 東部農林水産振興センター所長 松江県土整備事務所業務部長、松江県土整備事務所統括調整監 松江警察署長、安来警察署長
雲南地区現地対策本部	東部県民センター雲南事務所長、雲南保健所長、 東部農林水産振興センター雲南事務所長 雲南県土整備事務所業務部長、雲南県土整備事務所統括調整監 雲南警察署長
出雲地区現地対策本部	東部県民センター出雲事務所長、出雲保健所長 東部農林水産振興センター出雲事務所長 出雲県土整備事務所業務部長、出雲県土整備事務所統括調整監 出雲警察署長
大田地区現地対策本部	西部県民センター県央事務所長、県央保健所長 西部農林水産振興センター県央事務所長 県央県土整備事務所大田事業所業務課長、県央県土整備事務所大田事業所上席調整監 大田警察署長
川本地区現地対策本部	県央保健所長 西部農林水産振興センター県央事務所長 県央県土整備事務所業務部長、県央県土整備事務所統括調整監 川本警察署長
浜田地区現地対策本部	西部県民センター総務管理部長、浜田保健所長 西部農林水産振興センター所長 浜田県土整備事務所業務部長、浜田県土整備事務所統括調整監 浜田警察署長、江津警察署長
益田地区現地対策本部	西部県民センター益田事務所長、益田保健所長 西部農林水産振興センター益田事務所長 益田県土整備事務所業務部長、益田県土整備事務所統括調整監 益田警察署長、津和野警察署長

別表第5（第19条関係）

名 称	事務局位置	所管区域	左記区域を所管する 地区現地対策本部	構成機関
石見地域 現地対策本部	西部県民センター 総務管理部	川 本 町 美 郷 町 邑 南 町	川本地区現地対策本部	別表第2に掲げる左記地区 現地対策本部の構成機関
		大 田 市	大田地区現地対策本部	
		浜 田 市 江 津 市	浜田地区現地対策本部	
		益 田 市 津和野町 吉 賀 町	益田地区現地対策本部	

別表第6（第20条、第21条、第23条、第24条関係）

名 称	所長・部長	事務分掌
県連絡事務所	東京事務所長	【武力攻撃事態等への対処】 1 武力攻撃事態等認定時、国の国民保護対策本部との連絡・調整に関すること 2 武力攻撃事態等認定時、国会、中央諸官庁その他関係方面との連絡に関すること 3 武力攻撃等災害関係の情報、資料の収集、調査及びこれらの速報に関すること 4 関東方面における武力攻撃等災害対策用緊急物資購入にあたってのあつせん等に関すること 5 関東方面の県民・県人会等の県関係者・県出身者の安否情報の収集・提供に関すること 6 その他の武力攻撃等災害に関すること
大阪連絡部	大阪事務所長	【武力攻撃事態等への対処】 1 国民保護措置の実施にかかる関西方面の府県・市町村等との連絡・調整に関すること（避難受入・援助隊受入・物資受入） 2 武力攻撃等災害関係事項の関係機関への連絡に関すること 3 関西、東海方面における武力攻撃等災害対策用緊急物資購入にあたってのあつせん等に関すること 4 関西、東海方面の県民・県人会等の県関係者・県出身者の安否情報の収集・提供に関すること 5 その他の武力攻撃等災害に関すること
広島連絡部	広島事務所長	【武力攻撃事態等への対処】 1 国民保護措置の実施にかかる広島県・広島方面市町村等との連絡・調整（避難受入・援助隊受入・物資受入）に関すること 2 武力攻撃等災害関係事項の関係機関への連絡に関すること 3 広島方面における武力攻撃等災害対策用緊急物資購入にあたってのあつせん等に関すること 4 広島方面の県民・県人会等の県関係者・県出身者の安否情報の収集・提供に関すること 5 その他の武力攻撃等災害に関すること

島根県危機管理対策本部設置要綱

(目的)

第1条 テロ事件の発生等、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害以外の事案に、迅速かつ的確に対処するために、島根県危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(対象事案等)

第2条 前条に規定する事案は、県民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある緊急の事態であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 それぞれの部局に属さないもの
- 二 複数の部局に波及するもの
- 三 全庁的に迅速な対応が求められるもの

2 前項の規定により、対策本部で対処する事案及び対策本部の設置基準は、別表第1のとおりとする。

(所掌事務)

第3条 対策本部の所掌事務は、次の各号のとおりとする。

- 一 情報の共有化に関すること
- 二 対応部局の確定に関すること
- 三 関連機関の確認に関すること
- 四 対応部局等の役割分担と連携等に関すること
- 五 その他、事案対処に関して必要な事項に関すること

(組織)

第4条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充て、本部長に事故があるときはその職務を代理する。副知事不在の場合は、防災部長、総務部長の順でその職務を代理する。
- 4 本部員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外を本部員に加えることができる。

(本部会議)

第5条 対策本部に本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、前条第1項に規定する者以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 対策本部の事務局は、防災部防災危機管理課に置く。

(地区危機管理対策本部)

第7条 本部長は、必要に応じ地区危機管理対策本部（以下「地区対策本部」という。）を設置することができる。

- 2 地区対策本部の組織は島根県災害対策本部規程第9条第2項及び第11条を準用する。

- 3 所掌事務に関する事その他必要な事項は、その都度本部長又は地区対策本部長が定めるものとする。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年10月18日から施行する。
- 2 島根県テロ対策本部設置要綱（平成13年11月19日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事 案	対策本部の設置基準
武力攻撃事態・緊急対処事態等	我が国に対する武力攻撃等とみられる事態が発生した場合（事態認定前） 事態認定後、県国民保護対策本部設置の通知がない場合
ハイジャック事件	県内で発生した場合
シージャック事件	県外（含国外）で発生し、多数の県民が遭遇した場合
大規模騒乱、暴動、パニック	自衛隊法第81条による知事の要請が考えられる場合 国において、自衛隊法第78条による治安出動があった場合
周辺事態安全確保法関連	国から協力依頼があった場合
重大緊急事態（航行権＝亡命）	県内で発生した場合
悪性感染症、大量食中毒（含む薬物）	多数の発症者及び死者が発生する恐れがある場合 新型インフルエンザの発生が確認された場合（海外発生含む） 県内で高病原性鳥インフルエンザによるヒトの発症事例が発生した場合 県内で家きんから高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合 隣接県で家きんから高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出され、本県に大きな影響を及ぼす場合 県内又は隣接県の家畜から口蹄疫による疑似患畜が確認された場合
大量難民（不法侵入）	県内で発生した場合
不審船、領海侵犯	死者の発生など、重大な人的・物的被害が生じる恐れがある場合
その他	その都度協議し、設置する

別表第2（第4条関係）

防災部長 政策企画局長 総務部長 地域振興部長 環境生活部長 健康福祉部長 農林水産部長 商工労働部長 土木部長 女性活躍推進統括監 出納局長 企業局長 病院局長 教育長 警察本部長

島根県危機管理連絡会議設置要綱

(目 的)

第1条 テロ事件の発生等、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項第1号に規定する災害以外の事案に、迅速かつ的確に対処するために、島根県危機管理連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(対象事案等)

第2条 前条に規定する事案は、県民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある緊急の事態であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 それぞれの部局に属さないもの
- 二 複数の部局に波及するもの
- 三 全庁的に迅速な対応が求められるもの

2 前項の規定により、連絡会議で対処する事案及び連絡会議の設置基準は、別表第1のとおりとする。

(所掌事務)

第3条 連絡会議の所掌事務は、次の各号のとおりとする。

- 一 情報の共有化に関すること
- 二 対応部局の確定に関すること
- 三 関連機関の確認に関すること
- 四 対応部局等の役割分担と連携等に関すること
- 五 その他、事案対処に関して必要な事項に関すること

(組 織)

第4条 連絡会議は、議長及び構成員をもって組織する。

- 2 議長は、防災部長をもって充てる。
- 3 構成員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(会 議)

第5条 連絡会議は、議長が招集し、これを主宰する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、前条第1項に規定する者以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、防災部防災危機管理課に置く。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年10月18日から施行する。
- 2 テロ対策連絡会議設置要綱(平成13年10月11日)は、廃止する。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事 案	連絡会議の設置基準
武力攻撃事態・緊急処理事態等	我が国の周辺地域で、今後我が国に対する武力攻撃等に発展する恐れがあるとみられる事態が発生した場合（事態認定前）
ハイジャック事件	県外(含国外)で発生し、県民が遭遇した場合
シージャック事件	県外(含国外)で発生し、県内の港湾、空港に到着する可能性が高い場合
大規模騒乱、暴動、パニック	県内で発生する恐れがある場合
周辺事態安全確保法関連	国において、対処措置に関する基本計画を閣議決定した場合
重大緊急事態(衝鋒=亡命)	県内で発生する恐れがある場合
悪性感染症、大量食中毒（含薬物）	<ul style="list-style-type: none"> ・原因が不明であって、患者数が50人を越える場合 ・原因が不明であって、被害が重篤かつ広範囲に拡大する恐れがある場合 ・新型インフルエンザの発生を強く疑う情報を入手した場合（海外含む） ・県外で高病原性鳥インフルエンザによるヒトの発症事例が発生した場合 －鳥インフルエンザ（家きん関係）－ ・県内で家きんの高病原性鳥インフルエンザ等の疑い事例が発生した場合（報道発表解禁後） ・隣接県で家きんの高病原性鳥インフルエンザ等の疑い事例が発生し、本県に大きな影響を及ぼすと予想される場合（報道発表解禁後） －鳥インフルエンザ（野鳥関係）－ ・県内の採取地点・回収地点等を中心とした野鳥監視重点区域（以下、「県内発生による重点区域」）が設定されていない状況において、県内発生による重点区域が設定された場合（1例目） ・県内発生による重点区域又は隣接県の採取地点・回収地点等を中心とした本県を含む野鳥監視重点区域（以下、「隣接県発生による重点区域」）が設定されていない状況において、隣接県発生による重点区域が設定された場合（1例目） ・発生県以外の家畜から口蹄疫による疑似患畜が確認された場合（感染拡大の状況等によっては、前倒しで設置する）
大量難民（不法侵入）	県内で発生する恐れがある場合 隣県で発生した場合
不審船、領海侵犯	山陰沿岸沖(領海内)で発生した場合又は展開した場合
その他	その都度協議し、設置する

別表第2（第4条関係）

政策企画監（総務担当） 広聴広報課長 総務課長 消防総務課長 防災危機管理課長 地域政策課長 環境生活総務課長 健康福祉総務課長 農林水産総務課長 商工政策課長 土木総務課長 会計課長 企業局総務課長 病院局県立病院課長 教育庁総務課長 警備課長 その他関係課長

住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的考え方

(平成17年12月19日)
内閣官房副長官補付内閣参事官
国土交通省政策統括官付政策調整監通知

1. 趣旨

都道府県知事又は市町村長は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は自ら指定した指定地方公共機関に対し、市町村長にあつては運送事業者である指定公共機関又は当該市町村が属する都道府県の知事が指定した指定地方公共機関に対して、避難住民を誘導するため、避難住民の運送を求めることができるとされている。

他方、離島における住民の避難については、住民を離島外に避難させる場合には運送手段に大きな制約があることから、国として運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的考え方を示すものである。

なお、この基本的考え方に定める市町村及び都道府県に関する事項については、離島の住民の人口、住民の避難のために確保できる離島内の車両等及び離島外への避難に用いる船舶等の輸送能力、離島外への避難に要する時間、当該離島の地域を管轄する市町村の数等の地域の実状を勘案し、市町村及び都道府県でこれと異なる運用とすることを妨げるものではない。

2. 運送の求めを行うに当たっての考え方等

(1) 平素からの備え

○基本的な考え方

- ・ 離島の住民を離島外に避難させる場合においては、運送手段に大きな制約があり、その確保が通常住民の避難に比べ困難であることが多いと考えられることから、離島内の空港及び港湾までの避難住民の誘導については要避難地域を管轄する市町村が中心となつて行い、離島内の空港及び港湾から離島外の空港及び港湾を経由した避難先地域までの避難住民の誘導については都道府県が市町村を最大限支援することを基本とする。
- ・ 国、都道府県及び市町村は、防災に関する体制を最大限活用するとともに、それぞれが収集した情報等について、平素から共有し、避難住民の誘導が的確かつ迅速に実施できるよう備えるものとする。

- ・都道府県及び市町村は、離島の住民の人口、避難住民の運送を求める運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の事業所の離島内での有無、離島の地域を管轄する市町村の数等の地域の実情を勘案し、離島の住民の誘導に関するそれぞれの役割分担を離島毎にあらかじめ定めておくこととする。
- ・国、都道府県及び市町村は、相互間並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関との間の連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。

○市町村の対応

- ・市町村は、昼夜間の別、通勤及び通学、観光客等の状況を勘案し、離島における住民及び滞在者の概数を平素から把握しておくものとする。
- ・市町村は、離島内の運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が保有するバス等の台数等その輸送力を把握するとともに、これらの者との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。
- ・市町村は、離島の住民の避難に活用が可能な自ら保有する車両、船舶等の輸送能力を把握するとともに、都道府県の協力を得て、都道府県が保有する離島の住民の避難に活用が可能な車両、船舶等の輸送能力を把握しておくものとする。
- ・市町村は、離島において、離島外への避難の必要が生じた場合には、住民を離島内の港湾及び空港まで迅速に移動させる必要があるが、離島内においては公共交通機関に限られ、十分な輸送力を確保できないことも想定されることから、自ら保有する車両及びマイカーの利用を含めた確かつ迅速な住民の避難ができるようそのあり方について検討し、都道府県警察その他の関係機関の意見を聴いて、あらかじめ定める避難実施要領のパターンに定めておくものとする。
- ・市町村は、都道府県と協力して、空港及び港湾のキャパシティ（航空機又は船舶の大きさによる離発着又は接岸可能性、離発着又は接岸の可能頻度等）や運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する航空機及び船舶の台数等その輸送力を把握するとともに、これらの者との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。
- ・市町村は、防衛庁及び海上保安庁が保有する航空機及び船舶による避難住民の運送が特に必要があると認め、都道府県知事に対し、防衛庁及び海上保安庁に要請を行うよう求める際の手続について定めておくものとする。

する。

- ・市町村は、特に市町村の出張機関のない有人離島においては、住民の避難等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要な体制を整備するよう努めるものとする。
- ・市町村は、上記の事項を踏まえ、的確かつ迅速に住民の避難が行えるよう、避難経路、避難方法等について、あらかじめ検討し、避難実施要領のパターンに定めておくものとする。
- ・市町村は、避難住民の運送を求めた場合の契約条件について、あらかじめ運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と必要に応じ協議しておくものとする。

○都道府県の対応

- ・都道府県は、市町村と協力して、空港及び港湾のキャパシティ（航空機又は船舶の大きさによる離発着又は接岸可能性、離発着又は接岸の可能頻度等）や運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する航空機及び船舶の台数等その輸送力を把握するとともに、これらの者との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。
- ・都道府県は、離島の住民の避難に活用が可能な自ら保有する車両、船舶等の輸送能力を把握しておくものとする。
- ・都道府県は、地理的条件等により他の都道府県へ離島の住民を避難させるため他の都道府県に応援を求める蓋然性が高い離島に関しては、避難住民の運送手段の確保、避難住民の受入れ体制の整備等について、他の都道府県とあらかじめ協議し、定めておくものとする。
- ・都道府県は、当該都道府県の区域内の離島の住民の避難に関して、市町村への支援、他の都道府県への応援の求め等について、定めておくものとする。
- ・都道府県は、防衛庁及び海上保安庁が保有する航空機及び船舶による避難住民の運送を要請する場合に備え、当該運送を要請する際の連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。
- ・都道府県は、避難住民の運送を求めた場合の契約条件について、あらかじめ運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と必要に応じ、協議しておくものとする。

○国の対応

- ・国土交通省は、運送事業者である指定公共機関の輸送力を把握するとともに、これらの者との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制

を整備しておくものとする。

- ・国土交通省は、地方公共団体が運送事業者である指定公共機関の輸送力を把握するに当たっては、必要に応じ、自ら収集した指定公共機関の輸送力などの情報を提供するなどの支援を行うものとする。
- ・内閣官房及び国土交通省は、地方公共団体が運送事業者である指定公共機関と協定の締結等を行うに当たっては、必要に応じ、連絡調整などの支援を行うものとする。

(2) 武力攻撃事態等における対応

○基本的な考え方

- ・市町村及び都道府県が、避難住民の運送のために取りうる手段としては、次の方法が考えられる。
 - ①運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して避難住民の運送を求めること。
 - ②自らが保有する車両及び船舶を利用して避難住民を運送すること。
 - ③防衛庁及び海上保安庁に対して、その保有する航空機及び船舶による避難住民の運送の要請を行うこと。
- ・検討を行うに当たっての考慮事項としては次のものが考えられる。
 - ①避難住民の人数、運送手段の種類及び特性、運送手段を利用するために要する時間等を総合的に勘案して、どの手段が的確かつ迅速に避難住民を運送できるか等の観点から、最も妥当と判断されるものを選択すること。
 - ②防衛庁及び海上保安庁が保有する航空機及び船舶による避難住民の運送については、防衛庁及び海上保安庁それぞれの任務・特性や避難住民の運送に係る具体的な必要性を踏まえて検討すること。

○市町村の対応

- ・市町村長は、都道府県知事の避難の指示で示された主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法、都道府県国民保護対策本部からの情報等を踏まえ、運送手段を効率的に活用できるよう離島内の地域を分割するなどして、避難の時期、避難の経路、避難の手段等を決定し、あらかじめ定めた避難実施要領のパターンを基に、都道府県警察その他の関係機関の意見を聴いて、避難実施要領を定めるものとする。
- ・市町村長は、国民保護法第18条第1項の規定に基づき、避難住民の誘導を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、応援を求めることができるとされていることから、あらかじめ定めた市町

村と都道府県の役割分担に基づき、必要な応援を都道府県知事に求めるものとする。

- ・市町村長は、国民保護法第16条第5項の規定に基づき、海上保安庁による避難住民の運送が特に必要であると認めるときは、都道府県知事に対し、同法第11条第4項の規定による要請を行うよう求めることができる。
- ・市町村長は、国民保護法第20条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による避難住民の運送が特に必要であると認めるときは、都道府県知事に対し、同法第15条第1項の規定による要請を行うよう求めることができる。

○都道府県の対応

- ・都道府県知事は、当該都道府県内の離島に関する避難措置の指示が見込まれる場合には、航空機及び船舶を使用する避難住民の運送の求めを行うことに備えて、避難の経路の安全に関する情報について国の武力攻撃事態等対策本部から情報収集し、市町村長に連絡するものとする。
- ・避難措置の指示を受けた都道府県知事は、避難すべき離島の住民の数、想定される避難方法、現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み等について、必要に応じ、国の武力攻撃事態等対策本部に連絡するものとする。
- ・避難措置の指示を受けた都道府県知事は、離島の住民に対し避難の指示をするに当たり、市町村国民保護対策本部等と、また、必要に応じ国の武力攻撃事態等対策本部と連絡調整を行うとともに、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と可能な限り調整を行い、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他の避難の方法を示すこととする。
- ・都道府県知事は、国民保護法第11条第4項の規定に基づき、海上保安庁による避難住民の運送が必要であると認めるときは、海上保安庁長官又は管区海上保安本部長に対し、当該運送の要請をすることができる。
- ・都道府県知事は、国民保護法第15条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による避難住民の運送が必要であると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請することができる。
- ・都道府県は、離島の住民の避難を実施するに当たり、要避難地域及び避難先地域（住民の避難の経路となる地域を含む。以下同じ。）を管轄する市町村並びに避難先地域を管轄する都道府県（都道府県の区域を越えて避難を実施する場合に限る。）と連絡調整を行うものとする。
- ・都道府県は、離島の住民に対し避難の指示を行った場合には、職員の出

遣等市町村を支援するものとする。

- ・都道府県は、離島外の空港又は港湾から避難先地域までの運送手段について確保を図るものとする。

○国の対応

- ・国土交通省は、都道府県知事から要請があった場合及び必要と認める場合において、避難住民の運送が的確かつ迅速に行えるよう、運送事業者である指定公共機関と必要な連絡調整を行うものとする。
- ・国土交通省は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関の行う避難住民の運送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許認可の手続の簡素化・迅速化等の法令の弾力的な運用を図るものとする。
- ・防衛庁及び海上保安庁は、自ら保有する航空機及び船舶により避難住民の運送を実施する場合は、関係地方公共団体や関係省庁と密接に調整・連携を行うものとする。

(3) 離着陸及び入出港に関する留意事項

- ・離着陸及び入出港の許可などの諸手続きについては、基本的には避難住民を運送する運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が行う。ただし、当該指定公共機関又は指定地方公共機関のみで対応が困難な場合には、地方公共団体又は国土交通省が支援を行うものとする。

(4) 受入れ港湾、空港等に関する留意事項

- ・国土交通省は、地方公共団体からの要請があった場合には、状況に応じて適切と考えられる空港に避難住民の運送を行っている航空機が着陸できるよう調整するものとする。
- ・国土交通省は、地方公共団体からの要請により、避難住民を運送する運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、国土交通省又は当該地方公共団体以外の者が管理する空港施設又は港湾施設を利用する場合には、その管理者に対して可能な限りの便宜を図るよう要請するものとする。
- ・要避難地域を管轄する都道府県知事は、他の都道府県に避難住民の誘導を行う際は、受入先の空港又は港湾からの避難先地域への避難住民の誘導が円滑に行えるように、運送手段の確保などあらかじめ当該都道府県知事に協力を要請しておくものとする。

3. 運送の安全確保などの留意事項等

- ・市町村長又は都道府県知事は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し避難住民の運送を求め、又は指示しようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全確保に十分に配慮するものとする。

4. 緊急対処事態における基本的考え方

- ・緊急対処事態における離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的考え方については、1. から3. までの定めに従うものとする。

動物の保護等に関する通知

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

(平成17年8月31日)

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等

を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対応事態における動物の保護等

緊急対応事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

内閣府告示第二百二十九号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のように定め、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
による救援の程度及び方法の基準

(救援の程度及び方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)第十条第一項(令第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号。以下「法」という。)第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準(次項において「特別基準」という。)を定める。

3 救援を実施する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長)は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(收容施設の供与)

第二条 法第七十五条第一項第一号の收容施設(応急仮設住宅を含む。

む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民(法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。)又は武力攻撃災害(法第二条第四項に規定する武力攻撃災害を言う。以下同じ。)により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者(以下「避難住民等」という。)を收容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設置により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百四十円(冬季(十月から三月までの期間をいう。以下同じ。))については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものを收容する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 收容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに收容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の收容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百

七十七万五千円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百四十円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数ものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法(平成十六年法律第十号)第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条、第八条及び第九条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなつた後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出で

きる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百七十七万五千円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとすること。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千二百三十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 被服、寝具及び身の回り品
- ロ 日用品
- ハ 炊事用具及び食器
- ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもつて決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	円 千九百	円 千二百	円 千五百	円 千六百	円 千二百	八千円
冬季	円 千三百	円 千四百	円 千五百	円 千六百	円 千七百	一万千六百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（医療の提供及び助産）
 第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各

号に定めるところにより行うこととする。

- 一 医療の提供
- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
- ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む）を行うことができること。
- ハ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 診療
 - (2) 薬剤又は治療材料の支給
 - (3) 処置、手術その他の治療及び施術
 - (4) 病院又は診療所への収容
 - (5) 看護

二 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。
- ロ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 分べんの介助
 - (2) 分べん前及び分べん後の処置
 - (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用し

た衛生材料の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の搜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の搜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の搜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺(附属品を含む。)

ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万九千五百円以内、小人十七万五千二百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他

必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなつた後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ ロに掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学

校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする
こと。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百二十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用される教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 四千八百円

(2) 中学校生徒 一人当たり 五千五百円

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 五千六百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（死体の搜索及び処理）

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千五百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千五百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号

の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなつた後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 二 障害物の除去のため支出できない費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万八千七百円以内とする。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の搜索及び救出
 - ニ 死体の搜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

前 文〔抄〕（平成二十六年三月三十一日内閣府告示第二十号）
平成二十六年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成二十七年三月三十一日内閣府告示第四十五号）
平成二十七年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成二十八年三月三十一日内閣府告示第一百三十三号）
平成二十八年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成二十九年三月三十一日内閣府告示第五百三十四号）
平成二十九年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成三十年三月三十日内閣府告示第五十二号）
平成三十年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和元年九月三十日内閣府告示第九十号）
令和元年十月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和四年三月三十一日内閣府告示第三十八号）
令和四年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和五年三月三十一日内閣府告示第三十七号）
令和五年四月一日から適用する。

島根県の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管及び返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、島根県の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙に定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付等の対象者)

第3条 知事は、武力攻撃事態等において国民保護法第11条の規定に基づき、知事が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付等を行うものとする。

- (1) 県の職員（県の警察職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (4) 知事が指定した指定地方公共機関

(交付等の手続)

第4条 知事は、前条第1号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

- 2 知事は、前条第2号及び第3号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等作成して交付する。
- 3 知事は、前条第4号に掲げる者に対し、当該対象者からの特殊標章等に係る使用許可申請書（別記様式1）による申請に基づき、使用の許可を与えるものとする。

第2章 特殊標章の交付等

（腕章及び帽章の交付等）

- 第5条 知事は、第3条第1号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、知事が必要と認める者に対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。
- 2 知事は、第3条第1号に掲げる者（前項で掲げる者を除く。）並びに同条第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。
 - 3 知事は、第3条第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、特殊標章を付した腕章等の使用を許可するものとする。ただし、知事は、第3条第4号に掲げる者から腕章等の使用の許可の申請があった場合で、その者が武力攻撃事態等において実施することが想定される国民保護措置の内容等を勘案し、必要と認めるときは、平時において、その使用を許可することができるものとする。

（旗及び車両章の交付等）

- 第6条 知事は、前条の規定に基づき、腕章等を交付等する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて交付等するものとする。

（訓練における使用）

- 第7条 知事は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条第1号から第3号までに掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。
- 2 知事は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

- 第8条 知事は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、知事は必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 知事から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により速やかに知事に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付等)

第10条 知事は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 知事は、第5条第2項及び第3項の規定により、腕章等を交付等した者に対し、身分証明書を交付等するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 知事から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 知事から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式4）により速やかに知事に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により知事が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により知事が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、知事が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に殉じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 知事は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。
2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 知事から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 知事は、特殊標章等を交付等する者に対し、当該交付等する際その他必要な機械を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

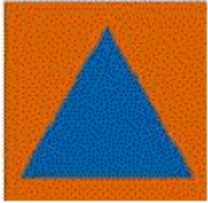
第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 島根県における特殊標章等の交付等及び管理に関する事務は、総務部消防防災課が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年3月17日から施行する。

別紙（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ④一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：島根県 1）
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue -----	証明書番号/No. of card -----	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry -----		

裏面

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	頭髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type -----		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

様式第1号(第4条関係)

交 付
特殊標章等に係る
申請書
使用許可

平成 年 月 日

島根県知事 殿

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) _____ (ローマ字) _____	生年月日(西暦) _____年____月____日
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ _____	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
電話番号： _____ E-mail： _____	
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長：_____ cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____ (Rh因子_____)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載) _____ _____

(許可権者使用欄) 資 格： _____ 証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____ 有効期間の満了日： _____ 返納日： _____

別記様式2 (第4条関係)

特殊標章等の交付/使用許可をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資格	交付等 の年月日	有効期間 の満了日	身長	眼の色	頭髮の 色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考
1	国民保護	Hogo, Kokumin	1975/6/18	島根県職員	2005/6/18	2007/6/18	173	茶	黒	O (Rh+)		帽子, 衣服用×1	2007/6/18	所属: 国民保護課
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														

別記様式3 (第9条関係)

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
島根県知事 殿	
申請者	
住 所 _____	
_____ (電話 _____)	
氏 名 _____ 印 _____	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失（破損等）年月日	
3 紛失の状況（破損等の理由）	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式4（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
島根県知事 殿	
申請者	
住 所 _____	
_____ (電話 _____)	
氏 名 _____ 印 _____	
1 旧身分証明書番号	
2 理由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の
手続その他の必要な事項を定める省令

(平成十七年三月二十八日総務省令第四十四号)

最終改正：平成二七年九月一六日総務省令第七六号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令
第二百七十五号）第二十五条第二項 及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十
二条 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報
の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次の
ように定める。

(安否情報の収集方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法
律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項 及び第二項（法第百八十三条 に
おいて準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害
により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民について
は様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長
が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十
六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条 におい
て準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法) 第九十四条第一項及び第二項（法
第百八十三条 において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記
載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない
方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合
その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることがで
きる。

(安否情報の照会方法)

第三条 法第九十五条第一項（法第百八十三条 において準用する場合を含む。次条に
おいて同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条 にお
いて準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号 により記載した書面を総務大臣
又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を
緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住し

ている場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の提供）

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一六日総務省令第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この条において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（次項において「住民基本台帳カード」という。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（次項において「個人番号カード」という。）とみなして、第五条及び第六条の規定による改正後の住民基本台帳法施行規則の規定を適用する。

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一 第三条の規定による改正後の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等

の交付に関する省令第二条第三項第一号、第五条第一号、第九条第二号及び第十一条第一号イ

二 第九条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（次条において「新公的個人認証法施行規則」という。）第五条第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第七十五条第二項第一号及び第三項第一号並びに第七十六条第二項第一号及び第三項第一号

三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項

四 第十一条の規定による改正後の統計法施行規則（以下この号において「新統計法施行規則」という。）第十一条第二項第一号（新統計法施行規則第十六条において準用する場合を含む。）

五 第十二条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下この号において「新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」という。）第五条第一項第一号イ（新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第十一条第六項、第十二条第一項及び第二項、第十三条第三項、第十四条第三項並びに第二十四条において準用する場合を含む。）

様式第1号 （第1条関係）

様式第2号 （第1条関係）

様式第3号 （第2条関係）

様式第4号 （第3条関係）

様式第5号 （第4条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、 ①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を 回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意。	同意する 同意しない
※備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号 (第2条関係)

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分
 担当姓名：
 市町村名：

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨自傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先 その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭隣隣・同居者・知人以外への回答又は公表の同意	備考

備考
 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 5 ⑫～⑬の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）	年 月 日	
申 請 者 住所（居所） _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ _____ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 其他（ _____ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答 します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

改正

平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応第 29 号、令和 5 年 5 月消防応第 55 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について

て主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれ著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反對象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

の

(ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 死者 5 人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- (3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が

高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

- (1) 火災種別
「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 消防活動状況
当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。
- (3) 救急・救助活動状況
報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。
- (4) 災害対策本部等の設置状況
当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) (鎮圧日時) 鎮火日時 (月 日 時 分) 月 日 時 分
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建物の概要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²
焼損程度	全焼 棟 } 計 棟 半焼 棟 } 部分焼 棟 } ぼや 棟 } 焼損面積 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯 気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救急・救助活動状況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)	
消防覚知方法		気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の 区 分			
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等	人(人)
			重症	人(人)
			中等症	人(人)
			軽症	人(人)
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
	消 防 本 部 (署)	その他	人	
		消 防 団	台 人	
		消 防 防 災 ヘリコプター	機 人	
		海 上 保 安 庁	人	
		自 衛 隊	人	
警戒区域の設定	月 日 時 分	そ の 他	人	
使用停止命令	月 日 時 分			
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況		その他都道府県又は市町村が講じた応急対策								

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 別紙

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

この様式は、住民避難が必要となるような状況が生じた時に、必要な情報を得るためのものであり、**判明した事項から逐次報告してください。**

事案名			
報告日時	年 月 日 () 時 分	都道府県	
報告者氏名			

1 住民避難の範囲の参考情報

区分	報告内容(設定時刻、危険物を扱う施設の有無等)
① 警察が設定した立入禁止の区域	
② 消防が設定した消防警戒区域	
③ 市町村が設定した警戒区域	

注:図を添付してください

2 上記地域の状況

居住人口(概数可)	
-----------	--

注1:対応する地域の地図を添付してください。

注2:「町・大字単位」など把握可能な範囲で報告してください。この場合、添付する地図に対応関係を明記してください。

避難行動要支援者等の状況	① 幼稚園・保育園など	施設数: 人数:	④ 障害者施設	施設数: 人数:
	② 学校	種別: 施設数: 人数:	⑤ 医療機関	施設数: 入院患者数:
	③ 高齢者施設	施設数: 人数:	⑥ 居宅の避難行動要支援者	人数:
エリア内で特記すべき施設				

注:②学校については、種別(小学校、中学校、高校、特別支援学校等)が分かるように記載してください。

3 避難手段、避難先の状況

避難先地域・施設	地域・施設の名称: 収容可能人数:
県内で対応困難な避難者数	
避難経路	
移動手段の手配状況	

4 1の範囲の避難状況(自主避難を含む)

--

消防庁受信者氏名 _____

その他の注意事項

- 不明な項目については『不明』『確認中』等の進捗状況を報告してください。
- 区域、施設の場所は、地図に明示し添付してください。
- 「避難行動要支援者の状況」欄の人数は、避難に当たって援護を要する者の人数を記載してください。
- 事案が異なる場合は、別葉として報告してください。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
島 根 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

参考例

避難実施要領

〇〇市長
月 日 時 分現在

市域内避難 及び 市域外避難

1 都道府県からの避難の指示の内容

別紙のとおり

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	〇〇年〇月〇日(〇) 14:00
発生場所	〇〇市〇〇1-2-3 〇〇会館
実行の主体	武装工作員
事案の概要と被害状況	自動小銃、ロケットランチャー等を装備する武装工作員4名が占拠
今後の予測・影響と措置	事態の収束には1日以上かかると見積もられる。
気象の状況	天候:___ 気温℃ 風向___ 風速___m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	〇〇市〇〇町及び〇〇町の一部
避難先と避難誘導の方針	要避難地域の住民を指定する避難所に徒歩及び車両で避難させる。
避難開始日時	〇〇年〇月〇日(〇) 14:20
避難完了予定日時	—

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	住民の安全を確保しつつ、迅速に避難を実施するために必要な協力を関係地方公共団体に対して行う。
連絡調整先	—

3 事態等の特性で留意すべき事項

事態の特性 (除染の必要性等)	保有する装備から努めて遮蔽して避難が必要、企図は不明で自爆する可能性は否定できない。
地域の特性	要避難地域に〇〇(小学校・医療施設)があり、避難に配慮が必要。
時期による特性	—

4 避難者数(単位:人)

地区名	〇〇町	〇〇町	〇〇町	合計
避難者数(計)	300	150	80	530
うち要援護者数	20	10	5	35
うち外国人等の数	15	5	0	20

5 避難施設

①

②

③

5-1 避難施設

避難先地域	〇〇町	〇〇町	〇〇町	
避難施設名	〇〇高等学校	〇〇コミュニティセンター	〇〇図書館	
所在地	〇〇町1234	〇〇町56	〇〇町789	

収容可能人数(人)	1,500	333	220	
連絡先(電話等)	00-0000	11-1111	22-2222	
連絡担当者	〇〇課	〇〇課	〇〇課	
その他の留意事項等	体育館の使用を中止いただく必要あり。	使用者の退却、使用予定者への中止連絡。	イベント参加者への中止連絡。	
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	〇〇公園	〇〇駐車場	〇〇保育園	
所在地	〇〇町	〇〇町	〇〇町	
連絡先(電話等)	33-3333	44-4444	55-5555	
連絡担当者	〇〇課	〇〇課	〇〇課	
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	鉄道・ <input type="checkbox"/> バス <input checked="" type="checkbox"/> ・船舶・ <input type="checkbox"/> 徒歩 <input checked="" type="checkbox"/> ・その他()			
輸送手段の詳細	種類(車種等)	大型バス(〇〇人乗り) 中型バス(〇〇人乗り) 公用車(10人乗り、8人乗り、7人乗り)		
	台数	大型バス〇台 中型バス〇台 公用車 10人乗り 〇台 公用車 8人乗り 〇台 公用車 7人乗り 〇台		
	輸送可能人数	〇〇名		
	連絡先	〇〇バス(株) 11-1111 〇〇観光(株) 22-2222 〇〇課 21-6695 〇〇市消防本部 21-2119		
輸送力の配分の考え方	一時避難場所を作り配車			
その他輸送手段	要援護者	〇〇病院へ救急車10台、院内の30人に受け入れ先必要		
	その他(入院患者等)	施設所有車両を基本とする		
7 避難経路				
避難に使用する経路		国道9号、国道184号、国道431号、県道〇号、市道〇〇線 主要地方道〇〇〇〇線		
交通規制	実施者の確認	〇〇警察		
	規制にあたる人数	〇〇名		
	規制場所	6か所 ・国道9号 〇〇交差点、〇〇交差点 ・県道〇号 〇〇交差点、〇〇団地入口付近 ・市道〇号 〇〇ストアー前交差点、〇〇神社付近		
警備体制	実施者の確認	—		
	規制にあたる人数	—		
	規制場所	—		

8 避難誘導方法					
8-1 避難(輸送)方法					
地区		1	2	3	
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	300	150	80	
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	
	避難先	〇〇公園	〇〇駐車場	〇〇保育園	
	集合時間	14:20	14:25	14:30	
	その他(誘導責任者等)	自治会長 自主防災組織 組織構成員 〇〇課	自治会長 自主防災組織 組織構成員 〇〇課	自治会長 自主防災組織 組織構成員 〇〇課	
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	自治会単位 事業所単位	自治会単位 事業所単位	自治会単位 事業所単位	
	輸送手段	バス	バス	バス	
	避難経路	別図	別図	別図	
	避難先	〇〇高等学校	〇〇コミュニティセンター	〇〇図書館	
	避難完了予定日時	14:45	14:45	14:50	
その他(誘導責任者等)	〇〇課	〇〇課	〇〇課		
要援護者等の避難方法	誘導の実施単位	戸別	戸別	戸別	
	要援護者への支援事項	公用車で避難所へ搬送	公用車で避難所へ搬送	公用車で避難所へ搬送	
	輸送手段	公用車	公用車	公用車	
	避難経路	国道9号、主要地方道〇〇〇線、市道〇〇線	国道9号、主要地方道〇〇〇線、市道〇〇線	国道9号、主要地方道〇〇〇線、市道〇〇線	
	避難先	〇〇高等学校	〇〇コミュニティセンター	〇〇図書館	
	避難開始日時	14:20	14:25	14:30	
	避難完了予定日時	14:50	14:55	15:00	
8-2 職員の配置方法					
配置場所	地図のとおり				
人数	40名				
現地調整所	〇〇公園 避難所運営班〇名、その他市職員〇名 〇〇駐車場 避難所運営班〇名、その他市職員〇名 〇〇保育園 避難所運営班〇名、その他市職員〇名				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	① 各自治会長(避難未確認者の報告) ② 市職員(安全確認エリア内現地確認) ③ 消防本部、警察、自衛隊				
時期	避難所への避難完了後				
場所	要避難地域内				

方法	戸別訪問
措置	避難を進める
終了予定日時	—
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	避難先施設に到着したならば、随時給食
食事場所	各避難所
提供する食事の種類	備蓄食料(水、非常食)、弁当
実施担当部署	—
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による連絡、防災行政無線、緊急速報メール、いずれも防災メール、市ホームページ、車両による広報、有線放送及びケーブルテレビ等による放送。避難所との連絡は施設内固定電話、公用携帯電話等により行う。	
9 避難時の留意事項(主に住民)	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	避難時には貴重品、身分証明書等、着替え、日用品、非常持出し品等を携行する。 近隣で声を掛け合い相互に助け合って避難すること。
事態の特性	武装工作員が発砲する恐れがあり、細心の注意が必要である。
時期の特性	—
一時集合場所での対応	
各自治会長へ避難したことを報告すること。また、避難困難等の情報があれば共有すること。	
誘導員の指示に従い、慌てずに避難すること。	
10 誘導に際しての留意事項(職員)	
(心得・安全確保・服装等) 職員は冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 職員は防災服又はビブスの着用により、誘導員であることの立場を明確にし、活動への理解を求めること。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線、緊急速報メール、いずれも防災メール、市ホームページ、有線放送及びケーブルテレビ等による放送。 広報車、消防車両を活用しての周知。
避難実施要領の伝達先	—
職員間の連絡手段	別添「電話番号一覧」による。
12 緊急時の連絡先	
〇〇市緊急対処事態対策本部 (事務局 〇〇課)	電話: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 FAX: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇